

規制改革推進に関する答申

令和8年6月29日

規制改革推進会議

目次

I 総論	4
1. はじめに	4
2. 基本的な考え方	4
3. 審議経過等	5
(1) 審議経過	5
(2) 規制改革実施計画のフォローアップ	5
(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付	6
4. 本答申の実現に向けて	6
5. 次のステップへ	6
II 各個別分野における規制改革	8
1. 強い経済の実現	9
1 地域活性化・人手不足対応	9
ア 地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農 地利用最適化のための制度面・運用面の見直し.....	9
イ 植物工場の促進に向けた規制等の在り方	18
ウ 自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化	21
2 健康・医療・介護	26
エ 医療等データの利活用の促進	28
(1) 全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備 ..	28
(2) 電子カルテデータの利活用の促進	33
(3) 本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方	37
オ 医師による画像読影等におけるA I活用の促進	48
カ 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	53
3 働き方・人への投資	58
キ 労働時間法制に係る政策対応の在り方	58
(1) 1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方	58
(2) 裁量労働制の適用対象業務の在り方	64
4 スタートアップ・イノベーション促進	69
ク 無人航空機（ドローン）の社会実装の促進	69
ケ A I時代に対応する規制・制度改革の在り方	75
コ 独占禁止法等に基づく議決権保有制限の見直し	87
(1) 独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し	93
(2) 銀行法及び保険業法に基づく議決権保有制限の見直し	99
サ 会社法の見直し（株式対価M&A、実質株主確認制度 等）	100
シ 電波利用規制の見直し	107

(1) 技術基準適合証明等の見直し	107
(2) ワイヤレス電力伝送システムの見直し	112
5 GX・サステナビリティ	118
ス 蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化	118
セ 次世代型太陽電池の普及促進	119
ソ 太陽光発電設備の使用前自己確認の見直し	125
タ 家電製品の再生材活用・リサイクルの促進	130
6 デジタル・AI	135
チ 弁護士法におけるAI活用の更なる明確化	135
ツ 研究開発法人のイノベーション力向上のためのAI等の利活用促進	138
テ AIを活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確 化.....	141
ト 政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入促進	146
ナ フィジカルAIを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証 実験の推進.....	154
ニ 次世代AIデータセンターの国内立地の加速	162
ヌ デジタル・AIを有効活用するための重要事項説明時における宅建士の 立会いの見直し等.....	168
2. 地方を伸ばし、暮らしを守る.....	173
1 地域活性化・人手不足対応	173
ア 遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣 対策）	173
イ 未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進	178
ウ 長期相続登記等未了土地解消事業の活用の円滑化	190
エ 貨物自動車運送事業法における農機の運送の取扱いの明確化	193
オ 歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成	195
カ 指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等	197
キ 全国における移動の不足の解消	201
(1) 全国における移動の不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活 用事業等）の推進.....	201
(2) 自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方 法の明確化.....	202
(3) 自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し	204
(4) 自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化【再掲】	206
ク 限定訪問特定整備の法定点検の可能化	210
2 健康・医療・介護	213

ケ	地域の实情に応じた介護サービス提供体制の見直し	214
	（１）特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等	214
	（２）特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進	218
コ	医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進	224
サ	地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化	226
3	働き方・人への投資	228
シ	シフト制における適正な年次有給休暇の取得等	228
ス	オンラインによる労働条件の明示方法の見直し	235
セ	育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し	240
ソ	外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直し	246
タ	在留管理制度の運用の適正化	249
4	スタートアップ・イノベーション促進	253
チ	緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化	253
ツ	法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善	255
テ	災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件の明確化	261
ト	消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げ	265
ナ	消費者の適切な商品選択に向けた不実証広告規制の見直し	269
5	デジタル・AI	273
ニ	政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係 手続のワンストップサービス等）	273
	（１）自動車保有関係手続のワンストップサービスの利便性向上	276
	（２）政府情報システム全般における利用者目線での利便性向上	278
ヌ	自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化	280
6	その他経済対策関連事項	289
ネ	地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向け た取組	289
ノ	光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の一元的な情 報公開とワンストップ化等	289
III	今後の検討の方向性	290
	（参考資料１）規制改革推進会議 委員名簿（令和８年６月２９日時点）	291
	（参考資料２）規制改革推進会議専門委員名簿（令和８年６月２９日時点）	292
	（参考資料３）ワーキング・グループの構成員（令和８年６月２９日時点）	293
	（参考資料４）規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	294

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下本章において「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日、令和5年6月1日、令和6年5月31日及び令和7年5月28日に、それぞれ審議結果を取りまとめている。

本答申は、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」を二本柱として、会議が約7か月をかけて取り組んできた審議の結果を取りまとめたものである。

2. 基本的な考え方

我が国経済社会は少子化・人口減少という構造的な課題を抱えており、生産年齢人口が30年前の平成7年をピークに減少を続けている中で、企業の人手不足感是非製造業や中小企業を中心に歴史的な水準にまで高まっている。今後、少子化・人口減少が加速していくことによって、労働供給の制約は潜在成長率を押し下げる深刻な要因となり得ると考えられる。

このため、中長期的に力強い経済成長を実現していくためには、官民が力を合わせて社会課題の解決に向けて国内投資を拡大するとともに、デジタルやAIなどの新しい技術の社会実装を促進し、生産性を高めていくことなどによって、潜在成長率を引き上げていくことが求められる。

こうした現状を踏まえ、規制・制度改革により、民間投資と技術革新を促進し、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備することは、政府の重要な役割である。人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて、規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底することが必要である。同時にこうした取組を通じて、安全と利便性を両立させ、誰もが安心して暮らし、挑戦できる社会を実現することも大切である。

以上のような問題意識の下、規制改革推進会議では、国民の今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作り、日本列島を強く豊かにしていく観点から、必要となる規制・制度改革を強力に進めるための検討・審議を行って

きた。

今期は、これまで、令和7年10月3日、10月16日、12月24日及び令和8年2月26日に規制改革推進会議を開催するとともに、令和7年10月から令和8年6月までの間に各ワーキング・グループを計36回開催し、審議を積み重ねてきた。令和8年夏に政府が策定予定の規制改革実施計画に向けて、この間の審議の結果を本答申として取りまとめるものである。

3. 審議経過等

(1) 審議経過

会議は、令和7年10月3日に第24回規制改革推進会議を開催し、規制・制度改革を更に発展・深化させていくことを確認した。令和7年12月24日に新内閣発足後初となる第26回規制改革推進会議を開催し、規制・制度改革の今後の検討課題や日本成長戦略本部と規制改革推進会議の連携を提示した。こうした方針の下、地域活性化・人手不足対応、健康・医療・介護、働き方・人への投資、スタートアップ・イノベーション促進、デジタル・AIの5つのワーキング・グループ及びGX・サステナビリティサブワーキング・グループを開催し、今期の活動を本格的に開始した。

また、令和8年2月26日の第27回規制改革推進会議において、約2か月間の審議結果を中間的に取りまとめ、今後の検討や具体化を加速させるべく中間答申を決定した。

なお、本答申に向けた今期の活動では、全ての会議をオンライン又はオンラインを併用する形式で開催し、各ワーキング・グループについては、原則としてリアルタイムに審議の様相を配信した。

(2) 規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和7年6月の規制改革実施計画及びそれ以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和7年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところである。本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日から「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設している。

規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた提案については、規制所管府省に検討を要請し、規制所管府省からの回答をウェブページで公表している。また、提案のうち、規制改革に係る事項については、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更なる精査・検討を要する事項を厳選して議論し、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用している。

4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

また、規制改革の推進に当たって、政府では、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んでいるが、個人や事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、また、個別に取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれもある。

このため、政府全体として規制改革を強力に推進するための体制について検討することが必要であり、「規制改革実施計画」の策定に当たっては、規制改革関連制度間の連携を進めるため、本答申に盛り込んだ項目のほか、関係する規制改革事項も包括的に取り込んだ計画の策定が求められる。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革の遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申や閣議決定が行われてきた。しかし、当初意図された改革が違った形で進むケースがしばしば見られる。

決定事項が「骨抜き」にならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないかなど、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、改革の効果測定やKPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。さらに、幅広い要望を掘り起こしつつ、規制改革の活動への理解を深めていただくため、規制改革・行政改革ホットラインの周知に努めるとともに、当事者の方々との直接の対話や規制改革事項の説明の機会を設けていくことが望まれる。

II 各個別分野における規制改革

規制改革推進会議（各ワーキング・グループを含む。以下同じ。）において審議してきた内容について、「1. 強い経済の実現」と「2. 地方を伸ばし、暮らしを守る」の二本柱でその結果を以下のとおり取りまとめる。以下に記載の「実施事項」については、原則として、規制改革推進会議における議論に基づき、規制所管府省と事務局（内閣府規制改革推進室）の間で、措置内容及び期限について合意し、委員が改革に資すると認めたものである。

1. 強い経済の実現

1 地域活性化・人手不足対応

ア 地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直し

- 【a, e, g : 令和 8 年度上期措置、
b : 措置済み、
c : 令和 8 年度措置、
d : 令和 8 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
f : (前段) 令和 8 年度措置、
(後段) 令和 8 年度から令和 11 年度まで継続的に措置、
h : 令和 8 年度から令和 11 年度まで継続的に措置、
i : (①・③) 令和 8 年度措置、
(②) 令和 9 年度措置、
(④) 令和 10 年度から令和 11 年度まで継続的に措置、
(⑤) 令和 9 年度から令和 11 年度まで継続的に措置、
j : 令和 8 年度検討開始、令和 9 年度結論、
結論を得次第可能なものから順次措置】

＜基本的考え方＞

我が国では、高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、基幹的農業従事者数は長年減少傾向であり、令和 7 年における基幹的農業従事者数は 104 万人、その平均年齢は 67.7 歳で、年齢構成は 70 歳以上の層が最も多く、65 歳以上が全体の 69.6% を占めており、さらに、農林水産省の試算によれば、令和 22 年（2040 年）には基幹的農業従事者が 30 万人程度まで減少することが見込まれる中、国内農業を持続的に発展させるためには、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及を効率的に組み合わせられた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることで、農業従事者にとっても十分な対価が還元される仕組みを構築することが重要である。他方で、食料安全保障の観点での国内の生産能力強化と、市場への供給増加を目指すことが必要であり、これは食料安全保障対策としても必須の取組となる。

一方、我が国の農業の最も基礎的な生産手段である農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。以下同じ。）の面積は昭和 36 年（1961 年）時点の約 609 万 ha と比べて令和 7 年（2025 年）時点で約 424 万 ha となっており、約 65 年間で約 30% の減少と長期にわたり減少しているほか、令和 6 年度時点の 1 号遊休農地（農地法第 32 条第 1 項

第1号に基づく現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。)は約9.8万ha存在し、令和4年度時点の約9.0万haと比べて2年間で約9%増加するなど、本来利用可能な農地も十分に利用されていない状況にある。

こうした中、「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)においては、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。)に基づく農地の集積・集約化により規模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備等により、生産性の向上を図ることと明記され、農地の大区画化や農地集約による限られた人数でも効率的に営農可能な環境の整備が重要であると考えられる。

さらに、これまで担い手への農地の集積を推進してきた結果、農地集積率(耕地面積のうち、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に基づき、青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)、集落営農(集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。)、基本構想水準到達者(①年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者、②農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者のいずれかに該当する経営体(個人・法人)をいう。)が利用している面積の割合をいう。)は平成25年(2013年)の約49%から10年後の令和5年(2023年)に約60%まで上昇しているものの、今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るためには、農地の集積にとどまらず、農地の集約化が必要であり、「食料・農業・農村基本計画」においても、地域計画の分析による農地の集約化の状況把握とこれまでの取組の在り方を踏まえた課題抽出を行い、農地の集約化がより効果的に促進されるよう、必要な対応を進めるとともに、集約化の進捗率を定量的に評価するための手法を実装するよう検討を行うとされている。

こうした中、農林水産省における地域計画の策定状況の調査、分析・検証、見直し等を踏まえると、以下の点が課題として指摘されている。

- ・地域計画区域内の農用地等（農業経営基盤強化促進法第4条第1項に規定する農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地等をいう。以下同じ。）の面積は令和7年4月末時点で約422万haあるが、将来の受け手が位置付けられていない農地面積（地域計画区域内の農用地等の面積のうち、目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた農業者の10年後の経営面積を除いた面積をいう。）は約134万haと約3割に上る。
- ・令和7年4月末時点で作成された18,894地区の目標地図について、将来の受け手に集約化することが明確化されている目標地図は、約1割にとどまっている。
- ・「現況地図（地域計画の策定の取組において現況把握のために作成した地図等をいう。）にほぼ近い」に該当する目標地図は、10年後の農業者が過大に位置付けられている傾向があり、「将来の受け手が位置付けられていない農地」が過少となっている可能性がある。
- ・目標地図に位置付けられた10年後の農業者の経営面積（約288万ha）の中には、「規模縮小の意向がある」（約28万ha）、「一定年齢以上の農業者の農地である」（約56万ha）など、実際には将来利用されないリスクのある農地が含まれている。

このうち、将来の受け手が位置付けられていない要因としては、以下が挙げられる。

- ①既存の担い手の引受けに限界が生じており、担い手不足になっている
- ②地域計画の規模が小さく、担い手が不足している
- ③基盤整備が行われておらず、受け手不在となっている
- ④農地の所有者が不在村等により、受け手が検討できない
- ⑤担い手がいるものの、地理的条件から受け手が検討できない

上記課題を踏まえ、農林水産省では、将来の受け手が位置付けられていない農地の解消に向けて、目標地図ベースで将来の農地集約状況の正確な把握を行った上で、優良事例の横展開、目標地図の個別検証等、市町村等による地域計画の継続的な見直しを後押ししている。

一方、農業者等からは、以下の指摘があり、農地中間管理機構（地方公共団体等が出資して組織されている法人であり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第4条に基づき、都道府県知事が都道府県に一つに限って指定するものをい

う。以下同じ。) 経由の農地の賃貸借契約に関して、耕作者の手續の負担が重く、また、手續に要する期間が長期化する傾向があるとの声のほか、地域計画の見直しだけでなく、農地集約率(農地の集約化の進捗率を定量的に評価するための手法をいう。以下同じ。)の算定方法や目標地図に関するデータ等の整備、農地中間管理事業法第18条第10項の規定により、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法(明治29年法律第89号)第594条第2項又は第612条第1項の規定において貸主又は賃貸人の承諾を定めているにもかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を要しないとされていることの趣旨の徹底、農地中間管理機構経由の賃貸借契約更新の簡素化、所有者不明農地制度(農地法第41条又は農地中間管理事業法第22条の2から第22条の4に基づき、農業委員会の探索・公示手續を経て、農地中間管理機構への利用権等を設定できる仕組みをいう。以下同じ。)の標準処理期間の設定、遊休農地に係る利用意向調査(農地法第32条に基づき、同法第30条の規定による利用状況調査の結果、遊休農地に該当する場合に、農業委員会がその農地の所有者に対し、その農地の農業上の利用の意向について行う調査をいう。以下同じ。)の合理化・公表などの取組を行う必要があると考えられる。

- ・農地利用最適化に向けて、目指すべき農地集約率など必要なデータが明確になっていない。
- ・市町村が作成する地域計画の目標地図の出力様式が市町村によって異なるために、農地集約率について分析を行うことが困難になっている。
- ・農地中間管理機構が農地中間管理権の設定を受けた賃貸借契約の場合、農地中間管理事業法第18条第10項の規定においては地権者から承諾を得なくても耕作者を指名できるとされているが、実際には地権者に承諾を得てから貸出しを行っており、適切な運用がされていない。地方公共団体、農地中間管理機構ともに調整機能の低さや消極的な対応が問題になっている。
- ・農地中間管理機構経由の賃貸借契約更新の場合、農地中間管理事業法第2条第3項第1号の規定においては農地中間管理機構が地権者への同意を得るとされているが、一部において、農地中間管理機構が耕作者に対して、農地中間管理機構経由の賃貸借契約の更新の際に、耕作者から地権者への同意を得るよう依頼していることから、耕作者に負担がかかっている。また、農地中間管理機構経由の賃貸借契約に要する期間が長期化しており、その要因として、法令上、賃貸借契約の際の書類は押印不要であるにもかかわらず、押印を求めていたり、農用地利用集積等促進計画(農地中間管理事業法第18条の規定により農地中間管理機構が、出し手からの農地の

借受けや受け手への農地の貸付けを行う際に作成する計画をいう。)に関する地方公共団体と農地中間管理機構との情報共有に時間がかかっていたりしていることが考えられる。

- ・所有者不明農地（不動産登記簿等により所有者が直ちに判明しない農地及び所有者が判明しても所在が不明で連絡がつかない農地をいう。）があった場合、所有者不明農地制度があるが、農業委員会から探索に要する期間が長期に及ぶと指摘されることから、利用を断念せざるを得ない場合が存在する。
- ・農地の所有者は、農地法第2条の2に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務があるにもかかわらず、営農を行わず担い手への貸付けを拒んでいる実態があり、その背景には、転用期待等の可能性もあると考えられる。また、農地法第36条の規定においては、農業委員会が遊休農地に係る利用意向調査を行い、所有者から農地を耕作する意思表示があるが、農業上の利用の増進が図られていない場合や、所有者に農地の農業上の利用を行う意思がない場合には、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとされているが、適切な運用がされていないと考えられる。さらに、遊休農地には該当しないが、除草又は耕うんのみが行われ作付けが行われていない農地が一定程度存在していると考えられる。

以上を踏まえ、地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化を実現する観点から、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

我が国では、高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、基幹的農業従事者数は長年減少傾向であり、令和7年における基幹的農業従事者数は104万人、その平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層が最も多く、65歳以上が全体の69.6%を占めており、さらに、農林水産省の試算によれば、令和22年（2040年）には基幹的農業従事者が30万人程度まで減少することが見込まれる中、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）においては、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。）に基づく農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）の集積・集約化により規

模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備等により、生産性の向上を図ることとされている。一方、地域計画区域内の農用地等（農業経営基盤強化促進法第4条第1項に規定する農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地等をいう。以下同じ。）の面積は令和7年4月末時点で約422万haあるが、将来の受け手が位置付けられていない農地面積（地域計画区域内の農用地等の面積のうち、目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた農業者の10年後の経営面積を除いた面積をいう。）は約134万haと約3割を占めているほか、令和7年4月末時点で作成された18,894地区の目標地図について、将来の受け手に集約化することが明確化されている目標地図は、約1割にとどまるなど、将来の受け手が位置付けられていない農地の解消に向けて地域計画の見直しが早急に求められている。さらに、農業者等からは、地域計画の見直しだけでなく、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第18条第10項の規定の趣旨の周知徹底、農地中間管理機構（地方公共団体等が出資して組織されている法人であり、農地中間管理事業法第4条に基づき、都道府県知事が都道府県に一つに限って指定するものをいう。以下同じ。）における賃貸借契約に係る事務手続の簡素化、所有者不明農地制度（農地法第41条又は農地中間管理事業法第22条の2から第22条の4に基づき、農業委員会の探索・公示手続を経て、農地中間管理機構への利用権等を設定できる仕組みをいう。以下同じ。）の標準処理期間の設定、遊休農地に係る利用意向調査（農地法第32条に基づき、同法第30条の規定による利用状況調査の結果、遊休農地に該当する場合に、農業委員会がその農地の所有者に対し、その農地の農業上の利用の意向について行う調査をいう。以下同じ。）の合理化・公表、農地集約率（農地の集約化の進捗率を定量的に評価するための手法をいう。以下同じ。）の算定方法や目標地図に関するデータ等の整備などの取組を行う必要があるとの指摘や声があることから、地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化を実現する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 農林水産省は、地域計画の協議の場などにおいて、地権者が参加せず、かつ、地権者の意向が不明である場合、農地の集約化に向けた協議が進まないとの声があることを踏まえ、地域計画に基づく農地の集約化が迅速かつ円滑に進むよう、各市町村に対して、農地中間管理事業法第18条第10

項の規定により、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 594 条第 2 項又は第 612 条第 1 項の規定において貸主又は賃貸人の承諾を定めているにもかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を要しないとされていることを、地域計画の見直しにおける協議の場において周知を徹底するよう、通知する。

- b 農林水産省は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 15 号）第 12 条第 3 項に基づき、農地中間管理機構が任意で省略できることとされている添付書類について、一律に添付しないこととするため、必要な法令上の措置を講ずる。
- c 農林水産省は、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業法第 18 条の規定により農地中間管理機構が、出し手からの農地の借受けや受け手への農地の貸付けを行う際に作成する計画をいう。以下同じ。）案の受付から都道府県知事による認可公告までの期間を 2 か月から 3 か月程度で処理している事例や、農地中間管理事業法第 18 条第 1 項及び第 7 項の規定により都道府県知事が実施する農用地利用集積等促進計画の認可及び公告の権限を都道府県知事から市町村に移譲することにより、当該期間を 1 か月程度で処理している事例を公表するとともに、事務処理の迅速化について、各農地中間管理機構に通知する。その際、農林水産省は、農地中間管理機構が地権者及び耕作者に当該計画の策定に必要な書類への押印を求めている場合があるとの声を踏まえ、各農地中間管理機構に対して、押印が不要であることを通知する。

また、農林水産省は、農用地利用集積等促進計画の作成等の事務の簡素化及び迅速化を図っている事例（農用地利用集積等促進計画をクラウド上で作成している事例や、農地中間管理機構独自システムと農業委員会サポートシステムとの連携の事例など）を各農地中間管理機構に対して、周知する。

- d 農林水産省は、農用地利用集積等促進計画について、同一内容の契約が再設定される場合に、農地所有者からの同意取得の方法の改善など、手続の改善に向けた検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- e 農林水産省は、所有者不明農地制度に係る手続について、利用者の予見可能性の向上及び事務処理の迅速性の確保の観点から、「所有者不明農地制度の活用等事例集」（令和 7 年 9 月農林水産省農地政策課）において、農地法に基づく手続については、探索期間が数日程度、裁定申請から裁定までに要する期間が 2 か月程度であり、2 か月の公示期間を含め約 6 か月半で貸付に至っている事例、農地中間管理事業法に基づく手続については、探索期間が 1 か月程度、農用地利用集積等促進計画の申請の認可に要する

期間が1か月程度であり、2か月の公示期間を含め約5か月で貸付に至っている事例があることなどを踏まえ、農業委員会に対する担い手や所有者の申出から担い手への利用権設定までの合理的な標準処理期間を以下の場合ごとに設定し、関係者に対する周知を行う。

- ・担い手の申出を受けて、農業委員会が農地法第32条第3項に基づく公示に向けた探索を行う場合には9か月程度又はそれより短い期間
- ・所有者の申出を受けて、農業委員会が農地中間管理事業法第22条の3に基づく公示に向けた探索を行う場合には6か月程度

f 農林水産省は、農業委員会に対して、遊休農地に係る利用意向調査の結果がeMAFF農地ナビ（農業委員会が整備している農地台帳（農地法第52条の2に基づき、農業委員会が農地に関する情報を整理している台帳をいう。以下同じ。）のうち個人情報等を除いた事項及び農地に関する地図について、インターネット上で公表するサイトをいう。以下同じ。）において公表されていない農地について、公表するよう周知を徹底する。あわせて、遊休農地に係る利用意向調査の合理化を図る観点から、eMAFF農地ナビにおいて農地中間管理機構への貸付け意向を公表した農地については、翌年度以降の利用意向調査の対象から除外するよう、必要な措置を講ずる。

また、農林水産省は、毎年度、遊休農地に係る利用意向調査の結果を都道府県単位又は市町村単位で公表する。

g 農林水産省は、遊休農地について、不耕作の期間が長期化すると農地へ復旧する手間及びコストが増加するとの声や、当該遊休農地の利用に係る交渉が当事者間で完結することが課題であるとの声があったことを踏まえ、以下の2点を明記するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日農林水産省経営局長通知）参考様式並びに「地域計画策定マニュアル」（令和7年7月農林水産省）及び「地域計画変更マニュアル」（令和8年4月農林水産省）を更新する。

- ①地域計画の協議の場で遊休農地が取り扱われるよう、各市町村が提出する地域計画の参考様式中の「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」に「遊休農地の解消に向けた取組」の欄を追加すること。
- ②市町村に地域計画の協議の場に参加したいと申出があった担い手（新規就農者を含む）については、当該市町村が、地域計画の協議の場に参加できるように、開催の見通しを示すとともに、事前の日程案内について十分な期間を設けること。

- h 農林水産省は、除草又は耕うんのみが行われ、貸し付けられていない農地の実態把握を行うため、毎年度、市町村に対して地域計画に関するアンケート調査を実施する際、借受け意向を有する者がいるにもかかわらず、又は、地域計画の協議の中で将来の担い手を確保する必要があるとされたにもかかわらず、貸付けを拒んでいる農地のうち、除草又は耕うんのみを実施している実例及びこれに対する解決に至った好事例等を併せて収集・整理し、公表する。
- i 農林水産省は、農地集約率の算定方法について、適正な農地利用に当たっては全ての品目で農地の集約化が有効であるとともに品目別の団地化が重要であること、農地の集約化の評価手法は生産品目、経営規模、地理条件等による事情の違いを含め、地域の営農や土地条件の実態を踏まえたものとするのが重要であること並びに地域計画の策定及び見直しに当たっては田、畑及び樹園地を区別して農地集約の議論を行っている実態があることを踏まえ、以下の措置を講ずる。
- ①農林水産省は、農林水産政策研究所と協力し、GIS（地理情報システム）データ取得や他データとの連携、水田や畑などの地目も含む種々の条件設定による解析手法の選定等の研究・分析を行った上で、少なくとも水田の農地集約率の算定方法の案を公表すること。
 - ②農林水産省は、①の算定方法案に基づく市町村ごとの農地集約率の試算結果を取りまとめ、公表すること。
 - ③①の際、畑（樹園地を含む。）の農地集約率の算定方法について検討し、結論を得ること。
 - ④農林水産省は、農地集約率の算定方法を現場活動の分析に活用し、農地集約率の算定方法の改良を進めるとともに、市町村ごとの農地集約率について必要な改定を行うこと。
 - ⑤農林水産省は、②、③及び④を踏まえ、農地利用最適化の観点から優良な事例を公表すること。
- j 農林水産省は、市町村が作成する目標地図の出力様式について、市町村の負担も踏まえつつ、GISデータ等への統一に向けた課題や実現可能性について検討を進め、結論を得次第、必要な措置を講ずる。
- また、農林水産省は、目標地図の担い手不在農地のeMAFF農地ナビでの公表については、農地台帳、地域計画及びeMAFF農地ナビの間のデータ連携について、上記の検討の中で、一体的に検討を進め、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

イ 植物工場の促進に向けた規制等の在り方

【a～c：令和8年措置】

＜実施事項＞

気候変動、労働力や土地等の制約等で食料生産が不安定化する一方で、世界人口の増加や、経済発展で食料需要は増加傾向にある中、我が国においては、高齢化及び生産年齢人口の減少が急速に進行し、基幹的農業従事者は長年減少傾向であり、令和7年における基幹的農業従事者数は104万人、その平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層が最も多く、65歳以上が全体の69.6%を占めている。また、農林水産省の試算によれば、令和22年（2040年）には、基幹的農業従事者が30万人程度まで減少すると見込まれているなど、生産基盤の維持が困難になることが懸念される。このため、限られた人数で農業の持続的な発展及び食料の安定供給を確保するには、スマート農業技術（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）・フードテック（生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術をいう。以下同じ。）の活用等を通じて生産性を向上させることが必要である。

また、近年、食の外部化（家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況に伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜といった「中食」（家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食べること及びこれら食品（日持ちしない食品）の総称をいう。）の提供や市場開拓等に進展が見られている動向の総称をいう。）が進む中、安定的かつ大量に調達することが求められる加工用・業務用の野菜の需要は増加し、その割合は野菜の消費全体の約6割を占める。一方、気候変動に伴う異常気象の頻発などにより、主に露地栽培の野菜を安定的に供給することができないリスクが高まってきている。

こうした状況を踏まえ、食料の安定供給を確保していくため、気候変動の影響に左右されず、定時・定量・定価格・定品質な農産物の生産が可能となる植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。以下同じ。）への期待が存在している。

植物工場は、大別すると、①閉鎖環境で太陽光を使わずに環境を制御して周年・計画生産を行う人工光を利用したもの（以下「人工光型植物工場」という。）と、②半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、雨天時・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等により周年・計画生産を行うもの（以下「太陽

光型植物工場」といい、太陽光・人工併用型植物工場（半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、環境を高度に制御して周年・計画生産を行う施設であって、特に人工光によって夜間など一定期間補光をしている施設をいう。）も含む。）があり、令和8年3月時点において、人工光型植物工場の設置面積は約21ha、太陽光型植物工場の設置面積は約1,400haである。また、人工光型植物工場については、令和7年11月、日本成長戦略本部の下で、成長戦略の戦略分野として位置付けられたフードテックの一つの領域とされており、日本成長戦略会議のフードテックワーキンググループにおいて、我が国では、生産性を飛躍的に向上させたモジュールタイプの人工光型植物工場を世界で初めて開発するなど、世界で優位に立てる可能性のある技術を有しているほか、大規模植物工場の商業運営を続け、ビジネスとして成り立たせてきた実績があり、高品質かつ高効率の生産技術を集約した植物工場システム等への投資が拡大することにより、今後、世界の植物工場市場をリードできる可能性がある」と示されている。

一方、特に人工光型植物工場は、施設整備費等のイニシャルコストや光熱費等のランニングコストの高さ・栽培品目の限定といった課題があり、光熱費等の増大等に伴う収益性の悪化によって、欧米では大規模事業者が相次いで倒産しており、我が国においても、植物工場全体の3分の1が赤字とされ、人工光型植物工場においては約5割が赤字とされている。

こうした中、植物工場について、以下に掲げる声や指摘など、導入促進に向けた課題が挙げられている。

- ・人工光型植物工場については、植物工場プラントや生産資材、栽培データ運営ノウハウ等として示されている植物工場システムの導入を検討するに当たって、各社の植物工場システムを客観的かつ適切に比較検討を行うために必要な標準的な評価項目（例えば、歩留まり率、生産日数、収穫重量、生菌数、栄養素及び鮮度等。以下同じ。）及びその評価方法（各項目の数値の計測方法・算定方法等。以下同じ。）が存在しないことから、その導入を検討する生産事業者において、客観的かつ適切な比較検討が必ずしも行われておらず、民間の創意工夫を前提とした健全な市場環境が十分に整備されていない可能性があるとの声。
- ・人工光型植物工場が産業として持続的に成長していくために、生産可能な品目が限定されているなどの技術的限界及び初期投資と運営コストが大きいという経済的制約を克服する必要があると考えられるが、そのためには、生産事業者がいかに持続的かつ差別化された高付加価値型のビジネスモデルを構築するのかが最も重要であり、民間の創意工夫がその成否を大きく左右することに他ならず、単に人工光型植物工場の大規模化や、歩留

まりの改善などに留まる限りは、我が国の食料安全保障に大きく貢献し、又は、持続的な成長産業として成り立つには至らないものであると考えられる。一方、適切な規模、技術、ビジネスモデルの人工光型植物工場では黒字化の割合は低いとの声や、今後世界の市場をリードできる可能性があるとの声があることも踏まえると、民間の創意工夫を前提として、健全な市場環境を整備することが必要であると考えられることから、人工光型植物工場の利用者・調達者又は研究者などが、人工光型植物工場自体や、人工光型植物工場に関する植物工場システム等を客観的かつ適切に比較検討を行うために明らかにすべき標準的な評価項目及びその評価方法について、官民で統一すべきではないかとの指摘。

- ・人工光型植物工場は、閉鎖空間である特徴を活かし、太陽光型植物工場と比較して生育環境を厳格に管理可能であることから、顧客のニーズに応じた一般菌数の管理等の栽培衛生管理が実現しやすいものの、こうした利点が調達者に十分に理解されていないとの声。
- ・温室である太陽光型植物工場について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）など、関係法令等の運用が地方自治体間で異なっており、太陽光型植物工場を設置しようとする地域においてどのような規制がかかるのかを把握するために時間を要する場合や、農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。）に温室を設置することが多い設置事業者にとって、太陽光型植物工場を農地以外の場所に設置することを求められた際、太陽光型植物工場の設置事業者においてもこれまでの経験のみでは対応しきれない場合があり、実際に設置するまでに時間を要することがあるとの声。
- ・太陽光型植物工場は温室であるが、その名称に「工場」を含むものであることのみをもって、地方自治体が、当該施設について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条における建築物か否かを判断する際に、農業用施設ではなく一般の工場と同様に扱うものであると誤解することがあり、調整に時間を要することがあるとの声。

以上の状況を踏まえ、食料の安定供給を確保する観点から、スマート農業技術・フードテックの活用等によって高い生産性を実現するための事業環境の整備について、以下の措置を講ずる。

- a 農林水産省は、人工光型植物工場の利用者・調達者又は研究者などが人工光型植物工場自体や、人工光型植物工場に関する植物工場システム等を客観的かつ適切に比較検討を行うために明らかにすべき標準的な評価項目及びその評価方法について、人工光型植物工場に関する知見を有する民間団体等が、当該民間団体等、人工光型植物工場の生産事業者、設置事業

者及び研究者等による検討会を設置し、国際標準の獲得も視野に入れつつ、それらの検討を行うことをサポートするとともに、当該検討会における結論が得られ次第、速やかに当該内容を公表し、周知する。

- b 農林水産省は、太陽光型植物工場で生産している生産事業者及び設置事業者などに対し、太陽光型植物工場の設置について、①手続（関係法令等に関する調査、問合せなど。以下同じ。）に要する期間、②手続の煩雑さ、③手続の地方自治体ごとのばらつき（いわゆるローカルルール）などの課題について調査を行った上で、関係府省と連携して、cの措置の内容及び太陽光型植物工場が温室の類型の一つとして位置付けられていることを明記することを含め、主な課題ごとに分かりやすく解説するガイドブックを作成・公表するとともに、同ガイドブックを地方自治体、太陽光型植物工場の生産事業者及び設置事業者などに周知する。
- c 国土交通省は、太陽光型植物工場の生産事業者及び設置事業者等の負担を軽減する観点から、bのガイドブックにおいて、以下の2点について掲載するなど、農林水産省の求めに応じ、必要な協力を行う。
- ・温室が建築基準法第2条に規定する建築物に該当するか否かについて、屋根の取り外しの容易性、温室の高さや面積等を踏まえた判断基準等に関して、「法第85条第4項の仮設建築物について」（昭和37年9月25日付住指発第86号）以外の取扱いを定め、公表しているかどうかを都道府県別に一覧にしたもの。
 - ・建築物に該当するか否かについて、当該施設の名称（「工場」を含む含まない）にかかわらず、その実態に応じて特定行政庁（建築基準法第2条第35号に規定するものをいう。）が判断していること。

ウ 自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化

【a：令和8年度上期措置、

b：令和8年度措置、

c：令和8年度内を目途に結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国において、自動運転は、交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月16日閣議決定）において、2030年度における自動運転サービス車両（公共交通を担う全国のバス

及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。) 数を1万台とする数値目標を新たに設定している。

自動運転のプログラムは、従来、エンジニアが作成する「ルールベース」(人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。以下同じ。)で開発されていたが、直近では、路上を走行し、その運転をAIに自己学習させる手法である「AIベース」での開発が急速に進んでいる。AIの学習の速度及びそれによって実現される運転の精度は、エンジニアによるプログラミングの速度及び精度を遥かに上回り、従来の「ルールベース」の開発では対応できなかった自動運転(未知の状況への対応、隘路におけるすれ違い等)がより安価かつ短期間で可能となっている。

さらに、「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案(先行検討分を除く)」(令和8年4月16日戦略分野分科会(令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。))においては、日本の自動車産業は、製造品出荷額等は約72兆円で、輸出額の約16%、就労人口の約8%を占める日本経済の柱であり、販売台数の世界シェアは約25%を占めているが、海外では自動運転関連の巨額投資が進み、米国Waymo社等、多数のプレイヤーがモジュール型AI(認識や経路判断を別々のAIで処理する手法をいう。以下同じ。)を実装し、レベル4(システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同じ。)の無人自動運転タクシーサービス等を開始している一方、我が国の自動運転の多くは実証のフェーズで、レベル4の無人自動運転タクシーサービスの事業化に至っていない現状がある。また、「AIベース」の中でも、E2E(End to End AI(認識から経路判断までを全て単一のAIで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法)をいう。以下同じ。)について、莫大なコストが必要となる高精度三次元地図が不要であり、様々な環境でも走行可能な革新的アプローチであることから、経路が一定のバスやトラックにおいてはモジュール型AIも有効だが、E2Eが今後の自動運転のコアになる見込みである中で、E2Eの開発に必要な計算基盤・データの不足等の開発環境の整備や、供給側・需要側の中長期的な投資判断やインフラ整備等の関連投資判断のための自動運転の用途ごとの社会実装時期・水準の見通しの提示などの導入環境の整備についての課題が示されている。

こうした中、令和6年度警察庁委託調査研究「令和6年度自動運転の拡大に向けた調査研究報告書」(令和7年3月警察庁公表)においては、自動運転車の開発上課題となる具体的な交通上の場面について、関係規定の法解釈

や開発の目安となる事例に関する意見交換を事業者と警察庁との間で継続的に実施していくことが適当であるとの結論が示された。

そこで、警察庁は、令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和7年10月には、道路交通法（昭和35年法律第105号）の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」（以下「意見交換枠組み」という。）を設置するとともに、令和7年11月には、自動運転車の開発に当たって課題となる具体的な場面についての自動運転車の開発事業者等に対する書面ヒアリングの結果に基づき、自動運転車の開発事業者等との意見交換会を開催するなどの対応を行い、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化を図った。

また、国土交通省においては、E2E等のAI搭載を念頭に置いたL2++車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（L2車両）のうち、AIを活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）について、開発事業者の予見可能性を高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車に対する世の中の認知度と社会受容性を高めるため、L2++車が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良L2++車認定制度」という。）の創設に向けた検討を実施している。

一方、これらの取組については、開発事業者等から以下の声などがあり、自動運転の推進に向け、警察庁は意見交換枠組みの周知や対応事例の共有を、国土交通省は優良L2++車認定制度の創設や、迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方の検討を早急に行う必要がある。

- ・レベル4に相当する自動運転の社会実装に向けて取組を進める中、交通ルールの解釈の明確化については、例えば、第一車線に路上駐車車両が多く存在する際、道路交通法上、道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合は、第二車線を走行し続けることができるかとされている一方、原則としては第一車線を走行することが求められていることから、路上駐車車両に一定の間隔が空いていた場合にどのように対応すべきかが不明確であるという課題が存在しているが、自動運転バスの開発事業者等は意見交換枠組みの役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていない。
- ・国土交通省において検討されている優良L2++車認定制度について、今までにない技術を取り扱うことを踏まえ、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべき。

- ・自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべき。

以上を踏まえ、全国の移動の不足の解消に向けて、レベル4、E2E等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

全国の移動の不足の解消に向けて、レベル4（システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同じ。）、E2E（End to End AI（認識から経路判断までを全て単一のAIで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法）をいう。以下同じ。）等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。

- a 警察庁は、我が国において自動運転が交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月16日閣議決定）において、2030年度における自動運転サービス車両（公共交通を担う全国のバス及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。）数を1万台とする数値目標を新たに設定している一方で、開発事業者等からは、交通ルールの解釈の明確化について、例えば、道路交通法（昭和35年法律第105号）では車両の左側寄り通行について規定されており、第一車線に路上駐車車両が多く存在する場合における走行方法等に関する課題が存在しているが、令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和7年10月に警察庁が設置した、道路交通法の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」（以下「意見交換枠組み」という。）の役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていないとの声があることなどを踏まえ、レベル4に相当する自動運転車の社会実装を迅速かつ円滑に進めるため、意見交換枠組みについて、以下の措置を講ずる。

- ①警察庁は、警察庁ウェブサイトの意見交換枠組みの掲載箇所に、意見交換枠組みの利用に当たって参考となる事例を掲載するとともに、少なくとも国又は地方公共団体が実施する自動運転関連事業に参画している開発事業者等から意見交換枠組みを通じて要望があった場合には、意見交換枠組みにおける対応事例を共有すること。なお、当該対応事例について、更新があった場合には、更新した内容も含めて共有すること。

- ②警察庁は、国土交通省及び経済産業省と共に作成している「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（第2版）」（令和7年7月警察庁・経済産業省・国土交通省取りまとめ）等において、上記①の内容も含め、意見交換枠組みの内容を記載することにより、国土交通省及び経済産業省と連携し、両省が実施している自動運転関連事業に参画している開発事業者等に対して、要望があった場合には意見交換枠組みにおける対応事例の共有が可能であることも含めた意見交換枠組みの周知を行うこと。
- ③警察庁は、意見交換枠組みにおける対応事例について、各都道府県警察に周知し、現場における交通ルールの解釈の明確化及び対応の均質化を図ること。
- b 国土交通省は、自動運転の開発手法について、従来の「ルールベース」（人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。）に加え、「A I ベース」（路上を走行し、その運転をA I に自己学習させる手法をいう。以下同じ。）での開発が急速に進み、さらに「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案（先行検討分を除く）」（令和8年4月16日戦略分野分科会（令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。)) において、「A I ベース」の中でも、E 2 E が今後の自動運転のコアになることが示されていることから、「A I ベース」の自動運転を含む自動運転の推進に当たり、開発事業者の予見可能性を一層高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車両に対する世の中の認知度及び社会受容性を高める観点から、E 2 E 等のA I 搭載を念頭に置いたL 2 ++車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（L 2 車両）のうち、A I を活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良L 2 ++車認定制度」という。）を創設することとされている一方で、開発事業者から、今までにない技術を取り扱うことから、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべきとの声があることなどを踏まえ、優良L 2 ++車の迅速かつ円滑な普及を実現するため、優良L 2 ++車認定制度に関する手続の円滑化を行う。具体的には、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、安全性を確保した上で、開発事業者に過度な負担がかからない申請手続となるよう、他の制度（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に基づく自動車の検

査等)で提出した書類がある場合には再度提出させないようにするほか、申請から認定までに至るまでのフローを図示するとともに、各プロセスにおける主な審査事項、審査基準等を明らかにするなど、優良L2++車の認定に係る審査事項、審査基準等の審査内容及び手続の明確化を図ることで、開発事業者が迅速かつ円滑に申請手続を行うことができる優良L2++車認定制度を創設する。

- c 国土交通省は、自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべきとの声があること、また、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)及び「第3次交通政策基本計画」において、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組を行うこととされていることを踏まえ、交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を勘案し、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、引き続き検討し、令和8年度内を目途に結論を得て、必要に応じて速やかに法案を国会に提出する。

2 健康・医療・介護

<基本的考え方>

我が国は、世界に先駆けて超高齢社会に直面する課題先進国である中、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化の実現が極めて重要となっている。

また、医療等データの利活用や、創薬、画像読影等におけるAI(Artificial Intelligence:人工知能)などの医療の技術革新により、国民の健康増進、より質の高い医療・ケアなどの実現に加え、国内外から我が国関連産業への投資拡大、国内外における医薬品、医療機器、ヘルスケアサービス等の更なる市場獲得、医療・介護現場の人手不足への対応など、経済成長の牽引役としての役割も期待されている。一方で、厳しい国際競争の中で我が国の創薬力の低下が繰り返し指摘されており、ドラッグ・ラグ(欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象をいう。)/ドラッグ・ロス(欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のうち、特に日本での開発に着手されていないものをいう。)の問題が指摘されている。また、医療機器のうち、

診断機器については我が国が高いシェアを有する機器もある一方、特に治療機器については、国内外の市場が獲得できず、大幅な輸入超過となっている。

こうした中、A I等の急速な技術の進展により、革新的又は効率的な医学研究、医薬品・医療機器の開発等や、国民の更なる健康増進、より質の高い医療・ケア等が可能となるとともに、その成否や付加価値の源泉がA Iや医療等データに左右されるようになってきているが、現行の関係法令及びその運用が主な制約の一つとなり、我が国におけるA Iや医療等データの利活用の環境は欧米にそん色ない魅力ある環境とは必ずしも言えないのが現状である。

こうした状況を踏まえ、国民が自らの健康状態について知る手段を得て、一人一人に合った適切な医療・ケアを選択し、サービスを受けることを可能とするとともに、経済の成長力を高める観点から、医療等データの利活用等を通じて、より質の高い医療・ケアの実現、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）などに活用されるよう、医療等データが持つ価値を最大化し、我が国の医療・介護やE B P M（Evidence-Based Policy Making）などにかすための利用環境を整備する必要がある。

また、革新的又は効率的な医学研究、医薬品・医療機器の開発等や、国民の更なる健康増進、より質の高い医療・ケア等を可能とするとともに、経済の成長力を高める観点から、必要なA I技術の社会実装を早期に実現することが重要である。

このため、医療等データの利活用に関する制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等の具体化、被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化、医療分野におけるA I活用の促進などの取組が必要である。

また、これまでの規制改革実施計画における実施事項のうち、規制改革推進会議の評価区分が「解決」となっていないものについては、実施時期を絶対化せず、可能なものから前倒しして速やかに実施することが重要であり、必要に応じて規制改革推進会議で議論等を行うことを含め、引き続きフォローアップを行い、速やかな実現を促すことが必要である。特に、規制改革実施計画の実施時期どおり措置が完了しておらず、規制改革実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるものが生じないように、今後、令和4年6月の規制改革実施計画の「創薬等に向けた医療データの利活用の促進」などについても、規制改革推進会議で議論等を行うことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、今後の検討課題として、例えば、実施事項オ「医師による画像読影等におけるA I活用の促進」において、医師1名の読影でも可能とする方向で見直すこ

とについて、必ずしも2名以上の医師による読影を要さない業務フローの実現性の検証を踏まえて検討を行うこととしているが、これに限らず、現在及び将来のAI技術を活用した医用画像の読影支援を目的としたコンピュータ診断支援プログラム（以下「読影支援AI」という。）の技術水準に合わせた規制・制度とすることで、がん検診の精度を向上させつつ、読影医の負担を軽減し、ひいては地域を問わずがん検診体制を持続可能なものとし、国民のがん検診へのアクセスを更に向上させることを実現するため、読影支援AIを活用することにより、読影の精度を向上させ、医師1名の読影でも可能とする方向で見直すことを検討する必要がある。見直しの検討に当たっては、読影支援AIの活用を前提とした、現在までの読影機器の技術進歩も踏まえた医師1名の読影能力を確認することを目的とした、がん検診における、読影支援AIを読影の補助として用いた医師1名による読影の判定結果及び読影支援AIを用いない医師2名による読影の判定結果とを比較する方法による、読影支援AIを読影の補助に用いた医師1名による感度及び特異度に関する検証（例えば、精密検査を実施済みのがん検診の受診者のエックス線画像及び当該エックス線画像に対するがん検診実施時の読影医2名の判定結果並びに当該受診者の精密検査の結果を活用し、当該エックス線画像を読影医1名が読影支援AIを読影の補助として用いて判定した上で、当該読影医1名の判定結果と前述の読影医2名の判定結果を比較する方法などによる検証）を踏まえて行う必要がある。また、各実施事項（本答申において、「措置済み」のものを除く。）については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に、規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

エ 医療等データの利活用の促進

（1）全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備

- 【a：引き続き検討を進め、令和8年夏結論・措置、
- b, c：令和7年度下期検討開始、令和8年度結論、
結論を得次第速やかに措置、
- d：令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置】

＜実施事項＞

我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、

国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。

令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ（以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）に格納される原データをいう。以下同じ。）等（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）の認定事業者のデータベース（以下「認定DB」という。）に格納される原データを含む。）については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、第217回通常国会へ所要の法案を提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、同法の完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。

<公的DB>

- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく匿名化し、又は仮名化した医療保険等関連情報データベース（NDB）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく匿名化し、又は仮名化した介護保険等関連情報データベース（介護DB）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく匿名化し、又は仮名化した診療等関連情報データベース（DPCDB）
- ・予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく匿名化し、又は仮名化した予防接種等関連情報データベース（予防接種DB）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB）
- ・がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録DB）

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく指定難病患者データベース（難病DB）
- ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢DB）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（iDB）
- ・今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース（電子カルテ情報DB）
- ・今後構築予定の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した市町村検診等関連情報データベース（自治体検診DB）

<認定DB>

- ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース

また、令和 5 年 6 月及び令和 7 年 6 月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の制度・運用の見直しの検討を進めており、また、医療等データに関する特別法の制定の要否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進めている。

こうした中、がんは、我が国において昭和 56 年から死因の第 1 位であり、令和 6 年には年間約 38 万人が亡くなり、生涯で約 2 人に 1 人ががんにかかると推計されており、また、人口の高齢化に伴いがんの罹患者は今後も増加していくものと見込まれていることから、「がん対策推進基本計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、厚生労働省は、①がん対策の充実に向けて、がん登録情報（がん登録推進法第 2 条第 7 項に規定する全国がん登録情報及び院内がん登録の実施に係る指針（平成 27 年厚生労働省告示第 470 号）第一に規定する院内がん情報をいう。以下同じ。）の利活用を推進する観点から、引き続き、質の高い情報収集に資する精度管理に取り組むこと、②がん登録情報の利活用の推進について、現行制度における課題を整理し、がん登録推進法等の規定の整備を含め、見直しに向けて検討すること、③がん登

録情報の利活用の推進に当たっては、保健・医療分野のデジタル化に関する他の取組とも連携し、より有用な分析が可能となる方策を検討することなどを進めており、例えば、全国がん登録DBとNDB等の他の公的DBとの連結解析を可能とするため、第217回通常国会へがん登録推進法の改正法案を提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、同法の完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。また、厚生労働省は、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報について、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たっては一定の加工を求め、診断日等から最終生存確認日又は死亡日までの日数を提供先において把握可能とするなど、一定程度検討・取組等を進めている。

一方、当該一定の加工については、最終生存確認日又は死亡日を提供先において復元可能な状態で提供することや詳細な死因情報を提供先で把握可能とすることは認められておらず、多施設共同研究への利用が困難であるとの声等があったことを踏まえ、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）においては、がんに係る研究における予後情報の有用性及び研究推進による患者のメリット並びに情報の保護のバランスに鑑み、最終生存確認日又は死亡日・死因に関する詳細な情報の提供が可能となるよう具体的な加工方法を検討し、令和7年度内に結論を得ることとされた。

しかしながら、がん対策の一層の充実のためには、上記措置に加え、がん登録推進法第2条第3項に規定する全国がん登録及び同条第4項に規定する院内がん登録（病院におけるがん医療の質の向上を目的として、主に専門的ながん医療の提供を行う病院において、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報（現行105項目）を記録、保存するものをいう。以下同じ。）の届出項目の拡充や院内がん登録と公的DB等との連結解析を可能とする必要があるとの声がある。

以上を踏まえ、がん登録情報の更なる利活用の拡大に向けた整備を行い、効果的ながん予防、がん医療及びがんとの共生に関する検討並びに政策を促進するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、がん登録推進法第20条に基づき提供される生存確認情報について、最終生存確認日又は死亡日及び死因の情報を第三者提供する場合には加工等が求められることから、最終生存確認日又は死亡日及び死因の詳細な情報が得られず、治療に対する効果の分析や、併存症を有する患者などを対象とした研究が不十分になるとの声があることなどを踏まえ、同条の規定により提供される生存確認情報について、その提供を受けた病

院等からの第三者提供を認めるに当たって求める一定の加工に関して、少なくとも以下の事項が可能となるよう、令和7年度厚生労働科学研究において取りまとめられた方向性も踏まえ、結論を得て、「全国がん登録情報の利用マニュアル第1版」（令和7年4月厚生労働省・国立研究開発法人国立がん研究センター）等の見直しなど所要の措置を講ずる。

- ・最終生存確認日又は死亡日について、5日間未満の一定の期間（例えば3日間）ごとにグループ化した値を提供先において把握可能とするなど、特定性・識別性に配慮された方法で提供すること。
 - ・死因について、がんによる死亡の場合にはがんの部位の判別を可能とする情報を、がん以外の死亡の場合には世界保健機関が定めたICD（International Statistical Classification of Disease and Related Health Problems：疾病及び関連保健問題の国際統計分類）の中間分類の情報を提供先において把握可能とすること。
- b 厚生労働省は、全国がん登録の届出項目について、がん登録推進法第1条に定める「がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究の推進」のためには、生存率などの分析に重要な予後因子とされている、腫瘍の大きさ、リンパ節への転移及び他の臓器への転移などがんの進行度の病期分類としてUICC（Union for International Cancer Control：国際対がん連合）が定めるTNM分類が必要であるとの指摘や、がん患者は病院等において治療を終えた後、必ずしも当該病院での治療を継続するのではなく在宅医療及び終末期医療に移行するケースも多いことから、がん研究等において患者の予後情報である死亡日、死因、死亡場所などの情報を収集することが重要であるが、受療状況を把握するのに必要な死亡場所が全国がん登録の届出項目に含まれていないとの声があることを踏まえ、研究者等の有識者の意見のみならず患者の声を十分に聴取しつつ、全国がん登録の届出項目の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、小児・AYA（Adolescent and Young Adult：思春期及び若年成人）世代のがんは、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から小児期、活動性の高い思春期世代・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められることや、希少がんは対象者が少ないためエビデンスの蓄積が進みにくく、標準治療が確立していないといった状況に対し、全国がん登録情報の更なる利活用により、小児がん、AYA世代のがん、希少がんの研究等を促進する必要があるとの声があることを踏まえ、小児がんについては、全国がん登録情報の提供に当たり、小児がんに関係する

項目を集約した「小児がん基本提供項目」として提供することが可能となっていることから、AYA世代のがん及び希少がんについても標準的な国際分類等に基づいた基本提供項目による提供が可能となるよう検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- d 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、がんのみならず併存症も含めたより詳細な研究を行うためには、院内がん登録とNDB等の他の公的DBとの連結解析を可能とする必要があるとの声があることから、利活用に当たって本人同意を不要とするデータに院内がん情報を含めることについて厚生労働省において検討し結論を得た上で、以下の事項を閣議決定で定めた実施時期どおり確実に措置する。
- ・令和5年6月の規制改革実施計画の「医療等データの利活用法制等の整備」(II 3. <医療・介護・感染症対策分野> (1) No. 1)
 - ・令和7年6月の規制改革実施計画の「医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備」(II 3. (1) No. 2)のa、c及びd

(2) 電子カルテデータの利活用の促進

- 【a, c : 令和8年結論、結論を得次第速やかに措置、
b : 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置、
d : 令和8年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<実施事項>

我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。

令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ（厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース（以下「電子カルテ情報DB」という。）を含む）に格納される原データをいう。以下同じ。）等（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加

工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）の認定事業者のデータベースに格納される原データを含む。）については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、その点も含まれる「医療法等の一部を改正する法律案」を第 217 回通常国会へ提出し、令和 7 年 12 月に同法案が成立した後、その完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。

また、令和 5 年 6 月及び令和 7 年 6 月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の制度・運用の見直しの検討を進め、第 221 回特別国会に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、また、医療等データに関する特別法の制定の要否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進め、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会中間まとめ」（令和 8 年 1 月 23 日医療等情報の利活用の推進に関する検討会）を取りまとめるなど一定程度検討が進んでいる。

こうした中、厚生労働省は、医療DXにより国民の更なる健康増進、切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供、医療機関等の業務効率化等の実現を目指しており、一次利用においては、その実現に向け取組を進めている全国医療情報プラットフォームの中で既に共有が開始されている手術情報及び処方情報や、令和 8 年 6 月から順次共有を開始した予防接種情報に加え、①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に

有用な検査、生活習慣病関連の検査)を対象情報として、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテデータを共有するための仕組みである電子カルテ情報共有サービスの運用の検証をモデル事業を通して行っており、令和8年度冬頃の運用開始に向けた検討・取組等を進めている。また、二次利用においては、まずは電子カルテ情報共有サービスの対象情報の利活用を可能とするため、電子カルテ情報DBのシステム開発や、政省令等の整備など、令和10年度の運用開始を目指し一定程度検討・取組等を進めている。電子カルテ由来の医療等データの利活用促進のためには、まずは電子カルテ情報共有サービスの早期運用開始が重要との声がある一方、次の段階として、電子カルテ情報共有サービスにおいて、例えば文書情報及び臨床情報には含まれない血液検査や尿検査項目などを含め、共有するデータの拡充が必要との声や、ライフステージの早い段階で治療し長期にわたりフォローアップが必要な疾患に関するデータの長期保存が必要であるとの声、一次利用において利活用されるデータが、医学研究、創薬・医療機器開発などの二次利用においても重要であることから病院の規模等に応じた電子カルテデータ収集の仕組みの検討を加速すべきとの指摘がある。

以上を踏まえ、漏えいや不適正な利用等による個人の権利利益の侵害が生じないように、十分な安全管理措置等を徹底させることを前提としつつ、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力強化の実現に向け、電子カルテデータの利活用を促進するため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、電子カルテ情報共有サービスについて、現行の対象情報には、特定の疾患における検査結果や、災害時、救急時、転院時等に必要となる薬剤処方理由等が含まれておらず、臨床現場において必要となる情報としてはなお不足があるとの指摘や、患者本人の意思に即した適切な医療の提供のためには、長期的な治療方針及びそれに対する患者の考え方などを医療機関間で連携する必要がある、それらの情報も対象情報とすべきとの声、さらには、医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、例えば、先天性疾患や小児がんは、ライフステージの早い段階で治療し長期にわたりフォローアップが必要となる一方、現行の電子カルテ情報共有サービスにおけるデータ保存期間が最長5年(個々の医師による判断で設定される長期保存フラグが付されたものを除く。)となっていることから利活用が困難であるとの声などを踏まえ、電子カルテ情報共有サービスの対象情報の拡充及びその標準化並びに医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間の延長について、臨床現場のみならず患者

の意見も十分に聴取し、具体的なニーズ及び重要性を踏まえつつ、以下の事項を含め検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・電子カルテ情報共有サービスの対象情報として、その標準化を前提としつつ、患者の基本情報（診察時のバイタルサイン、電子カルテ内の妊娠・出産関連情報、家族情報（既往歴等））、画像診断情報、画像・病理レポート、現在の電子カルテ情報共有サービスにおいて共有対象外の検体検査結果等、電子カルテ内のテキストにある臨床情報などの情報を含めること。
 - ・医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、慢性疾患において小児科から成人診療科への移行（移行期医療）を要する疾患など長期にわたるフォローアップが求められる疾患など長期保存が必要となる対象疾患の整理及びそれに応じた保存期間の延長を行うこと。
- b 厚生労働省は、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケアを提供するために診療現場において電子カルテ由来の医療等データの活用を図ること、また、当該データを医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）等へ活用し、創出された新しい治療法や医薬品が再び臨床現場へ還元することが重要であり、そのためには電子カルテ由来の医療等データの質及び量の確保が前提となるが、その確保のためには、収集される情報に偏りが生じないよう悉皆性を担保した上で収集する必要があるとの声などを踏まえ、一次利用における一定の強制力をはじめとした実効性確保のための方策をもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方に関して、電子カルテ情報共有サービスの運用及び普及状況を踏まえ、例えば、まずは医療機関の規模に応じて対応に差異を設けるなど優先順位を付けつつ、標準化された電子カルテデータを悉皆的に収集する仕組みなどの法制度の整備も視野に入れた検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲について、医療・介護の現場において、電子カルテデータを適切に活用することで、例えば、症状の状態や短期・長期的な予後の臨床情報を把握でき、就労支援等を受ける際の情報共有が円滑になることで、よりよいケアにつながるといった形で、患者に対して提供する医療・介護サービスの質の向上に資することから、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲を医療機関にとどめず、介護事業者等も含めるべきとの声などを踏まえ、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所等の医療・介護に携わる医療機関以外の主体を対象者に含めること及びその主体の性質、情報の利活用の必要性等に応じて、共有・閲覧を可能とする対象情報の具体

的範囲を設定することについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、まずは電子カルテ情報共有サービスの対象情報の利活用を可能とする電子カルテ情報DBの構築を進めている中、電子カルテデータについては、患者の状態や予後を把握するのに重要な基礎情報やアウトカム情報を含んでおり、詳細かつ長期にわたる患者の情報を分析することなどの二次利用においても重要な情報源であるとの指摘や電子カルテデータについて、例えば、希少がんに対する治療薬の臨床試験における結果補強のための利用や肥満症に対する治療薬における長期評価のための利用といったニーズがあるとの声などを踏まえ、aの措置による電子カルテ情報共有サービスにおける対象情報の拡大の検討を踏まえた、電子カルテ情報DBの対象情報の拡充や今後の対象情報の更なる拡充も見据えたシステム開発等の検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

(3) 本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方

【a～e：令和8年夏結論、結論を得次第、令和9年通常国会への法案提出を目指すことを含め、速やかに措置】

<実施事項>

我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化などにつなげていくことが極めて重要である。

令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ（以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）に格納される原データをいう。以下同じ。）等（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）の認定事業者のデータベース（以下「認定DB」という。）に格納される原データを含む。）については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライ

バシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とするとともに、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、「医療法等の一部を改正する法律案」を第 217 回通常国会へ提出し、令和 7 年 12 月に同法案が成立した後、その完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど、一定程度の検討・取組等を進めている。

< 公的 DB >

- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した医療保険等関連情報データベース（NDB）
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した介護保険等関連情報データベース（介護DB）
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した診療等関連情報データベース（DPCDB）
- ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した予防接種等関連情報データベース（予防接種DB）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB）
- ・がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録DB）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく指定難病患者データベース（難病DB）
- ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢DB）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（iDB）
- ・今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース（電子カルテ情報DB）
- ・今後構築予定の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した市町村検診等関連情報データベース（自治体検診DB）

< 認定 DB >

- ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース

また、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ、医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の制度・運用の見直しの検討を進めており、また、医療等データに関する特別法の制定の要否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等（以下「民間事業者等」という。）の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用をいう。以下同じ。）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進め、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会中間まとめ」（令和8年1月23日医療等情報の利活用の推進に関する検討会。以下「中間まとめ」という。）を取りまとめるなど、一定程度検討が進んでいる。

一方、中間まとめにおいて、引き続き、医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備など医療等データの利活用の促進に向けて、対象となる医療等データ、医療等データの収集方法等（医療等データの収集方法、患者の識別子、医療等データの標準化）、患者の権利利益及び情報の保護等（患者本人の適切な関与の在り方、不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保、医療等データの利活用に関する国民・患者の理解と協働）、情報連携基盤の在り方等、費用負担など、中間まとめで整理した論点や意見等を踏まえ、また、現行制度や関連する他制度の動き、法制上の観点も踏まえながら、令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていくとともに、また、医療等データの利活用については、関係省庁や関係者が幅広く、施策として実現していくには多くの調整が必要であることから、中間まとめで示した方向性等を実現するため、内閣府には関係省庁や関係者との調整を進めていくことを求めたいとされていることや、以下の声や指摘があることから、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備について、令和8年夏を目途に十分な結論を得るためには、今後、医療等データの利活用の基本的な理念（医療等データの利活用において目指す社会、医療等データの利活用の基本的な考え方、医療等データの利活用の基本的な方向性（医療等データの一次利用の推進、医療等データの二次利用の推進、医療等データの利活用に関する国

民・患者や医療現場の理解と協働))、本人同意不要で利活用可能とするデータの対象範囲、利用を可能とする利用目的・利用主体の対象範囲、医療等データの収集方法等(医療等データの収集方法、患者の識別子、医療等データの標準化、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブをもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等を含む。)、患者の権利利益及び情報の保護等(患者本人の適切な関与の在り方、不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保、医療等データの利活用に関する国民・患者の理解と協働)、情報連携基盤の在り方等、費用負担など、利用者起点での医療等データの利活用を促進及び円滑化し、患者等に恩恵がもたらされるような具体的な措置内容について検討を加速して深めていく必要がある。

- ・有効な治療法・医薬品等の研究開発、効果的・効率的な医療提供体制の構築、予防や健康医療政策への反映、社会保障制度の持続可能性への貢献等に資するデータを幅広く対象とすべく、ゲノムデータや画像情報等の加工困難なデータも含めEUのEuropean Health Data Space規則(以下「EHDS」という。)のように幅広いデータを利用可能とする必要があるとの声。
- ・例えば、次世代医療基盤法においては、医療等データの利用目的が「医療分野の研究開発」に限定され、政策立案、統計、教育等が含まれておらず、その利活用に限界があるという課題があることを踏まえ、利活用を可能とする医療等データの利用目的については、有効な治療法・医薬品等の研究開発、医薬品・医療機器の市販後の安全性監視等、効果的・効率的な医療提供体制の構築、予防や健康医療政策への反映、社会保障制度の持続可能性への貢献等に資することを幅広く医療等データの利活用の目的とし、また、その利用主体の対象範囲については研究機関、製薬企業、医療機器メーカー、行政等も含め幅広く設定するべきとの声。
- ・次世代医療基盤法の課題として、医療等データの収集について、医療機関等からの医療情報の提供が任意になっており医療機関等のインセンティブが乏しいことから、悉皆性の高いデータ収集の仕組みとはなっていないとの声。
- ・現行制度においては、統一的な審査・監督機関がないことから、医療等データの利活用に関する、利用の適法性や安全性等の判断基準の統一、また、公的データ及び民間データの利用受付、審査及び提供をワンストップで担う一元的な体制の整備を行う必要があるとの指摘。
- ・医療等データを確実に結合し、その連結解析を可能とするため、個人識別子の標準化・共通化を行う必要があるとの指摘。

- ・国際共同研究など国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した医療等データの標準化を進めていくことが必要であるとの指摘。

以上を踏まえ、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に向けて、医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等の具体化に向けた検討を速やかに進めていくため、令和7年6月の規制改革実施計画の「医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備」（Ⅱ3.（1）2）で示した留意事項を引き続き念頭に置きつつ、個人情報保護法によらない医療等分野に特化したデータ利活用に必要となる法制度整備も含め、以下の措置を講ずる。

- a 内閣府は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、医療等データの利活用に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について、EHDSを参考にしつつ、質が高く効率的な医療提供のためには、医療機関等におけるデータ共有の一次利用を促進するとともに、一次利用のために作成・収集されたデータが二次利用で適切に利活用されるなど、一次利用と二次利用を一体的に設計し、データ利活用の価値還元が循環的に行われる仕組みの構築が必要であるとの指摘や声などを踏まえ、関係府省庁（特に一次利用については、厚生労働省）と連携しつつ、引き続き検討を主導して進め、令和8年夏を目途に結論を得た上で公表する。なお、検討に当たっては、厚生労働省及びデジタル庁は、情報連携基盤の在り方及び医療等関連政策との整合性を図る観点から、主体的に関与するものとする。特に、厚生労働省は、内閣府が主導して進める上記検討の中で、一次利用を中心に内閣府と一体となって整合的に検討するものとする。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。
- b 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、また、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ、医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを念頭に置くとすれば、利活用し得るデータの対象範囲を予め限定するべきではないとの指摘や、国際的な研究を行うためにもEHDSが対象としているデータの対象範囲を基本とすべきとの指摘、また、本人同意を不要とする二次利用を可能とする利用目的及び利用

主体の対象範囲を定めるに当たっては、有効な治療法や医薬品・医療機器等の開発・上市といった医学・医療の発展に寄与するためにも、研究者や製薬企業・医療機器メーカー等が医療等データを利活用する必要性を念頭に置くべきとの声、利活用可能な医療等データの対象範囲が明確化しても、当該データの保有主体からの医療等データの提供が任意になれば結果的にデータは収集されず利活用が進まないとの指摘などを踏まえ、適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲、利用目的、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブをもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。その検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。

- ・ 本人同意を不要とする二次利用を可能とすべき医療等データに関して、EHDSも参考にしつつ、ゲノムデータも含めた対象範囲とするべく、その範囲に次の①から⑭までの項目等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するデータを幅広く対象とすることを検討する必要があること。

- ① 公的DBに格納されるデータ
- ② 次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースに格納されるデータ
- ③ 電子カルテデータ
- ④ 健康に影響を与える要因に関するデータ（所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）
- ⑤ 人間の健康に影響を与える病原体に関するデータ
- ⑥ 疾患別等のレジストリからのデータ
- ⑦ 健康に関する研究対象の集団やその質問調査からのデータ
- ⑧ バイオバンク及び関連データベースからのヘルスデータ
- ⑨ 臨床試験、臨床研究及び臨床調査のデータ
- ⑩ 治療に関与する医師に関するデータ（経験年数、性別、専門など）
- ⑪ 医療機器等を通じて得られた電子ヘルスデータ

⑫ウェルネスアプリケーションからのデータ

⑬介護関連データ

⑭ゲノムデータや画像情報等の加工困難なデータ

- ・本人同意を不要とする二次利用を可能とする医療等データの利用目的の対象範囲に関して、公益性があると判断されたデータの提供等が認められる目的として、EHDSも参考にしつつ、その範囲として次の①から⑥までの目的等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するものが含まれるよう、その対象範囲を幅広く設定することを検討する必要があること。

①健康に対する国境を越えた深刻な脅威から国民を保護する活動、公衆衛生監視活動、患者安全を含むヘルスケアの高い質と安全性及び医薬品や医療機器の安全性を確保する活動など、公衆衛生や労働衛生の分野における公共の利益に資する活動

②医療・介護分野の行政機関等公的機関が行う政策立案

③統計（医療・介護分野に関連する公的統計など）

④医療・介護分野における教育又は指導

⑤患者等、医療従事者・介護従事者などのエンドユーザーに利益をもたらすことを目的として、公衆衛生や医療技術評価に貢献する、あるいは医療、医薬品、医療機器等の高い品質と安全性を評価する、医療・介護分野に関連する科学研究

⑥製品やサービスの開発・イノベーションにつながる医療機器、AIシステム、デジタルヘルスアプリを含むアルゴリズムのトレーニング、テスト、評価

- ・本人同意を不要とする二次利用を可能とする医療等データの利用主体の対象範囲に関して、EHDSも参考にしつつ、その範囲として、医療従事者、介護従事者、研究機関、製薬企業、医療機器メーカー、行政機関等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するものが含まれるよう、その対象範囲を幅広く設定することを検討する必要があること。
- ・医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対し、一定の強制力や強いインセンティブをもって当該医療等データを収集し利活用できる仕組みの在り方に関して、診療所等の小規模の機関等を除くことを

含め、優先順位を付けつつ、民間事業者等の様々な主体に医療等データの提供を義務付けるなど可能な限り幅広い範囲の医療等データを保有する主体から当該主体が保有する医療等データを収集し利活用できる仕組みとすることを検討する必要があること。

- ・ 公的DBと民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（以下「民間DB」という。）との連結解析を可能とするため、民間事業者等の様々な主体が保有する医療等データにおいても、共通の識別子として被保険者等記号・番号等やマイナンバー等の活用について課題を整理した上で、共通の識別子を付与し、データ連携を可能とする仕組みの整備を行うことを検討する必要があること。
 - ・ 医療等データの標準化については、患者の診療等の一次利用に役立ち、二次利用にも資する観点から重要であることから、電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、海外でも活用されるHL7 FHIR（Fast Healthcare Interoperability Resources）に準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められているところ、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていくことを検討する必要があること。
- c 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、また、医療等データの情報連携基盤の構築に関し、利活用の個別システムの部分最適を図るのではなく、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、データガバナンス及び医療等データの情報連携基盤を一体的かつ体系的に構築する必要があるとの指摘、公的DBと民間DBに格納されるデータに、共通の識別子を設定しデータ連携を可能とする仕組みの整備が必要であるとの指摘、質が高く効率的な医療提供のためには医療機関等におけるデータ共有の一次利用を促進するとともに、一次利用のために作成・収集されたデータが二次利用で適切に利活用されるよう、電子カルテデータの標準化を進めていく必要があるとの声などを踏まえ、医療等データの利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、a及びbの医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する所要の制度及び運用の整備に関する検討・結論と整合的な医療等データの情報連携基盤の在り方等の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について、検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、a及びbの検討・措置の状況を踏まえつつ、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、公的DBの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際

の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運用方法も参考にするとともに、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。

- ・システムの全体構成について、連結分析可能化が進む公的DB等も含めた今後の更なる利活用に向けては、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（患者等本人の健康に影響を与える要因に関するデータ（例えば、所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）を格納するデータベースを含む。）等との連結解析が有益であることから、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、正確で効率的なデータ連結を可能とする仕組みや、クラウド環境（クラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting 解析環境を含む。以下同じ。）の整備、API（Application Programming Interfaceの略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組みをいう。）の利用なども含めたシステム構築の検討が必要であること。
- ・医療等データの利用・提供を行うに当たっては、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなど、情報の加工基準等を定めたガイドラインの整備を検討する必要があること。
- ・クラウド環境での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況の監視・監督を行うこと。また、利用する医療等データの記憶媒体を介した提供を可能としかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けることを検討する必要があること。
- ・データベースに研究者、企業等がリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま医療等データを格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。）し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築を検討する必要があること。その際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤（HIC:Healthcare Intelligence Cloud）との関係性を整理する必要があること。また、情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ（利用者が持ち込むものを含む。）を含む

こと、適切な情報セキュリティを確保しつつ解析ソフトウェアの持込みを可能とすること、円滑な利用・提供が可能となるようデータ及び利用者の規模に応じたクラウド環境（高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサ（GPU: Graphics Processing Unit）、ストレージ等）の整備を行うこと等についても検討する必要があること。

- データベース間連携の際の医療等データ間の突合手段の整備について、医療等データの分散構造を踏まえ、共通の識別子として被保険者等記号・番号等やマイナンバー等の活用について課題を整理した上で、共通の識別子を付与し、データ連携のためのID整備を行い、データ連携を可能とする仕組みを整備すること。なお、この場合、二次利用を行う者において、特定の個人が識別される可能性の増大の有無を踏まえて、個人の権利利益の保護の観点から必要な措置を検討する必要があること。
 - 医療等データの利活用に当たっては、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象情報（①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査））よりも、より広い範囲の情報の標準化が求められていること。特にニーズのある情報は、電子カルテ内で医師がテキストで入力している情報であると指摘されているが、そのままでは利活用ができず何らかの処理を行う必要もあり、構造化等の取組が必要になること。加えて、利活用の現場ニーズと、データ整備に要する社会コストを踏まえ、例えば、①診察時のバイタルサイン、②画像診断情報、③診療録のテキストにある臨床情報、④画像・病理レポート、⑤妊娠・出産関連情報、⑥家族情報（既往歴等）といった項目を利用可能とすることについて、医療現場の手間・負担と、システム改修に伴う費用を勘案しつつ適切に検討を行うことが必要であること。
 - 医療等データの標準化については、患者の診療等の一次利用に役立ち、二次利用にも資する観点から重要であることから、電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、海外でも活用されるHL7 FHIRに準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められていることや、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていく必要があること。
- d 内閣府及び厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、また、データ利活用の審査を公的DBと民間DBそれ

それぞれで行う体制とした場合、双方への申請手続きが発生し、円滑なデータ利活用が阻害されることにつながるとの声や、利用の適法性及び安全性等の判断基準を統一することが必要であるとの指摘などを踏まえ、公的DB及び民間DBにおける審査体制及び監督体制の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について、データ利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保がなされるよう、その審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、EHDSや公的DB等の仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の審査体制及び監督体制を参考にしつつ、医療等データの利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等を含め、公的DB及び民間DBの医療等データの利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行う体制等を整備する方向で検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、a及びbの検討・措置の状況を踏まえつつ、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、医療等データの利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等の統一について今後検討する必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。

- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の適用関係について必要な整理を行った上で、公的DB等の利用申請に対する、その利用目的の公益性の判断、分析手法などの利用方法・手段及び利用する医療等データの範囲の審査については、公平性を担保しつつ、利用者の利便性に配慮する必要があること。また、データ提供の審査においては倫理的な観点の審査を行うことを前提に、研究実施機関等における倫理審査を必ずしも求めないことについても検討すること。
- ・医療等データの利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインの整備を検討する必要があること。その際、研究者、企業等が研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、医療等データの利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることを可能とすることについて検討する必要があること。
- ・利用申請から利用者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、公的DBにおけるデータ利用申請からデータ利用開始までに要する期間も踏まえつつ、可能な限り短期間での提供が可能となるよう検討する必要があること。

- ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけでなく、同一目的（例えば、ある領域の治療薬開発）上の複数の研究（その実施時期が異なるもの）に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態の導入を検討する必要があること。
 - ・提供申出（変更申出を含む。以下同じ。）に係る手数料（基本利用料（審議や実地監査等に係る費用）、調整業務料（提供するデータの内容の調整事務に係る費用）、データ料（データベースの運用及びデータ抽出に係る費用）及びクラウド環境利用料（クラウド環境の構築及び提供に係る費用））については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度（一定期間ごとに定額で積算される定額制等）の導入を検討する必要があること。
 - ・審査委員会による審査の結果は定期的に公表するなど、審査の透明性を確保する必要があること。
- e 内閣府及び厚生労働省は、医療等データの利活用の成果を患者等本人の診療等に還元することが重要であるとの指摘などを踏まえ、EHDSも参考にしつつ、医療等データの利用者がデータに含まれる個人の健康に関する重大な知見等を発見した場合に、当該個人が知見の通知を求めないときを除き、当該個人に通知を可能とするため、個人の再識別の禁止の例外を設ける方向で検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、a及びbの検討・措置の状況を踏まえつつ、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があること並びに健康に関する重大な知見の定義、重大な知見に該当するか否かの評価の主体及び方法、本人への通知を行う主体及び方法、本人が通知を求めない意思の確認の主体及び方法等の具体的な制度内容について今後検討する必要があることに留意するものとする。

オ 医師による画像読影等におけるAI活用の促進

【a：令和8年検討開始、令和9年結論、
b：令和9年度措置】

<実施事項>

我が国において、がんは、昭和56年から死因の第1位であり、令和6年には年間約38万人と約4人に1人ががんで亡くなっているほか、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、また、人口の高齢化に伴いがんの罹患者は今後も増加していくものと見込まれており、依然として、

国民の生命と健康にとって重大な問題であることから、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とした上で、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」を3本の柱として、各分野における現状・課題、それらに対する取り組むべき施策及び個別目標が定められ、個別目標の一つとして、がん検診受診率を向上させ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診指針」という。）に基づく全てのがん検診において、受診率60%の到達を目指すこととされた。

令和5年度から令和10年度までの6年を目安とする同計画に基づき、厚生労働省は、全ての国民ががん検診を受診しやすい体制の整備に向け、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上など、がん予防のための施策を推進している。

我が国におけるがん検診のうち、市区町村が健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、努力義務として行う健康増進事業の一部である住民検診については、がんの死亡率減少を目的として対策型検診として実施することを国が推奨している。国が対策型検診として推奨するに当たって、国立研究開発法人国立がん研究センターが作成したガイドラインで整理された科学的知見に基づき、死亡率減少という利益が、検査の偽陽性や過剰診断等の不利益を上回ることが明らかな検診方法を確認した上で、推奨する検診方法をがん検診指針において示している。がん検診指針では、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）について、がんの見落とし防止を目的として、それぞれ2名以上の医師による読影（以下「二重読影」という。）が必要であることが示されている。

一方で、国が推奨する検診方法として、二重読影が必要であることが示されていることについては、以下の指摘や声などがあり、見直しが求められている。

- ・現時点で確認できる資料によると、胸部エックス線検査については平成4年に、胃部エックス線検査については平成10年に、乳房エックス線検査については平成12年にそれぞれ二重読影が必要であることが定められていたが、胸部エックス線検査について、二重読影が必要であることが定められてから30年以上経過しており、近年の読影機器等の技術進歩に合わせて、二重読影が必要とされていることを含め、国が推奨するがん検診の検診方法を見直す必要があるとの指摘。

・放射線科医については、医師全体の数の約2%（令和元年）に過ぎず、その絶対数が少ない一方、その1名当たりの読影件数は欧米の約3倍にも達しているとの声や指摘もあるなど、読影を専門的に行う医師の絶対数は小さく、また、地域及び診療科における医師偏在の問題や医師の高齢化の問題も深刻化する中、地方自治体からがん検診事業を受託する団体からは、それらの問題も背景に、読影を行う医師（以下「読影医」という。）の確保に苦慮しており、遠隔地の読影医による読影の活用にも限界があり、より少ない医師で数多くの読影件数に対応しなければならないことから、国が推奨する検診方法として、がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについて、AI（Artificial Intelligence：人工知能）技術の活用を前提とした見直しを求める声。

また、がん検診指針において、胃内視鏡検査の読影方法について「日本消化器がん検診学会によるマニュアル等を参考にすること」が示されており、同マニュアルである「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2024 年度版改訂第2版」（令和6年6月日本消化器がん検診学会編集）では、検診の精度向上及び精度管理を目的としてダブルチェック（検査を担当した医師以外の読影医が胃内視鏡検査結果（生検病理診断結果を含む。）を点検することをいう。以下同じ。）が求められており、この点についても、国が推奨する検診方法として、がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることと同様の問題があり、読影医の確保の困難性等から胃内視鏡検査の普及を妨げているとの声がある。

さらに、がん対策推進基本計画では、国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、がん検診指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討することとされている。また、個別目標の一つとして、がん検診の精度管理を向上させることとされており、がん対策基本計画の評価指標のうち「がん検診の精度管理等について」の中間アウトカム指標である偽陽性割合は、ベースラインである令和2年度は胃部エックス線：5.9%、胃内視鏡：6.6%、肺：1.5%、乳：6.3%であるのに対し、令和5年度の偽陽性割合は胃（胃部エックス線・胃内視鏡）：5.1%、肺：1.5%、乳：6.0%である。さらに、近年、読影機器の技術進歩等により読影精度が高まっており、また、昨今のAI技術の進展もあり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 23 条の 2 の 5 に基づく製造販売の承認を受けた、A I 技術を活用した医用画像の読影支援を目的としたコンピュータ診断支援プログラム（以下「読影支援 A I」という。）の製品も登場しており、こうした読影支援 A I などの読影機器の開発及び活用を推進するためにも、読影支援 A I などの読影機器の高い性能を前提として、国が推奨する検診方法として、がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについては、以下の指摘や声などがあり、見直しが求められている。

- ・読影支援 A I については、その性能が近年飛躍的に向上しており、単体性能試験で既に熟練医師と同等以上の感度（がんに罹患している者のうち、要精密検査と判定された者の割合をいう。以下同じ。）を実現しているとの声。
- ・がん検診の精度向上及び読影医の負担軽減の観点でその活用が強く求められているが、一方で、国が推奨する検診方法として、がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされているが、読影支援 A I のような先進技術の活用が必ずしも明確に位置付けられておらず、見直しが必要であるとの声。
- ・海外においては、A I がスクリーニングを行い、異常の可能性のある画像のみ医師が診る（以下「自律型 A I」という。）事例がある一方で、我が国においては、現行の医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認制度において、自律型 A I によるスクリーニングを想定した枠組みがないことから、自律型 A I を用いた読影機器等の製品開発を推進できないとの声。
- ・読影支援 A I など、A I を用いた医療機器は、上市後であっても、データを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性、がんの二次予防であるがん検診において、がんの見落としが最も避けるべきことであることなどを踏まえ、読影支援 A I など A I を活用した読影機器等による読影精度においては、感度が高いことを優先するべきであるとの声。
- ・読影精度の担保が可能となる業務フローを構築するため、読影支援 A I をはじめとする技術の活用などの条件に関するエビデンスの集積が重要であるとの指摘。

以上を踏まえ、国が推奨する検診方法として二重読影が必要とされていることについて、現在及び将来の A I の技術水準に合わせた規制・制度とすることで、がん検診の精度を向上させつつ、読影医の負担を軽減し、ひいては

地域を問わずがん検診体制を持続可能なものとし、国民のがん検診へのアクセスを更に向上させることを実現するため、以下の措置を講ずるものとする。

a 厚生労働省は、がん検診指針において、国が推奨する検診方法として、がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについて、読影精度を担保しつつ、読影医の業務負担を軽減するため、医師1名の読影でも可能とする方向で見直すことについて検討し、結論を得る。その際、医師1名の読影でも可能とする方向で見直すことについて、次の①及び②の検証に関して実施の可否を含めて検討を行う。

①診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うという「人工知能（A I）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日厚生労働省医政局医事課長通知）に基づく考え方や、がんの見落とし等の可能性を考慮した上で、医師の読影と同等に腫瘍を検出することができるA I機器（以下「腫瘍検出A I」という。）が開発された際には、その状況を踏まえた上で、腫瘍検出A Iが異常陰影ありと判断した場合に、読影医の読影量を減らすことを目的に、必ずしも2名以上の医師による読影を要さない業務フローの実現性の検証（当該腫瘍検出A Iに関する現時点の技術水準に照らした実現可能性の有無の調査及びその導入に当たっての課題への対応を含む。）

②現行のがん検診指針における二重読影の効果を明らかにすることを目的に、地方自治体等が保有するがん検診に関するデータを用い、二重読影における2名以上の医師それぞれの判定結果の不一致率を確認した上で、不一致であった症例のうちその後の精密検査でがんと判明した症例の割合と照合する方法による、二重読影によるがんの見落とし防止の効果に関する検証

b 厚生労働省は、令和7年度から令和9年度にかけて行われる国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の革新的がん医療実用化研究事業「胃がん内視鏡検診でのA I併用が胃がん検出率を上昇させ、ダブルチェックの負担を軽減できるかの検証」の成果について、対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアルに関する学会等の関係者に対し、情報提供を行う。

カ 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

- 【a：令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、
b：①令和8年措置、②令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、
③（前段）令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、
（後段）令和11年度措置、c：aの措置から5年間継続的に措置、
d：令和8年度措置】

<実施事項>

近年、厳しい国際競争の中で我が国の創薬力の低下が繰り返し指摘されている。また、令和5年3月時点において、平成28年から令和2年に欧米で承認された新医薬品のうち我が国で承認されていない医薬品が143品目存在していたなど、ドラッグ・ラグ（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のことをいう。以下同じ。）／ドラッグ・ロス（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のうち、特に日本での開発に着手されていないものをいう。以下同じ。）の問題が指摘されている。これらの課題解決には、我が国での国際共同治験の実施が重要であるが、令和4年度以降の我が国での国際共同治験の実施数は、令和2年度及び令和3年度に比べて減少傾向である。我が国の創薬力を強化するとともに、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを解消するためには、我が国の創薬研究の実施環境を欧米にそん色ない魅力あるものとし、我が国での国際共同治験の実施を推進していく必要がある。

こうした中、令和6年6月の規制改革実施計画では、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「関係府省」という。）は、①我が国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）が適用される治験、臨床研究法（平成29年法律第16号）が適用される臨床研究（以下「臨床研究」という。）、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等が適用される研究等（以下「生命科学・医学研究等」といい、また、治験、臨床研究及び生命科学・医学研究等を総称して「治験・研究」という。以下同じ。）を行う場合には、海外と異なり、その目的と種類によって適用される法規制が異なっていることなどを背景として、治験・研究の内容によって異なる対応（異なる委員会による審査への対応を含む。）が求められることが大きな負荷となっていることや倫理審査委員会等の審査の質のばらつき等の一因になっているなどの指摘があること、②我が国の治験パフォーマンスは海外に比べ低く、また、治験環境は海外に比べコスト面での違いが大きいとの指摘や、国際共同治験において我が国が選ばれないことがドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの一因

となっているとの指摘があること、③欧米では、一つの治験・研究を複数施設で共同して行う場合、当該治験・研究を行うことの適否その他の治験・研究に関する調査審議について、一括した審査（以下「一括審査」という。）が我が国に比べ普及している一方、我が国では、各制度の下で実施される治験・研究において一括審査を推進しているが、必ずしも十分に普及していないことにより、手続、様式、費用、開催頻度等の異なる審査が求められる結果、企業、研究者等にとって負担が生じているとの指摘があること、④我が国で一括審査が普及しない要因として、治験・研究実施機関にとって他の機関等に設置された委員会に対する審査の質への不安があるとの指摘があることなどを踏まえ、被験者保護及び研究力強化等のための審査の更なる適正化を実現するため、政府横断的に検討し、所要の措置を講ずることとされた。

関係府省は、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、これまでに以下の取組を進めており、検討・取組等が一定程度進んでいる。

- ・厚生労働省は、治験審査委員会について、諸外国の治験の一括審査の実施状況及び国内の審査体制を考慮し、今後予定されている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。）の改正後に開始された国内で実施する多施設共同治験において、治験計画届出数のうち、一括審査として審査された治験の治験計画届出数の割合を80%以上（以下「一括審査の達成目標」という。）とし、遅くとも改正省令施行後8年時点で達成することを目指す旨を令和7年12月25日に示した。
- ・文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づく倫理審査委員会について、侵襲を伴う又は介入を行う研究について一括審査を必須化することを盛り込んだ同指針の改正を令和8年中に予定している。
- ・厚生労働省及び文部科学省は、それぞれ、令和7年度から、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の公募制度及び文部科学省の競争的研究費制度において、多機関共同研究における治験及び研究（少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究を除く。）に対して一括審査を公募要項上の要件に位置付けた。

一方で、我が国における治験の一括審査の実施率（令和4年から令和6年までに我が国の医療機関が参画した国際共同治験のうち、一括審査が行われた治験数が占める割合をいう。）は1.3%であるとの調査結果があるとともに、特に治験に関しては、我が国において、各実施医療機関に設置された治験審査委員会での審査が行われていることが多く、一括審査が進まない背景

として、令和6年6月の規制改革実施計画における上記指摘事項④に加えて、以下の点が課題であるとの声や指摘がある。

- ・ G C P省令第30条に基づく治験審査委員会による審査は、実施医療機関の長が依頼するが多施設共同治験において一括審査を行うに当たり、一括審査を依頼する治験審査委員会を決定するために複数の実施医療機関の長の間を調整する者が不在であるとの指摘。
- ・ G C P省令第30条に基づく治験審査委員会による審査のほか、各実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断する際にも、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用している実態があるとの声。

また、厚生労働省は、上記の一括審査の達成目標を定めた上で、治験依頼者が治験審査委員会による審査を依頼することを原則化することなどを含むG C P省令の改正を検討しているものの、その検討に対して、以下の声や指摘がある。

- ・ 一括審査の達成目標に関し、一括審査を義務付けることは、我が国の創薬の国際競争力確保のためにも重要であるため、G C P省令改正後に国内で開始される治験については100%とすべきであり、また、改正G C P省令の施行後8年時点で達成するという目標年度については大幅に前倒して達成すべきであるとの声及び指摘。
- ・ 治験依頼者が治験審査委員会による審査を依頼することを原則化しても、実施医療機関の長に引き続き審査依頼の権限が残されており、従前どおり、実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断するに当たって、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用する実態が変わらなければ、一括審査が普及しないおそれがあるとの声。
- ・ 現行のG C P省令第31条において、治験開始後の治験審査委員会での審査（治験の期間が1年を越える場合には1年に1回以上、当該治験を継続して行うことの適否について治験審査委員会が行う審査をいう。以下「継続審査」という。）についても、治験開始前に審査を行った治験審査委員会の意見を聴かなければならないとされているが、一括審査の普及のためには、G C P省令の改正前に開始した治験の継続審査についても一の治験審査委員会に集約して審査を可能とする必要があるとの声。

さらに、治験の一括審査の普及において重要となる治験審査委員会の質の向上については、以下の点などの声や指摘がある。

- ・ G C P省令において治験審査委員会の質を担保するために満たすべき要件を定め、その要件を充足しているかを公表することを規定する必要があるとの声及び指摘。

- ・質の高い治験審査委員会での一括審査の普及に伴い、一部の治験審査委員会が廃止されることが想定されるため、治験開始前に一括審査を行った治験審査委員会が治験実施中に廃止された場合には、別の治験審査委員会に審査を依頼できることをGCP省令上規定する必要があるとの声。

これらの背景、声や指摘を踏まえ、我が国の創薬研究の実施環境を欧米にそん色ない魅力あるものとし、国際共同治験の実施を推進することにより、我が国の被験者保護及び研究力強化等を実現し、我が国のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの解消や創薬力を強化するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、治験の一括審査を普及させるため、以下の事項を含めGCP省令の改正又はガイダンスの改訂の内容について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

- ・治験開始前の治験審査委員会の審査について、治験依頼者が審査を依頼する治験審査委員会を選定した上で多施設共同治験においては一括審査を依頼することを可能とするとともに、治験依頼者が審査を行う治験審査委員会を選定した場合、各実施医療機関の長が、別途、治験審査委員会に審査依頼を行うことを不可とすること。
- ・GCP省令第30条に基づく治験審査委員会による審査のほか、実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断する際にも、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用している実態を踏まえ、治験審査委員会で審査すべき事項（例えば、倫理的及び科学的な観点からの治験の実施の可否、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するための審査項目、審査が必要な安全性情報の範囲等）を明確化し、当該事項については、実施医療機関の長が審査することを必ずしも求めないこととすること。
- ・継続審査を行う治験審査委員会が複数ある場合、一の治験審査委員会に集約して継続審査を行うことを可能とすること。

- b 厚生労働省は、治験審査委員会が集約された中でも、各審査委員会において、被験者の権利利益の保護が確保される形で適切に審議されていることが被験者や治験審査委員会を選定する治験依頼者を含む外部から確認できるようにすることで、実施医療機関の長が自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会以外の治験審査委員会での審査の質に対する懸念を払しょくし、治験の一括審査を普及させるため、以下の措置を講ずる。

- ①治験開始前に各実施医療機関に設置された治験審査委員会による審査を受けた多施設共同治験において、治験実施中に一括審査に変更する手続や、治験開始前に審査を受けた治験審査委員会が廃止された場合に別

の治験審査委員会に審査を依頼する手続を明確化した上で、関係団体、実施医療機関等に周知すること。

②被験者保護を図りつつ、国際共同治験の実施を推進する観点から、以下の点を含め、質の高い治験審査委員会として満たすべき基準について検討し、結論を得次第、公表する。

- ・ 治験依頼者又は自ら治験を実施し、若しくは実施しようとする者と利害関係を有しない者が参加していること。
- ・ 申請書類の受付について国際共同治験への対応を前提とした対応となっていること（例えば、書類の電子申請受付が可能であること、英語資料の受入れが可能であること等）。
- ・ 問合せ窓口を設置していること。
- ・ 議論の要約を含む議事概要を公表し、実施医療機関等の求めに応じて、審査の議事録を共有する体制であること。
- ・ 全委員の所属及び立場を公開していること。
- ・ 審査費用に関する事項を公開していること。
- ・ 標準審査期間の目標を設定し、公開していること。

③②の措置を踏まえ、②により設定した各基準項目への対応状況について、各治験審査委員会自ら公表する制度をGCP省令の改正などにより導入することについて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

その上で、審査の透明性及び治験審査委員会の審査の質などが確保されていることを確認し、第三者による認定や認証等の要否を含め、治験審査委員会の質を担保するための方策の検討を行うため、治験審査委員会の公表内容並びに審査件数及び審査体制等の実態を把握する調査を行い、その結果を公表する。

- c 厚生労働省は、aの措置による改正GCP省令の施行後に届出された多施設共同治験について、一括審査の実施割合を毎年度把握し、公表する。また、厚生労働省は、一括審査が行われていない多施設共同治験がある場合には、一括審査が行われなかった原因等を調査分析し、その結果を踏まえ、必要に応じ、一括審査を普及するための所要の措置を講ずる。
- d 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、治験審査委員会のほか、臨床研究の実施に当たって審査を行う認定臨床研究審査委員会及び生命科学・医学研究等の実施に当たって審査を行う倫理審査委員会について、被験者保護並びに多施設共同で実施する治験、臨床研究及び生命科学・医学研究等を推進する観点から、以下の点について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

- ①治験審査委員会、認定臨床研究審査委員会及び倫理審査委員会（以下「各制度の審査委員会」という。）の要件について、bで設定した治験審査委員会の基準を踏まえつつ、各制度の審査委員会で共通して必要な基準を設定すること。
- ②治験に付随して生命科学・医学研究等を行う場合、治験については治験審査委員会での審査が、生命科学・医学研究等については倫理審査委員会での審査がそれぞれ必要となるが、当該生命科学・医学研究等についても、それぞれの委員会の要件を満たしていれば、治験と併せて審査を可能とするなど、治験及びそれに付随する生命科学・医学研究等を併せて計画した場合の審査を効率的に行うことを可能とすること。

3 働き方・人への投資

キ 労働時間法制に係る政策対応の在り方

（1）1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方

【令和8年検討開始、早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児・介護との両立など労働者のニーズの多様化といった状況に直面しており、労働者の意欲や能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要な課題となっている。働き方改革は、この課題の解決を目指しており、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行から5年が経過する中、同法施行後の状況や労働時間の動向などを勘案しつつ、労働時間法制に係る政策対応の在り方について検討するとともに、現在の労働時間法制の運用や実態に関する業種・会社規模ごとの状況等についての調査や労働者の現場の声なども踏まえつつ、生産性の高い柔軟な働き方の推進につながるよう制度の在り方について検討する必要がある。

こうした中、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制（以下「1年単位の変形労働時間制」という。）は、事業場において、1か月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で業務の繁閑に応じた労働時間の効率的な配分等を可能とする制度であり、年単位の計画的な労働時間管理を通じて、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮や休日の確保といった労働者に対する便益も見込まれ、我が国の建設業、運輸業、製造業など幅広い業種で、企業規模にかかわらず導入されており、業種によっては3割

を超える労働者に適用されている。

1年単位の変形労働時間制を導入するためには、同条第1項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第12条の4に基づく協定（以下「労使協定」という。）において、1か月を超え1年以内の一定期間（以下「対象期間」という。）における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（以下「労働日等」という。）をあらかじめ特定しなければならないが、対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間を定め、各期間の初日の少なくとも30日前に当該期間における労働日等を特定しなければならない。

これに対して、民間経済団体、業界団体、企業等からは、1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方について、以下に掲げる声や指摘がある。

- ・天候等を30日前までに予測した上で労働日等を特定することがそもそも難しく、特定後に急な悪天候や取引先都合による前工程・納期の遅延等の突発的事象が発生した場合であっても、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成11年1月29日労働省労働基準局長通達）及び「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改廃について」（平成11年3月31日労働省労働基準局長通達）等において、一旦特定した労働日等は原則変更できないとされていることが、1年単位の変形労働時間制を導入する際の障壁となっているほか、導入した場合においても、突発的事象によって予定した作業を行えなかった際に労働日等の変更ができない結果、時間外労働や休日労働によって補完せざるを得ないこと、時間外労働の上限規制も相まって納期の遅れなどを引き起こす可能性があることから、労働日等の特定の期限を実情に応じて緩和することや、労働日等の事後変更が認められる事由を拡大することを含め、制度の柔軟化が必要であるとの声。
- ・特に建設業は、他業種と比べて年間の総実労働時間が長く、4週8休（週休2日）を確保できていない場合が多い中、猛暑日の増加や積雪等の気候要因によって労働者が安全かつ効率的に働ける日数が減少するなど一律の労働時間削減が困難となっていることから、好天時にはまとまった労働時間を確保しつつ、夏季や冬季には労働者がまとまった休日を確保できる、1年単位の変形労働時間制の導入促進が労使双方にとって望ましいが、労働日等の特定時には予期できない天候の変動が発生した際、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（令和8年3月18日厚生労働省）などを踏まえて作業を中止することが望ましい場合でも労働日等の事後変

更ができず、同制度の導入や導入後の支障となっているため、柔軟かつ円滑な対応が必要であるとの声。

- ・ 労使協定の締結や当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長への届出といった1年単位の変形労働時間制の導入に必要な手続が複雑・煩雑で対応困難であることから、当該手続の簡素化や働き方改革推進支援センター等の関係機関による導入のサポートが必要であるとの声。
- ・ 労働基準法第32条の2に基づく1か月単位の変形労働時間制（以下「1か月単位の変形労働時間制」という。）については、解釈上、原則として労働日等の変更はできないものの、石炭鉱山である事業場における番方編成による交替制勤務の際に就業規則に番方転換を行う場合の事由を定め、労働者に事前に明示した上で労働日等を変更することが許容されており、また、裁判例において、業務上やむを得ない必要がある場合に限定的かつ例外的措置として労働日等の変更を許容する余地を示したものがあり、1年単位の変形労働時間制は、1か月単位の変形労働時間制と異なり最低限の休日確保や連続労働日の上限があるなど、1か月単位の変形労働時間制よりも労働者を保護する仕組みになっていることも踏まえれば、1か月単位の変形労働時間制で許容される変更事由は、1年単位の変形労働時間制に準用しても差し支えないと考えられるとの指摘。
- ・ 労働日等をあらかじめ特定することが必要な趣旨は、規則正しい日常生活が乱されて健康を害したり、余暇時間や私生活の設計を困難にさせたりする労働者の不利益を最小限にとどめるよう配慮するといった点にあり、一旦特定された労働日等が使用者の恣意によりみだりに変更されることを防止する必要があることから、労働者の予見可能性等を確保するために適切な措置を講ずることが必要であるとの指摘。

一方、労働者保護の観点からは、1年単位の変形労働時間制について、以下の声や指摘も見られる。

- ・ 1年単位の変形労働時間制は、法定労働時間の例外を認める制度であり、労働日等の特定を含む必要な各種の要件は、労働者の健康確保や生活時間の設計への配慮のために設けられていることから、要件緩和は行うべきではないとの声。
- ・ 1年単位の変形労働時間制について検討する際は、例外を認めるとしても、あくまでも限定的で客観的な条件に基づくものとする必要があり、労働者の予見可能性や健康確保を最優先に考えるべきとの指摘。

以上を踏まえ、心身の健康維持を前提に柔軟で多様な働き方を実現する観点から、業務の繁閑に応じた労働時間の効率的な配分等を行うことを可能とする1年単位の変形労働時間制について、規制改革推進会議での議論や制度

運用状況等の実態も踏まえ、予期しなかった事情にも柔軟に対応できるようにすることについて、労働者の予見可能性の確保についても十分留意しつつ、検討する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の 4 に基づく 1 年単位の变形労働時間制（以下「1 年単位の变形労働時間制」という。）は、事業場において、1 か月を超え、1 年以内の期間を平均して、1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超えない範囲で業務の繁閑に応じた労働時間の効率的な配分等を可能とする制度であり、年単位の計画的な労働時間管理を通じて、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮や休日の確保といった労働者に対する便益も見込まれ、我が国の建設業、運輸業、製造業など幅広い業種で、企業規模にかかわらず導入されており、業種によっては 3 割を超える労働者に適用されている。

1 年単位の变形労働時間制を導入するためには、同条第 1 項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 12 条の 4 に基づき、使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合（以下「過半数労働組合」という。）、過半数労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定（以下「労使協定」という。）を締結し、1 か月を超え 1 年以内の一定期間（以下「対象期間」という。）を平均し 1 週間の労働時間を 40 時間以下の範囲内にすること等の条件を満たした上で当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に届け出ることが必要であり、同法第 32 条の 4 第 1 項第 4 号に基づき、労使協定において、対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（対象期間を 1 か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（以下「労働日等」という。）並びに当該最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間）をあらかじめ特定しなければならないが、同条第 2 項に基づき、対象期間を 1 か月以上の期間に区分することとした場合に、最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間を定め、各期間の初日の少なくとも 30 日前に、過半数労働組合、過半数労働組合がない場合においては過半数代表者の同意を得て、当該期間における労働日等を特定しなければならない。

また、厚生労働省は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成11年1月29日労働省労働基準局長通達。以下「平成11年1月局長通達」という。）において、「特定された労働日及び労働日ごとの労働時間の変更することができないものである」としているのに加え、「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改廃について」（平成11年3月31日労働省労働基準局長通達。以下「平成11年3月局長通達」という。）において、「1年単位の変形労働時間制は、使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないことを前提とした制度である」とした上で、労働日等の特定時には予期しない事情が生じた場合に限り、就業規則に、休日を振り替えることができる旨の規定を設けることなどを条件として、休日振替を認めるとしている。

これに対して、民間経済団体、業界団体、企業等からは、1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方について、以下に掲げる声や指摘がある。

- ・天候等を30日前までに予測した上で労働日等を特定することがそもそも難しく、特定後に急な悪天候や取引先都合による前工程・納期の遅延等の突発的事象が発生した場合であっても、平成11年1月局長通達及び平成11年3月局長通達等において、一旦特定した労働日等は原則変更できないとされていることが、1年単位の変形労働時間制を導入する際の障壁となっているほか、導入した場合においても、突発的事象によって予定した作業を行えなかった際に労働日等の変更ができない結果、時間外労働や休日労働によって補完せざるを得ないこと、時間外労働の上限規制も相まって納期の遅れなどを引き起こす可能性があることから、労働日等の特定の期限を実情に応じて緩和することや、労働日等の事後変更が認められる事由を拡大することを含め、制度の柔軟化が必要であるとの声。
- ・特に建設業は、他業種と比べて年間の総実労働時間が長く、4週8休（週休2日）を確保できていない場合が多い中、猛暑日の増加や積雪等の気候要因によって労働者が安全かつ効率的に働ける日数が減少するなど一律の労働時間削減が困難となっていることから、好天時にはまとまった労働時間を確保しつつ、夏季や冬季には労働者がまとまった休日確保できる、1年単位の変形労働時間制の導入促進が労使双方にとって望ましいが、労働日等の特定時には予期できない天候の変動が発生した際、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（令和8年3月18日厚生労働省）などを踏まえて作業を中止することが望ましい場合でも労働日等の事後変更ができず、同制度の導入や導入後の支障となっているため、柔軟かつ円滑な対応が必要であるとの声。

- ・労使協定の締結や所轄労働基準監督署長への届出といった、1年単位の变形労働時間制の導入に必要な手続が複雑・煩雑で対応困難であることから、当該手続の簡素化や働き方改革推進支援センター等の関係機関による導入のサポートが必要であるとの声。
 - ・労働基準法第32条の2に基づく1か月単位の变形労働時間制（以下「1か月単位の变形労働時間制」という。）については、解釈上、原則として労働日等の変更はできないものの、石炭鉱山である事業場における番方編成による交替制勤務の際に就業規則に番方転換を行う場合の事由を定め、労働者に事前に明示した上で労働日等を変更することが許容されており、また、裁判例において、業務上やむを得ない必要がある場合に限定的かつ例外的措置として労働日等の変更を許容する余地を示したものがあり、1年単位の变形労働時間制は、1か月単位の变形労働時間制と異なり最低限の休日確保や連続労働日の上限があるなど、1か月単位の变形労働時間制よりも労働者を保護する仕組みになっていることも踏まえれば、1か月単位の变形労働時間制で許容される変更事由は、1年単位の变形労働時間制に準用しても差し支えないと考えられるとの指摘。
 - ・労働日等をあらかじめ特定することが必要な趣旨は、規則正しい日常生活が乱されて健康を害したり、余暇時間や私生活の設計を困難にさせたりする労働者の不利益を最小限にとどめるよう配慮するといった点にあり、一旦特定された労働日等が使用者の恣意によりみだりに変更されることを防止する必要があることから、労働者の予見可能性等を確保するために適切な措置を講ずることが必要であるとの指摘。
一方、労働者保護の観点からは、1年単位の变形労働時間制について、以下の声や指摘も見られる。
 - ・1年単位の变形労働時間制は、法定労働時間の例外を認める制度であり、労働日等の特定を含む必要な各種の要件は、労働者の健康確保や生活時間の設計への配慮のために設けられていることから、要件緩和は行うべきではないとの声。
 - ・1年単位の变形労働時間制について検討する際は、例外を認めるとしても、あくまでも限定的で客観的な条件に基づくものとする必要がある、労働者の予見可能性や健康確保を最優先に考えるべきとの指摘。
- 以上の声や指摘を踏まえ、心身の健康維持を前提に柔軟で多様な働き方を実現する観点から、1年単位の变形労働時間制について、厚生労働省は、規制改革推進会議での議論や制度運用状況等の実態も踏まえ、予期しなかった事情にも柔軟に対応できるようにすることについて、労働者の予見可能性の確保についても十分留意しつつ、労働政策審議会において検討し、結論を得

次第、速やかに所要の措置を講ずる。

(2) 裁量労働制の適用対象業務の在り方

【令和8年検討開始、早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児・介護との両立など労働者のニーズの多様化といった状況に直面しており、労働者の意欲や能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要な課題となっている。働き方改革は、この課題の解決を目指しており、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行から5年が経過する中、同法施行後の状況や労働時間の動向などを勘案しつつ、労働時間法制に係る政策対応の在り方について検討するとともに、現在の労働時間法制の運用や実態に関する業種・会社規模ごとの状況等についての調査や労働者の現場の声なども踏まえつつ、生産性の高い柔軟な働き方の推進につながるよう制度の在り方について検討する必要がある。

こうした中、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3に定める専門業務型裁量労働制及び同法第38条の4に定める企画業務型裁量労働制は、業務の性質上、業務遂行の手段や時間配分等を大幅に労働者に委ねる業務に従事する労働者を対象とする制度であり、適正な運用が行われれば、労使双方にとってメリットのある働き方の実現が見込まれるものの、厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」によると、専門業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約1.1%、企画業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約0.3%となっている。

これに対して、一部の企業や民間経済団体からは、以下に掲げる課題等への対応が必要であるとの声がある。

- ・裁量労働制は、業務の遂行手段や時間配分の決定を労働者に委ね、自分のペースで働き成果に応じた処遇を受けることに対するニーズが高まっている社会的背景を踏まえた制度であり、令和7年に実施された日本経済団体連合会の「ホワイトカラー労働者の裁量労働制適用ニーズ等に関する調査結果」によると、メリハリを付けて自分のペースで働ける、就労時間が短くても一定額の裁量労働手当等を受け取ることができる、成果に応じた処遇が受けられる可能性があるといった理由により、裁量労働制を適用されていないホワイトカラー労働者のうち約3割が同制度の適用を希望しているとされている一方、「現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈に

ついて」(令和5年8月2日厚生労働省労働基準局労働条件政策課長及び監督課長連名通達)においては、対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、企画、立案、調査及び分析の業務とは別に、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、企画業務型裁量労働制を適用することはできないこととされており、我が国の企業においては、企画業務型裁量労働制の対象業務に従事する労働者に全社横断的なプロジェクト型業務への参加や安全衛生委員会への出席といった非対象業務も担当させる場合があることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない企画業務型裁量労働制を適用することが困難であること。

- ・規制改革推進に関する答申(令和7年5月)にも示されたとおり、スタートアップにおいては一人の労働者が複数の業務を担当することが一般的であることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない裁量労働制を適用することが困難であるほか、企画業務型裁量労働制を導入する際に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面からスタートアップにおける制度導入の障壁になっていること。
- ・特定の顧客向けの商品・サービスの企画、立案、調査及び分析を行った上で、それに基づき開発・提案まで行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、一部に顧客への提案等の非対象業務が混在する点に加え、「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(平成11年労働省告示第149号。以下「企画業務型裁量労働制指針」という。)において、企画業務型裁量労働制の対象業務は、対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項又は当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画についての企画、立案、調査及び分析の業務であるとされており、要件を満たさない点で、現行制度では適用が困難であること。
- ・グループ会社等で重複する人事・財務・経営企画などの間接業務を別会社に集約・標準化し、効率化を目指す、いわゆる「シェアードサービス業務」がグループ化を進める企業を中心に活用される中、「シェアードサービス業務」の中でも企画、立案、調査及び分析を行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、企画業務型裁量労働制指針において、企画業務型裁量労働制の対象業務は、対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項又は当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画についての企画、立案、調査及び分析の業務であるとされており、要件を満たさない点で、現行制度では適用が困難で

あること。

一方、令和元年に実施された厚生労働省の「裁量労働制実態調査」においては、①労働基準法第38条の3第1項第2号に規定する労働時間として算定される時間及び同法第38条の4第1項第3号に規定する労働時間として算定される時間（以下「みなし労働時間」という。）と実際の労働時間との間に差が見られること、②専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制の適用労働者の約2割が裁量労働制の適用に対する満足度について「不満である」又は「やや不満である」と回答していること、③適用労働者の苦情の内容として「業務量が過大である」「労働時間が長い」「賃金などの処遇が悪い」「人事評価が不適切である」などの点が挙げられていることなどを踏まえ、制度の趣旨に沿っていない運用への懸念については、労働者の健康確保や長時間労働防止、適切な処遇確保等の観点から、制度の濫用防止措置について検討する必要がある。特に、みなし労働時間については、企画業務型裁量労働制指針等において、対象業務の内容並びに対象労働者に適用される賃金・評価制度を考慮して適切な水準のものとなるようにし、対象労働者の相応の処遇を確保することが必要とされていることを踏まえ、適切に設定されているかなど、実態を明らかにし、制度の趣旨に沿っていない運用の懸念がある場合には、適切な措置を講じて、未然に防止するべきである。

これに対して、公衆衛生学の観点からは、裁量労働制の運用について、以下の指摘がある。

- ・長時間労働や概日リズムの乱れ、心理的に仕事から距離を置けないこと、裁量の無い労働者への制度の適用、努力に見合わない報酬や評価等が生じた場合には、健康上のリスクとなりやすい。
- ・使用者には、正確な労働時間の管理や裁量に見合うタスクの設定、適切な成果の評価が求められるほか、健康・福祉確保措置として、勤務間インターバル（企画業務型裁量労働制指針等に基づき、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保することをいう。）、深夜労働（労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させることをいう。）の回数を1か月について一定回数以内とすること、使用者が把握した労働時間が一定時間を超えた場合の制度適用解除、年次有給休暇の連続取得の促進等の予防的措置を講ずることが重要であり、さらに、時間外の連絡方法に関するルール作成や仕事を与える管理監督者に対する心理的安全性に関する教育の実施、労働者に対する労働時間等の自己管理能力を醸成する教育の実施等も考えられる。

こうした声や指摘などを踏まえ、心身の健康維持と労働者の選択を前提として、柔軟で多様な働き方を実現できる環境を早期に整備していく必要がある。

る。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3に定める専門業務型裁量労働制及び同法第38条の4に定める企画業務型裁量労働制は、業務の性質上、業務遂行の手段や時間配分等を大幅に労働者に委ねる業務に従事する労働者を対象とする制度であり、適正な運用が行われれば、労使双方にとってメリットのある働き方の実現が見込まれるものの、厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」によると、専門業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約1.1%、企画業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約0.3%となっている。

これに対して、一部の企業や民間経済団体からは、以下に掲げる課題等への対応が必要であるとの声がある。

- ・裁量労働制は、令和7年に実施された日本経済団体連合会の「ホワイトカラー労働者の裁量労働制適用ニーズ等に関する調査結果」によると、メリハリを付けて自分のペースで働ける、就労時間が短くても一定額の裁量労働手当等を受け取ることができる、成果に応じた処遇が受けられる可能性があるといった理由により、裁量労働制を適用されていないホワイトカラー労働者のうち約3割が同制度の適用を希望しているとされている一方、「現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈について」（令和5年8月2日厚生労働省労働基準局労働条件政策課長及び監督課長連名通達）においては、対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、企画、立案、調査及び分析の業務とは別に、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、企画業務型裁量労働制を適用することはできないこととされており、我が国の企業においては、企画業務型裁量労働制の対象業務に従事する労働者に全社横断的なプロジェクト型業務への参加や安全衛生委員会への出席といった非対象業務も担当させる場合があることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない企画業務型裁量労働制を適用することが困難であること。
- ・規制改革推進に関する答申（令和7年5月）にも示されたとおり、スタートアップにおいては一人の労働者が複数の業務を担当することが一般的であることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない裁量労働制を適用することが困難であるほか、企画業務型裁量労働制を導入する際に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面からスタートアップに

おける制度導入の障壁になっていること。

- ・特定の顧客向けの商品・サービスの企画、立案、調査及び分析を行った上で、それに基づき開発・提案まで行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、現行制度では適用が困難であること。
- ・グループ会社等で重複する人事・財務・経営企画などの間接業務を別会社に集約・標準化し、効率化を目指す、いわゆる「シェアードサービス業務」がグループ化を進める企業を中心に活用される中、「シェアードサービス業務」の中でも企画、立案、調査及び分析を行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、現行制度では適用が困難であること。

一方、令和元年に実施された厚生労働省の「裁量労働制実態調査」においては、①労働基準法第38条の3第1項第2号に規定する労働時間として算定される時間及び同法第38条の4第1項第3号に規定する労働時間として算定される時間（以下「みなし労働時間」という。）と実際の労働時間との間に、専門業務型裁量労働制の適用労働者では平均して46分、企画業務型裁量労働制の適用労働者では平均して1時間8分の差がそれぞれ見られること、②専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制の適用労働者のそれぞれ約2割が裁量労働制の適用に対する満足度について「不満である」又は「やや不満である」と回答していること、③適用労働者の苦情の内容として「業務量が過大である」「労働時間が長い」「賃金などの処遇が悪い」「人事評価が不適切である」などの点が挙げられていることなどを踏まえ、制度の趣旨に沿っていない運用への懸念については、労働者の健康確保や長時間労働防止、適切な処遇確保等の観点から、制度の濫用防止措置について検討する必要がある。特に、みなし労働時間については、企画業務型裁量労働制指針等において、対象業務の内容並びに対象労働者に適用される賃金・評価制度を考慮して適切な水準のものとなるようにし、対象労働者の相応の処遇を確保することが必要とされていることを踏まえ、適切に設定されているかなど、実態を明らかにし、制度の趣旨に沿っていない運用の懸念がある場合には、適切な措置を講じて、未然に防止するべきである。

これに対して、公衆衛生学の観点からは、裁量労働制の運用について、以下の指摘がある。

- ・長時間労働や概日リズムの乱れ、心理的に仕事から距離を置けないこと、裁量の無い労働者への制度の適用、努力に見合わない報酬や評価等が生じた場合には、健康上のリスクとなりやすい。
- ・使用者には、正確な労働時間の管理や裁量に見合うタスクの設定、適切な成果の評価が求められるほか、健康・福祉確保措置として、勤務間インターバル（企画業務型裁量労働制指針等に基づき、終業から始業までに一定

時間以上の継続した休息時間を確保することをいう。)、深夜労働(労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させることをいう。)の回数を1か月について一定回数以内とすること、使用者が把握した労働時間が一定時間を超えた場合の制度適用解除、年次有給休暇の連続取得の促進等の予防的措置を講ずることが重要であり、さらに、時間外の連絡方法に関するルールの作成や仕事を与える管理監督者に対する心理的安全性に関する教育の実施、労働者に対する労働時間等の自己管理能力を醸成する教育の実施等も考えられる。

以上の声や指摘などを踏まえ、心身の健康維持と労働者の選択を前提に柔軟で多様な働き方を実現する観点から、厚生労働省は、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、裁量労働制の対象の在り方について労働政策審議会において見直しの検討を開始し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

4 スタートアップ・イノベーション促進

ク 無人航空機(ドローン)の社会実装の促進

- 【a: 令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、
- b: ①令和8年度上期措置、②令和8年度措置、
- c, f: 令和8年度結論・措置、
- d: 措置済み、
- e: 令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

無人航空機(以下「ドローン」という。)は物流、点検、農業、土木・建築、警備、災害対応など多岐にわたる分野において社会実装が進み、我が国における新たなインフラとなることが期待されている。令和4年6月に開始された航空法(昭和27年法律第231号)第132条第1項に基づくドローンの登録制度において、ドローンの登録台数は令和8年3月末時点で約37万台に上るほか、無人機産業基盤強化検討会の中間取りまとめ(令和7年12月24日。以下「検討会中間取りまとめ」という。)によると、ドローンの市場規模は、世界市場規模(商用ハードウェアのみ)は令和6年約0.98兆円から令和12年約1.48兆円へ、国内市場規模(機体のみ)は令和6年約5.6万台から令和12年約14万台へ、世界・国内ともに高い成長率で拡大していく見通しであり、また、民間調査によると、ドローン関連産業の国内市場規模は令和6年度約0.4兆円から令和12年度には約1兆円に達すると予測さ

れている。一方、検討会中間取りまとめによると、ドローンの市場シェアの現状は、中国製が世界市場で7割（令和7年時点）、産業用途に係る国内市場で9割（令和7年4月時点）と大きなシェアを有しており、国内機体メーカーはシェア獲得に至っていない状況である。

これまでドローンの活用範囲を広げるため、規制改革推進会議における議論を踏まえた令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、国土交通省など規制所管府省は、必要な環境整備を進めてきた。例えば、令和5年12月に「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーII飛行）」（平成27年11月17日国土交通省航空局長。以下「審査要領」という。）が改正され、レベル3.5飛行（審査要領に基づき、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを無人航空機操縦者技能証明を保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術の活用（機上カメラ等）によって確認することで、従来の補助者の配置等による立入管理措置を代替し、実施する目視外飛行をいう。以下同じ。）が新設されて以降、国土交通省によるレベル3.5飛行の許可・承認実績は令和8年3月末時点で534件であり、着実に増加している。また、国土交通省は、令和6年3月、型式認証について、製造事業者による認証の取得を促進するため、機体の耐久性、信頼性等の証明・試験方法の例示、認証のための提出書類の記載の定型化及びガイドラインの充実、標準処理期間の制定等を行ったほか、同年4月、レベル4飛行（有人地帯における立入管理措置なしの目視外飛行をいう。以下同じ。）の早期事業化に向け、運航管理、無人航空機操縦者技能証明、型式認証、機体認証等に係る各種施策を講ずる時間軸を定める工程表を「レベル4飛行の実現とその後の制度整備状況について」（令和6年4月5日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会）において公表した。

こうした中、今後、高速で長距離飛行が可能なVTOL（Vertical Take-off and Landing：垂直離着陸）型ドローン（回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型のドローンをいう。以下同じ。）の活用が期待されている一方で、VTOL型ドローンの無人航空機操縦者技能証明に係る試験において、手動操縦による滑走路での離発着の技能が求められており、自動操縦を前提とする運航実態と乖離があるため、レベル3.5飛行等での活用に支障があるとの声や、こうした試験制度を検討する際には、我が国ドローン産業の国際競争力が低下することのないよう、主要国の規制・制度等を考慮する必要があるとの指摘がある。また、レベル3.5飛行については、審査要領において、原則、山間部や海上などの第三者が存在する可能性が低い場所を飛行経路に設定することとされており、やむを得ない場合にはDID（Densely Inhabited District：人口集中地区）上空を飛行することが可

能であることや当該飛行に求められる安全措置が必ずしも明確化されていないとの声がある。こうした声を踏まえ、ドローンの社会実装を促進するためには、航空法第 132 条の 40 第 1 項等に基づく無人航空機操縦者技能証明制度の見直しを行うとともに、レベル 3.5 飛行が可能な空域及び求められる安全措置の明確化等が不可欠である。

また、我が国においては、ドローンの運航に 2.4GHz 帯、5.7GHz 帯や LTE（携帯電話）等の周波数が一般的に使用されており、5.8GHz 帯の周波数は一般的に使用されていない一方で、海外主要国においては、ドローンの運航に 5.8GHz 帯の周波数が一般的に使用されており、国産ドローンの輸出促進の観点から、我が国においても 5.8GHz 帯の周波数を用いた実証実験に対する需要が高まっている。一方、我が国において、5.8GHz 帯の周波数は特定実験試験局（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 7 条第 5 号に規定する実験試験局をいう。）を活用することで、短期間での無線局の開設が可能であるものの、5.8GHz 帯は既に ETC システム（有料道路料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体）に代表される DSRC（Dedicated Short Range Communications：狭域通信）等に広く使用されており、それらとの混信のおそれがあるため、5.8GHz 帯の特定実験試験局の開設可能な区域が限定的であり、実証実験の実施等の利用拡大に至っていない。

加えて、我が国では、2.4GHz 帯、5.7GHz 帯や LTE 等の周波数がドローンの運航に使用できるものの、無線 LAN 等の当該周波数を利用するドローン用の無線通信システムは山間部や海上などでは通信距離や安定性の面で制約があり、広域での運航が困難となる場合があるため、広域的かつ災害時においても安定的な通信が可能な非静止衛星（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 23 の 5 に規定する無線設備が通信を行う人工衛星をいう。以下同じ。）の活用が期待されているが、同一周波数帯を利用する地上の無線局に混信等の影響を及ぼさないよう、国際的なルールを踏まえ、無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 262 条の 2 第 1 項第 3 号において地表面における電波の強さの上限値が設けられており、その上限値を満たしていない場合には、ドローンと非静止衛星との直接通信が認められていない。

ドローンの社会実装及び国産ドローンの輸出を促進するためには、こうした国産ドローンの輸出促進を見据えた事業者による実証実験のニーズや、通信衛星との連携による広範囲での利活用のニーズを踏まえ、ドローンの電波利用に係る環境整備を行うことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

無人航空機（以下「ドローン」という。）の社会実装及び国産ドローンの輸出を促進する観点から、ドローンの技術の進展に合わせて、民間投資及び技術革新を促進するよう、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、都市部・地方部を問わず、インフラ点検、測量、災害調査、物資輸送など、幅広い分野で活用が期待されているVTOL（Vertical Take-Off and Landing：垂直離着陸）型ドローン（回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型のドローンをいう。以下同じ。）の無人航空機操縦者技能証明（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の40第1項等に規定するドローンを飛行させるのに必要な知識及び能力を有することを証明する資格であって、同法第132条の85第1項及び第132条の86第2項に基づきレベル4飛行（有人地帯における立入管理措置なしの目視外飛行をいう。以下同じ。）で運航するために保有が必要とされる一等無人航空機操縦士の技能証明及びレベル3.5飛行（「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーII飛行）」（平成27年11月17日国土交通省航空局長。以下「審査要領」という。）に基づき、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを無人航空機操縦者技能証明を保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術の活用（機上カメラ等）によって確認することで、従来の補助者の配置等による立入管理措置を代替し、実施する目視外飛行をいう。以下同じ。）で運航するために保有が必要とされる一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の技能証明をいう。以下同じ。）に関する試験制度において、無人航空機操縦士実地試験実施基準（令和4年10月7日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「実地試験実施基準」という。）では、VTOL型ドローンについては、回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機の実地試験を行わなければならないが、「一等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機」（令和5年8月2日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「一等実地試験実施細則（飛行機）」という。）及び「二等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機」（令和5年8月2日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「二等実地試験実施細則（飛行機）」という。）に基づき、基本（航空法第132条の86第2項第1号に掲げる昼間飛行かつ同項第2号に掲げる目視内飛行の操縦能力を問う試験科目をいう。以下同じ。）に係る実地試験において、手動操縦による滑走路での離発着の技能が求められていることは自動操縦を前提とするVTOL型ドローンの運航実態と乖離しており、レベル3.5飛行等での活用

に支障があるとの声を踏まえ、VTOL型ドローンの社会実装を促進する観点から、VTOL型ドローンの実地試験について、以下の①及び②を可能とするため、機体の開発状況、安全の確保及び海外主要国の規制・制度の状況も踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の改正等を含む。）を講ずる。

①VTOL型ドローンは垂直で離着陸することを踏まえ、滑走路を用いないこと。

②事業用のVTOL型ドローンは緊急時も含め自動操縦が前提の機体が中心であるとの声があることを踏まえ、手動操縦を不要とすること。

また、国土交通省は、高速で長距離飛行が可能であり、気象環境に影響を受けず、主に物資輸送等（例えば、離島内や離島間の医薬品、食品、日用品等の配送等。以下同じ。）で活用されている飛行機型ドローンの技能証明に関する試験について、実地試験実施基準、一等実地試験実施細則（飛行機）及び二等実地試験実施細則（飛行機）に基づき、基本に係る実地試験において、手動操縦による滑走路での離発着の技能が求められているが、物資輸送等における自動操縦を前提とする運航実態と乖離があるため、レベル3.5飛行等での活用に支障があるとの声があることを踏まえ、飛行機型ドローンの社会実装を促進する観点から、自動操縦が前提である場合には、手動操縦を不要とするため、機体の開発状況、安全の確保及び海外主要国の規制・制度の状況も踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

b 国土交通省は、レベル3.5飛行が可能な空域やその際に求められる安全措置について、事業者等の予見可能性を高める観点から、以下の①及び②について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

①航空法に基づく許可及び承認を受けて無人航空機を飛行させる際に必要となる手順等を記載した「無人航空機飛行マニュアル（機上カメラ装置により立入管理措置をとる目視外飛行）－「レベル3.5飛行」等－」（令和5年12月26日国土交通省航空局。以下「マニュアル」という。）の令和7年10月29日の更新によって、やむを得ない場合にはDID（Densely Inhabited District：人口集中地区）でのレベル3.5飛行が可能である旨が示されたものの、マニュアルの根拠通達である審査要領と表現に差異があることから、審査要領においても、やむを得ない場合にはDIDでのレベル3.5飛行が可能である旨を記載すること。

②DIDでのレベル3.5飛行の運航事例を踏まえ、DIDにおいても無人地帯を確保する手法について国土交通省ウェブサイトに掲載している

「カテゴリーⅡ飛行（レベル 3.5 飛行）事例集」（令和 7 年 3 月国土交通省航空局）に運航事例を追加すること。

c 国土交通省は、航空法第 132 条の 87 に規定する第三者が立入り又はそのおそれのある場合の措置について、第三者を確認した場合に直ちにドローンの飛行停止が求められているなど、かえって運航上のリスクを高めるおそれがあり、レベル 3.5 飛行等の活用に支障があるとの指摘を踏まえ、例えば、事前に機上カメラ等で第三者を確認でき、飛行したまま第三者を回避することが可能であれば、必ずしもドローンの飛行停止を求めているものではないという解釈が事業者等に幅広く浸透するよう、Q & A やガイドラインの作成等の必要な措置を講ずる。

d 総務省は、国産ドローンの輸出を見据えた事業者による実証実験のニーズを踏まえ、海外主要国において、レベル 4 飛行を含むドローンの運航に際し、一般的に使用されている 5.8GHz 帯について、以下の①及び②の措置を講ずる。

①特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示（令和 6 年総務省告示第 352 号）において定められている特定実験試験局（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 7 条第 5 号に規定する実験試験局をいう。）の使用可能地域について、利用拡大を図るため、既存の無線通信システム（同様に 5.8GHz 帯の周波数が使われている DSRC（Dedicated Short Range Communications：狭域通信）等）との混信を防止しつつ、技術の進展や、事業者等のニーズに応じて、十分な利用可能期間を確保した上で、開設可能な区域の拡充を行うこと。

②実験試験局（電波法施行規則第 4 条第 1 項第 22 号に規定する無線局をいう。）のうち、5.8GHz 帯の免許申請について、審査を迅速化するため、総務省本省の審査を不要とし、各地方総合通信局の審査のみで免許を与えるよう、「電波法関係審査基準」（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の改正など、必要な措置を講ずること。

e 総務省は、レベル 4 飛行や、山間部・海上や災害時におけるレベル 3.5 飛行等のドローンの利活用促進の観点から、広域における通信確保等に資する非静止衛星（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 23 の 5 に規定する無線設備が通信を行う人工衛星をいう。）とドローンの直接通信の実現に向けた検討を行い、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

f 国土交通省及び経済産業省は、ドローンの社会実装及び国産ドローンの国内外での市場拡大を促進する観点から、ドローンの技術の進展に合わせて、民間投資及び技術革新を促進するよう、無人機産業基盤強化検討会の

中間取りまとめ（令和7年12月24日）も踏まえつつ、aからeまでの措置も含め、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において、規制所管府省及び事業者等と連携して、必要な規制・制度の見直し等について検討し、結論を得次第、当該結論を踏まえ、「空の産業革命に向けたロードマップ」（令和6年11月15日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会）を改訂する。

ケ AI時代に対応する規制・制度改革の在り方

- 【a：令和8年度以降可能なものから順次措置、
b：令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
c：（前段）令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置、
（中段）令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置、
（後段）令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
d：令和8年度上期措置、
e：令和8年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

近年、規制改革推進会議において、新たな技術等の社会実装を促進するための規制・制度改革の議論を行っており、とりわけ、令和7年12月24日に開催された規制改革推進会議において示された、「時代や環境の変化、技術の進化に合わせて、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底する」との方針に基づき、規制改革推進に関する答申の取りまとめに向けて議論を行う中で、我が国において、AIをはじめとする新たな技術等の進歩と規制・制度改革の速度の乖離が大きいことなどが問題として指摘されており、AIをはじめとする新たな技術等の進歩に比べ規制・制度改革に長期間を要する要因として、規制・制度改革の必要がある場合であっても、実際の規制・制度改革が行われるまでに、各府省庁において、例えば、以下のような多段階を経ることが挙げられる。

- ①特定の規制・制度改革の検討に必要な調査事業や実証事業を行うための予算を要求する。予算要求は、原則として、毎年度夏の翌年度予算の概算要求を行うしかなく、概算要求までに少なくとも数か月、場合によっては1年以上の期間が経過することになる。
- ②上記①の結果、予算を確保した場合は、翌年度（調査事業や実証事業が複数年度にわたる場合は翌々年度以降）、調査事業や実証事業を実施し、その結果を得る。
- ③上記②の調査事業や実証事業の結果を踏まえ、早くとも翌々年度（議論が

複数年度にわたる場合は翌々年度以降)、規制・制度改革の在り方（それに関する論点を含む。）について、有識者会議等において検討を行い、結論を得る。有識者会議等における結論が複数年度にわたる場合や、結論を得る具体的な時期が定められておらず、数年経過しても結論が得られない場合がある。

- ④有識者会議等における結論を得た後、当該結論を踏まえ、各府省庁において、規制・制度改革の実施を意思決定し、必要な措置を講ずる。必要な措置が講じられるまでに、場合によっては、意思決定後、数年を要することがある。

上記のような進め方では、規制・制度改革の必要があるとの議論を行ってから実際の規制・制度改革に必要な措置が講じられるまでに、場合によっては、数年以上を要することがあり、既に前提となる新たな技術等の状況が変化しており、さらには、時代や環境が変化しているという事態が起り得る。特に、AIをはじめとする新たな技術等の進歩に対応し、社会課題の解決につなげることができるよう、規制・制度改革の検討・実施を機動的かつ柔軟に意思決定できる仕組みを構築していくべきとの観点から、以下のような指摘がある。

- ・今後、AIの社会実装を促進するため、規制・制度改革の見直しに当たり、適時適切な規制・制度が設けられるよう、見直しに係るプロセスの在り方について、検討することが必要である。
- ・技術等の進展に合わせて機動的かつ柔軟に規制・制度の見直しなどを可能とするプロセスを構築するか、あるいは、AI時代に対応した規制・制度改革の在り方に関する方針や基本的な考え方を定めた上で、詳細なルールなどの策定は関連するAI技術等を最もよく知る事業者などの側に一定程度委ねるといったプロセスもあり得るのかを検討すべきである。
- ・規制・制度改革及びその必要性の検討について、例えば1年以内のできる限り短い期間など、年度単位としない期限を設けた上で、検討の完了までの時間そのものを指標とすることや、規制のサンドボックス制度などを活用して暫定的なルールで先行実装して、その実施結果を振り返り、監査などで担保しながら早く学び早く見直すことを常態化させていくことなど、AI時代に合わせた規制・制度改革の検討・実施・評価・見直しの仕組みの刷新・更新が必要である。
- ・規制・制度改革の検討・実施に数年以上を要する場合、結果的に行政が企業のイノベーションの足を引っ張ってしまうことから、例えば、サンドボックスに関する企業主導の実証を高速化することなど規制関連制度の迅速化を考えるべきである。

こうした問題は、近年、OECDなどにおいて指摘されている、AIをはじめとする新たな技術等が急速に進歩し続ける一方、制度改革には従来どおり比較的長期間を要することで、技術進歩と制度改革の速度の乖離が生じ、制度が技術等に追いつかず対応できていないことが常態化するという問題（ペーシング・プロブレム）とも相通するものであり、こうした問題を放置すれば、事業者等がAIなどの新たな技術等を社会実装しようとする際に、既存の法令の適用との関係が不明確であるなどの規制・制度上の障害等に直面することが頻発し、イノベーションや経済成長の停滞を招くおそれがある。

近年、国内外において、例えば以下に掲げるように、AIをはじめとする新たな技術等の社会実装を促進するため、新たな技術等の進歩に対応する規制・制度改革の在り方が提言・実践されている。

- ・OECDは、令和3年（2021年）10月に発表した「Regulatory Policy Outlook 2021」及び「Recommendation of the Council for Agile Regulatory Governance to Harness Innovation」などにおいて、イノベーションや新技術に対応するためのアジャイルで柔軟な規制の在り方を示している。具体的には、法令のみで全てを細かく規定するのではなく、ガイドライン、行動規範、技術標準等を組み合わせて実務上の期待水準を明確化すること、詳細な手続や技術仕様を固定するのではなく、規制により達成すべき成果、性能、安全水準又は政策目的に着目すること、政府のみで一方的に詳細な基準を定めるのではなく、業界団体、標準設定主体、事業者等を含む広範なステークホルダーと役割を分担しながら規制・基準や運用ルールを形成・実施すること、規制のサンドボックスのような実証的手法を活用して、一定の条件の下で例外的・試行的な運用を認め、その結果を踏まえて制度の継続、改正又は廃止を判断することなどが重要であるとされた。
- ・英国では、令和5年（2023年）3月に公表した「A pro-innovation approach to AI regulation」において、技術革新を抑制しないことを最優先とした柔軟かつ迅速な規制の在り方として、包括法を設けるのではなく、規制当局が安全性・透明性・公平性等の共通原則に沿って各分野における既存権限の範囲内で規制を具体化するという考え方を示し、その後、各規制当局にこうしたアプローチの実装を求めることにより、競争・市場、金融、情報保護、医療機器、通信などの分野で規制の方向性や適用の在り方が整理された。令和6年（2024年）2月には、各規制当局の調査等能力を向上させるため、1,000万ポンドの政府横断的支援策を実施することが公表され、また、令和6年（2024年）以降、より成長志向の取組として、新たなガイドライン・政策の形成に向けた行政主導の課題探索を目的に、医療機器や金

融といった分野ごとにA Iに特化したサンドボックス制度等が設計・実施されている。さらに、令和8年(2026年)1月には、イノベーションの障壁となっている規制を可視化するため、企業が自社に関する情報をオンラインで提出できる相談窓口を設置し、収集した情報を横断的に分析することによって、経済成長において大きな障壁となっている規制や大きな効果を与える改革を特定・選別する仕組みが設けられた。

- ・規制のサンドボックス制度については、オーストラリアやシンガポールでも、特定の分野に特化した制度が実施されており、過去に認定した案件と類似性の高い案件については比較的少ない手続で実証できる仕組みや、類型を定めた審査の高速化などによって、迅速に実証に入ることが可能とされている。
- ・EUでは、令和6年(2024年)5月に成立し、同年8月に発効された「A I A c t」に基づき、各加盟国がA Iに特化した制度を実施することとされている。
- ・我が国では、令和7年2月にA I戦略会議及びA I制度研究会が示した「中間とりまとめ」(令和7年2月4日A I戦略会議及びA I制度研究会)において、A Iに対応する制度の基本的な考え方として、「ガイドライン等のソフトローには、国際情勢や最新技術の動向に合わせた迅速かつ柔軟な対応が可能であり、イノベーションに与える負の影響が少ない」ことや、「イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していく」こと、「法律上の規制による対応を行う場合には、事業者の活動にもたらす影響の大きさを考慮しつつ、(中略)真に守る必要のある権利利益を保護するために必要な適用内容とすべき」などが明記された。
- ・また、我が国では、令和7年12月には、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和7年法律第53号)第13条に基づき人工知能戦略本部が決定した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」(令和7年12月19日人工知能戦略本部決定)において、適正性確保において考慮すべき要素として、人間中心、公平性、安全性、透明性、アカウントビリティ、セキュリティ、プライバシー・個人情報などが挙げられるとともに、「A Iの技術進歩の速さや、予見可能性、説明可能性が十分でないことを踏まえ、(中略)柔軟・迅速(アジャイル)に対応し、A Iガバナンスの成熟度を高めていく」ことや「各種ガイドライン等も、A Iの技術進歩による社会の変化をとらえ、アジャイルかつ継

続的に見直す」ことなどが明記された。

また、迅速に規制・制度改革を行う上で、国民やスタートアップを含む利用者目線での運用を促進しつつ、社会全体が裨益する全国レベルの規制・制度改革や事業化を実現することも重要であることを踏まえ、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、以下に掲げる規制改革関連制度に関する情報発信強化等、規制改革関連諸制度間の連携、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づくグレーゾーン解消制度等の透明性向上について、①各種規制改革関連制度における取組について統合的に情報発信を行うウェブサイト「規制改革ライブラリー」の構築・運用開始（令和7年3月末）、②産業競争力強化法第14条に基づく規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法第147条第1項第3号に定める「新技術等実証計画に記載された第8条の2第3項第6号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」及び同項第4号に定める「新事業活動計画に記載された第9条第3項第4号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。）が講ずることとした法制上の措置その他の措置の内容の各制度の事務局及び内閣府（規制改革推進室）への通知、③国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく認定区域計画の進捗状況に関する評価結果の規制改革推進会議への通知、④規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法第147条第1項第2号に定める「当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。）におけるグレーゾーン解消制度に基づく前年度までのグレーゾーン解消制度の照会を行おうとする事業者からの事前相談の受付件数、事前相談の受付件数のうち、規制・制度所管府省庁への相談開始から6か月を経過した件数、照会件数、回答件数の毎年度5月中の経済産業省への報告、経済産業省の当該情報の内閣府（規制改革推進室）への通知及び経済産業省ホームページでの公開など、各種取組を一定程度行っている。

- ・ 規制改革推進会議
- ・ 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成19年6月22日一部改正）に基づくノーアクションレター制度
- ・ グレーゾーン解消制度
- ・ 産業競争力強化法に基づく新事業特例制度
- ・ 同法に基づく規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）
- ・ 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域制度
- ・ 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく構造改革特別区域制度

- ・総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度
- ・規制改革・行政改革ホットライン

一方で、事業者等が新たな技術等の社会実装に当たって活用できる規制改革関連制度について、以下のように活用実績の低調や、長期にわたる手続（事前相談等を含む。）、申請書の作成の煩雑さなどが見られるほか、事前相談の実態が把握されていない制度もあり、事前相談から正式照会・申請や回答・認定に至る割合が低い可能性がある。

- ・規制のサンドボックス制度については、平成30年6月施行以降令和8年3月末までに認定された新技術等実証計画は33件（そのうち、AI関連案件は1件、規制改革につながった案件は3件）、直近3年間（令和5年から令和7年まで）に認定された新技術等実証計画は2件（そのうち、AI関連案件は0件、規制改革につながった案件は1件）であり、事業者から相談を受けてから新技術等実証計画の認定まで平均で8か月程度要しているほか、同制度を利用した事業者の約半数がスピード感の不足や申請書作成の煩雑さを制度の課題として挙げている。
- ・ノーアクションレター制度については、令和8年3月31日時点で「規制改革ライブラリー」に掲載されている実績によれば、直近10年間（平成28年から令和7年まで）の回答件数が135件、直近3年間（令和5年から令和7年まで）の回答件数が47件であり、また、事前相談の状況の実態が不明である。
- ・グレーゾーン解消制度については、令和8年3月31日時点で「規制改革ライブラリー」に掲載されている実績によれば、直近10年間（平成28年から令和7年まで）の回答件数は210件、直近3年間（令和5年から令和7年まで）の回答件数は73件であり、また、令和6年6月の規制改革実施計画の閣議決定以降事前相談を受け付けた125件のうち、規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法第147条第1項第2号に定める「当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。）との調整（事前相談を含む。）を開始してから180日以上を経過した案件が2割を占める。
- ・新事業特例制度については、平成26年1月以降令和8年3月末までの回答実績は16件、直近4年間（令和4年から令和7年まで）で認定された新事業活動計画は0件である。

また、各規制改革関連制度は各府省での迅速な規制・制度改革につなげる制度であるが、AIをはじめとする新たな技術等の社会実装など、これまで規制改革推進会議で議論した事項には、例えば、規制・制度の明確化など、本来、各府省等において、他の規制改革関連制度を通じて、より早期に規制・

制度改革につなげることができたと考えられるものも一定程度存在している。

さらに、特に、以下に掲げるものなど、A Iをはじめとする新たな技術等の社会実装の実現に向けて、規制・制度の在り方の見直しについて、規制改革推進会議等での審議が行われている。

- ・規制改革推進に関する中間答申（令和8年2月26日規制改革推進会議決定）において、規制改革推進会議における今後の検討の方向性として、「強い経済の実現」に向けた検討課題については、日本成長戦略本部と連携して取り組んでいく。まず、令和8年夏までの先行的な対応として、日本成長戦略本部等における検討に反映されるよう、成長戦略に資する規制・制度改革についても議論していく。また、令和8年夏以降においては、各ロードマップ・各戦略を含む日本成長戦略の内容も踏まえ、規制・制度改革の観点で、成長戦略に資する新たな議論を行うとともに、決定事項に対するフォローアップに取り組んでいく。」とされ、A Iをはじめとする新たな技術等の社会実装の実現に向けて、規制・制度の在り方の見直しについて、規制改革推進会議での審議を行っている。
- ・日本成長戦略会議におけるスタートアップ分野の検討を進めるため、日本成長戦略会議の下に開催されたスタートアップ政策推進分科会において、産業競争力強化法に基づく規制改革における課題として、事業者のみならず政府においても、どれほど将来性を見込めるか分からない新たな技術等について評価し、規制・標準の整備、見直しを実施することは、構造的に難しいとの指摘や、特に新たな技術等が革新的であればあるほど、現行の法令や政府組織に合致しないが不明確のままマーケットデザインがなされずに、機会損失が生じている可能性があるとの指摘があり、「スタートアップ総力創出パッケージ」（令和8年5月20日スタートアップ政策推進分科会取りまとめ）において、スタートアップ新市場創出タスクフォースの拡充をはじめとした規制改革の取組として、事業者の声を適切に吸い上げて規制改革につなげる「スタートアップ新市場創出タスクフォース」の周知徹底、手続期間の短縮や専門家による伴走の拡充をはじめ、スタートアップの有する優れた技術等の社会実装に向けた環境整備を推進するとともに、関係府省庁の連携を強化し、規制改革推進会議等を通じて、スタートアップに関する迅速かつ大胆な規制・制度改革を推進することとされている。
- ・「人工知能基本計画」（令和7年12月23日閣議決定）において、内閣府は、地方創生、経済再生及び国民生活の質の向上に資するA I利活用を促すため、A I利活用を前提とし、既存の規制や制度の見直しを含めた制度

改革等を先導的に推進すること、また、そのために様々な局面におけるA Iの社会実装の実現に向け、国民の声を聴きながら、既存の規制や制度の点検及び見直しを図ることとされたことを踏まえ、内閣府（規制改革推進室及び科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室）は、今後の規制改革推進会議の審議や、人工知能基本計画の改定に向けた検討に活かすことも念頭に、令和8年2月から3月にかけて、A Iの社会実装において、障害等となる規制・制度についての情報を募集した。さらに、規制改革推進に関する中間答申（令和8年2月26日規制改革推進会議決定）において、規制改革推進会議における今後の検討の方向性として、「A Iの社会実装を通じて社会課題を解決し、社会・経済の更なる発展を図るためには、著しいA Iの進化速度に対応し、先んじてA Iの利用・開発に係る障害を把握することが重要である。このため、人工知能戦略本部と連携しながら、様々な局面におけるA Iの社会実装の実現に向けて、国民の声を聴きながら、既存の規制や制度の在り方を利用者目線で見直していく。」とし、当該募集も踏まえ、A Iの社会実装の実現に向けて、規制・制度の在り方の見直しについて、規制改革推進会議での審議を行っている。

こうした国内外における指摘や対応、規制改革関連制度の運用状況・連携状況、規制改革推進会議等における審議状況などを踏まえると、我が国においてA Iをはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、主に以下の4点に整理することができる。

第一に、急速な技術進歩に伴って社会実装における規制・制度の課題は日々刻々と変化しており、リアルタイムな課題の把握が重要であることから、効率的に規制・制度改革に向けた情報収集・分析を行うことが重要である。

第二に、規制・制度改革の検討のために各省庁で調査・実証が必要な場合に、まずは予算要求に時間を要するという問題に対しては、規制・制度改革のための調査・実証を早期化させる仕組みを講じる必要がある。

第三に、事業者等が新たな技術等の社会実装に当たって活用できる各規制改革関連制度について、活用実績の低調や長期にわたる手続（事前相談等を含む。）が見られるほか、事業者等が担当府省庁に相談しても照会や回答に至る割合が低い可能性があり、各規制改革関連制度の積極活用・活性化・迅速化を促進することが必要である。

第四に、各府省庁における規制・制度改革の検討自体に時間を要することについては、各府省庁の規制・制度改革の検討に当たり、急速な技術進歩に対応するための原則を設定することで、規制・制度の改正の迅速化・柔軟化を推進することが重要である。

さらに、上記4点の実効性を向上させるためには、特に、各規制改革関連制度と規制改革推進会議の連携を強化しながら、A I分野（A Iを利活用する分野を含む。以下同じ。）を中心とした規制改革関連制度の仕組みの改善や実態の把握・透明性向上に取り組むことが重要である。

また、各規制改革関連制度は所管が様々な府省・部局に分かれていることから、A Iをはじめとする新たな技術等の社会実装に当たって課題等を抱える事業者等が、規制・制度改革等に関して相談したくとも、どこに問い合わせれば良いか分かりにくい実態があることが考えられる。さらに、各規制改革関連制度については、規制・制度所管府省庁での迅速な規制・制度改革につなげる仕組みであるが、前述のとおり事前相談から正式申請・認定に至る割合が低い中で、令和6年6月の規制改革実施計画において各規制改革関連制度の事務局を担う府省と内閣府との連携強化等を行うこととされたものの、規制・制度改革に至らなかった事例の情報が活用される仕組みとなっておらず、また、事業者等からの相談・情報提供から規制・制度改革の速やかな実現に至るまで、規制・制度改革の全体の進捗管理を行える仕組みとなっていない。このため、A I分野に関する府省庁横断の連携体制を強化しながら、A I分野の新たな技術等の社会実装に当たって課題を抱える事業者等からの規制・制度改革等に関する相談・情報提供を、規制改革推進会議や各規制改革関連制度の事務局を担う府省、個別の規制・制度等の所管府省庁などに迅速かつ適切につなげるとともに、各規制改革関連制度において規制・制度改革に至らなかった事例の情報も含め、一定の期間が経過してなお規制・制度改革に至らなかった案件の情報を規制改革推進会議及びその事務局である内閣府（規制改革推進室）に報告し、規制改革推進会議における検討に活かすことで、新たな技術等の社会実装に向けた迅速な規制・制度改革を強力に推進していくことも重要である。

以上の基本的考え方に基づき、A Iをはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携により、A I分野の規制・制度改革に対応する体制を強化しながら、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

A Iをはじめとする新たな技術等の進歩と規制・制度改革の速度の乖離が大きいという課題に対する国内外における指摘や対応、規制改革関連制度の運用状況・連携状況、規制改革推進会議等における審議状況などを踏まえ、A Iをはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携により、A I分野（A

I を利活用する分野を含む。以下同じ。) の規制・制度改革に対応する体制を強化しながら、A I 分野を中心に、以下の措置を講ずる。

- a 内閣府、デジタル庁及び内閣官房(デジタル行政改革会議事務局)は、共同し、又は連携して、必要な体制を整備した上で、A I をはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を進めていくためには、A I 分野に関する府省庁横断の連携を強化しながら、技術進歩に伴い日々刻々と変化する社会実装に当たっての課題をリアルタイムに把握し課題解決につなげていくことが重要であることから、内閣府が令和 8 年 2 月から 3 月にかけて実施した、A I の社会実装において障害等となる規制・制度についての情報提供の募集で得られた知見も活かし、規制・制度における課題等の迅速な把握を可能とし、規制改革推進会議等における規制・制度改革のより早い検討につながるよう、各規制改革関連制度において規制・制度改革に至らなかった事例も含め、新たな技術等の社会実装に携わる事業者等からの情報を、オンラインやA I を活用して効率的に収集・分析する仕組みの構築を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その際、将来的に適切なガバナンスの下での民間における自主規制の形成にも情報を活用できる仕組みとすることも見据えながら、規制改革・行政改革ホットラインや、各規制改革関連制度における取組について統合的に情報発信を行うウェブサイト「規制改革ライブラリー」などの既存の仕組みを効率化するとともに、高度化することも併せて検討する。
- b 内閣府は、A I などの新たな技術等に関する個別の規制・制度改革の検討の早期化・迅速化につながるよう、規制改革推進会議における議論を踏まえ、各府省庁において規制・制度改革の検討のための調査・実証が必要となるにもかかわらず調査・実証のための予算が確保されていない場合に備える仕組みを設けることを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 各規制・制度所管府省庁は、「新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(令和 3 年 6 月 22 日閣議決定。以下「基本的な方針」という。)において、革新的な技術等の実用化を早期に行い革新的な商品・サービスを間断なく創出することや、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に基づく規制のサンドボックス制度の迅速な実証を可能とするとともに規制改革等を推進すること、同法に基づくグレーゾーン解消制度や新事業特例制度を通じた早期の事業化や規制改革を推進することが明記されているが、実際には、多くの府省における活用実績の低調や長期にわたる手続(事前相談等を含む。)、事前相談等から正式照会・申請や回答・認定に至る割合の低さ、申請書の作成の煩雑さな

どが見られるとともに、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成19年6月22日一部改正）に基づくノーアクションレター制度を含め、事前相談の実態が明らかにされていない制度もあることを踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・令和6年6月の規制改革実施計画において通知することとされている情報を含め、毎年度5月までに直近の10月から3月まで、毎年度11月までに直近の4月から9月までにおける規制・制度所管府省庁別の事前相談の受付件数・受付年月日、正式な照会又は申請の件数・年月日及び回答又は認定の件数・年月日並びに回答又は認定に至らなかった事例の内容などを事業者等が活用できる各規制改革関連制度の事務局を担う府省に通知する。
- ・回答又は認定に至らなかった案件については、事前相談、正式な照会又は申請からそれぞれ一定の期間（例えば、3か月。回答又は認定しないことを判断したものについては、回答又は判断した後1週間。）が経過した案件については、それぞれの受付年月日及びその内容などを事業者等が活用できる各規制改革関連制度の事務局を担う府省に通知する。

各規制改革関連制度の事務局を担う府省は、上記の各規制・制度所管府省庁から通知された情報を内閣府（規制改革推進室）に通知する。内閣府（規制改革推進室）は、各規制改革関連制度の事務局を担う府省から通知された件数・年月日を集計した情報を公表するとともに、規制改革推進会議は、新たな技術等の社会実装に向けた迅速な規制・制度改革を強力に推進していく観点から、必要と認める場合、関係府省庁からの聴取の実施その他の必要な措置を講ずる。

また、内閣官房（日本成長戦略本部事務局）及び経済産業省は、AI分野に関する府省庁横断の連携体制が強化される中で、規制のサンドボックス制度及び新事業特例制度について、基本的な方針において明記されていることや「サンドボックス制度の今後の方向性について」（内閣府新技術等効果評価委員会（令和3年12月7日））において「今後のサンドボックスの大きな方向性の1つとして、海外では、迅速化の動きが見受けられる」と明記されていることを踏まえ、海外の事例も参考にしながら、AI分野をはじめとする事前相談及び申請について、必要に応じて経済産業省スタートアップ新市場創出タスクフォースにおける専門家による伴走支援等も活用しつつ、案件に応じて認定プロセス（事前相談を含む。）を迅速化することを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- d 各府省庁は、AIをはじめ急速に進歩する新たな技術等に対応するための規制・制度改革を有識者等による会議で検討するに当たっては、「審議

会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)における「審議会等の運営に関する指針」において「答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努める」ことや「全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする」こと、「行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行う」こととされている趣旨を踏まえ、AI分野に関する規制・制度改革の検討が数か月程度で行われた先行的な事例も参考にしつつ、新たな技術等の社会実装を促進する観点から、技術等の進歩の速度に対応する検討期限(例えば、1年以内のできる限り短い期間)を事前に設定する。

また、各府省庁は、AIをはじめ急速に進歩する新たな技術等に対応する規制・制度改革を検討する際には、AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ」(令和7年2月4日AI戦略会議・AI制度研究会)や「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」(令和7年12月19日人工知能戦略本部決定)における規制・制度改革に関する考え方など、AIに関する既存の関連指針等の規定の趣旨を踏まえ、例えば、法律制定・改正の場合には、今後の技術等の動向や社会実装の状況などに対応しやすい柔軟な更新を前提とする規定とすることや、法令の解釈や運用の明確化などを示すガイドライン等のソフトローを活用・公表することなどにより、技術の進歩等に伴う柔軟な更新に対応できる規制・制度の改正に取り組む。

このため、内閣府は、前述のように政府文書において示された規制・制度改革に関する考え方や参考となる規定の事例などを収集し、各府省庁が技術等の進歩に伴う柔軟な更新に対応できる規制・制度の改正を検討するに当たって参考となる基礎資料として、各府省庁に展開する。

- e 内閣府、デジタル庁及び内閣官房(デジタル行財政改革会議事務局)は、共同し、又は連携して、必要な体制を整備した上で、各規制改革関連制度の事務局を担う府省や各規制・制度所管府省庁と連携し、AI分野の新たな技術等の社会実装に当たって規制・制度改革等に関する課題を抱えながらもどこに問い合わせれば良いか分からない事業者等からの相談・情報提供を、規制改革推進会議や各規制改革関連制度の事務局を担う府省、個別の規制・制度等の所管府省庁などに案内・割振りを迅速かつ適切に行う一元窓口を設置・運営するとともに、事業者等からの相談・情報提供から規制・制度改革の速やかな実現に至るまで、規制・制度改革の全体の進捗管理を行える仕組みを構築する。

コ 独占禁止法等に基づく議決権保有制限の見直し

＜基本的考え方＞

政府は、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において、スタートアップへの投資額を令和9年（2027年）までに10兆円規模にし、将来においてはユニコーン（時価総額1,500億円超の未上場企業）を100社創出すること等を目標に掲げ、スタートアップの成長に資する様々な取組を推進している。

直近の状況は、令和7年のスタートアップへの投資額（速報値）は7,600億円規模、ユニコーンは令和7年4月時点で8社であり、スタートアップの成長促進に向けた更なる施策が必要となっており、特に、スタートアップのスケールアップのために成長資金の供給を拡大することが求められる状況にある。

また、ディープテック・スタートアップは技術革新の先導的な担い手となり、社会課題の解決を牽引する可能性を有するものであるとともに、ユニコーンに成長する潜在的な力があり、世界的にもユニコーンに占めるディープテック・スタートアップの割合は増加傾向にあるが、我が国では設立からIPO（Initial Public Offering：新規株式公開）までに要した期間が10年以上となった大学発ベンチャーが約6割を占めるなど、ディープテックの領域においては成長に多額の資金を要するにもかかわらず、株式市場を通じた円滑な資金調達が可能となるには長期間を要していることや、一般的に研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することから、長期かつ安定的に成長資金を供給することが必要である。

こうした中、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく議決権保有制限（同法第11条第1項により、銀行業又は保険業を営む会社（以下「銀行等」という。）は、他の国内の会社（同法第10条第3項に規定する他の国内の会社をいう。以下同じ。）の総株主の議決権を5%（保険業を営む会社にあつては10%。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないことをいう。以下同じ。）について、ベンチャーキャピタルファンドへの出資の3割程度を占める銀行等からの更なる成長資金の供給拡大や多様な金融サービスの円滑な提供等を推進する観点から、以下の①から④までに掲げる声など、関連する規制・制度の撤廃及び見直しが必要であるとの指摘や声がある。

①投資事業有限責任組合の組合財産に係る議決権を保有する際の期間制限の撤廃・延長

- ・議決権保有制限は以下に掲げる理由から設けられたものであるが、同法第 11 条第 1 項ただし書により、銀行等は、他の国内の会社の総株主の議決権を 5 % を超えて有することとなる場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けたとき及び同法第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときに、当該議決権を取得し、又は保有することができる。
 - 事業支配力の過度の集中の防止（銀行等は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有することから、これに株式保有が加われば、銀行等による企業支配の可能性は更に大きくなり、銀行等を中心とした事業支配力が過度に集中することとなるような企業集団が出現することを防止すること。）
 - 競争上の問題発生防止（銀行等が事業会社と結び付くことにより、結び付きのある事業会社に信用状態に比し著しく有利な条件で融資がなされたり、当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められることを防止すること及び銀行等と事業会社が結び付くことにより、例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不公正取引の素地が形成されることを防止すること。）
- ・このうち、例えば、同項第 4 号ただし書及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和 52 年政令第 317 号。以下「独占禁止法施行令」という。）第 17 条では、銀行等は、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより、議決権を取得し、又は保有する場合について、当該議決権の行使及び指図を行うことができないときであっても、10 年を超えて当該議決権を保有するときは、公正取引委員会の認可が必要となる。当該議決権の保有に係る期間制限は、独占禁止法旧第 11 条第 1 項第 5 号及び独占禁止法施行令旧第 13 条を定めた平成 10 年当時における投資事業組合の存続期間として最も普及していた 10 年間を外形基準として定めたことによるものとされている。
- ・一方、銀行等から、以下の声を前提として、当該議決権の保有に係る期間制限の撤廃又は延長が必要であるとの声がある。

- 銀行等が当該議決権を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、存続期間が10年を超える投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得ない場合があり、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行等からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となっているとの声。
- 銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合であって、当該議決権の行使及び指図を行うことができないときは、出資先や取引先に対して当該議決権の保有を背景とした影響力を行使することはできず、かつ、投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）において、有限責任組合員が議決権行使及び指図権限を有しない旨が明記されていることが一般的であるとの声。
- 自己資本比率規制において、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を含む株式投資は高いリスクウェイトが設定されており、銀行等の健全性維持及び採算性確保の観点から、実質的な総量制限が掛かっており、広範な企業集団の形成は困難であり、銀行等による事業支配や競争阻害のおそれは生じないとの声。
- 10年という期間の制限は、独占禁止法改正時の一般的な投資事業組合の存続期間に基づき設定されたに過ぎず、可変的なものであるとの声。
- また、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第1条の3第1項第3号では、銀行が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式に関しては、当該株式に係る議決権の行使及び指図ができないときは、独占禁止法とは異なり、期間の制限なく当該株式に係る議決権は銀行が保有する議決権には含まれないこととされているが、その理由は、有限責任組合員はそもそも投資判断に関与できないために有限責任が認められているのであり、名実ともに有限責任組合員たる実質を備えているのであれば、議決権の行使を通じた事業支配力の集中といった問題は生じないことから、議決権保有の期間を制限する必要はなく、また、仮に投資判断に関与する実態を有する有限責任組合員の防止を目的とするのであれば、公正取引委員会が金融庁や経済産業省と連携して、投資事業有限責任組合の運用を是正することが適切な対応であるとの指摘がある。

②議決権保有制限の例外事由（独占禁止法第 11 条第 1 項第 6 号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合をいう。以下同じ。）の追加等

- ・近年、米国など海外では運用期間の長期化に伴い、無限責任組合員が、組合員に対して、株式を現物で分配することができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合が増加する傾向にあり、我が国においてもディープテックやアーリーステージ等への投資が増え、投資事業有限責任組合の運用期間が長期化しつつある中で、今後、同様の事例が増加する可能性がある。
- ・一方、我が国においては、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、当該株式を発行する会社の議決権をその総株主の議決権の 5 % を超えて有することとなる場合、議決権保有制限に抵触するため、5 % を超えた分の株式を売却し、又は独占禁止法第 11 条第 1 項ただし書に基づく公正取引委員会の認可を受ける必要がある。
- ・この点に関して、銀行から、以下の声を前提に、現物分配についても議決権保有制限の例外事由に追加することが必要との声がある。
 - 通常、当該株式は流動性が低く、その売却を急ぐ場合は、銀行及び当該株式の発行企業にとって望ましくない条件でいわゆる投げ売りを行わざるを得ない可能性があり、かつ、銀行が当該株式を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、無限責任組合員が有限責任組合員への分配を組合財産である株式で行うことができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得なくなる事態を懸念する声。また、その結果として、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行等からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となり得るとの声。
 - 当該現物分配は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成 14 年公正取引委員会規則第 8 号）第 2 号に掲げる場合（他の国内の会社が発行した議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であって、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

(当該会社の議決権を保有する銀行等の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。))と同様、一時的な保有にとどまる限り、独占禁止法第 11 条の趣旨に照らして問題ないとの判断が適当であるとの声。

- また、銀行から、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）における基準議決権数（銀行法第 16 条の 4 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて議決権を取得し、又は保有することができる事由として、投資事業有限責任組合の組合財産である株式が無限責任組合員から現物分配されることによって有限責任組合員である銀行が議決権を取得し、保有する場合が規定されていないため、銀行法においても、独占禁止法に基づく議決権保有制限と同様の課題が生じているとの声がある。
- ③銀行が一定の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有する場合の議決権保有制限からの対象外化
- 銀行や、一定の銀行業高度化等会社（銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 で定める会社をいう。以下同じ。）であるフィンテック企業（同条第 1 号、第 4 号又は第 8 号（同条第 1 号又は第 4 号に掲げる業務に関し必要となる業務を営む者に限る。）に掲げる業務を専ら営む者をいう。以下「フィンテック企業」という。）から、フィンテック企業にとって銀行は信用力や顧客基盤の点で資本提携の有力な相手候補であるが、例えば同じプログラムの設計、作成又は販売を行う業務であっても、銀行法において、同法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に定める従属業務（同条第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。）又は金融関連業務（同項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。）を営む会社である場合には、他の国内の会社に該当せず、銀行が当該会社の総株主の議決権を 5 %を超えて取得し、又は保有することとなる場合であっても、独占禁止法第 11 条に基づく公正取引委員会の認可が不要であるのに対し、従属業務又は金融関連業務を営む会社に該当しないフィンテック企業である場合には、当該会社の総株主の議決権を 5 %を超えて取得し、又は保有するときには独占禁止法上、公正取引委員会の認可が必要となるが、銀行から当該フィンテック企業への迅速かつ円滑な投資を可能とする観点から、一定の銀行業高度化等会社のうち、少なくとも当該フィンテック企業については、独占禁止法第 11 条に基づく公正取引委員会の認可を不要とすべきであるとの声がある。
 - また、令和 3 年の銀行法改正において、フィンテック企業のように金融業務との関連性が高い会社は、銀行又は銀行グループが営むことが社会的にも合理的であるとの理由から、銀行が当該会社を当該銀行の子会社

としようとするときでなければ内閣総理大臣の認可は不要（ただし、届出は必要）とされたことに鑑み、フィンテック企業は金融業務との関連性が高く、銀行が事業会社の総株主の議決権を5%を超えて取得し、又は保有する場合に比べ、銀行の事業支配力の増大やフィンテック企業が属する市場における競争に影響を与えるおそれは小さいとの声がある一方で、フィンテック企業には役務提供の相手方が特定の金融機関を中心とする場合もあれば、事業会社や消費者を中心とする場合もあるなど、フィンテック企業によって役務提供の相手方は多様であることから、公正取引委員会の認可を不要とするのは競争上の問題が発生するおそれ小さいと考えられる場合に限定すべきとの指摘がある。

④金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合における事務手続の簡素化及び合理化

- ・独占禁止法第11条第2項により、銀行等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合（当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図ができる場合を除く。）、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。
- ・一方、信託銀行から、以下の声を前提として、独占禁止法第11条の規定により銀行等に求められる事務手続の簡素化及び合理化を求める声がある。
 - 新たに議決権を取得する場合だけでなく、当該他の国内の会社の資本政策（例えば、自己株式の取得）によって議決権の保有割合が変動する場合においても当該議決権の保有割合を算定し、管理する必要があり、それらの事務負荷、システム・ルール等の整備が信託銀行にとって重い負担となっているとの声。
 - 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第2条第1項で準用する信託業法（平成16年法律第154号）第28条の規定等により、信託銀行には善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった義務が課され、当該義務に違反

した場合、兼営法第9条の規定に基づく業務改善命令等の監督処分の対象となる可能性があることから、顧客のために議決権を行使することが担保されており、信託銀行が事業会社と結び付くことで競争上の問題が発生するおそれは小さいとの声。

一方、上記の指摘や声がある各論点に特化した公正取引委員会による調査が行われているわけではなく、各論点に関して、現在でも独占禁止法上の規制を維持すべきであるかは必ずしも判然としない状況にある。

こうした状況を踏まえ、独占禁止法に基づく銀行等に対する議決権保有制限については、公正かつ自由な競争を確保しつつ、銀行等によるスタートアップへの資金供給の拡大、多様な金融サービスの円滑な提供等に向けた環境整備を行う観点から、投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての議決権の保有や一定の銀行業高度化等会社のうちフィンテック企業に関する議決権の保有など、一定の事項に関して銀行等及びその出資先・取引先が直面する競争上の課題について調査を行った上で見直すことが必要である。以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

(1) 独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し

【a, d : 令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b, c : 令和8年度結論・措置】

バイオ、創薬等の戦略分野を含め、事業化、収益化や円滑な資金調達が可能となる規模にスケールアップするまで長期間又は大規模資金を要する分野のスタートアップ等への資金供給に資するようベンチャーキャピタルファンドへの出資の3割程度を占める銀行等（銀行業又は保険業を営む会社をいう。以下同じ。）からの更なる成長資金の供給を拡大するとともに、多様な金融サービスの円滑な提供等を推進する観点から、公正かつ自由な競争を確保しつつ、以下の措置を講ずる。公正取引委員会は、以下の措置を検討するに当たって必要な調査を行う。

- a 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第11条第1項第4号ただし書及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第17条に基づく議決権保有制限（同法第11条第1項により、銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社（同法第10条第3項に規定する他の国内の会社をいう。以下同じ。）の総株主の議決権を5%（保険業を営む会社にあ

っては10%。以下同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないことをいう。以下同じ。)の例外となる期間(現行法上、10年間)の撤廃及び延長について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・銀行等からの、以下の声を前提とした議決権保有制限の例外となる期間の撤廃又は延長が必要であるとの声。
 - 銀行等が当該議決権を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、存続期間が10年を超える投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得ない場合があり、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行等からスタートアップ(例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ)への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となっているとの声。
 - 銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合であって、当該議決権の行使及び指図を行うことができないときは、出資先や取引先に対して当該議決権を有することを背景とした影響力を行使することはできず、かつ、投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)において、有限責任組合員が議決権行使及び指図権限を有しない旨が明記されていることが一般的であるとの声。
 - 自己資本比率規制において、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を含む株式投資は高いリスクウェイトが設定されており、銀行等の健全性維持及び採算性確保の観点から、実質的な総量制限が掛かっており、広範な企業集団の形成は困難であり、銀行等による事業支配や競争阻害のおそれは生じないとの声。
 - 10年という期間の制限は、独占禁止法改正時の一般的な投資事業組合の存続期間に基づき設定されたに過ぎず、可変的なものであるとの声。
- ・銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第1条の3第1項第3号では、銀行が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式に関しては、当該株式に係る議決権の行使及び指図ができないときは、独占禁止法とは異なり、期間の制限なく、当該株式に係る議決権は銀行が保有する議決権には含まれないこととされているが、その理由は、有限責任組合員はそもそも投資判断に関

与できないために有限責任が認められているのであり、名実ともに有限責任組合員たる実質を備えているのであれば、議決権の行使を通じた事業支配力の集中といった問題は生じないことから、議決権保有の期間を制限する必要はなく、また、仮に投資判断に関与する実態を有する有限責任組合員の防止を目的とするのであれば、公正取引委員会が金融庁や経済産業省と連携して、投資事業有限責任組合の運用を是正することが適切な対応であるとの指摘。

b 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、当該株式を発行する会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなる場合（当該分配が銀行等の意思によらない場合に限る。）を、独占禁止法第11条第1項第6号に定める他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合に該当するものとして、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年間は公正取引委員会の認可を要することなく議決権保有制限の例外とすることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・近年、米国など海外では運用期間の長期化に伴い、無限責任組合員が、組合員に対して、組合財産である株式を売却することにより得られる金銭を分配するのみならず、株式を現物で分配することができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合が増加する傾向にあり、我が国においてもディープレックやアーリーステージ等への投資が増え、投資事業有限責任組合の運用期間が長期化しつつある中で、今後、同様の事例が増加する可能性がある。
- ・一方、我が国においては、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、当該株式を発行する会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなる場合、議決権保有制限に抵触するため、5%を超えた分の株式を売却し、又は独占禁止法第11条第1項ただし書に基づく公正取引委員会の認可を受ける必要がある。
- ・この点に関して、銀行から、以下の声を前提に、現物分配についても議決権保有制限の例外事由に追加することが必要であるとの声がある。
 - 通常、当該株式は流動性が低く、その売却を急ぐ場合は、銀行及び当該株式の発行企業にとって望ましくない条件でいわゆる投げ売りを行わざるを得ない可能性があり、かつ、銀行が当該株式を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、無限

責任組合員が有限責任組合員への分配を組合財産である株式で行うことができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得なくなる事態を懸念する声。また、その結果として、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となり得るとの声。

- 当該現物分配は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成 14 年公正取引委員会規則第 8 号）第 2 号に掲げる場合（他の国内の会社が発行した議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であって、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行等の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。))と同様、一時的な保有にとどまる限り、独占禁止法第 11 条の趣旨に照らして問題ないとの判断が適当であると考えられるとの声。
- c. 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、銀行がフィンテック企業（銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号、第 4 号又は第 8 号（同条第 1 号又は第 4 号に掲げる業務に関し必要となる業務を営む者に限る。）に掲げる業務を専ら営む者をいう。）など、一定の銀行業高度化等会社（同条で定める会社をいう。以下同じ。）の議決権をその総株主の議決権の 5 % を超えて有することとなる場合において、以下①及び②に掲げる事項について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
 - ①競争上の問題が発生するおそれが小さいと認められるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成 14 年公正取引委員会規則第 7 号）に定める会社に追加し、他の国内の会社から除くことで議決権保有制限の対象外とすること。
 - ②競争上の問題が発生するおそれが小さいと認められないものについては、例えば、議決権保有の必要性、事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響を審査し、問題がない場合には認可する旨を明らかとするなど、「独占禁止法第 11

条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会)の見直しを行うこと。

- ・銀行や、一定の銀行業高度化等会社であるフィンテック企業からの、フィンテック企業にとって銀行は信用力や顧客基盤の点で資本提携の有力な相手候補であるが、例えば同じプログラムの設計、作成又は販売を行う業務であっても、銀行法(昭和56年法律第59号)において、同法第16条の2第1項第11号に定める従属業務(同条第2項第1号に規定する従属業務をいう。)又は金融関連業務(同項第2号に規定する金融関連業務をいう。)を営む会社である場合には、他の国内の会社に該当せず、銀行等が当該会社の総株主の議決権を5%を超えて取得し、又は保有することとなる場合であっても、独占禁止法第11条に基づく公正取引委員会の認可が不要であるのに対し、従属業務又は金融関連業務を営む会社に該当しないフィンテック企業である場合には、当該会社の総株主の議決権を5%を超えて取得し、又は保有するときには独占禁止法上、公正取引委員会の認可が必要となるが、銀行等から当該フィンテック企業への迅速かつ円滑な投資を可能とする観点から、一定の銀行業高度化等会社のうち、少なくとも当該フィンテック企業については、独占禁止法第11条に基づく公正取引委員会の認可を不要とすべきであるとの声。
 - ・また、令和3年の銀行法改正において、フィンテック企業のように金融業務との関連性が高い会社は、銀行又は銀行グループが営むことが社会的にも合理的であるとの理由から、銀行が当該会社を当該銀行の子会社としようとするときでなければ内閣総理大臣の認可は不要(ただし、届出は必要)とされたことに鑑み、フィンテック企業は金融業務との関連性が高く、銀行が事業会社の総株主の議決権を5%を超えて取得し、又は保有する場合に比べ、銀行の事業支配力の増大やフィンテック企業が属する市場における競争に影響を与えるおそれは小さいとの声がある一方で、フィンテック企業には役務提供の相手方が特定の金融機関を中心とする場合もあれば、事業会社や消費者を中心とする場合もあるなど、フィンテック企業によって役務提供の相手方は多様であることから、公正取引委員会の認可を不要とするのは競争上の問題が発生するおそれが小さいと考えられる場合に限定すべきとの指摘。
- d 公正取引委員会は、以下に掲げる声を踏まえ、銀行等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として議決権を取得し、又は保有する場合において、以下の①又は②に掲げる事項など、独占禁止法第11条の規定により

銀行等に求められる事務手続の簡素化及び合理化について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

①金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として議決権を取得し、保有する場合には他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときであっても、独占禁止法第11条第2項に基づく公正取引委員会の認可を不要とすること。

②「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を見直すこと（同条同項に基づく公正取引委員会の認可を受けた後、その期間が1年を超える場合に求められる報告（毎年12月末日時点における信託銀行の固有財産として保有する株式に係る議決権と、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する株式に係る議決権を、別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備状況に関する報告をいう。）を不要とすること。）

- ・独占禁止法第11条第2項により、銀行等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合（当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図ができる場合を除く。）、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第4条で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

- ・一方で、信託銀行からの、以下の声を前提とした、独占禁止法第11条の規定により銀行等に求められる事務手続の簡素化及び合理化を求める声。

- 新たに議決権を取得する場合だけでなく、当該他の国内の会社の資本政策（例えば、自己株式の取得）によって議決権の保有割合が変動する場合においても当該議決権の保有割合を算定し、管理する必要がある、それらの事務負荷、システム・ルール等の整備が信託銀行にとって重い負担となっているとの声。

- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第2条第1項で準用する信託業法（平成16

年法律第 154 号) 第 28 条の規定等により、信託銀行には善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった義務が課され、当該義務に違反した場合、兼営法第 9 条の規定に基づく業務改善命令等の監督処分の対象となる可能性があることから、顧客のために議決権を行使することが担保されており、信託銀行が事業会社と結び付くことで競争上の問題が発生するおそれは小さいとの声。

(2) 銀行法及び保険業法に基づく議決権保有制限の見直し

【令和 8 年度結論・措置】

金融庁は、スタートアップへの資金供給を円滑にする観点から、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、銀行法、保険業法(平成 7 年法律第 105 号)における基準議決権数(銀行法第 16 条の 4 第 1 項又は保険業法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて議決権を取得し、又は保有することとなる場合(当該分配が銀行等の意思によらない場合に限る。)、1 年間は何らの手続を要することなく、議決権を保有等することができるよう、銀行法施行規則及び保険業法施行規則(平成 8 年大蔵省令第 5 号)の改正等を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・近年、米国など海外では運用期間の長期化に伴い、無限責任組合員が、組合員に対して、組合財産である株式を売却することにより得られる金銭を分配するのみならず、株式を現物で分配することができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合が増加する傾向にあり、我が国においてもディープレックやアーリーステージ等への投資が増え、投資事業有限責任組合の運用期間が長期化しつつある中で、今後、同様の事例が増加する可能性がある。
- ・一方、我が国においては、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することとなる場合、銀行法第 16 条の 4 第 1 項又は保険業法第 107 条第 1 項に抵触する(以下「業法上の議決権保有制限」という。)ため、基準議決権数を超えた分の株式を売却する必要がある。
- ・この点に関して、銀行から、以下の声を前提に、現物分配についても、業法上の議決権保有制限の例外事由に追加することが必要であるとの声がある。

- 通常、当該株式は流動性が低く、その売却を急ぐ場合は、銀行及び当該株式の発行企業にとって望ましくない条件でいわゆる投げ売りを行わざるを得ない可能性があるため、無限責任組合員が有限責任組合員への分配を組合財産である株式で行うことができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得なくなる事態を懸念する声。また、その結果として、業法上の議決権保有制限が銀行からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となり得るとの声。
- 当該現物分配は、銀行法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 4 号に掲げる場合（銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）と同様、一時的な保有にとどまる限り、銀行経営の健全性を損なうおそれは限定的であるとの声。

サ 会社法の見直し（株式対価M&A、実質株主確認制度 等）

【令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

複雑化する経営環境において、我が国企業が経営資源を積極的に成長投資に振り向け、高い付加価値の創出や、非連続的な成長を実現していくためには、各企業が競争優位を生み出す成長戦略を構築し、それを確実に実行していくことが必要であるが、政府としても、企業が構築した成長戦略の実行を後押しするための環境整備を進めていく必要がある。

このような環境整備の一環として、令和 6 年 6 月及び令和 7 年 6 月の規制改革実施計画において、法務省は、株式対価M&Aの活性化を図る観点からの株式交付（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 32 号の 2 に規定する株式交付をいう。以下同じ。）制度の見直しや、持続的な成長及び中長期の企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話を促進する観点からの実質株主確認制度（株式会社が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）等に株式の議決権の指図権限等を有する者（以下「実質株主」という。）の情報の提供を請求できる制度をいう。）の導入等をはじめとする事項に関して会社法の改正を検討し、令和 8 年度内を目途にできる限り早期に結論を得ることとされた。これらも受け、法務省は、令和 7 年 2 月、法務大臣からの諮問により法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部

会（以下「会社法制部会」という。）を設置し、会社法制の見直しに向けた議論を行っており、令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に記載された多くの論点について、企業の成長戦略の実行を後押しするための環境整備に向けた議論が行われている。

一方、株式交付における株式買取請求権の撤廃や実質株主確認制度における実効性確保措置などのいくつかの論点については、会社法制部会における会社法制の見直しに向けた議論の方向性について、以下のような懸念の声や指摘が寄せられている。

- ・令和6年6月の規制改革実施計画において検討を求めている上場会社の株式交付における株式買取請求権（反対株主（同法第816条の6第2項に規定する反対株主をいう。）が株式交付親会社（同法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。）に対して、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる権利をいう。以下同じ。）の撤廃について、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）では「上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方もあるが、この考え方を採る場合には、これを正当化する説明などを併せて検討する必要がある」という整理にとどまっている一方で、株式買取請求権が行使された場合、株式交付親会社にとって想定外の現金流出が生じることとなり、成長投資に用いるための資金が流出するおそれや、特に資金に制約があるスタートアップなどは株式買取請求権への対応が困難であることなどから、株式買取請求権が撤廃されなかった場合には、株式交付の利用自体を断念せざるを得なくなるという指摘。
- ・株式交付については、令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画では、子会社（会社法第2条第32号の2に規定する子会社をいう。）の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とすることを求めているが、中間試案ではこのような案のほかに、「株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得をする場合」などに限って株式交付の対象とする案も提案されている点を懸念する声。
- ・実質株主確認制度における実効性確保措置について、令和7年6月の規制改革実施計画では、株式会社に情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、当該実質株主に係る株式について議決権の停止が可能となるよう検討を求めているが、中間試案ではそのような場合には名義株主等を過料に処するとする案が示されていることに対して、実効性確保措置が過料にとどまった場合には、特に海外に所在する実質株主に対しては過料

の制裁を執行することが困難であるため、十分な回答が得られない可能性があるという指摘。

- ・令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画で検討を求めている従業員等（従業員及び子会社役職員をいう。以下同じ。）に対する株式の無償交付を可能とするための会社法の見直しについて、現状でも現物出資方式（従業員等に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交付する方式をいう。）によって従業員等に株式の無償交付を行っているが、他の株主、従業員等との関係で問題となる事例が生じていないことから、現物出資方式と同様、株主総会の決議を要しない形で従業員等に対する株式の無償交付を可能とすべきという指摘。
- ・令和7年6月の規制改革実施計画で検討を求めているバーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会をいう。以下同じ。）の活用に向けた環境整備について、その導入に当たり定款の定めを必要とした場合には、感染症の流行時や大規模災害の発生時に、定款変更を行っていなかった企業においてバーチャルオンリー株主総会の開催が困難になるため、定款の定めは不要とすべきという指摘。

企業活動の基盤となる会社法については、会社法体系における理論的な整合性を確保するのみならず、企業の成長戦略の実行を後押しするための見直しを進めることが重要であり、株式対価M&Aの一類型である株式交付の使い勝手の改善や、企業と株主の建設的・実効的な対話を促進する実質株主確認制度の導入などを行うことで、我が国企業による投資を促進し、これら企業の中長期的な価値向上と国際競争力の強化につながる会社法制となるよう、上記の声や指摘も踏まえ、引き続き、会社法制部会において検討を進めていく必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

法務省は、会社法（平成17年法律第86号）が企業活動の基盤として適切な制度となるよう、スタートアップを含む様々な企業からのヒアリングの結果及びパブリック・コメントに寄せられた意見等を十分にしん酌するとともに、我が国企業による投資の促進、これら企業の中長期的な価値向上と国際競争力の強化の必要性についても留意しつつ、令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画で掲げた会社法改正に係る以下の事項について、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（以下「会社法制部会」という。）において検討し、令和8年度中に結論を得る。当該結論を得次第、速やかに必要な法案を国会に提出する。

①「株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し」について、上場会社の株式交付（会社法第2条第32号の2に規定する株式交付をいう。以下同じ。）における株式買取請求権（反対株主（同法第816条の6第2項に規定する反対株主をいう。以下同じ。）が株式交付親会社（同法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。）に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる権利をいう。以下同じ。）を撤廃すること。

この点については、株式買取請求権には、投資回収の機会の確保のみならず、株式交付の対価が不公正な場合の救済を含むことを前提として、合併等については株式買取請求権を撤廃せず、株式交付についてのみ株式買取請求権を廃止するのであれば、株式交付においては合併等よりも株式買取請求権により買い手側の株主を保護する必要性が低いという説明が必要であるといった意見もあるが、以下の声や指摘、また、これらを前提とした株式買取請求権の撤廃は政策判断として許容されるのではないかとの声にも留意すること。

- ・株式交付は、株式交付親会社が株式交付子会社（同法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいう。以下同じ。）の株主から同社の株式を取得して、株式交付親会社の株式を発行するものであり、実態としては金銭以外の財産の出資（以下「現物出資」という。）による募集株式（同法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の発行と同様であるところ、募集株式の払込金額（同項第2号に規定する払込金額をいう。）が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合（以下「有利発行」という。）、すなわち募集株式の対価が不公正な場合については募集株式を発行した会社の株主に株式買取請求権は認められていないため、実態として募集株式の発行と同様の場面であるといえる株式交付においても、株式買取請求権の撤廃は許容されるとの声。
- ・株式買取請求権が認められていない有利発行に当たっては、会社法第309条第2項第5号に基づき株主総会の特別決議が要求され、また、同法第210条に基づき募集株式の発行差し止め請求によって株主の権利保護が図られているところ、株式交付に当たっても同法第309条第2項第12号に基づき株式交付計画（同法第774条の2に規定する株式交付計画をいう。）の承認には株主総会の特別決議が要求され、また、同法第816条の5に基づく株式交付の差し止め請求によって株主の権利保護が図られていることから、反対株主の権利については有利発行同等の保護が行われているとの声。

- ・株式交付においては、現物出資と異なり、同法第 207 条に基づき検査役の選任・調査が不要であり、また、取締役等（同法第 213 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）が同条第 1 項に規定する義務（以下「不足額填補責任」という。）を負わないが、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）では、現物出資される財産について、株主総会の特別決議により、同法第 199 条第 1 項第 3 号の価額を定めた場合には検査役の選任・調査を不要とする案が示されているところ、株式交付においても株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法等については株式交付計画に定めた上で、株主総会の特別決議が要求されており、現物出資における検査役の選任・調査に関する規定の見直し後においては、この点が株式買取請求権の撤廃を妨げる事由とはならない、また、取締役等については、善管注意義務が課されることから、不足額填補責任の有無は株式買取請求権の撤廃を否定する理由とはならないとの声。
 - ・他社の権利義務も承継することとなる合併等と異なり、株式交付子会社の株式を取得して、株式交付親会社の株式を発行するにとどまる株式交付においては、株主保護の在り方として合併等とは異なる整理が可能であり、株式交付において株式買取請求権を撤廃することは許容されるとの声。
 - ・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 30 条に定める株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例では、株式交付親会社に相当する上場会社の反対株主に株式買取請求権が認められていないこと、諸外国においても株式買取請求権を認めない国が大半であること、令和元年の会社法改正に向けた法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても「株式交付親会社についてのみ株式買取請求権も要求することが提案されているわけなのですが、それは過剰規制ではないか」との意見があったとの声や指摘。
- ②「株式対価 M&A の活性化に向けた会社法の見直し」について、子会社（会社法第 2 条第 32 号の 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式の追加取得を対象に加えること。

この点については、会社法第 774 条の 2 に基づき作成される株式交付計画に定めていた場合や、総株主の議決権の 3 分の 2 など所定の割合まで追加取得する場合に限って、子会社の株式の追加取得を株式交付の対象とした場合、親子関係が創設された後に子会社株式を追加取得する必要性はそれぞれの会社が置かれた状況によって異なるにもかかわらず、依然として

制度を利用できる場面が限定されるため、子会社の株式の追加取得を迅速かつ円滑に実施するための制度とはなり得ず、成長戦略の実行を後押しするための環境整備としては不十分であり、子会社の株式の追加取得を一般的に株式交付の対象とする必要があるとの声にも留意すること。

- ③「持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進」のうち、実質株主確認制度（株式会社が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）等に株式の議決権の指図権限等を有する者（以下「実質株主」という。）の情報の提供を請求することができる制度をいう。）について、実効性を担保する観点から、名義株主が実質株主の氏名・名称、住所、連絡先、議決権を有する株式数などの基本的な情報について、単に事務処理の誤り等の場合を除き、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、当該実質株主に係る株式について議決権の停止を可能とすること。

この点については、以下の声や指摘にも留意すること。

- ・実質株主確認制度の実効性を担保する措置が過料とされた場合、特に海外に所在する実質株主に対しては過料の制裁を執行することが困難であるため、十分な回答が得られない可能性があるとの指摘。
- ・実質株主を把握する目的の一つとして、企業と機関投資家等との間における成長投資の正当性等に関する対話の機会を確保し、中長期的な企業価値向上を図ることがあるところ、対話の相手方となる機関投資家等と名義株主が一致しないこともあることから、仮に実質株主を的確に把握できない制度となった際には機関投資家等との対話の機会が十分に確保できず、成長戦略を後押しするための環境整備としては不十分なものとなりかねないとの声。
- ・建設的な対話の促進という制度の趣旨では、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化することはできず、それを求めるのであれば、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの観点を制度の趣旨に含める必要があるとの意見もあるが、会社法制部会でも実質株主の属性・情報を会社が把握できるようにすることも制度趣旨に含まれるべきとの指摘があるなど、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化する制度趣旨の説明は十分に可能であるとの声。
- ・会社法制部会で議論されている名義株主等が提供すべき情報の範囲は、EUにおける範囲と同等のものが想定されており、情報提供の求めに対して協力を得られない株主の議決権の停止を可能としても、国際的に見て株主の権利を過度に制約するものとはならないとの声。また、

EUの実務を参照することで、議決権停止に向けた実務を構築することも可能と考えられるとの声。

- ・株式会社が実質株主を把握できることは、日本の経済安全保障の確保にも資するとの指摘。

- ④「従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し」について、株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで従業員等に対する株式の無償交付を可能にすること。

この点については、中間試案及びその補足説明では、無償交付される株式は、福利厚生として広い意味での職務執行の対価といえるものであり、その価値に見合うだけの便益を会社が受けるため、基本的には、従業員等に対する株式の無償交付が有利発行に該当することは想定し難いという考え方を前提として株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみとする案が一案として示されていること、また、現在の実務で行われている現物出資方式（従業員等に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交付する方式をいう。）による従業員等への株式の無償交付においては、他の株主、従業員等との関係で問題となる事例は生じていないとの指摘に留意すること。なお、従業員等に対する株式の無償交付を可能とするに当たり、仮に株主総会決議が必要となった場合において、現物出資方式にも株主総会決議が必要とされたときには、上記のとおり現物出資方式において問題となる事例が生じていないにもかかわらず規制を強化することとなり、実務に悪影響を及ぼす強い懸念があるとの指摘にも留意すること。

- ⑤「バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備」について、バーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会をいう。以下同じ。）の導入に当たっては定款の定めを不要とすること。

この点について、定款の定めを不要とし、バーチャルオンリー株主総会の導入の負担を軽減することで、地方に居住する株主にとっても株主総会への参加が容易になるとの指摘や、感染症の流行時や大規模災害の発生時にも、定款変更を要することなく直ちにバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となり、株主のみならず、株主総会に対応する役職員の負担も軽減されるとの声、また、経営陣に都合のよいように議事が進められる懸念については、中間試案ではバーチャルオンリー株主総会に関する通信記録の保存の義務付けや、株主による通信記録の閲覧を可能とする方向で議論が進められていることから、株主の意思確認によらずとも恣意的な議事運営を抑止することは可能であるとの指摘にも留意すること。なお、定款の定めを不要とした際における株主の意思を反映させるための代替手段と

して、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めた場合には、その行使を想定して株主総会の会場を用意しておくか、その請求があった後に株主総会の会場を急遽用意することを余儀なくされるなど、株式会社にとって重い負担が発生するおそれがあるなど、バーチャルオンリー株主総会の利点が損なわれる懸念があるとの声にも留意すること。

シ 電波利用規制の見直し

(1) 技術基準適合証明等の見直し

- 【a：令和8年度調査・検討、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b：令和8年度措置、
c：令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

有限希少な資源である電波の利用は、世界的に免許制度の下で行われており、日本においても、電波の公平かつ能率的な利用を確保する目的から、電波法（昭和25年法律第131号）第4条第1項に基づき、無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないが、技術基準適合証明（登録証明機関（同法第38条の2の2第1項に基づき、総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）等が、特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいう。以下同じ。）について、同法第3章に定める技術基準に適合していることを証明することをいう。以下同じ。）等を取得した無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを用いる無線局は、類型によっては免許不要となる。

その上で、無線設備を活用した革新的な新製品やサービスの開発及び試験を促進する観点から、平成30年6月の規制改革実施計画に基づき、令和元年5月から、技術基準適合証明等の未取得機器を用いた実験等の特例制度（以下「特例制度」という。）が導入されている。本特例制度は、同法第4条の2第2項及び第3項等に基づき、実験等に用いる無線設備については、当該無線設備が同法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合するなどの条件を満たす場合は、総務大臣に届出をした上で、届出の日から180日以内に限り、適合表示無線設備とみなすことで、技術基準適合証明等が未取得であっても、この期間は免許不要で無線設備を使用することを可能としている。

一方、特例制度の利用期間が180日以内に限られていることから、長期の期間を要する実験や季節変動を考慮した実験等においては、期間内に完了させることは困難であることが多いとの声がある。また、180日を超過する場

合には、同法第4条の2第2項に基づき、同項第2号の実験、試験又は調査の目的及び第3号の無線設備の規格が同一であれば再度届出を行うことができない中で、例えばどのようなものが同一の目的となるのか、解釈が明確化されていないため、再度の届出の可否について迷いが生じ、結果的に再度の届出を断念してしまうケースがあるとの声もある。

このため、180日を超過して実験等を行う場合は、本特例制度によらず、登録証明機関等の電波暗室を利用して研究・開発を行うか、技術基準適合証明等を取得し、適合表示無線設備として研究・開発を行うなどの方法があるが、電波暗室の利用については、追加の費用がかかり、また、登録証明機関等の電波暗室の予約が取りにくい状況では、予約待ちによる研究・開発の長期化が懸念され、技術基準適合証明等の手続についても、申請までの準備も含めると相応の時間と費用を要するため、スタートアップを始めとする事業者にとって、アジャイル型の研究・開発の段階で電波暗室を利用することや技術基準適合証明等を取得することは負担が大きいとの指摘がある。

これらの背景を踏まえ、事業者からは、多くの研究・開発が2年以内に終わることから、特例制度の利用期間を最長2年間に延長するべきであるとの声がある。なお、施行から6年が経過する中、令和7年には1,833件の届出がなされているが、施行から現在までに、特例制度に起因する他の無線設備との電波の混信事案は認識されておらず、延長したとしても混信リスクは限定的との声もある。

さらに、諸外国を見ると、英国では、技術要件を満たす場合、他の無線設備への混信の防止等を条件に、認証を取得せずとも無線設備の使用が認められており、米国や豪州では、開発、展示会でのデモンストレーション等に限って、一定の技術要件を満たす場合、当該国の認証を取得せずに、無線設備の使用が認められているため、我が国も海外主要国に劣後することなく、米国等の制度に合わせていくべきとの指摘がある。あわせて、海外主要国において、我が国の技術基準適合証明に相当する認証を取得した無線設備については、安全性が担保されていることから、一定の場合、当該無線設備を用いた実験等については届出を不要とすることを求める指摘がある。

こうした状況を踏まえて、他の無線設備との混信リスクに配慮しつつ、自動車部品や電気機器等の幅広い分野において新製品の研究・開発を促進させ、スタートアップを含む我が国の産業競争力を強化する観点から、特例制度について、期間の延長を中心とする見直しを行うべきである。その際には、技術基準適合証明等の取得に際する申請期間及び費用を合理化する方策についても併せて検討を行う必要がある。

また、適合表示無線設備については、同法第 38 条の 26 等に基づき、同法で定める技術基準に適合している無線設備であることを証明する観点から技適マーク（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）第 20 条第 1 項等に規定する様式第 7 号等による表示をいう。以下同じ。）を当該特定無線設備の見やすい箇所等に表示することとされており、技適マークはロゴ（同規則第 20 条第 1 項等に規定する様式第 7 号等における様式をいう。以下同じ。）と併せて工事設計認証番号（同規則第 17 条第 4 項第 4 号に規定するものをいう。以下同じ。）等を付加したものとされているが、同規則第 20 条第 1 項第 1 号等により、技適マークの表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備は、取扱説明書及び包装又は容器への表示が認められている。

一方、特定無線設備の小型化・多様化により、技適マークの表示面積を十分に確保することが難しい場合があり、また、ロゴと併せて工事設計認証番号等も付加しなければならないため、印字欠陥による廃棄コストが懸念される中で、どのような特定無線設備が、表示を付すことが困難又は不合理に該当するのか、例示が限定的で不明確であるとの声がある。また、困難又は不合理に該当する特定無線設備に限らず、消費者の視認性が確保できる特定無線設備については、書面に限らずウェブサイトやアプリケーション上での掲載も含めた取扱説明書のみの表示や、一部の諸外国で当該国の認証の表示方法として採用されている二次元コードによる表示を認めるなど、表示方法を拡充すべきとの指摘がある。

さらに、電波法第 100 条第 1 項に基づき、高周波利用設備（同項第 1 号及び第 2 号に定める設備をいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、総務大臣の許可を受けなければならないが、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 44 条第 1 項第 2 号（3）により、総務大臣による型式の指定を受けた場合は、許可を不要とすることができる。当該指定を受けた際には、同規則第 46 条の 4 第 1 項に基づき、高周波利用設備に型式指定マーク（同条第 2 項に規定する別表第 7 号による様式の表示をいう。）を表示することとされているが、技適マークと同様に、表示面積を十分に確保することが難しい場合があるため、表示方法を拡充すべきとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、コスト削減等により我が国の競争力を強化する観点から、消費者の視認性の確保を前提としつつ、技適マーク等の表示方法の拡充等を行うことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、技術基準適合証明（登録証明機関（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）等が、特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいう。以下同じ。）について、同法第 3 章に定める技術基準に適合していることを証明することをいう。以下同じ。）等の未取得機器を用いた実験等の特例制度（同法第 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項等に基づき、実験等に用いる無線設備については、当該無線設備が同法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合するなどの条件を満たす場合は、総務大臣に届出を行った上で、届出の日から 180 日以内に限り、適合表示無線設備（同法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する無線設備をいう。）とみなすことで、技術基準適合証明等が未取得であっても、この期間は免許不要で無線設備を使用することができる制度。以下「特例制度」という。）について、先進的な海外主要国の制度、特例制度の下での届出の実態、事業者のニーズを調査し、携帯電話や気象レーダー等の他の無線設備との混信リスクに配慮しつつ、自動車部品や電気機器等の幅広い分野において新製品の開発を促進し、スタートアップを含む我が国産業の競争力を強化する観点から、以下の事項を含む電波法改正等の検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- ①長期の期間を要する実験については、特例制度の利用期間内に完了させることが困難であることが多く、最長 2 年の期間が必要との声を踏まえ、事業者が新製品の研究・開発を十分に行えるよう、特例制度の利用期間について十分な期間を確保した上で延長すること。
- ②海外主要国で技術基準適合証明等に相当する認証を取得した無線設備について、例えば当該国の認証に関する要件の全部又は一部が同法第 3 章に定める技術基準に相当し、それらが当該無線設備と適合していることを無線従事者（同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。）が確認できる場合等は、届出不要又は届出手続の負担軽減等を可能とすること。
- また、総務省は、技術基準適合証明等の取得手続について、申請までの準備も含めると、時間及び費用を要するため、アジャイル型の研究・開発を行うスタートアップを始めとする事業者にとっては負担が大きいとの指摘を踏まえ、事業者及び登録証明機関等の協力を得つつ、技術基準適合証明等の取得に際する申請期間及び費用を合理化する方策について検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、特例制度施行後、一定期間が経過し、事例が蓄積されていることを踏まえ、例えば同一の無線設備が異なる季節の下でも期待する機能

を發揮できるかどうかを確認するため、特例制度を通年で二度利用することなどは、同法第4条の2第2項第2号に規定する実験、試験又は調査の目的が同一ではない場合に該当するなどの例示等を総務省ウェブサイト等で公表する。

- c 総務省は、無線設備の小型化・多様化が進む中、技適マーク（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）第20条第1項等に規定する様式第7号等による表示をいう。以下同じ。）等の印字面積を確保できず、印字欠陥が増加すると事業者の懸念を踏まえ、消費者の視認性の確保を前提としつつ、コスト削減等により我が国の競争力を強化する観点から、以下の事項について検討を行い、結論を得次第、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。

①技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合、以下の表示方法を認めること。

(i) 書面に限らず、ウェブサイトやアプリケーション上での掲載も含めた取扱説明書のみへの表示

(ii) 技適マークにおけるロゴ（同規則第20条第1項等に規定する様式第7号等による様式をいう。）のみを特定無線設備に表示し、工事設計認証番号（同規則第17条第4項第4号に規定するものをいう。）等は取扱説明書に表示

(iii) 二次元コードでの表示

②技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合における「困難又は不合理」の解釈について、例えば、当該特定無線設備が非常に小型である場合、凹凸がある場合、意匠上の理由により表示が難しい場合等を含める形で総務省ウェブサイトのQ&Aを改訂するとともに、登録証明機関等に周知をすること。加えて、高周波利用設備（同法第100条第1項第1号及び第2号等に規定する設備をいう。）における型式指定マーク（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第46条の4第2項に規定する別表第7号による様式の表示をいう。）についても、表示することが困難又は不合理である場合は、当該設備又は設備が組み込まれた機器に付属する文書に付すことを可能とし、併せてどのような設備が、表示を付すことが困難又は不合理に該当するのか、解釈を明確化し、総務省ウェブサイト等で公表すること。

なお、これらを検討する際には、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合に限定せず、技適マークを一般的に①(i)～(iii)の方法により表示可能とすることも含めて検討すること。

(2) ワイヤレス電力伝送システムの見直し

【令和8年度内を目途にできる限り早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

近年、我が国では、人口減少・労働力不足の進行、産業構造の高度化、カーボンニュートラルやデジタル化への対応といった社会課題が顕在化しており、これらの課題に対応するためには、デジタル技術や無線技術等の革新的技術を迅速に社会実装し、生産性向上及び持続的な経済成長を実現することが不可欠である。こうした中、情報通信分野では、I o T技術の進展に伴い、センサによる稼働状態等のデータ取得・蓄積が増加し、これらのデータを生産管理等に利用するセンサネットワークを活用したシステムの普及・拡大が進んでいる。一方、こうしたセンサ機器への電源供給については、配線工事や電池交換に係る運用・維持管理上の負担が大きく、また、設置場所やレイアウトの自由度が制約されるなどの課題がある。このような課題に対して、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（W P T : Wireless Power Transfer。以下「空間伝送型W P Tシステム」という。）は、有線に接続することなく電波によって電子機器等への給電が可能であるため、工場・倉庫・オフィス等における電源ケーブルの断線リスクの解消や、電池交換作業に係る廃棄物や負担の軽減とともに、ケーブル設置に伴うレイアウト上の制約についても柔軟化が図られ、今後のI o T化社会の発展にとって、非常に有効な技術として期待されている。「情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告」（令和7年10月20日）においては、F A（Factory Automation）・物流機器分野での更なる拡大に加え、ビルマネジメント分野や介護・見守り機器などの多様なアプリケーションへの展開等により、国内の空間伝送型W P Tシステム（送電・受電モジュール）の市場は令和12年（2030年）に1,685億円、令和22年（2040年）に8,418億円規模に達すると予測されている。

我が国では、令和4年5月から、空間伝送型W P Tシステムは、無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。）として、総務大臣の免許（同法第4条に定める免許をいう。）取得を条件に、920MHz帯・2.4GHz帯・5.7GHz帯において、構内無線局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第26号に規定する構内無線局をいう。以下同じ。）の屋内（無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件（令和4年総務省告示第163号）第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に基づき、電波の強度が別表第1号に掲げる値（920

MH z 帯においては 10 デシベル、2.4GH z 帯においては 14 デシベル、5.7GH z 帯においては 16 デシベル)以上減衰することが明らかである壁等(窓その他の開口部を含む。)で区画された空間(室内又は閉空間内)をいう。以下同じ。)での利用に限り可能となった。

その上で、電波利用の安全性確保の観点から、電波防護指針(総務省が情報通信審議会での審議を踏まえ取りまとめるものであって、電波利用において人体が電磁界にさらされるとき、その電磁界が人体の健康に好ましくないと考えられる生体作用を及ぼさない安全な状況であるために推奨される指針をいう。以下同じ。)等を踏まえ、電力強度の低い 920MH z 帯については、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づき、管理環境(人体が電磁界にさらされている状況が認識され、電波の放射源を特定できるとともに、これに応じた適切な管理が行える条件をいう。以下同じ。)のほか、一般環境(人体が電磁界にさらされている状況の認識や適正管理等が期待できず、不確定な要因があるケース(環境)をいう。以下同じ。)でも使用が認められる一方、電力強度の高い 2.4GH z 帯及び 5.7GH z 帯については、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号に基づき、管理環境でのみ使用が認められている。管理環境及び一般環境では、各周波数帯における離隔距離等がそれぞれ定められており、例えば 5.7GH z 帯では、「答申：平成 30 年 12 月 12 日付け諮問第 2043 号「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち「構内における空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」(令和 2 年 7 月)によれば、送信空中線(送電アンテナ)と人体との距離を最低 16m 離すことで、電波防護指針を満足できるとされている。

その後、920MH z 帯を利用する空間伝送型 W P T システム(以下「920MH z 帯空間伝送型 W P T システム」という。)では、オフィスの空調センサへの給電等で社会実装が始まっており、令和 8 年 4 月 1 日時点において、920MH z 帯空間伝送型 W P T システムの構内無線局は 809 局開設され、さらに、令和 8 年 5 月には、構内(電波法施行規則第 3 条第 1 項第 17 号に定める構内をいう。以下同じ。)における屋外(屋内の条件を満たさない空間をいう。)の管理環境・一般環境での利用を可能とするなどの制度改正が行われた。

こうした中、5.7GH z 帯を利用する空間伝送型 W P T システム(以下「5.7GH z 帯空間伝送型 W P T システム」という。)は、920MH z 帯空間伝送型 W P T システムと比べて給電できる電力量が大きくなるため、給電先センサによる常時モニタリングが可能になるなどの利用用途の拡大が見込まれているが、以下に掲げる声がある。

- ・無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第3項第1号に基づき、屋内での利用に限定されるため、電波の強度が16デシベル以上減衰しない空間（窓や開口部がある室内等を含む。）では使用ができない。
- ・同項第2号に基づき、送電アンテナの設置方法の制限（同号に定める空中線の最大利得の方向の俯角の値の制限をいう。）があり、下方向への給電に限定されるため、利用可能なシーンに制約がある。
- ・無線LANとの混信防止の観点から、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の9第5号ニに基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（令和4年総務省告示第164号）第7項に掲げる条件に適合したキャリアセンス（無線設備規則第49条の9第5号ニに定めるキャリアセンスをいう。）を備え付けることが必須とされていることから、送電が構外（構内以外の環境をいう。）の他の事業者等の無線LANに影響を与えないことが明らかな場合であっても、無線LAN（構内の自社の無線LANを含む。）を検知した際には給電を止める必要があるなど給電効率が低下するほか、過度なコストが生じる。

この結果、令和8年4月末時点での5.7GHz帯空間伝送型WPTシステムの構内無線局の開局数は2局にとどまっており、今後の社会実装の促進に当たっての課題であるため、まずは管理環境での利用との前提を維持した上で、運用調整（「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する基本的な在り方」（令和3年5月空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する検討会）に示されている空間伝送型WPTシステムの免許申請者と他の事業者等との間の混信防止等のための情報共有・調整の仕組みをいう。）などの混信防止策を講じることなどを前提に、上記の課題を早期に解決すべきとの声がある。

また、これらの規制は、他の無線システムとの混信防止を含む電波の公平かつ能率的な利用という電波法の保護法益に照らして過剰であり、今後の空間伝送型WPTシステムに係る規制の在り方については、いわゆる仕様規定（当局が特定の技術・材料・手法を指定する方式をいう。）から性能規定（当局は達成すべき結果を規定し、その実現手段は規定しない方式をいう。）への転換を図る必要があるとの指摘もある。

このほか、特定の周波数帯の割り当てに係る意思決定の手法についても課題があるとの声がある。例えば、5.7GHz帯は既に無線LANやETCシステム（有料道路料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体）に代表されるDSRC（Dedicated Short Range Communications：狭域通信）、放送業務、気象レーダー、電波天文等、多様

な無線システムが利用しており、5.7GHz帯空間伝送型WPTシステムの利用要件を緩和するに当たっては、これら他の無線システムとの共用に係る調整が必要であり、現在、事業者間において、技術的な検討や運用上の工夫に関する自主的な協議は一定程度進展しているものの、最終的な合意形成のためには政府の主体的な関与が不可欠との声がある。また、共用に係る調整に関しては、これら他の無線システムの既存の利用環境への配慮は重要である一方、こうした調整を過度に重視することにより、新技術の新規参入を困難とし、結果として、今後の空間伝送型WPTシステムの市場拡大やイノベーション創出の機会が損なわれることのないよう、十分な留意が必要との指摘もある。

加えて、海外では、空間伝送型WPTシステムによる複数の携帯電話への同時給電や空中のドローンへの給電等の多様な取り組みが進められており、国際的な技術開発・標準化の動向を踏まえつつ、我が国としても社会実装の遅れを回避する必要があるとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、5.7GHz帯空間伝送型WPTシステムについて、他の無線システムとの共用及び人体への安全性を配慮しつつ、利用要件の過度な制約を見直すことで、配線や電池交換が現実的でない常時稼働センサ等の柔軟な設置を可能とし、IoTの更なる活用促進を図るべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

令和4年5月から、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（WPT：Wireless Power Transfer。以下「空間伝送型WPTシステム」という。）は無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。）として、総務大臣の免許（同法第4条に定める免許をいう。）取得を条件に、920MHz帯・2.4GHz帯・5.7GHz帯において、構内無線局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第26号に規定する構内無線局をいう。以下同じ。）の屋内（無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件（令和4年総務省告示第163号）第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に基づき、電波の強度が別表第1号に掲げる値（920MHz帯においては10デシベル、2.4GHz帯においては14デシベル、5.7GHz帯においては16デシベル）以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内）をいう。以下同じ。）での利用に限り可能となった。

その上で、電波利用の安全性確保の観点から、電波防護指針（総務省が情報通信審議会での審議を踏まえ取りまとめるものであって、電磁界が人体の

健康に好ましくないと考えられる生体作用を及ぼさない安全な状況であるために推奨される指針をいう。)等を踏まえ、電力強度の低い 920MHz 帯については、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づき、管理環境(人体が電磁界にさらされている状況が認識され、電波の放射源を特定できるとともに、これに応じた適切な管理が行える条件をいう。以下同じ。)のほか、一般環境(人体が電磁界にさらされている状況の認識や適正管理等が期待できず、不確定な要因があるケース(環境)をいう。以下同じ。)でも使用が認められる一方、電力強度の高い 2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯については、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号に基づき、管理環境でのみ使用が認められている。管理環境及び一般環境では、各周波数帯における離隔距離等がそれぞれ定められている。

5.7GHz 帯を利用する空間伝送型 WPT システム(以下「5.7GHz 帯空間伝送型 WPT システム」という。)は、920MHz 帯を利用する空間伝送型 WPT システムと比べて給電できる電力量が大きくなるため、給電先センサによる常時モニタリングが可能になるなどの利用用途の拡大が見込まれているが、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件第 3 項第 1 号に基づき、屋内での利用に限定されるため、電波の強度が 16 デシベル以上減衰しない空間(窓や開口部がある室内等を含む。)で使用できないこと、また、同項第 2 号に基づき、送電アンテナの設置方法の制限(同号に定める空中線の最大利得の方向の俯角の値の制限をいう。以下「空中線設置方法」という。)があり、下方向への給電に限定されるため、利用可能なシーンに制約があること、加えて、無線 LAN との混信防止の観点から、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 9 第 5 号ニに基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件(令和 4 年総務省告示第 164 号)第 7 項に掲げる条件に適合したキャリアセンス(無線設備規則第 49 条の 9 第 5 号ニに定めるキャリアセンスをいう。以下同じ。)を備え付けることが必須とされているため、無線 LAN(構内(電波法施行規則第 3 条第 1 項第 17 号に定める構内をいう。以下同じ。)の自社の無線 LAN を含む。)を検知した際には給電を止める必要があるなど給電効率が低下するほか、過度なコストが生じてしまうことなどが今後の社会実装の促進に当たっての課題となっているため、5.7GHz 帯空間伝送型 WPT システムについては、まずは管理環境での利用との前提を維持した上で、必要な混信防止措置を講じることと併せて、上記の課題を早期に解決すべきとの声がある。

また、今後の空間伝送型W P Tシステムに係る規制の在り方については、いわゆる仕様規定（当局が特定の技術・材料・手法を指定する方式をいう。）から性能規定（当局は達成すべき結果を規定し、その実現手段は規定しない方式をいう。）への転換を図る必要があるとの指摘もある。

さらに、5.7GHz帯は既に多様な無線システムが利用しており、5.7GHz帯空間伝送型W P Tシステムの利用要件を緩和するに当たっては、これら他の無線システムとの共用に係る調整が必要であり、現在、事業者間において、技術的な検討や運用上の工夫に関する自主的な協議は一定程度進展しているものの、最終的な合意形成のためには政府の主体的な関与が不可欠との声がある。また、共用に係る調整に関しては、これら他の無線システムの既存の利用環境への配慮は重要である一方、こうした調整を過度に重視することにより、新技術の新規参入を困難とし、結果として、今後の空間伝送型W P Tシステムの市場拡大やイノベーション創出の機会が損なわれることのないよう、十分な留意が必要との指摘もある。加えて、海外の動向や国際的な技術開発・標準化の動向を踏まえつつ、我が国としても社会実装の遅れを回避する必要があるとの指摘がある。

総務省は、こうした声や指摘を踏まえ、他の無線システムとの共用及び人体への安全性に配慮しつつ、空間伝送型W P Tシステムの社会実装を促進する観点から、5.7GHz帯空間伝送型W P Tシステムにおける以下の各事項を含む技術的条件の審議を行うための作業班を情報通信審議会に設置し、その審議結果も踏まえて電波法施行規則・告示等の改正を含む技術基準を検討し、令和8年度内を目途にできる限り早期に結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

- ①利用環境について、運用調整（「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する基本的な在り方（令和3年5月空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する検討会）」に示されている空間伝送型W P Tシステムの免許申請者と他の事業者等との間の混信防止等のための情報共有・調整の仕組みをいう。以下同じ。）等によって他の無線システムへの干渉を防止することを前提に、構内における屋外（屋内の条件を満たさない空間をいう。）の管理環境での利用を可能とすること。
- ②空中線設置方法の要件について、アンテナの設置の自由度を高め、給電のユースケースを拡充する観点から、運用調整によって他の無線システムへの干渉を防止することを前提に、一律の義務付けを廃止すること。
- ③キャリアセンスについて、送電効率の向上及びコスト削減の観点から、送電が構外（構内以外の環境をいう。）の他の事業者等の無線LANに影響を与えないことが明らかな場合、不要とすること。

なお、いずれの検討に際しても、干渉防止のために必要な最小限の措置となるよう、かつ、今後の海外の動向、国際的な技術開発・標準化の動向や社会実装の状況などに対応しやすい柔軟な更新を前提とする規定となるよう留意しつつ、検討を行う。

5 GX・サステナビリティ

ス 蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化

【措置済み】

＜基本的考え方＞

エネルギー安全保障の確保及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、蓄電池の導入促進等により、出力が変動する再生可能エネルギーの脱炭素電源による安定的な電力供給や、災害の激甚化に対応する防災力・レジリエンスの強化を実現していくことが不可欠である。

電力系統に直接接続して充放電する蓄電池は、変電所や送電線へのアクセスが良い場所に設置されることが望ましいが、こうした場所は既に工場や住宅等に利用されているケースが多く、蓄電池の導入促進のためには、限られた敷地に蓄電池を安全性を確保しつつ効率的に設置することが重要である。

一方、蓄電池の過半を占めるリチウムイオン蓄電池は危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する電解液を収納するが、火災予防等の観点から、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 19 条第 1 項において準用する同令第 9 条第 1 項第 2 号に基づき、同法第 9 条の 4 第 1 項に規定する指定数量以上の危険物を取り扱う一般取扱所（同令第 3 条第 4 号に規定する取扱所をいう。以下同じ。）は、その周囲に一定以上の幅が保有された空地（以下「保有空地」という。）の確保が義務付けられており、リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）が危険物に該当する電解液を指定数量以上収納する場合には、同令第 19 条第 1 項において準用する同令第 9 条第 1 項第 2 号又は危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 1 号に基づき、一般取扱所として当該蓄電池設備の周囲に保有空地の確保が義務付けられている。

こうした中、一部市町村等の消防本部から、屋外に設置される蓄電池設備に付帯する変圧器等が当該蓄電池設備と構成上一体であり安全であるとしても、これらを一体の設備とみなすことはできず当該蓄電池設備とこれに付帯する変圧器等の間にも保有空地を確保することが求められた結果、保有空

地が必要な場合と比べて半分の蓄電容量の蓄電池しか導入できなかったとの声がある。

こうした状況を踏まえ、蓄電池の導入促進の観点から、安全性を確保しつつ、蓄電池の効率的な設置が可能となるよう、保有空地の考え方を明確化していくことが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

消防庁は、エネルギー安全保障の確保及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、蓄電池の導入を促進する観点から、リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）が危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定するものをいう。）に該当する電解液を同法第 9 条の 4 第 1 項に規定する指定数量以上収納する場合には、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 19 条第 1 項において準用する同令第 9 条第 1 項第 2 号又は危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 1 号に基づき、当該設備の周囲に一定以上の幅が保有された空地（以下「保有空地」という。）を確保することが義務付けられていることについて、蓄電池設備とこれに付帯する変圧器等を一体の設備とみなすことを可能とすることが安全かつ合理的であることから、屋外に設置される蓄電池設備とこれに付帯する変圧器等の間の保有空地を不要とすることが可能であることを各都道府県及び各消防本部に周知する。

セ 次世代型太陽電池の普及促進

【a～d：令和 8 年度措置】

<基本的考え方>

天然資源に乏しい我が国は、平地面積当たりの太陽光発電の導入容量が主要国最大である一方で、太陽光発電を新たに導入できる適地が限られる。こうした中、第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、従来太陽光発電設備の設置が進んでいなかった耐荷重性の低い建築物の屋根や建物の壁面等への設置を進める観点から、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備える、ペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装を進めていくとの方針が示されている。

さらに、国産の再生可能エネルギーの普及を拡大させるとともに技術自給率の向上を図ることは、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた排出

削減と我が国の産業競争力の強化に資するものであるため、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池の導入促進は重要な政策課題である。

一方、次世代型太陽電池の投資促進に向けた課題の一つとして、多様な設置形態に対する過剰規制が挙げられるなど、現行の規制・制度が次世代型太陽電池の導入促進の妨げとなるおそれがある。

まず、次世代型太陽電池のうちフィルム型ペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟等の特徴を有し、建物の屋根や壁面等への導入が可能であることに加え、発電層を外気から保護する封止技術や、実用化で鍵となる耐久性向上や大型化の製造技術など我が国が特に競争力を有する可能性があるものとして期待されているが、現行の危険物に関する規制について、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入促進の妨げとなるおそれがあるとの声がある。

具体的には、自動車工場やガソリンスタンド等の危険物を取り扱う施設（消防法（昭和23年法律第186号）第10条に定める製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物施設」という。）に太陽光発電設備を設置する場合、爆発以外の火災に関するリスクへの対策として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等が策定した「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2026年版」（令和8年3月18日。以下「太陽光発電システム設計・施工ガイドライン」という。）において、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」（平成27年6月8日消防庁危険物保安室長。以下「危険物施設ガイドライン」という。）を参考とすることとされており、危険物施設ガイドラインにおいては、他の施設で発生した火災の影響を防ぐとともに、危険物施設内で発生した火災の延焼拡大を防ぐことができるよう、「太陽電池モジュールは、カバーガラスに電極、太陽電池セルを充填剤で封止し、裏面フィルム又は合わせガラスで挟み込んだ構造で、結晶系、薄膜系、CIS系のものとする。」と規定されている。一方、仮にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を危険物施設ガイドラインに従ってカバーガラスで挟み込んだ場合、軽量・柔軟等の特徴を損ない、建物の屋根や壁面等への導入が困難になるとの声がある。また、太陽光発電システム設計・施工ガイドラインにおいて、太陽電池モジュールを建物に密着させ、又は近接させて設置する場合の火災防止対策に関する注意点として、建物への延焼を防ぐために裏面付近及び密着する建物の外郭（屋根、壁等）の材料には建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の2に定める技術的基準に適合する不燃性を持つ材料を利用し、又は、太陽電池モジュールの裏側に可燃物（枯葉、鳥、動物の巣等）が堆積しないような対策を講じることが推奨されており、こう

したフィルム型ペロブスカイト太陽電池の特徴を踏まえた安全対策を参照するなどしつつ、危険物施設へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置に関する安全対策を整理する必要がある。

また、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）においては、一定規模以上の工場に対して敷地面積の 25%以上を環境施設（緑地及びこれに類する施設（太陽光発電施設等）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 1 号）第 4 条に規定するものをいう。）として整備することを義務付けている。環境施設の面積（以下「環境施設面積」という。）の測定方法については、工場立地法運用例規集及び工場立地法 F A Q 集（第 3.0 版）（2024 年 4 月経済産業省地域産業基盤整備課）に示されており、太陽光発電施設については、上方から対象物を見た水平面の面積である水平投影面積を測定することとされているが、設置状況によって水平投影面積を測定できない場合、緑化する部分の水平延長に 1.0m を乗じた面積を測定する壁面緑地の考え方に基づく面積の測定方法を準用することも一案であるとされているが、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池は軽量・柔軟等の特徴を有することから、シリコン太陽電池の設置が困難であった窓面、壁面等への導入拡大が見込まれるものの、窓面、壁面等に太陽光発電施設を設置した場合には、壁面緑地と同様に、設置箇所の水平延長に 1.0m を乗じた面積を測定する運用となり、実際の設置規模や環境負荷低減効果を十分に反映した評価がなされない可能性があり、窓面、壁面等への太陽光発電施設の導入を検討する事業者から、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した環境施設面積の測定方法を求める声がある。こうした声などを踏まえ、一定規模以上の工場における次世代型太陽電池を導入する観点から、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した適正な測定方法を整備する必要がある。

さらに、次世代型太陽電池の普及に伴って更なる活用が見込まれる建材一体型太陽電池（B I P V : Building Integrated Photovoltaics）は太陽電池が屋根、外壁、窓等と一体的に構成されているものであり、建築物の部分と電気工作物の両方の機能を有し、屋根、外壁、窓等の建築物の部分として建築物に設置する場合には、建築物の部分として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める各種基準への適合が求められることとなるが、太陽電池と一体の構造を有することから、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物及び第 38 条第 1 項に規定する一般用電気工作物又は同条第 2 項に規定する事業用電気工作物を構成する一部として電気事業法の適用対象ともなる。こうした状況のため、現状、事業者から、建材一体型太陽電池の設計用荷重を算出する際に建築基準法関係

法令と電気事業法関係法令のいずれが適用されるのかが不明確であり、現場で判断に迷い、迅速かつ円滑な算出に支障を来すおそれがあるとの声がある。また、建築基準法は第 88 条第 1 項において同法第 20 条など建築物に適用される規定を工作物に準用することとしており、その対象となる工作物（以下「準用工作物」という。）を建築基準法施行令第 138 条第 1 項に指定しているが、電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する太陽電池発電設備に該当する電気工作物は、「建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件」（平成 23 年国土交通省告示第 1002 号）において、準用工作物としては扱わないこととしていることから、建築基準法の適用対象とはならないが、建築物の部分として設置するものではない太陽電池に対するこの考え方を踏まえ、屋根、外壁、窓等建築物の部分として建材一体型太陽電池を設置する場合も同様に建築基準法の適用対象にならないのではないかと事業者の声がある。加えて、建材一体型太陽電池については、例えば、以下に掲げる声など、事業者が独自に解釈することによって適正な設計用荷重の算出がなされないおそれがあるため、建築基準法関係法令と電気事業法関係法令のいずれに基づき、設計用荷重を算出すべきか、明確かつ体系的に関連規定を整備する必要がある。

- ・発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号）に定める技術的要件の一つである太陽電池の設計用荷重を算出するに当たり、その算出方法の一つとして、同省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を具体的に示した「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（令和 3 年 3 月 31 日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）第 3 条において、日本産業規格 JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（以下「JIS C 8955」という。）が示されている。一方、JIS C 8955 では「屋根ふ（葺）き材、壁材、窓材など建材としての機能を併せもつアレイ」は適用を除外すると明示されており、建材一体型太陽電池は当該アレイに該当し JIS C 8955 の適用除外とされていることから、建材一体型太陽電池の設計用荷重はいずれの基準に従って算出すべきか分からないとの声。
- ・JIS C 8955 においては、設置面からの最高の高さが 9 m を超える太陽電池アレイ（太陽電池モジュール（太陽光を電気エネルギーに変換する最小単位である太陽電池セルを一体化したものをいう。）及び支持物の総体をいう。）も JIS C 8955 の適用除外とされているが、同解釈第 10 条において建築基準法施行令第 38 条、第 65 条、第 66 条、第 68 条、第 69 条及び第 93 条に基づき施設することが示されている。一方で、建材一体型太陽

電池については同様の規定がないことから、建築基準法令の適用を受けないのではないかとの声。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代型太陽電池は、軽量・柔軟等の特徴を有し、これまで荷重の観点から設置困難であった屋根や建物の壁面等への設置に加え、我が国が競争力を有する可能性があるものとして期待される中、多様な設置形態に対して、現行の規制・制度が次世代型太陽電池の導入促進の妨げとなるおそれがあることを踏まえ、次世代型太陽電池の普及促進のため、以下の措置を講ずる。

- a 消防庁は、自動車工場やガソリンスタンド等の危険物を取り扱う施設（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条に定める製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物施設」という。）に太陽光発電設備を設置する場合、爆発以外の火災に関するリスクへの対策として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等が策定した「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2026 年版」（令和 8 年 3 月 18 日）において、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 8 日消防庁危険物保安室長。以下「危険物施設ガイドライン」という。）を参考とすることとされており、危険物施設ガイドラインにおいては、他の施設で発生した火災の影響を防ぐとともに、危険物施設内で発生した火災の延焼拡大を防ぐことができるよう、「太陽電池モジュールは、カバーガラスに電極、太陽電池セルを充填剤で封止し、裏面フィルム又は合わせガラスで挟み込んだ構造で、結晶系、薄膜系、C I S 系のものとする。」と規定されているが、仮にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を危険物施設ガイドラインに従ってカバーガラスで挟み込んだ場合、軽量・柔軟等の特徴を損ない、建物の屋根や壁面等への導入が困難になるとの声があることなどを踏まえ、危険物施設において安全を確保した上でフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を促進するため、危険物施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置する際に留意すべき、爆発以外の火災に関する安全対策について、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の軽量・柔軟等の特徴を損なわないよう留意しつつ、検討し、結論を得次第、危険物施設ガイドライン等において明確化する。
- b 経済産業省は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）において、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場に対

して敷地面積の 25%以上を環境施設（緑地及びこれに類する施設（太陽光発電施設等）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 1 号）第 4 条に規定するものをいう。）として整備することが義務付けられ、環境施設の面積（以下「環境施設面積」という。）の測定方法については、工場立地法運用例規集及び工場立地法 F A Q 集（第 3.0 版）（2024 年 4 月経済産業省地域産業基盤整備課）に示されており、太陽光発電施設については、上方から対象物を見た水平面の面積である水平投影面積を測定すること、また、設置状況により水平投影法では面積が算出できない場合、緑化する部分の水平延長に 1.0m を乗じた面積を測定する壁面緑地の考え方に基づく面積の測定方法を準用することも一案であるとされているが、軽量・柔軟等の特徴を有するペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池は、シリコン太陽電池の設置が困難であった窓面、壁面等への導入拡大が見込まれるものの、窓面、壁面等に設置された太陽光発電施設を設置した場合には、壁面緑地と同様に、設置箇所の水平延長に 1.0m を乗じた面積を算入する運用となり、実際の設置規模や環境負荷低減効果が十分に反映した評価がなされていない可能性があり、窓面、壁面等への太陽光発電施設の導入を検討する事業者から、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した環境施設面積の測定方法を求める声があることなどを踏まえ、工場立地法の法目的は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることであり、そのため工場に設置を求める太陽光発電施設等の環境施設が、周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することを前提に、次世代型太陽電池を含む太陽光発電施設の面積について、一定規模以上の工場における次世代型太陽電池を導入する観点から、壁面等に設置される環境施設面積は、壁面等を正面から見た面積である鉛直投影面積として測定するなど、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した測定方法について検討し、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会等で審議の上、結論を得次第、工場立地法運用例規集や工場立地法 F A Q 集等において明確化するとともに周知する。

- c 国土交通省は、建築基準法は第 88 条第 1 項において同法第 20 条など建築物に適用される規定を工作物に準用することとしており、その対象となる工作物（以下「準用工作物」という。）を建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項に指定しているが、電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する太陽電池発電設備に該当する電気工作物は、「建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるもの

として国土交通大臣が指定する工作物を定める件」(平成 23 年国土交通省告示第 1002 号)において、準用工作物としては扱わないこととしていることから、建築基準法の適用対象とはならないが、建築物の部分として設置するものではない太陽電池に対するこの考え方を踏まえ、屋根、外壁、窓等建築物の部分として建材一体型太陽電池を設置する場合も同様に建築基準法の適用対象にならないのではないかとの誤解が生じていることなどを踏まえ、建材一体型太陽電池が屋根、外壁、窓等の建築物の部分として建築物に設置する場合に関しては、建築基準法の適用を受けることを通知等により明確化する。

- d 経済産業省は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号。以下「発電用太陽電池設備技術基準省令」という。）に定める技術的要件の一つである太陽電池の設計用荷重を算出するに当たり、その算出方法の一つとして、同省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を具体的に示した「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（令和 3 年 3 月 31 日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）第 3 条において、日本産業規格 JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」が示されているが、建材一体型太陽電池は同規格の適用対象から除外されていることなどから、設計用荷重の算出方法が明確ではないとの声があることなどを踏まえ、発電用太陽電池設備技術基準省令第 3 条及び第 4 条の規定のうち、「設置環境下において想定される各種荷重に対して安定であること」の例示として、建築基準法上の基準にのっとり計算により構造耐力上安全であることを同解釈において記載するなど、関係法令の適用関係を整理した上で、建材一体型太陽電池の設計用荷重算出方法を法令等により明確化する。

ソ 太陽光発電設備の使用前自己確認の見直し

【a～c：令和 8 年検討開始、令和 8 年度措置】

<基本的考え方>

我が国では、「第 7 次エネルギー基本計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら脱炭素電源の最大限の導入を促すこととされている。その中でも、太陽光発電が、我が国の電源構成に占める割合は、令和 4 年度（2022 年度）は 9.2%であったが、令和 22 年度（2040 年

度)には23%~29%にまで高めることとされており、導入促進が求められている。

一方、FIT制度(Feed-in Tariff:固定価格買取制度)の導入を契機として、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響に対する地域の懸念が高まっている。このため、太陽光発電の更なる導入拡大に当たっては、地域との共生と国民負担の抑制を前提とし、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を追求するとともに、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や制度面の合理化・全国統一運用を図るなど、適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

こうした中、事業用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第2項に規定するものをいう。)は、その使用を開始しようとするときに設置者自らが当該設備の安全性を確認すること(同法第51条の2第1項に定めるものをいう。以下「使用前自己確認」という。)が求められており、さらに、使用前自己確認は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第76条に基づき、同法第39条第1項に基づく技術基準への適合性を十分に確認し得る方法で行うものとされている。

近年、再生可能エネルギー設備の導入拡大や設備形態の多様化が進展する中で、従来の小出力発電設備に対する保安規制を適正化するため、令和5年3月の電気事業法施行規則の改正により、出力が10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備については、新たに小規模事業用電気工作物(同法第38条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)と区分され、太陽電池発電設備の使用前自己確認の対象出力範囲は、10kW以上の設備に拡大された。

使用前自己確認の具体的な方法については、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」(平成28年6月17日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知。以下「使用前自己確認の解釈」という。)に定められており、小規模事業用電気工作物に区分される太陽電池発電設備については、当該設備に使用される機器が一般社団法人電気安全環境研究所(JET:Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories)による認証を受けている場合等には、負荷遮断試験の試験項目を省略することが可能とされている。しかし、50kW以上の高圧太陽電池発電設備においては、負荷遮断試験が必須とされているところ、設備の出力等条件が小規模事業用電気工作物と同程度であり、変圧器の低圧電路と接続された低圧の太陽光発電設備であっても、構内(需要場所内で電気設備が設置される範囲)の受電電圧が高圧の場合には、自家用電気工作物(電気事業法第38条第4項に規定する

ものをいう。)に区分され、その設備の逆変換装置(発電された電気を変換する装置)が当該認証を受けている場合等であっても、当該認証の範囲で負荷遮断試験を省略することができないため、一部の事業者から、低圧の発電設備であるにもかかわらず、50kW以上の高圧設備と同水準の試験を求められることから、設備規模や実際のリスクに比して過度な保安規制となっているとの声がある。

また、使用前自己確認の解釈では、使用前自己確認において実施すべき負荷試験について、「JEC(Japanese Electrotechnical Committee:電気学会電気規格調査会)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。」とされているが、使用前自己確認の届出の確認を行う産業保安監督部によっては、現地での負荷試験における確認項目(異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無、高調波(電気の波形の歪み))のうち、全項目の省略を認めるケースと一部項目(異常な温度上昇の有無)のみの省略を認めるケースが存在し、その運用に差異が生じている。

加えて、使用前自己確認を行った場合、電気事業法第51条の2第3項に基づき、当該確認の結果を経済産業大臣に届け出なければならないとされ、当該届出は行政手続法(平成5年法律第88号)上の届出行為に該当すると解されるが、産業保安監督部では、届出の内容に不備が多いなどの実態を踏まえ、運用上、届出の内容についてメールによる事前の確認を行っている。これにより、手続に相当程度の時間を要することなどから、一部の事業者からは、行政手続法上の届出ではなく実質的に申請と同等であるとの声がある。また、電気主任技術者の中には、太陽光発電設備の使用開始に当たり、当該届出が受理されていなければ使用開始してはならないと誤認している例があり、その結果、当該設備の稼働が遅延するケースがあるとの声がある。

こうした状況を踏まえ、太陽光発電設備の導入を促進する観点から、太陽光発電設備の使用前自己確認について、合理的な根拠に基づき事業者が理解しやすい制度に再設計するとともに、同制度の目的を踏まえた適切な運用を行う必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

太陽光発電設備は、事業用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第2項に規定するものをいう。)に該当し、その使用を開始しようとするときに設置者自らが当該設備の安全性を確認すること(同法第51条の2第1項に定めるものをいう。以下「使用前自己確認」という。)が求

められているところ、使用前自己確認は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第76条に基づき、同法第39条第1項に基づく技術基準への適合性を十分に確認し得る方法で行うものとされている。

令和5年3月の電気事業法施行規則の改正により、出力が10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備については、新たに小規模事業用電気工作物（同法第38条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）と区分され、太陽電池発電設備の使用前自己確認の対象出力範囲は、10kW以上の設備に拡大された。

使用前自己確認の具体的な方法については、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」（平成28年6月17日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知。以下「使用前自己確認の解釈」という。）に定められており、小規模事業用電気工作物に区分される太陽電池発電設備については、当該設備に使用される機器が一般社団法人電気安全環境研究所（J E T : Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories）による認証を受けている場合等には、負荷遮断試験の試験項目を省略することが可能とされている。しかし、50kW以上の高圧太陽電池発電設備においては、負荷遮断試験が必須とされており、設備の出力等条件が小規模事業用電気工作物と同程度であり、変圧器の低圧電路と接続された低圧の太陽光発電設備であっても、構内（需要場所内で電気設備が設置される範囲）の受電電圧が高圧の場合には、自家用電気工作物（電気事業法第38条第4項に規定するものをいう。）に区分され、その設備の逆変換装置（発電された電気を変換する装置）が当該認証を受けている場合等であっても、当該認証の範囲で負荷遮断試験を省略することができず、一部の事業者から、低圧の発電設備であるにもかかわらず、50kW以上の高圧設備と同水準の試験を求められることから、設備規模や実際のリスクに比して過度な保安規制となっているとの声がある。

また、使用前自己確認の解釈では、使用前自己確認において実施すべき負荷試験について、「J E C（Japanese Electrotechnical Committee：電気学会電気規格調査会）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。」とされているが、使用前自己確認の届出の確認を行う産業保安監督部によっては、現地での負荷試験における確認項目（異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無、高調波（電気の波形の歪み）のうち、全項目の省略を認めるケースと一部項目（異常な温度上昇の有無）のみの省略を認めるケースが存在し、その運用に差異が生じている。

加えて、使用前自己確認を行った場合、電気事業法第51条の2第3項に基づき、当該確認の結果を経済産業大臣に届け出なければならないとされ、

当該届出は行政手続法（平成5年法律第88号）上の届出行為に該当すると解されるが、産業保安監督部では、届出の内容に不備が多いなどの実態を踏まえ、運用上、届出の内容についてメールによる事前の確認を行っている。これにより、手続に相当程度の時間を要することなどから、一部の事業者からは、行政手続法上の届出ではなく実質的に申請と同等であるとの声がある。また、電気主任技術者の中には、太陽光発電設備の使用開始に当たり、当該届出が受理されていないと誤認している例があり、その結果、当該設備の稼働が遅延するケースがあるとの声がある。

こうした状況を踏まえ、太陽光発電設備の導入を促進する観点から、太陽光発電設備の使用前自己確認について、合理的な根拠に基づき事業者が理解しやすい制度に再設計するとともに、同制度の目的を踏まえた適切な運用を行う必要があるため、以下の措置を講ずる。

- a 経済産業省は、小規模事業用電気工作物に区分される太陽電池発電設備に係る使用前自己確認に際して、当該設備に使用される機器が一般社団法人電気安全環境研究所による認証を受けており、設備の出力等条件が小規模事業用電気工作物と同等かつ、変圧器の低圧電路と接続された低圧の太陽光発電設備である場合は、構内の受電電圧の区分にかかわらず、負荷遮断試験の実施目的と対象設備のリスク特性に照らし、合理性・実効性の観点から、当該試験の項目を省略することを可能とする運用を検討し、結論を得次第、速やかに使用前自己確認の解釈等において試験項目の省略要件を明確化する。
- b 経済産業省は、使用前自己確認におけるJECに基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置の負荷試験に際し、産業保安監督部により、現地での負荷試験における確認項目の省略項目について運用に差異が生じていることを踏まえ、各産業保安監督部による運用が統一化されるよう、負荷試験の実施目的等を考慮しつつ、安全性が確保されることを前提に負荷試験の省略の在り方を検討し、結論を得次第、速やかに使用前自己確認の解釈等において明確化する。
- c 経済産業省は、使用前自己確認結果の届出について、一部の事業者から、行政手続法に基づく届出ではなく実質的に申請と同等であるとの声があることや、電気主任技術者の中には、太陽光発電設備の使用開始に当たり、当該届出書が受理されていないと誤認している例があることから、事業者のニーズを踏まえつつ産業保安監督部において法令の規定や制度趣旨に沿った運用が行われているかを確認し、事業者にとって過度な負担にならず、産業保安監督部の間で運用に差異が生じないように、適切な運用が行われていない場合にはそれを是正した上で、今

後、同様のことが生じないためのフォローアップの仕組みの構築や電気主任技術者への周知も含めて検討し、結論を得次第、速やかに措置する。

タ 家電製品の再生材活用・リサイクルの促進

【措置済み】

<基本的考え方>

我が国では、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付けた上で、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の一つとして掲げられている。

当該循環型社会形成に向けた取組への対応として、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、特定家庭用機器（同法第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定するものをいう。）である家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取り並びに製造業者及び輸入業者による再商品化等（リサイクル）が義務付けられることで、使用済家電製品から有用な資源が継続的かつ安定的に回収され、その資源が再生材として再び製品に活用されるという資源循環の取組が進められている。

また、循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定）では、昨今の情勢下において、一次資源のみならず、二次資源の獲得競争の時代に突入しており、我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」の実現が急務とされている。そのうち「再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備」の施策に関して、再生材の需要創出の促進の観点から、令和8年4月に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）が改正され、家電製品4品目については、家電リサイクル法による回収体制の整備が進められていること等を理由に、資源有効利用促進法第23条及び第24条に基づき、製造業者等に対し、再生プラスチックの利用量、利用率を向上させるための目標等について利用計画の策定を行い、計画の実施状況に関して定期報告を行うよう求めている。

一方、食品に接触する器具又は容器包装については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第16条に基づき、食品に接触してこれらに有害な影響を

与えることにより人の健康を損なうおそれがある場合、製造、販売等が禁止されている。また、同法第 18 条第 1 項において、当該器具又は容器包装に使用することができる原材料の規格等が定められ、同条第 3 項において、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に定める材質（合成樹脂）の原材料について、食品に接触する器具又は容器包装に含有されることが許容される量等が当該規格に定められていないものは、食品に接触する器具又は容器包装の原材料として使用してはならないこととされている。それらを受け、食品に接触する器具又は容器包装に合成樹脂を使用する場合には、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1（以下「ポジティブリスト」という。）に掲載された物質についてのみ使用を認める器具・容器包装ポジティブリスト制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が運用されており、人の健康を損なうおそれがないよう、器具又は容器包装の製造業者等は、器具又は容器包装について、食品に接触する部位に合成樹脂を用いる場合、当該合成樹脂がポジティブリストに掲載された物質のみが使用されていることを確認する必要がある。

器具又は容器包装の材質が合成樹脂である場合、その原材料として再生材を使用するときについても、同制度において使用できる合成樹脂の種類等が規制されている。「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和 6 年 3 月 28 日厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長連名通知）別紙（以下「リサイクル指針」という。）では、ポジティブリストに掲載された物質以外が再生材に混入することなどを防ぐため、リサイクル材料を製造するための回収材料（廃棄物として処分されるはずの材料又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが、代わってリサイクル又は製造工程のために、新規の原料に替わる原料として収集及び回収される材料をいう。以下同じ。）について、食品用途の使用済み製品（回収材料のうち、器具又は容器包装における食品に接触する部位として、ポジティブリストに掲載された物質のみが使用されているものをいう。以下同じ。）のみが選別されていることを求めている。

家電製品 4 品目のうち冷蔵庫及び冷凍庫については、その構造上、食品に接触する部位が存在するが、家電リサイクル法に基づき回収する使用済み家電製品からの回収材料には、現行の仕組みでは、一般的に、食品用途の使用済み製品に該当しない家電製品の部位も混在しており、食品用途の使用済み製品のみを選別することは困難な実態がある。このため、当該部位にポジティブリストに掲載された物質のみが使用されている再生材を使用することは困難であり、使用済み家電製品等由来の回収材料から製造した再生材を冷蔵庫

及び冷凍庫に利用する際には、通常の使用の範囲において食品に接触するおそれがないことを理由として、ポジティブリスト制度の対象外となる部位を中心に利用せざるを得ない状況にあるとの声がある。

また、こうした状況の中で再生材が使用可能な範囲について、「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A」（令和7年12月26日消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡別添2）において、器具及び容器包装のうち、通常の使用の範囲において食品が接触するおそれがない部位はポジティブリスト制度の対象外であると整理されているが、当該部位の箇所が不明確であり、食品に接触する部位を有する冷蔵庫及び冷凍庫では、その設計及び製造において再生材の利用が限定的になるとの声がある。

こうした中、資源有効利用促進法において再生プラスチックの利用計画の策定・報告が求められ、当該取組は循環経済行動計画において再生材の需要創出が促進されるものとして位置付けられる。また、環境配慮設計を進める一環として、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会に報告された「脱炭素化再生資源の利用に関する業界団体ヒアリング結果」（令和7年8月12日産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ座長報告）によると、製品の解体時に解体しやすいことまで考慮に入れて設計を行うことや高度選別技術等により再生材の品質を高め水平リサイクルを拡大する策が検討されている。さらに、循環経済行動計画において、再生プラスチックの利用計画の策定・報告における取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討することとされている。これらの状況を踏まえ、食品に接触する部位にも再生材の利用が進むよう、将来的に、食品用途の使用済み製品の選別等が行えるなど、リサイクル指針に準拠した冷蔵庫及び冷凍庫のリサイクルの仕組みが整えられることも見据え、プラスチックの原料となる石油の輸入依存度が高い中で再生材の活用により安定的な供給を進める観点から、人の健康を損なうおそれがないことを前提として、食品に接触する部位を有する冷蔵庫及び冷凍庫の設計及び製造に際して、その庫内で再生材の利用が可能な範囲を明確化することにより、現行の仕組みの中でも、事業者が予見可能性をもって合理的な判断を行うとともに、再生材を一層利用しやすい環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

我が国では、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付け、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、特定家庭用機器（同法第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定するものをいう。）である家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取り並びに製造業者及び輸入業者による再商品化等（リサイクル）が義務付けられることで、使用済家電製品から有用な資源が継続的かつ安定的に回収され、その資源が再生材として再び製品に活用されるという資源循環の取組が進められている。

また、循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定）において、一次資源のみならず、二次資源の獲得競争の時代に突入しており、我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」の実現が急務とされている。そのうち「再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備」の施策に関して、再生材の需要創出の促進の観点から、令和8年4月に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）が改正され、家電製品4品目については、家電リサイクル法による回収体制の整備が進められていること等を理由に、資源有効利用促進法第23条及び第24条に基づき、製造業者等に対し、再生プラスチックの利用量、利用率を向上させるための目標等について利用計画の策定を行い、計画の実施状況に関して定期報告を行うよう求めている。

一方、食品に接触する器具又は容器包装に合成樹脂を使用する場合には、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1（以下「ポジティブリスト」という。）に掲載された物質についてのみ使用を認める器具・容器包装ポジティブリスト制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が運用されており、人の健康を損なうおそれがないよう、製造業者等は、器具又は容器包装について、食品に接触する部位に合成樹脂を用いる場合、ポジティブリストに掲載された物質のみが使用されていることを確認する必要がある。

家電4品目のうち冷蔵庫及び冷凍庫については、その構造上、食品に接触する部位が存在するが、家電リサイクル法に基づき回収する、使用済家電製品からの回収材料（廃棄物として処分されるはずの材料又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが、代わってリサイクル又は製造工程のために、新規の原料に替わる原料として収集及び回収される材料をいう。

以下同じ。)には、現行の仕組みでは、一般的に、ポジティブリストに掲載された物質以外が使用されている製品の部位も混在していることから、当該部位にポジティブリストに掲載された物質のみが使用されている再生材を使用することが困難であり、使用済家電製品等からの回収材料を冷蔵庫及び冷凍庫に利用する際には、通常の使用の範囲において食品に接触するおそれがないことを理由としてポジティブリスト制度の対象外となる部位を中心に利用せざるを得ない状況にあるとの声がある。

また、こうした状況の中で再生材が使用可能な範囲を明確化するため、「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A」（令和7年12月26日消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡別添2。以下「Q&A」という。）において、器具及び容器包装のうち、通常の使用の範囲において食品が接触するおそれがない部位はポジティブリスト制度の対象外であると整理されているが、当該部位の箇所が不明確であり、食品に接触する部位を有する冷蔵庫及び冷凍庫では、その設計及び製造において再生材の利用が限定的になるとの声がある。

消費者庁は、こうした状況を踏まえ、資源有効利用促進法において再生プラスチックの利用計画の策定・報告が求められ、当該取組は循環経済行動計画において再生材の需要創出が促進されるものとして位置付けられ、さらに、同計画において、再生プラスチックの利用計画の策定・報告における取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討することとされており、プラスチックの原料となる石油の輸入依存度が高い中で、再生材の活用により安定的な供給を進める観点から、人の健康を損なうおそれがないことを前提とした上で、ポジティブリスト制度の対象外となる部位の不明確さに起因して冷蔵庫及び冷凍庫における再生材の利用が過度に限定的とならないよう、冷蔵庫及び冷凍庫の各部位の構造、想定される使用方法等を踏まえ、冷蔵庫及び冷凍庫内で通常の使用の範囲において食品に接触するおそれがないものとしてポジティブリスト制度の対象外となる部位の整理を行い、その結果を踏まえてQ&Aを改正し、冷蔵庫及び冷凍庫内の天井やドアポケットなど具体的な部位の例や判断の考え方を示すことにより、ポジティブリスト制度の対象外となる部位について明確化する。

6 デジタル・A I

チ 弁護士法におけるA I活用の更なる明確化

【令和8年検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

近年、企業の法務部門においては、ビジネスのグローバル化、イノベーションの加速、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの強化等に伴い、業務が増大するとともに、高度化し、かつ、複雑化する一方で、民間調査によると、企業の法務担当者は1社当たり約8.5人（令和2年時点）であり、かつ、約5割の企業が4名以下（令和2年時点）となっているなど、生産年齢人口の減少、大学法学部卒業者数の減少等を背景として、当該業務を適確に遂行できる人材の不足が深刻化しているとの声がある。

こうした中、令和5年6月の規制改革実施計画では、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるA I（Artificial Intelligence：人工知能）の有用性及び企業の法務部門等におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、企業の法務部門等において、A I等を用いたリーガルテックの活用による業務の効率化等を通じて法務機能の向上を図ることが可能となり、ひいては国際競争力強化に資することから、リーガルテックの中でも活用が進んでいる契約書自動レビューサービスの提供と、非弁護士の法律事務の取扱いを禁止する弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条本文との関係を明確にし、その予測可能性を高めるため、法務省は、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を行うこととされた。

これを受けて、A I等を用いた契約書等関連業務支援サービス（生成A Iを含むA I等を用いて契約書等（契約書、覚書、約款その他名称を問わず、契約等の法律行為等の内容が記載された文書又はそれらの内容が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスをいう。以下同じ。）の提供と弁護士法第72条との関係について考え方を示す「A I等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（令和5年8月法務省大臣官房司法法制部。以下「法務省ガイドライン」という。）が公表された。法務省ガイドラインは、A I等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供について、弁護士法第72条で禁止される、いわゆる非弁行為に該当するか否かは、それが罰則の構成要件を定めたものである以上、個別の事件における具体的な事実関係に基づき、同条の趣旨（最高裁判所昭和46年7月14日大法廷判決で示されたものをいう。）に照らして判断されるべき事柄であり、同条の解釈・適用は、最終的には裁判所の判断に委ねられるものである

としつつ、構成要件の該当性等（問題となり得る点（①報酬を得る目的、②訴訟事件その他一般の法律事件、③鑑定その他の法律事務、④サービスの利用者）ごとに、判断の考慮要素や、通常該当しない例と該当し得る例をいう。以下同じ。）を明確化したものであり、同ガイドラインの公表後、リーガルテックの進展に伴い、契約書自動レビューサービス等の開発・提供が進んでいる。

一方、経営環境の複雑化、ガバナンスの更なる強化要請への対応等を背景に、企業の法務部門の業務は増大し、高度化及び複雑化する一方で、業務を遂行できる人材の不足は依然として深刻であり、こうした状況に対応するためにも、A I等を用いたリーガルテックの更なる活用が求められている。

一方、法務省ガイドラインは、同ガイドラインが作成された当時の技術水準を前提に、構成要件の該当性等について一定の判断基準を示そうとしたものであり、契約書等のひな形やチェックリストと照合した上で記載条文の差異を表示する自動レビューサービス等の提供を念頭に置いた上で、A I等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条本文との関係についての考え方が示されているため、同ガイドラインの公表後、L L M（Large Language Model：大規模言語モデル）、L M M（Large Multimodal Model：大規模マルチモーダルモデル）、R A G（Retrieval-Augmented Generation：検索拡張生成）等、A Iの技術水準が向上し契約書等の自動作成・更新等のより高度なサービスの提供の実現可能性が高まる中で、こうしたサービスの提供が同条に抵触せず実施可能であるかは必ずしも明らかではない。

また、令和 7 年 8 月には、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施しようとする事業者が規制の適用の有無及び解釈を明確化し、萎縮せずチャレンジできるための制度であるグリーゾーン解消制度（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 7 条に基づく解釈及び適用の確認をいう。）において、法務省は、ユーザーの質問文に対し、あらかじめ用意した Q & A 記事や通達等の情報を元に生成 A I が生成した要約文の表示と弁護士法第 72 条の関係についての照会に対し、同条違反かどうかは個別具体的に判断されるという回答（令和 7 年 8 月 4 日法務省）の中で、「弁護士法第 72 条本文に違反すると評価される可能性があると考えられる」ことを示した。これを受けて、実際に A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供を断念する事業者が発生している。また、当該回答中の文言が一人歩きし、適法に運営可能なサービスまでも自粛する「誤解と萎縮」が生じているとの声があるなど、A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供者においてはより高度なサービスの開発・提供を、企業の法務部門等においてはより高度な

サービスの利用を、それぞれ躊躇し、又は断念するおそれがある。さらに、多岐にわたる影響及びそのおそれがあるとの声がある。

こうした状況を踏まえ、A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供等に対する規制・制度の在り方について、今後の利用者のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、速やかに明確化するとともに見直す必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

法務省は、令和5年6月の規制改革実施計画に基づく「A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

(令和5年8月法務省大臣官房司法法制部)の公表後も、依然として、企業の法務部門(名称が「法務部」であるかどうかにかかわらず、契約書審査、法律相談、法務デューデリジェンス、訴訟対応、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、個人情報保護等に関する業務を担当する部署のほか、事業部門内で法務関連業務を担う場合の当該担当も含む。)においては、ビジネスのグローバル化、イノベーションの加速、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの強化等に伴い業務(契約書審査、法律相談、訴訟対応、企業内向け法務研修、M&A等におけるデューデリジェンス、海外当局による規制に関する調査等に関する業務を含む。以下同じ。)が増大するとともに、高度化し、かつ、複雑化する一方、生産年齢人口の減少、大学法学部卒業者数の減少等を背景とした、当該業務を適確に遂行できる人材の不足が深刻化するなどの状況に対応する必要があることなどを踏まえ、A I 等を用いたリーガルテック(以下「A I リーガルテック」という。)の活用の推進を通じて、企業の競争力強化及びイノベーション創出を図る観点から、法秩序の維持・向上を図りつつ、A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービス(生成A I を含むA I 等を用いて契約書等(契約書、覚書、約款その他名称を問わず、契約等の法律行為等の内容が記載された文書又はそれらの内容が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスをいう。以下同じ。)の提供等に関する規制・制度の在り方について、今後の利用者のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、利用者目線で検討し、結論を得次第、速やかに明確化するとともに見直す。具体的には、今後の利用者のニーズの変化や、近年は、マルチモーダル化(画像、音声、言語など複数の情報を統合して処理することをいう。)や自律的に業務を実行できる「A I エージェント」が急速に普及し、生成A I の精度が一層高まる可能性があるなどの技術水準の向上に伴う、より多様で有益なサービスの実現も想定した上で、弁護士法(昭和24

年法律第 205 号) 第 72 条の立法趣旨 (最高裁判所昭和 46 年 7 月 14 日大法院判決で示されたものをいう。) も念頭に置き、A I ガバナンスの視点も入れるとともに、海外主要国における規制・制度やA I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供の状況も比較検討しつつ、利用者目線で、同条の解釈等について、A I リーガルテックを活用したサービス (A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスを含む。以下「A I リーガルテック活用サービス」という。) の提供者間における自主的な規制の在り方や新法の制定も含め、A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービス (契約書等の自動修正を可能とするサービスを含む。) を提供可能とするために必要な検討を行う検討会を設置し、結論を得次第、速やかに措置する。その際、以下の事項に留意しつつ検討するものとする。

- ・ 弁護士法第 72 条についての萎縮効果により、海外A I リーガルテックに対し、我が国A I リーガルテックが遅れをとらないことを含め、日本企業の不利益及び国際競争力の低下を招かないこと。
- ・ 一般的な生成A I のサービス提供者と法務事務に特化したA I リーガルテック活用サービスの提供者間で、弁護士法第 72 条の適用対象者又はその可能性があるかどうかについてイコールフットィングの問題が生じないようにすること。
- ・ A I エージェントを含め、A I のテクノロジーは日進月歩であることから、これまでの弁護士法第 72 条の構成要件 (いわゆる非行為) の該当性等の解釈論から脱却しつつ、予見可能性を確保する観点から、必要に応じた専門家の関与、透明性の確保、知的財産の保護等A I リーガルテック活用サービスの安心・安全・信頼の確保を含めA I ガバナンスを議論すること。

ツ 研究開発法人のイノベーション力向上のためのA I 等の利活用促進

【a～c：措置済み】

<基本的考え方>

近年、世界的にA I (Artificial Intelligence：人工知能) の研究開発競争が生じ、世界各国でA I の利活用が進んでいる中、我が国では、A I のイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (令和 7 年法律第 53 号。以下「A I 法」という。) が令和 7 年 6 月 4 日に公布・一部施行され、同年 9 月 1 日に人工知能戦略本部 (以下「A I 戦略本部」という。) の設置に係る規定等も含め、全面施行された。

さらに、同年12月23日、政府は、AI戦略本部における議論を踏まえ、国家目標の実現に資する戦略としてAI法第18条第1項に規定する「人工知能基本計画」（令和7年12月23日閣議決定）を策定し、「イノベーション促進とリスク対応の両立」を一層徹底することを含め、同計画に盛り込まれた内容を着実に推進していくこととされた。

一方、情報通信技術の進展に伴って世界的規模でサイバーセキュリティへの脅威が深刻化していることなどを踏まえ、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下「政府機関等」という。）は、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を含む「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（以下「政府統一基準群」という。）に準拠した情報セキュリティ対策を講ずることとされている。

さらに、令和7年12月23日、政府は、深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、サイバーセキュリティ戦略本部における議論を踏まえ、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）を策定し、広く国民・関係者の理解と協力を得て、官民連携・国際連携の下、我が国のサイバーセキュリティ対策を一体的に推進していくこととされ、その中で、政府機関等は、政府統一基準群を踏まえ、自らの責任において、自身の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムの特性等を踏まえたリスク分析・評価を行い、講ずべき対策の優先順位や必要なセキュリティ対策水準を定め、適切な対策を講じていくこととされた。

こうした中、とりわけ、政府機関等のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人においては、研究開発の効率化・高度化を図り、もってイノベーション力を向上させるため、AI等の最先端のクラウドサービスの利活用ニーズが高まっているが、当該クラウドサービスを利活用するために講ずるべき情報セキュリティ対策の具体的な考え方が政府統一基準群に必ずしも明確に示されていないことから、当該クラウドサービスの利活用を躊躇するなどの事例があるとの声があることを踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を講じつつAI等の研究開発及び利活用を推進する観点から、研究開発法人が当該クラウドサービスを利活用しやすい環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下「政府機関等」という。）のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 9 項に定める研究開発法人において、適切な情報セキュリティ対策を講じつつ A I 等の研究開発及び利活用を推進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 内閣官房は、研究開発法人の中には、政府機関等の情報セキュリティ水準を向上させるための統一的な枠組みであり、政府機関等の情報セキュリティのベースラインや、より高い水準の情報セキュリティを確保するための対策事項を規定している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む。）において、A I 等の最先端のクラウドサービスを利活用するために講ずるべき情報セキュリティ対策の具体的な考え方が必ずしも明確ではないことから、当該クラウドサービスを利活用するために必要かつ適切な当該政府統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策がどのようなものか分からず、当該クラウドサービスの利活用を躊躇するなどの事例があるとの声があることを踏まえ、利活用するクラウドサービスを選定する際の具体的な要件、方法及び事例等を整理した上で、それらをガイドライン等として明確化するとともに、研究開発法人及びその所管府省庁に対し、研究開発法人の情報セキュリティ対策について研究開発法人が内閣官房国家サイバー統括室に直接相談することが可能である旨を周知する。
- b 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、研究開発法人が利活用するクラウドサービスを選定するに当たり、内閣官房が運営する政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図るためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）のウェブサイトにおいて、ISMAP（ISMAPの枠組みのうち、低リスクの業務・情報の処理に用いる S a a S（Software as a Service）サービスを対象とする仕組みである ISMAP-L I Uを含む。）に基づき登録されたクラウドサービスのリストで検索可能であるのは登録番号、クラウドサービスの名称、クラウドサービス事業者の名称、法人番号、クラウドサービス事業者の所在地、登録日及び登録の有効期限等であり、クラウドサービスに含まれる A I 等の個別のサービス名が検索結果に直接表示されないために、クラウドサービスの詳細情報でサービス内容を確認しなければならないなど、サービス内容を容易に検索することができないとの

声があることを踏まえ、利用者目線で、サービス内容の円滑な検索が可能となるよう当該リストに係るシステム改修を行うなど、必要な措置を講ずる。

- c デジタル庁は、政府の様々な業務への生成A Iの利活用促進及びリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるA Iの推進・ガバナンス・調達・利活用の在り方を定めた「行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン」(令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定)において、国の行政機関のみを対象とする一方、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)及び指定法人(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条に基づき、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。)においても、生成A Iの調達・利活用に当たって、同ガイドラインに準拠した取組を期待するとされていることなどを受けて、研究開発法人がその所管府省庁から、生成A Iの調達・利活用に当たって法令等の根拠規定なく許可申請等の過剰な対応を求められ、さらに、当該許可申請等に対する許可を迅速に受けられないなど、生成A Iの調達・利活用に消極的な対応が行われる事例があるとの声があることを踏まえ、生成A Iの調達・利活用を促進する観点から、同ガイドラインに準拠した取組を行う上で、研究開発法人に法令等の根拠規定なく許可申請等の過剰な対応を求めないことなど、研究開発法人の生成A Iの調達・利活用を妨げることのないよう、その旨を各府省庁に周知する。

テ A Iを活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化

【a, b : 令和8年度上期措置、

c : 令和8年度速やかに調査・検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国において、企業規模、産業を問わず、企業の人手不足感が令和2年以降高まり続けるなど、深刻な人材不足が継続するとともに、中規模企業、小規模事業者が最も重視する経営課題として「人材確保」が最多となるなど、企業にとって人材確保が極めて重要となっている。

こうした中、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズの強まりを受け、求人募集、書類選考、面接等、労働者の採用業務を実際に採用する企業等に代わって行うサービスとして、いわゆる採用代行サービスの活用が広がってきており、民間調査によると、採用代行サービスの国内市場規模は令和3年度約628億円（前年度比15.0%増）であり、今後も増加傾向の見通しである。

さらに、生成AI等の技術水準の向上等により、業務履歴や人事評価履歴などの複雑な文章、入社面接や社内面接の記録などの音声・動画といった非構造化データを適切に処理することが可能になったことなどから、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化を図る手法として、海外では先んじて、採用計画、採用戦略等の立案、あらかじめ求人企業が選定した求職者に対するスカウトメールの作成・送配信、採用面接、内定後の問合せ対応など、各採用業務を実際に採用する企業等に代わってAI（Artificial Intelligence：人工知能）を活用して行う採用代行サービス（以下「AI採用代行サービス」という。）の活用が急速に進んでおり、今後、我が国においても、AI採用代行サービスの活用が広がる可能性がある。

一方、AI採用代行サービスは、現行の職業安定法（昭和22年法律第141号）上、提供されているサービスの実態に基づき、同法第4条第1項に定める職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）に該当する行為を行う事業（以下「職業紹介事業」という。）に該当するかどうかや同法第30条第1項の有料職業紹介事業の許可等が必要であるか否かを個別に判断するとして、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（令和6年厚生労働省告示318号。以下「指針」という。）において、一定の判断基準が定められているが、具体的にどのような機能・内容・範囲のサービスが職業紹介に該当するかどうかや有料職業紹介事業の許可等が必要であるか否かが不明確であるとして、例えば、以下に掲げる声がある。

- ・ AIがスカウトメールを作成・送配信する行為が、指針の「求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」や「求職者

と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当するか否かが不明確である。

- ・ A I による面接において、企業側が事前に確認・指示していない質問の追加や深掘りが行われることが、指針の「求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当するか否かが不明確である。また、候補者が企業の求める人物像と合致しているかを A I がスコアリングする行為が、同指針の「求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当するか否かが不明確である。
- ・ A I による問合せ対応が、指針の「求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。」に該当するか否かが不明確である。
- ・ 上記に掲げる A I 採用代行サービスについて、指針への該当性の判断が事業者ごとに異なっているのみならず、そもそも職業紹介事業許可の必要性の有無を認識していない事業者も存在しており、その結果として、不公正な競争が生じている。

また、仮に A I 採用代行サービスの機能・内容・範囲が職業紹介に該当する場合、当該 A I 採用代行サービスを提供しようとする場合に受けなければならない同法第 31 条第 1 項各号に掲げる有料職業紹介事業の許可の基準（職業紹介事業の業務運営要領における第 3 許可基準）について、求職者の保護を確保しつつ、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を推進する観点から、例えば、求職者の個人情報を含まない一部の職務経歴等を確認した上で、A I がスカウトメールの作成・送配信を行い、その後、求職者が配信したメッセージに応諾した場合に、氏名などの個人を特定できる情報が開示され、個人情報を取得することが可能になるが、求職者が配信したメッセージに呼応したか否かの結果を閲覧していない段階では個人情報を取得しておらず、職業紹介事業者に求められる個人情報の帳簿記載義務について対応が難しいとの声がある。

こうした状況を踏まえ、労働力の需給調整機能の向上等による我が国の人材確保、労働生産性向上及び国際競争力強化の観点から、A I 採用代行サービスの提供等に対する規制・制度の在り方について、今後の求人事業者と求職者の適切なマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、速やかに明確化するとともに見直す必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

我が国において、企業規模、産業を問わず、企業の人手不足感が令和2年以降高まり続けるなど、深刻な人材不足が継続するとともに、中規模企業、小規模事業者が最も重視する経営課題として「人材確保」が最多となるなど、企業にとって人材確保が極めて重要となっている。

こうした中、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズの強まりを受け、求人募集、書類選考、面接等、労働者の採用業務を実際に採用する企業等に代わって行うサービスとして、いわゆる採用代行サービスの活用が広がってきており、今後も増加傾向の見通しである。

さらに、生成AI等の技術水準の向上等により、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化を図る手法として、海外では先んじて、採用計画、採用戦略等の立案、あらかじめ求人企業が選定した求職者に対するスカウトメールの作成・送配信、採用面接、内定後の問合せ対応など、各採用業務を実際に採用する企業等に代わってAI（Artificial Intelligence：人工知能）を活用して行う採用代行サービス（以下「AI採用代行サービス」という。）の活用が急速に進んでおり、今後、我が国においても、AI採用代行サービスの活用が広がる可能性がある。

一方、AI採用代行サービスは、現行の職業安定法（昭和22年法律第141号）上、具体的にどのような機能・内容・範囲のサービスが同法第4条第1項に定める職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）に該当する行為を行う事業（以下「職業紹介事業」という。）に該当するかどうかや同法第30条第1項の有料職業紹介事業の許可等が必要であるか否かを個別に判断するとして、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（令和6年厚生労働省告示318号。以下「指針」という。）において、一定の判断基準が定められているが、具体的にどのような機能・内容・範囲のサービスが職業紹介に該当するかどうかや有料職業紹介事業の許可等が必要であるか否かが不明確であることなどから、特に、AIがスカウトメールを作成・送配信する行為、AIによる面接における自律的な質問や評価、AIによる問合せ対応といった具体的な場面における職業紹介事業の該当性の判断が

困難であるため、事業者間で許可要否の理解にばらつきが生じ、不公正な競争につながっているとの指摘や声がある。

こうした状況を踏まえ、我が国の人材確保、労働生産性向上及び国際競争力強化に資する、適正な労働力の需給調整機能の向上等の観点から、A I 採用代行サービスの提供等に対する規制・制度の在り方について、今後の求人事業者と求職者の適切なマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、速やかに明確化するとともに見直す必要があるため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、A I 採用代行サービスについて、A I がスカウトメールを作成・送配信する行為、A I による面接、A I による問合せ対応については職業紹介に該当するものとし、しないものを明確化することなどを含め、職業紹介に該当するかどうか及び有料職業紹介事業の許可が必要であるかどうかを速やかに検討し、結論を得次第、厚生労働省のウェブサイト「募集情報等提供と職業紹介の区分について」で示している「職業紹介の許可が必要な場合と募集情報等提供事業の区分」の具体例に追記するなど所要の措置を講ずる。

その際、事業者により判断が異ならないよう、求職者から求職の申込みを受けたか疑義のある場合の考え方や、情報の内容の加工や意思疎通の加工の範囲を含め、指針に定める基準を明確化する。

b 厚生労働省は、a が措置されるまでの間、A I 採用代行サービスに関する職業紹介事業許可の要否についての相談が都道府県労働局に寄せられた際に、都道府県労働局ごとに異なる判断（いわゆるローカルルール）が発生しないよう、都道府県労働局から厚生労働省本省に照会させるなど、判断の統一性を確保するための所要の措置を講ずる。

c 厚生労働省は、a に加え、A I 採用代行サービスの機能・内容・範囲などの実態を調査し、その結果を踏まえ、A I 採用代行サービス及び同様のサービスを人が行った場合について、職業紹介に該当する機能があるときには、当該機能を提供しようとする際に、求職者の保護や事業者の適切なサービスの運用の観点から、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）との関連性において不合理とならないよう留意しつつ、職業紹介事業者に求められる個人情報の帳簿記載義務などにおいて不必要又は過大な要件がないか点検し、労働政策審議会で結論を得次第、職業紹介事業の許可要件・義務の運用の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

ト 政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入促進

- 【a：令和8年度上期検討開始、令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置、
b：(実証) 令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置、
(利用環境の整備) 令和8年度上期検討開始、
令和9年度以降令和11年度まで継続的に措置、
c：令和9年度以降令和11年度まで継続的に措置、
d：令和8年度措置】

＜基本的考え方＞

人口減少及び経済・社会のデジタル化が進展する中で、行政運営及び国民生活に不可欠である政府情報システムの調達においては、いわゆるベンダーロックイン（特定の事業者の独自技術、知識及び経験に大きく依存し、他の事業者への乗換えが困難になる状況。）が生じることによる競争性・透明性の阻害や、要件のあいまいさに起因して開発段階において作業の手戻りが生じるおそれがあることによる、品質の低下・工期遅延・費用増加といった課題が長年指摘されてきている。

これまでの主な指摘を挙げると、「平成26年度決算検査報告」（平成28年1月4日国会提出）において、情報システムの構築に必要な入力情報、処理過程及び出力情報といった基礎的な情報の詳細が受注者に適切に提供されなかったなどのため、作業が中断して契約が履行途中で解除となった不適切な事例があり、設計・開発工程での遅延、停滞等の支障を生ずるリスクが高い旨や、「令和2年度決算検査報告」（令和3年12月6日国会提出）において、各府省庁等が実施した入札で一者応札の件数の割合が高いことにより、ベンダーロックインが生じている可能性がある旨が指摘されたほか、「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会報告書」（令和3年8月25日デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会取りまとめ）において、調達契約の形態や単位の柔軟化、多種多様なベンダーの参入機会の拡大など、調達全般に係る課題が指摘され、「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（令和4年2月公正取引委員会公表）において、各府省庁にIT人材がいないなどの事情により、各府省庁と事業者の間における情報の非対称性（取引主体の間で情報の量や質に大きな差がある状態をいう。以下同じ。）からベンダーロックインが生じやすいことが指摘された。

これらの課題の根本的な要因の一つとして、各府省庁の職員においてITに関する専門知識や経験が不足している状況にあり、自ら要件定義等を行うことや事業者から要件定義等が提示されてもその妥当性を検証・評価するこ

とが困難であることから、その結果、事業者に依存し、事業者の主導によりシステム開発が行われる構造が継続していることが挙げられる。

各府省庁においては、2年程度で人事異動が行われることによってITに関する専門知識や経験が蓄積されにくく、システムの仕様及び設計に関する知識が特定の事業者集中する状況が生じやすい。その結果、現に当該システム開発等に従事している事業者以外の事業者による新規参入を阻み、公正な競争が行われず、調達コストが高止まりするという悪循環を生んでいる可能性があるとの声がある。これまで、政府において、中小企業やスタートアップ企業の受注機会を増やすため、総合評価における加点や地元企業の受注枠の設定など様々な調達改革が試みられてきたにもかかわらず、依然として事業者等から見直しの要望が寄せられているのは、こうした構造的課題が根本的に解決されていないためであり、個別の課題が生じる度に対処療法である対策を講じるとともに、各府省庁職員向けのIT研修等により人材育成を図るといった従来のアプローチだけでは限界があるものと考えられる。

こうした中、近年の生成AIやAIエージェントを始めとするAI技術の進展は、ソフトウェア開発の在り方に本質的な変化をもたらしている。具体的には、従来のシステム開発は、仕様・要件を事前に定義し、それに基づいて設計・実装を行うことを前提とした開発手法、すなわち、「人が事前に仕様・要件を決め実装し改善する」という手順が主流であったが、仕様・要件、設計、コード、テスト等をAIが生成し、その結果を評価しながら継続的に改善する開発手法（以下「AI駆動開発」という。）が、既に現実のものとなっている。

民間企業では、複数のAIエージェントが連携して、要件・仕様の定義、設計、コーディング（プログラムの記述作業をいう。以下同じ。）、テスト、レビュー等の各工程を分担・補完し合うオーケストレーション型（複数のAIエージェントを組み合わせ、それぞれの役割を調整・統合しながら一連の作業を自動的に遂行させる仕組みをいう。）の開発も可能となっており、ITに関する専門知識や経験が豊富ではない従業員であっても、AIの支援を受けながら高い精度の調達仕様書や要件定義書を作成して発注業務を遂行できる環境が整いつつある。

AI駆動開発においては、仕様・要件は一度確定して固定するものではなく、評価結果や利用状況を踏まえて継続的に更新される仮説として扱われ、仮説、検証、改善のサイクルを繰り返しながら最適化を目指すものである。こうした手法により、知識や設計情報の構造化及び再利用、開発期間の短縮、開発プロセスの柔軟化並びに品質管理の高度化及び自動化が同時に実現される。

さらに、A I 駆動開発においては、システムの仕様・要件や設計の背景にある経緯、制約条件、過去の意思決定の理由など、システム開発における判断の前提となる背景情報（以下「コンテキスト」という。）をA I が適切に把握していることが、生成される成果物の品質を左右する。A I が読み取りやすい形式でコンテキストが整備・共有されることにより、従来は特定の事業者占有されていた設計・実装知識が発注者側にも蓄積され、他の事業者にも可視化されることとなる。これにより、調達における情報の非対称性が解消され、多種多様な事業者が対等な条件で競争に参加できる環境が整う。

このほか、A I 駆動開発であれば、A I が成果物の作成やそのレビューを自動で行うことにより、企業規模にかかわらず一定の品質でシステム開発が可能となることから、A I 駆動開発を実行できる技術力を持ちながら、大企業に比べ経営資源が限られることで応札を見送ってきた中小企業やスタートアップ企業であっても、自ら元請けとして一定規模のシステム開発を受注できるようになる。

このように、政府情報システムにおけるA I 駆動開発の導入は、政府情報システムの調達における長年の構造的課題を解決し得る大きな転換点となり得るものである。また、近年、世界的にA I の研究開発競争が生じ、世界各国でA I の利活用が進んでいる中、我が国では、A I のイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、国家目標の実現に資する戦略として、「人工知能基本計画」（令和7年12月23日閣議決定）が策定され、同計画において、A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての「4つの基本的な方針」の一つとして、「A I 利活用の加速的推進（「A I を使う」）」が定められ、我が国でのA I 利活用を促進するため、「隗より始めよ」の観点から、まずは政府自らが積極的かつ先導的に利活用すること、政府職員によるA I の普段使いを浸透、定着させることにより、業務の質を向上させることや、取り扱う情報の属性や用途等に応じて、政府による適正な調達・利活用を先導的に行うことで、日本社会で利活用されるA I の信頼性及び透明性の確保につなげることなどが示されている。

一方、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や各種技術標準等に関する共通ルールを定めた「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）を含むデジタル社会推進標準ガイドライン群（サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたものをいう。）では、A I を活用した調達・開発等についてほとんど触れられておらず、政府情報システムの調達・開発等においてA

Iの活用が可能かどうか不明確であることから、各府省庁や事業者がAIの活用を躊躇し、又は、セキュリティ対策が不十分なAIを活用するおそれがある。また、政府情報システムの入札公告期間中に事業者が要件定義書等を確認する際、調達を行おうとする府省庁の庁舎に赴いた上で紙の要件定義書等を数時間以内など限られた時間内に閲覧しなければならず、AIに情報を読み取らせて提案書を作成することが困難なケースがある。さらに、要件定義書、仕様書、設計書等の成果物が特定の事業者依存した形で管理され、例外処理や運用上の制約など本来文書化されるべき情報が特定の担当者や事業者の暗黙知として属人化したまま蓄積され、発注者側にコンテキストが蓄積されない状況が続いており、これらが政府情報システムにおけるAI駆動開発の導入を妨げる要因となっている。このため、AIの活用を前提とした政府情報システムの調達・開発等に関するルールや、政府情報システムの調達・開発等においてAIの活用により最大の効果が得られるための環境の整備が必要である。

加えて、各府省庁の職員にITに関する専門知識及び経験が不足していることにより、要件・仕様の定義があいまいで、かつ、不十分なものになりがちであり、事業者から提示された見積りの妥当性を精査することも困難な状況にある。各府省庁は、政府情報システムを調達する際、会計法（昭和22年法律第35号）等に基づき契約の適正な履行や予算の適正な執行がなされるように発注する必要がある。AI駆動開発の導入に当たっては、各府省庁の職員がAIを活用して仕様書等を作成した場合であっても、それらの内容に関する責任は所属する府省庁に帰属することを踏まえ、政府情報システムの調達・開発等におけるAIの活用方法の教育・研修による人材育成や、現場の調達担当者を始めとした所属府省庁全体でAIの活用を意識を感じられるインセンティブ設計（AIを活用することによる業務上のメリットや、AIを活用しないことによるデメリットを明確にし、職員が自発的にAIを活用しようとする動機付けの仕組みをいう。）も不可欠である。

また、従来の政府情報システムの開発では、人が作業することを前提とした「人月ベース」（1人の作業者が1か月間に処理できる作業量を単位とした工数の計算方法をいう。）によって積算が行われてきたが、AIが作業を自動化するAI駆動開発では、「人月ベース」による積算は実態に合わなくなる。このため、作業の量や時間だけに着目するのではなく、得られた成果や価値を適正に評価する積算方法等についても検討が必要である。

さらに、政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入の進め方については、AIが適切に作動するか実証を行う必要があることなどにより、AI駆動開発の導入を直ちに全府省庁で同時に進めることは困難で

あるが、A Iの適性が高い作業とA Iの適性が低く人が担うべき作業の役割分担を明確化しながら、A Iが実装後もデータを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性やA Iの技術進展は極めて速いことを踏まえて、スピードをもって、段階的に対象を広げていくことが現実的である。現在のA I技術の水準を踏まえると、例えば、コーディングやテスト仕様書の作成といった大量情報の検索・要約や定型処理等については、A Iが迅速かつ高い精度で自動化できると考えられることから、まずはこうしたA Iの適性が高い作業からA Iの導入を始め、一方、例外処理テストや負荷テストといった現場の環境次第で成果が変わる処理等については、A Iが判断することが困難と考えられることから、こうしたA Iの適性が低い作業については人が関与する形で、段階的に対象を広げていくことが重要である。また、民間における情報システムの調達・開発等に関する最先端の取組として、例えば、要件・仕様の定義からテストまで情報システムの調達・開発等に係る全工程を一気通貫でA Iにより自動化する取組等が行われていることから、先駆的な知見及び経験を有する民間のIT企業やエンジニア等が集まるコミュニティとの継続的な対話を通じて知見を蓄積しながら、実効的なプロセスを形成していくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

人口減少及び経済・社会のデジタル化が進展する中で、行政運営及び国民生活に不可欠である政府情報システムの調達においては、いわゆるベンダーロックイン（特定の事業者の独自技術、知識及び経験に大きく依存し、他の事業者への乗換えが困難になる状況。）が生じることによる競争性・透明性の阻害や、要件のあいまいさに起因して開発段階において作業の手戻りが生じるおそれがあることによる、品質の低下・工期遅延・費用増加といった課題が長年指摘されてきている。

これらの課題の根本的な要因の一つとして、各府省庁の職員においてITに関する専門知識や経験が不足している状況にあり、自ら要件定義等を行うことや事業者から要件定義等が提示されてもその妥当性を検証・評価することが困難であることから、その結果、事業者に依存し、事業者の主導によりシステム開発が行われる構造が継続していることが挙げられる。

こうした中、近年の生成A IやA Iエージェントを始めとするA I技術の進展は、ソフトウェア開発の在り方に本質的な変化をもたらしている。具体的には、従来のシステム開発は、仕様・要件を事前に定義し、それに基づいて設計・実装を行うことを前提とした開発手法、すなわち、「人が事前に仕

様・要件を決め実装し改善する」という手順が主流であったが、仕様・要件、設計、コード、テスト等をA Iが生成し、その結果を評価しながら継続的に改善する開発手法（以下「A I 駆動開発」という。）が、既に現実のものとなっている。

政府情報システムにおけるA I 駆動開発の導入は、政府情報システムの調達における長年の構造的課題を解決し得る大きな転換点となり得るものである。また、「人工知能基本計画」（令和7年12月23日閣議決定）において、A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての「4つの基本的な方針」の一つとして、「A I 利活用の加速的推進（「A I を使う」）」が定められ、我が国でのA I 利活用を促進するため、「隗より始めよ」の観点から、まずは政府自らが積極的かつ先導的に利活用すること、政府職員によるA I の普段使いを浸透、定着させることにより、業務の質を向上させることや、取り扱う情報の属性や用途等に応じて、政府による適正な調達・利活用を先導的に行うことで、日本社会で利活用されるA I の信頼性及び透明性の確保につなげることなどが示されている。

一方、今後、政府情報システムにおけるA I 駆動開発の導入を促進するに当たって、それを妨げる要因として、現行のルールではA I を活用することが可能であるか不明確、本来文書化されるべき情報が特定の事業者等の暗黙知となって発注者に蓄積されないとの声、A I の活用を前提としたルールの整備などが必要であるとの声がある。

こうした状況等や、A I は、実際に使われ、フィードバックを回すことで急速に高度化していくといった特性を有し、我が国の技術力を高めるためにも、積極的に使っていくことが重要であること、A I を積極活用し、経験をデータとして集積、組織を越えて共有することで、「信頼できるA I 」を創ることにつながることを踏まえ、国内外で情報システムの調達・開発等におけるA I の活用が進む中で、我が国の政府情報システムの調達・開発等においても、A I の活用を促進するためのルールの明確化などの環境整備を行うことにより、行政運営及び国民生活の向上に資する、政府情報システムの調達・開発等における作業の迅速化・効率化・高度化や中小企業・スタートアップの参入機会の拡大を促進するため、以下の措置を講ずる。

- a デジタル庁は、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や各種技術標準等に関する共通ルールを定めた「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）を含むデジタル社会推進標準ガイドライン群（サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共

通ルールや参考ドキュメントをまとめたものをいう。以下「標準ガイドライン群」という。)では、AIを活用した政府情報システムの調達・開発等についてほとんど触れられておらず、各府省庁や事業者がAIの活用を躊躇し、又はセキュリティ対策が不十分なAIの活用を行うおそれがあること、また、政府情報システムの入札公告期間中に事業者が要件定義書等を確認する際、調達を行おうとする府省庁の庁舎に赴いた上で紙の要件定義書等を限られた時間内に閲覧しなければならず、AIに情報を読み取らせて提案書を作成することが困難なケースがあることや、例外処理や運用上の制約など本来文書化されるべき情報が特定の担当者や事業者の暗黙知として属人化したまま蓄積され、発注者側にコンテキストが蓄積されない状況が続いていることなど、新たな事業者が詳細な情報を把握しにくく、現に当該システム開発等に従事している事業者が有利な状態にあり、政府情報システムの調達におけるAI駆動開発の導入を妨げる要因となっていることなどを踏まえ、既存の開発手法から、AI駆動開発へ移行することが可能となるよう、標準ガイドライン群を見直し、政府において、AI駆動開発を政府情報システムの標準的な開発手法として明確に位置付け、府省庁と事業者の双方がAIを積極的に活用できるよう方針を整理・明確化する。その際、政府情報システムの調達の発注者側にも政府情報システムの仕様・要件や設計の背景にある経緯、制約条件、過去の意思決定の理由など、政府情報システムの調達・開発等における判断の前提となる背景情報や、先駆的な知見及び経験を有する民間のIT企業やエンジニア等のコミュニティに継続的に参加し、対話を通じて知見が共有・蓄積される状態を実現し、政府情報システムの品質向上の好循環及び多種多様な事業者が参入しやすいエコシステムの形成につなげるため、AIの適性が高い作業とAIの適性が低く人が担うべき作業の役割分担を明確化しながら、AIが実装後もデータを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性やAIの技術進展は極めて速いことを踏まえて、スピード感をもって、段階的に対象を広げていくこととし、まずはAIの適性が高い作業（現在のAI技術の水準を踏まえると、例えば、コーディングやテスト仕様書の作成といった大量情報の検索・要約や定型処理等）からAIの導入を始め、AIが判断することが困難なAIの適性が低い作業（現在のAI技術の水準を踏まえると、例外処理テストや負荷テストといった現場の環境次第で成果が変わる処理等）については人が関与する形で、段階的に対象を広げていくなど、AI駆動開発のリスクに応じた人の関与の在り方や、要件定義書、仕様書、設計書等の成果物をAIが可

読な形式で提供するなど、セキュリティを確保しつつA I 可読な形式による成果物の作成・提供の標準化についてもあわせて規定する。

- b デジタル庁は、各府省庁の職員が政府情報システムの調達作業を行うに当たり、事業者依存せず、現に当該システムの開発等に従事している事業者以外の事業者も入札等に参加しやすい要件定義書等を作成し、そのレビューができるようにするためのA I エージェントの利用環境を整備する。その際、要件定義書等の作成支援にとどまらず、見積りの妥当性の精査及び事業者との交渉支援を含む調達全体をサポートする仕組みとして、当該A I エージェントを開発し、まずは、デジタル庁自ら、政府情報システムの調達・開発等において、当該A I エージェントの活用を実証した上で、その成果を全府省庁に共通基盤として展開する。
- c デジタル庁は、標準ガイドライン群の規定、調達情報、要件定義書、設計書といった成果物等をA I が読み取りやすい形式で整備する、いわゆるA I -Ready 環境の整備及び調達を支援するためのA I エージェントの導入と並行して、A I を活用することにより得られる業務の効率化・高度化等の利点や、A I を活用しない府省庁の調達担当者がA I を活用しようとする動機付け等を整理し、A I の活用が前提となる業務フローを設計するなど、各府省庁の調達担当者を始めとした府省庁全体でA I の活用を意識を感じられるインセンティブ設計（A I を活用することによる業務上のメリットや、活用しないことによるデメリットを明確にし、職員が自発的にA I を活用しようとする動機付けの仕組みをいう。）を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

あわせて、政府情報システムを調達する際、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等に基づき契約の適正な履行や予算の適正な執行がなされるように発注する必要がある、各府省庁の職員がA I を活用して仕様書等を作成した場合であっても、それらの内容に関する責任は所属する府省庁に帰属することを踏まえ、政府情報システムの調達・開発等におけるA I の活用方法の教育・研修による人材育成を、ルール明確化や調達を支援するためのA I エージェントの導入等のA I の活用を促進するための環境整備とセットで実施し、各府省庁の職員への継続的な支援体制を整備する。

- d デジタル庁は、政府情報システムの調達・開発等におけるA I 駆動開発の導入の進め方として、まずは試行的に小規模な政府情報システムの調達・開発等における導入から始め、A I の適性が高い作業とA I の適性が低く人が担うべき作業といったA I と人の役割分担を明確化しながら、A I が実装後もデータを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性やA I の技術進展は極めて速いことを踏まえ

て、スピード感をもって、段階的に対象を広げていくとともに、従来の政府情報システムの開発で行われてきた、人が作業することを前提とした「人月ベース」（1人の作業者が1か月間に処理できる作業量を単位とした工数の計算方法をいう。）による積算方法と異なる、「成果・価値ベース」の積算方法（政府情報システムの開発等で得られた成果や価値を適正に評価する積算方法という。）等についても、知見を蓄積しながら早期導入できるように、具体的な実施事項、実施年度等を明記したロードマップを策定する。

ナ フィジカルA I を活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進

【a～c：令和8年結論・措置】

＜基本的考え方＞

近年、A I（Artificial Intelligence：人工知能）技術の急速な発展に伴い、現実世界でロボット等を動かすフィジカルA I（センサ等によるセンシングを通じて物理環境の情報を取り込み、A Iモデルによる処理を経て、設定された目的を達成するための最適な方策を自律的に推論・判断し、アクチュエータ（駆動系）等を介して物理的な行動へとつなげるシステムをいう。以下同じ。）の活用が進んでいる。その中でも、二足や四足等の脚部を用いた歩行運動によって移動するロボット（以下「歩行型ロボット」という。）は、階段、段差、不整地などに対応可能であり、人と同じ経路で移動できるという特性を有することから、人が活動する社会空間への適応性が高いと考えられ、製造、物流、建設、点検、介護、警備、廃棄物処理、災害対応などの人手不足が深刻なエッセンシャルサービスの維持・発展や盲導犬の代替などの障害者の補助など、幅広い分野において活用が期待され、その開発・実用化が国内外で急速に進められている。

特に、海外に目を向けると、米国、中国、EU等において、複数のメーカーが歩行型ロボットの量産・販売を開始し、公道を含む実環境での運用実績を積み重ねており、社会実装に向けた取組が我が国に先行している状況にある。

- ・米国においては四足歩行ロボットが警備・点検・建設現場管理等の用途で既に商品化され、国際的に販売されているほか、ヒューマノイドの製造工場への実装が複数の企業により進められるなど、フィジカルA Iを活用したロボットの社会実装が急速に進展している。

- ・EUにおいては、四足歩行ロボットが石油・ガス・鉱業等のインフラ点検用途で実用化されるなど、商用展開が広がっている。
- ・中国においては、二足歩行ロボットが商品化されているほか、2025年にはヒューマノイドと人間がレーンを区分けした上で同一コースで競走するハーフマラソン大会が公道上で開催されている。

こうした動向を背景に、海外の主要金融機関はヒューマノイドの世界市場が2035年までに最大約6兆円規模に達する可能性があるとして予測しており、フィジカルAIを活用したロボットは次世代の産業技術として世界的に位置付けられつつある。

こうした中、我が国においても、「AIロボティクス戦略」（令和8年3月26日AIロボティクスに関する関係府省連絡会議決定）では、産業競争力の強化及び社会課題の解決を同時に実現する観点から、以下のとおり、①国際競争力の確立、②世界に先駆けた社会実装、③持続的成長と社会課題解決の3つの目標を掲げている。

①国際競争力の確立

2040年までに約60兆円規模への拡大が見込まれる多用途ロボット市場の成長を取り込むため、研究開発から設計、量産、品質・安全性、コスト競争力、保守・サービス等を含む供給能力を強化し、AIロボティクス産業を我が国の中核産業へと発展させる。具体的には、2040年までに約60兆円規模への拡大が見込まれる多用途ロボット市場の成長を取り込み、米中に並ぶ一角として世界市場の3割超のシェアを確保し、20兆円規模の市場を獲得する。

②世界に先駆けた社会実装

構造的な人手不足を背景とした導入ニーズを踏まえ、少子高齢化・災害対応等の潜在需要を顕在化し、官民双方においてAIロボティクスの社会実装を先行的に進める。その際、単なる導入台数の拡大にとどまらず、導入を通じて現場データと運用ノウハウを蓄積し、評価・検証を経てモデル改善へ還流させる循環を構築することで、社会実装と技術高度化が相互に促進されるエコシステムの形成を目指す。

③持続的成長と社会課題解決

上記を通じて、人口減少下においても経済成長を持続可能とする産業構造へ転換するとともに、人々の生活や産業活動を支えることで、以下のような社会課題の解決にも貢献していく。

- 製造、物流、建設、介護、警備、廃棄物処理、災害対応、防衛などの肉体的負荷・危険が大きく、人手不足が深刻なエッセンシャルサービスを維持・発展させる。

- AIとAIロボティクスを一体的に導入することで、工場の製造ラインの生産性向上やエネルギーマネジメントの高度化等を図り、サプライチェーン全体でのDX・GXを実現する。
- 将来、AIロボティクスが労働力の一端を担うことを見据え、中核ソフトウェアスタックや部品・コンポーネント等の技術基盤や供給基盤を確立することで、経済安全保障上の自律性と不可欠性を確保する。

また、同戦略では、同戦略で総括したこれまでのロボット戦略の成果と課題を踏まえ、従来の「技術開発・実証を先行させ、その後に導入を促す」というアプローチから転換し、供給側と需要側の取組を一体的に設計することにより、スピード感を持ってAIロボティクスの社会実装を実現することを基本方針とし、具体的には、潜在需要を顕在化させて国内市場を創出するとともに、需要の予見可能性を高める政策支援を通じて供給側の投資を喚起し、多用途ロボットの需要と供給を同時に拡大することにより、「十分な需要が見込めないため、供給側が量産投資に踏み切れない」、「量産が進まず導入コストが低減しないため、需要が立ち上がらない」という悪循環を打破することとしている。

これらの目標の実現に向けて、また、基本方針に即しても、フィジカルAIを活用したロボットの社会実装に必要な実証実験を行うことができる環境づくりは急務と考えられる。

AIロボットの活用を進めるためには、実証実験を通じた安全性データの収集や自律稼働に必要なAI学習が不可欠である。特に、歩行型ロボットは、その用途として歩道上の通行が想定され、歩行型ロボットが実際に人と同じ空間で移動することから、歩行者とロボットとの物理的な分離措置（以下「歩車分離措置」という。）を行わない歩車混合型での歩行型ロボットの歩道における通行の実証実験が減速・停止、回避動作、遠隔監視・介入などの安全機能を検証し、安全性を高めるために必要である。

一方、我が国においては、国の事業として、空港・工場等の施設内での活用や歩道上での実証実験が試みられているものの、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）を始めとする制度的な障壁により、海外と比較して実証実績の蓄積が遅れているとの声がある。

まず、「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準（第1.0版）」（令和5年4月3日警察庁策定。以下「道路使用許可基準」という。）においては、歩道走行型ロボット（道路交通法第10条第1項及び第2項に規定する歩行者が通行すべき場所を通行させるロボット（搭乗型移動支援ロボットを除く。）であって、自動運転技術又は遠隔操作により通行

させるロボットをいう。以下同じ。)を通行させる行為は、いまだ技術的な安全性が確立されておらず、「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為」(道路交通法第77条第1項第4号)に該当することから、その実験を公道(道路交通法第2条第1項第1号に規定する「道路」をいう。同項第2号に規定する「歩道」を含む。以下同じ。)において行おうとする者は、原則として、道路使用許可(道路交通法第77条第1項に規定する許可をいう。以下同じ。)を当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下同じ。)より受けなければならないとされており、当該道路使用許可の判断は、車両や遠隔操作型小型車(道路交通法第2条第1項第11号の5に規定する、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるものをいう。以下同じ。)等の各区分の基準に従って行われているが、歩行型ロボットは、車輪を備えた従来型の車ではなく、いまだ技術的な安全性が確立されていないことから現行の区分に該当せず、道路使用許可の具体的な審査基準が示されておらず、公道における歩行型ロボットの通行の実証実験を行うために必要な歩行型ロボットの道路使用許可の審査基準等が不明確であり、歩車分離措置をとることを条件とした限定的な許可にとどまるなど、実証実験の実施に支障が生じており、さらに、都道府県警察や警察署ごとに対応が異なる、いわゆるローカルルールが生じるおそれがあることから、実証実験の実施の許可の可否及び許可条件の予見性が低い状況にある。

また、道路運送車両法においては、歩行型ロボットは同法第2条第1項に規定する道路運送車両(自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。以下同じ。)に該当する可能性があり、その場合は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)への適合義務等が課せられ、保安基準を満たさない場合には道路運送車両法第40条から第42条まで、第44条及び第45条に違反するおそれがあるが、地方運輸局において、歩行型ロボットが道路運送車両に該当するか否かが判断されないとの事業者の声がある。

また、国土交通省は、道路運送車両に該当する場合であっても、保安基準第55条第1項に基づく「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。)」第1条第10号に掲げる自動車であって、遠隔型自動運転

システム等を搭載したものについては、保安基準に代替する安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の緩和（保安基準第 55 条第 1 項に定める基準の緩和をいう。）を可能とする、実証実験に係る基準緩和認定制度を活用することにより、その通行の実証実験を公道において行うことが可能とされているが、歩行型ロボットについて、基準緩和認定制度の対象であり、基準緩和認定の申請が可能であることが明確化されていない。

さらに、こうした手続に関する情報が警察庁、国土交通省それぞれのウェブサイト等に分散しており、基準緩和認定の申請者が必要な手続を一元的かつ容易に把握することが困難な状況にある。

歩行型ロボットに係る道路使用許可の具体的な審査基準が示されておらず、また、道路運送車両法における取扱いが明確でないことから、歩行型ロボットの公道実証実験の実施の許可の可否及び許可条件の予見性が著しく低い状況が生じている。特に、フィジカル A I は実際のデータを取得し、学習するほど安全性が高まる構造であるにもかかわらず、許認可行政では安全・安心でなければ実証でさえも許可しにくいというジレンマが存在しており、このジレンマを解消しない限り、歩行型ロボットの研究・開発・社会実装が進まないという構造的課題が存在する。

世界的に歩行型ロボットの社会実装が加速する中、我が国において、速やかに歩行型ロボットの歩道における通行の実証実験を開始しなければ、我が国が有する技術・製品や運用知見を基礎として、デファクトスタンダードも含めた国際標準化を進めることは困難であり、国際標準や市場形成から取り残されかねない。

このため、歩行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準の明確化及び道路運送車両法における取扱いの整理を速やかに行い、歩車混合型での歩道での歩行型ロボットの通行の実証実験に速やかに取り組める環境を整備することが不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

近年、A I（Artificial Intelligence：人工知能）技術の急速な発展に伴い、現実世界でロボット等を動かすフィジカル A I（センサ等によるセンシングを通じて物理環境の情報を取り込み、A I モデルによる処理を経て、設定された目的を達成するための最適な方策を自律的に推論・判断し、アクチュエータ（駆動系）等を介して物理的な行動へとつなげるシステムをいう。以下同じ。）の活用が進んでいる。その中でも、二足や四足等の脚部を用いた歩行運動によって移動するロボット（以下「歩行型ロボッ

ト」という。)は、階段、段差、不整地などに対応可能であり、人と同じ経路で移動できるという特性を有することから、人が活動する社会空間への適応性が高いと考えられ、製造、物流、建設、点検、介護、警備、廃棄物処理、災害対応などの人手不足が深刻なエッセンシャルサービスの維持・発展や盲導犬の代替などの障害者の補助など、幅広い分野において活用が期待され、その開発・実用化が国内外で急速に進められている。特に、海外に目を向けると、米国、中国、EU等において、複数のメーカーが歩行型ロボットの量産・販売を開始し、公道を含む実環境での運用実績を積み重ねており、社会実装に向けた取組が我が国に先行している状況にある。

こうした中、我が国においても、「AIロボティクス戦略」(令和8年3月26日AIロボティクスに関する関係府省連絡会議決定)では、産業競争力の強化及び社会課題の解決を同時に実現する観点から、①国際競争力の確立、②世界に先駆けた社会実装、③持続的成長と社会課題解決の3つの目標を掲げ、また、同戦略では、同戦略で総括したこれまでのロボット戦略の成果と課題を踏まえ、従来の「技術開発・実証を先行させ、その後に導入を促す」というアプローチから転換し、供給側と需要側の取組を一体的に設計することにより、スピード感を持ってAIロボティクスの社会実装を実現することを基本方針とし、具体的には、潜在需要を顕在化させて国内市場を創出するとともに、需要の予見可能性を高める政策支援を通じて供給側の投資を喚起し、多用途ロボットの需要と供給を同時に拡大することにより、「十分な需要が見込めないため、供給側が量産投資に踏み切れない」、「量産が進まず導入コストが低減しないため、需要が立ち上がらない」という悪循環を打破することとしている。

これらの目標の実現に向けて、また、基本方針に即しても、フィジカルAIを活用したロボットの社会実装に必要な実証実験を行うことができる環境づくりは急務と考えられる。

一方、我が国においては、国の事業としてのものを含め、空港・工場等の施設内での活用や歩道における実証実験が試みられているものの、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)を始めとする制度的な障壁により、海外と比較して実証実績の蓄積が遅れているとの声がある。

世界的に歩行型ロボットの社会実装が加速する中、我が国において、速やかに歩行型ロボットの歩道における通行の実証実験を開始しなければ、我が国が有する技術・製品や運用知見を基礎として、デファクトスタンダードも含めた国際標準化を進めることは困難であり、国際標準や市場形成から取り残されかねない。

こうした状況等を踏まえ、歩行型ロボットについて、道路交通法における取扱い及び道路使用許可の基準並びに道路運送車両法における取扱いを明確化することで、歩道における通行の実証実験を実現し、フィジカルAIの社会実装を促進するため、以下の措置を講ずる。

なお、歩行型ロボットの公道実証実験の成果や経済産業省及び関係府省等で検討予定の歩行型ロボットの安全性等を踏まえ、その社会実装が図られる場合には、歩行型ロボットの道路交通法及び道路運送車両法における取扱いについて、整理・明確化が改めて必要となることを前提とする。

a 警察庁は、国土交通省及び経済産業省と連携し、フィジカルAIは実際のデータを取得し、学習するほど安全性が高まる構造であることを踏まえ、次世代の主要産業技術となり得るフィジカルAIの分野において我が国が後れをとらないよう、将来的に歩行型ロボットが社会実装されることを前提に、公道（道路交通法第2条第1項第1号に規定する「道路」をいう。同項第2号に規定する「歩道」を含む。以下同じ。）における人と歩行型ロボットとの分離措置を取らない歩車混合型での歩行型ロボットの通行の実証実験に係る道路使用許可の取扱基準について、以下の観点から検討し、結論を得次第、「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準（第1.0版）」（令和5年4月3日警察庁策定）及び「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る留意事項（第1.1版）」（令和5年7月18日警察庁改訂）の改訂を含め、速やかに所要の措置を講じ、警察庁ウェブサイト公表するとともに、各都道府県警察に周知する。

- ・歩行型ロボットについて、歩道での通行の実証実験に係る道路使用許可の具体的な審査基準等（安全性の確認方法及び許可に付すべき条件の内容等を含む。）を定めること。その際、まず歩車分離型での歩道における通行の実証実験によってデータを取得し安全性を高めていき、歩車混合型での歩道での通行の実証実験に必要な安全性が客観的に確認された段階で歩車混合型での歩道における通行の実証実験の道路使用許可を取得して実証を行い、歩行型ロボットの社会実装に必要な安全性の確立を目指すという段階的な道路使用許可の運用が可能である旨を明確にすること。
- ・AI制御による安全性、非常停止機能、転倒・接触時の挙動等といった歩行型ロボットの技術的特性を踏まえ、移動形態の違いのみをもって取扱いを分けるのではなく、外形寸法、最高速度、非常停止機能等の実質的な危険性及び周囲への影響等に着目して合理的に取り扱うこととし、遠隔操作型小型車等の現に道路使用許可基準が示されている

歩道走行型ロボットと同等程度と判断される歩行型ロボットについては同等の審査基準等とするなど、現行の歩道走行型ロボットの道路使用許可基準との整合性を図ること。

- ・ 今後、歩行以外の形式で移動するヘビ型等の多種多様なロボットが開発されることも想定し、新たなロボットについて、現行の歩道走行型ロボットの道路使用許可基準を踏まえ、移動形態によらず道路使用許可の可否等の予見可能性が高まるよう、当該道路使用許可に係る考え方を示すこと。
- ・ 道路使用許可の申請者が必要な歩行型ロボットの歩道での通行の実証実験を迅速かつ円滑に行うことができるよう、道路使用許可の申請者に対して安全を確保するために必要な措置を助言したり、都道府県や事業者との連絡調整を行ったりするなど、道路使用許可の申請者が実施計画書の作成を迅速かつ円滑に行うための支援を引き続き行うとともに、国土交通省と連携し、歩行型ロボットを歩道で通行させるために手続（道路使用許可や道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の緩和認定等に係る手続等。）を警察庁ウェブサイトで一覧化するなど、申請の利便性を向上させること。
- b 国土交通省は、警察庁及び経済産業省と連携し、歩行型ロボットの歩道での通行の実証実験を促進する観点から、道路交通法第 2 条第 3 項における歩行者として取り扱われない歩行型ロボットの道路運送車両法上の取扱いの整理・明確化を行い、各地方運輸局に対して周知するとともに、警察庁に通知する。

警察庁は、各都道府県警察に対して当該通知を周知する。

- c 国土交通省は、警察庁及び経済産業省と連携し、歩行型ロボットが道路運送車両に該当する場合においては、基準緩和認定制度（保安基準第 55 条第 1 項に基づく「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「緩和告示」という。）」第 1 条第 10 号に掲げる自動車であって、遠隔型自動運転システム等を搭載したものについては、保安基準に代替する安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の緩和（保安基準第 55 条第 1 項に定める基準の緩和をいう。）を可能とする、実証実験に係る基準緩和認定制度をいう。以下同じ。）の対象であり、基準緩和認定の申請が可能であること、及びその用途やオプションパーツの追加等によりその重量・寸法等が変わる場合においても基

準緩和認定を受けることが可能か否かも含めて整理した上で、必要となる手続等を明確化し、各地方運輸局に対して周知するとともに、警察庁に通知する。その際、国土交通省は警察庁と連携し、道路使用許可や保安基準の緩和認定等の必要な手続を一覧化するなど、申請の利便性を向上させるものとする。

警察庁は、各都道府県警察に対して当該通知等を周知する。

二 次世代A I データセンターの国内立地の加速

【a, e, f : 令和8年度措置、

b~d : 令和8年度上期検討開始、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

生成A I は、作業の効率化・最適化を通じた生産性向上やイノベーション創出の鍵となる技術であり、人口減少による構造的な労働力不足に直面する我が国においても、生成A I の活用をあらゆる産業で進めていく必要がある。特に、低遅延性やプライバシー・データセキュリティの確保等が重視される用途においては、いわゆる次世代A I データセンターは国内に立地する必要がある。

生成A I の社会実装に伴う労働生産性向上に基づく経済効果は、世界全体で最大1,000兆円を超えると見込まれている。例えば、我が国においても、令和17年（2035年）までにA I の社会実装は我が国の労働生産性を年平均約1.3%押し上げるとの試算や、同試算を踏まえた一定の仮定の下での簡易的な試算によれば、我が国の名目GDP（国内総生産）は3%程度（30兆円程度）押し上げられる。民間団体によると、令和12年（2030年）におけるデータセンターサービス世界市場は1兆7,200億ドルで、令和7年（2025年）比で2倍超の市場規模となる見通しである。

令和8年夏に策定予定の日本成長戦略における戦略17分野の一つであるデジタル・サイバーセキュリティ分野の「主要な製品・技術等」に選定された「クラウド・データセンター」については、国内での整備及び利活用の拡大を官民で加速することとし、必要な施策等について検討されており、また、「主要な製品・技術等」に選定された「バーティカルA I（領域特化型A I）」において、国内での計算資源供給の不足が官民投資を促進する上での主な課題であり、データセンター、計算資源等のA I インフラの整備・強化が検討されている。

こうした中、生成A I の稼働に必要な計算力は加速度的に増大しており、大規模な計算資源の確保が急務となっている。生成A I の学習・推

論において求められる情報処理が可能なA IサーバーはA Iの計算時に消費電力が急激に変動するが、この変動を吸収し平準化するため、A Iサーバーを格納したラックの近傍に、エネルギー密度が高いリチウムイオン蓄電池を設置することが必要となる。A Iサーバーを十数台格納したラック1基当たりの消費電力は数十世帯分に相当し、次世代A Iデータセンターではこうしたラックが数百基設置されるため、大量のリチウムイオン蓄電池が必要となる。一方、次世代A Iデータセンターの国内立地に当たっては、現行の規制・制度に起因する以下の課題があるとの声や指摘がある。

- ・リチウムイオン蓄電池の内部の電解液は、危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当し、同法第9条の4第1項に規定する指定数量（リチウムイオン蓄電池の場合は1,000リットル）以上の危険物を取り扱う場合には、同法第10条に基づき危険物の貯蔵所又は取扱所として必要な安全対策を講じなければならないが、次世代A Iデータセンターに設置されている全てのリチウムイオン蓄電池の内部の電解液の量を合算すると、危険物が指定数量を超えるため、危険物の貯蔵所又は取扱所として規制が適用されることとなる。このリチウムイオン蓄電池の合算等の取扱いについて取りまとめた「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）では、リチウムイオン蓄電池を原則密閉することを前提とした試験手順及び合格基準により安全性を確認した場合には、危険物の量を合算しないこと（以下「合算除外」という。）ができることとされているが、次世代A Iサーバーでは冷却のための開口部が不可欠であり、通知の試験を合格することができない場合がある。なお、通知には含まれていない国際的な基準（UL（米国保険業者安全試験所）9540A）では、実際の製品と同様に冷却のための開口部を有する状態で燃焼試験を行うこととしており、上記の課題の解決につながる可能性があるものの、当該基準が通知に加えられた場合であっても、現状、国内で試験環境が整備されておらず、試験が実施できない。
- ・大量のリチウムイオン蓄電池に関し、消防法上の安全性が確認された場合は、通知により消防法上の合算除外が認められている。一方、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）上、圧縮水素スタンドや硫黄・ナトリウム蓄電池（NAS蓄電池）については、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく圧縮水素スタンドの基準に適合する場合又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障が無いと認めて指定する蓄電池により貯蔵する場合には、最新の技術動向を踏まえ、同令第130条の9に

基づく危険物の量が一定量を超える施設の建築の制限の適用外とされているが、同令では、次世代A I データセンターのように大量のリチウムイオン蓄電池を用いることが想定されておらず、リチウムイオン蓄電池については、消防法に基づく合算除外が認められ安全性が確認されている場合であっても、同令に基づく制限が別途適用される。そのため、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代A I データセンターは電力・通信インフラへのアクセスが確保された準住居地域、商業地域及び準工業地域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 21 号に規定するものをいう。）への立地が制限され、工業地域及び工業専用地域（同号に規定するものをいう。）への立地を余儀なくされるという課題がある。

- ・次世代A I データセンターのうち床面積 500 平方メートル以上の通信機器室については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条第 1 項に基づき水系の消火設備（以下「水消火設備」という。）によって火災を消火した場合に感電・水による損傷（水損）等の二次災害のおそれのある防火対象物等として、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置することとされている。また、同令第 29 条の 4 第 1 項では、総務省令で定めるところにより、消防法施行令第 13 条第 1 項等で設置が求められている消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることを認めているが、同令第 29 条の 4 第 1 項に基づく総務省令では、通信機器室における水消火設備については規定していない。リチウムイオン蓄電池の火災のメカニズムを踏まえると不活性ガス等を使った消火方法が必ずしも適切とは限らず、リチウムイオン蓄電池の消火に有効と考えられる水消火設備を現行規定では選択できないという課題がある。また、一定規模以上の建築物等は、建築基準法施行令第 126 条の 2 第 1 項に基づき、排煙設備の設置が義務付けられており、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設置した通信機械室等は、同項第 5 号及び「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」（平成 12 年建設省告示第 1436 号）に基づき排煙設備の設置が免除されているが、水消火設備を設置した場合については同様の規定がないことから、消防法令において水消火設備が選択できるようになるとしても排煙設備の設置が必要となる。

このように、我が国において、次世代A I データセンターの立地を促進する上で、様々な課題がある中、米国、EU、中国など世界各地で次世代A I データセンターの整備を国家戦略として位置付け、推進策と規制・制

度の見直しを一体的に進める動きが加速しつつある。我が国が現行の規制・制度によって次世代A I データセンターの設置が制限される場合、生成A I 開発や次世代A I データセンターの誘致の国際競争において後れを取り、事業者の投資判断において選択肢から除外されるおそれがある。このため、次世代A I データセンターの安全性の確保を前提としつつ、次世代A I データセンターの国内立地を加速するため、消防法及び建築基準法を始めとする関連する規制・制度の見直しを一体的に行うことが不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

生成A I について、低遅延性やプライバシー・データセキュリティの確保等が重視される用途においては、いわゆる次世代A I データセンターは国内に立地する必要がある。生成A I の稼働に必要な計算力は加速度的に増大しており、大規模な計算資源の確保が急務となっている。生成A I の学習・推論において求められる情報処理が可能なA I サーバーは計算時に消費電力が急激に変動するため、その変動を吸収・平準化するためにラック近傍にリチウムイオン蓄電池を設置することが必要であり、次世代A I データセンターではこうしたラックが数百基設置されるため、大量のリチウムイオン蓄電池が必要となる。

一方、次世代A I データセンターの国内立地に当たっては、現行の規制・制度に起因する以下の課題があるとの声や指摘がある。

- ・リチウムイオン蓄電池の内部の電解液は危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当し、次世代A I データセンターでは消防法第9条の4第1項に規定する指定数量（リチウムイオン蓄電池の場合は1,000リットル）を超えるため、危険物の貯蔵所又は取扱所としての規制が適用され、このリチウムイオン蓄電池の取扱いについて取りまとめた「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）では、原則密閉を前提とした試験方法により安全性を確認した場合に危険物の量を合算しないこと（以下「合算除外」という。）を認めているが、冷却のための開口部が不可欠な次世代A I サーバーは当該試験を合格できない場合がある。なお、国際的な基準（UL（米国保険業者安全試験所）9540A）は開口部を有する状態での燃焼試験を行うこととしており、上記の課題の解決につながる可能性があるものの、当

該基準が通知に加えられた場合であっても、現状、国内の試験環境が整備されておらず、試験が実施できない。

- ・大量のリチウムイオン蓄電池に関し、消防法上の安全性が確認された場合は、通知により消防法上の合算除外が認められている一方で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）では次世代 A I データセンターのように大量のリチウムイオン蓄電池を設置することが想定されておらず、消防法に基づく合算除外が認められ安全性が確認されている場合であっても、同令に基づく制限が別途適用されるため、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代 A I データセンターは電力・通信インフラへのアクセスが確保された準住居地域、商業地域及び準工業地域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 21 号に規定するものをいう。）への立地が制限され、工業地域及び工業専用地域（同号に規定するものをいう。）への立地を余儀なくされるという課題がある。
- ・次世代 A I データセンターのうち一定規模以上の通信機器室には、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条第 1 項に基づき不活性ガス消火設備等の設置が義務付けられている。また、同令第 29 条の 4 第 1 項では、総務省令で定めるところにより、消防法施行令第 13 条第 1 項等で設置が求められている消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることを認めているが、同令第 29 条の 4 第 1 項に基づく総務省令では、通信機器室における水系の消火設備（以下「水消火設備」という。）については規定していない。リチウムイオン蓄電池の火災のメカニズムを踏まえると不活性ガス等を使った消火方法が必ずしも適切とは限らず、リチウムイオン蓄電池の消火に有効と考えられる水消火設備が現行規定では選択できない。また、建築基準法施行令第 126 条の 2 第 1 項に基づき一定規模以上の建築物等は排煙設備の設置が義務付けられており、消防法令において水消火設備が選択できるようになる場合でも排煙設備の設置が必要となる。

このように、我が国において、次世代 A I データセンターの立地を促進する上で、様々な課題がある中、米国、EU、中国など世界各地で次世代 A I データセンターの整備を国家戦略として位置付け、推進策と規制・制度の見直しを一体的に進める動きが加速している。規制によって次世代 A I データセンターの設置が制限される場合、事業者の投資判断において我が国が選択肢から除外されるおそれがあり、上記の課題を速やかに解消する必要がある。

以上を踏まえ、次世代 A I データセンターの安全性の確保を前提としつつ、次世代 A I データセンターの国内立地を加速するため、消防法及び建築基準

法を始めとする関連する規制・制度の見直しを一体的に行うこととし、以下の措置を講ずる。

- a 消防庁は、次世代A I データセンターに設置される大量のリチウムイオン蓄電池について、日本の都市構造・人口密度・消防体制・建築環境等の特性を踏まえ、国際的な基準であるUL（米国保険業者安全試験所）9540Aとの整合性を確保しつつ、当該基準に適合した試験手順及び合格基準によってリチウムイオン蓄電池の安全性を確認した場合には、合算除外ができるよう、通知に当該基準を加える改正を行う。その際、次世代A I データセンターのように開口部が必要な場合に国内で試験ができるよう、我が国の試験方法の整備も検討する。
- b 国土交通省は、圧縮水素スタンドや硫黄・ナトリウム蓄電池（NAS蓄電池）における貯蔵量制限が適用除外となる特例が設けられている例も踏まえ、消防法上の合算除外が認められるリチウムイオン蓄電池において建築基準法施行令第130条の9に基づく貯蔵量制限の適用を除外することについて、aの消防庁による検討と並行して建築基準法における措置の検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、検討に当たっては具体的な検討プロセス及び結論を得る時期を明示するとともに、当該リチウムイオン蓄電池について貯蔵量制限を適用除外することとした場合に交通その他の市街地環境への悪影響が生じないことを検証する。
- c 消防庁は、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代A I データセンターの火災における水消火設備の有効性及び感電・水による損傷（水損）等の二次災害に対する安全性について、aの検討と同時期に検討に着手し、結論を得る。その際、避難者及び消防隊員の安全性も考慮する。当該結論を踏まえ、水消火設備の設置が可能となるよう、消防法施行令第29条の4第1項に基づく総務省令の制定又は改正を含めた規制の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- d 国土交通省は、通信機械室に水消火設備を設置する場合における排煙設備の要否について、消防庁の結論を待つことなく、速やかに消防庁と連携して検討を進め、火災時に発生し得る有毒ガス・煙のリスク及び避難等の観点も考慮した上で、排煙設備が不要である場合には、排煙設備の設置が免除されるよう、「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件」（平成12年建設省告示第1436号）の改正等の所要の措置を速やかに講ずる。

- e 経済産業省は、総務省と連携し、次世代A Iデータセンターの国内立地の加速に向けて、消防庁及び国土交通省を始めとする関係府省が参画する形で規制・制度の更新を一体的に議論する枠組みを構築し、次世代A Iデータセンターを推進する立場で主導的な役割を担うとともに、関係府省に協力を要請する。
- f 経済産業省は、総務省と連携し、次世代A Iデータセンターの国内立地を加速するに当たっては、地域住民の安全・安心への懸念に真摯に向き合うことが社会的な受容性の確保の観点から不可欠であることを踏まえ、業界団体が令和8年5月に策定した「データセンター地域共生ガイドライン」が業界全体において実効性をもって遵守されるよう、業界団体に対して継続的に働きかけるとともに、地域住民の理解促進が図られるよう、こうした業界団体の自主的な取組を積極的に後押しし、データセンターの安全性及び地域への貢献に関する情報発信を業界団体と連携して行う。

ヌ デジタル・A Iを有効活用するための重要事項説明時における宅建士の立会いの見直し等

【a：令和8年度上期結論、
b：(前段) 令和8年措置、
(後段) 令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置】

<基本的考え方>

近年、不動産分野において、不動産取引の担い手となる宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下「宅建業者」という。)の数が全国で見ると増加しているものの、地方部を中心に半数近くの都道府県において減少しており、今後、高齢化の進展等に伴い必要な人材を確保できず、宅建業者が存在しない地域が増えていく可能性も示唆されるなど、人手不足への対応や生産性の向上が喫緊の課題となっている。

宅地建物取引においては、宅地又は建物の購入者(以下「購入者」という。)等の利益を保護し、並びにその流通の円滑化を図るため、宅建業法に基づき、宅建業者に対する宅建業法第35条に規定する重要事項の説明(以下「重説」という。)の義務が課されている。従来、重説は、宅建業法第2条第4号に規定する宅地建物取引士(以下「宅建士」という。)が購入者と対面して実施することを基本として運用されてきた。

一方、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決

定)では、インターネット等を利用した対面以外の重説の具体的な実施方法が示され、また、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(平成13年1月6日国土交通省総合政策局不動産課長通達)では、一定の条件の下で、テレビ会議を活用したリアルタイム方式による重説(以下「テレビ会議重説」という。)について、賃貸取引は平成29年10月1日から、売買取引は令和3年3月30日から、それぞれ、対面による重説と同様に取り扱う旨が追加された。その後、テレビ会議重説については、「重要事項説明等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」(令和4年4月国土交通省不動産・建設経済局。以下「IT重説マニュアル」という。)において、その具体的な実施方法が整理され、テレビ会議重説を実施するに当たっての通信環境の確認方法、宅建士証の提示方法、重説の中断・中止の手続など、実務上必要となる具体的な事項が詳細に規定されており、宅建業者が統一的な運用を行う上での基準として機能している。

加えて、令和2年4月22日には、内閣府規制改革推進室に対して、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、日本商工会議所及び一般社団法人新経済連盟から、新築マンション販売において、各購入者に対する説明内容に重複が多く、宅建士による説明が録音・録画されたビデオを補助的に活用することを容認することについて要望があり、これを受け、国土交通省は、「一方的にビデオを流すだけでは重要事項説明とは認められないが、ビデオを観た消費者等からの質疑に宅建士が適時適切に回答するなど、消費者等の理解が確保され、消費者の保護が十分に図られる場合には、ビデオを活用して重要事項説明を行うことは差し支えない」旨を、「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての回答」(令和2年5月18日内閣府規制改革推進室)において示した。これにより、ビデオを活用した重説(以下「ビデオ重説」という。)が容認され、現在、実務において行われている。

一方、ビデオ重説においては、ビデオ視聴時に宅建士の立会いが必要であるかどうか不明確であり、また、一度に2時間から3時間の長時間にわたって視聴する運用が行われている。近年、共働き世帯、単身世帯及び子育て世帯の増加により、平日の昼間や長時間の拘束が困難な購入者が増加しているなど、購入者の生活時間の使い方や生活環境は大きく変化しており、一度に長時間の説明を受けること自体が負担となる場合も多い。さらに、これまでビデオ視聴時に宅建士が立会う運用が行われてきたことから、宅建士の都合のため、購入者が視聴の速度や順序を調整し、又は、視聴を複数回に分割したりできず、購入者自身の空き時間を活用できないとの声がある。

加えて、宅建業者にとっても、宅建士の業務負担に関する問題が顕在化している。地方部を中心に、多くの宅建業者は小規模・少人数で、限られた宅建士が複数の業務を担うほか、宅建業者の高齢化や後継者不足も深刻化している。一方、ビデオ重説においては、動画による説明が行われているにもかかわらず、宅建士が質疑応答に備えて常時立会う運用が行われてきたこともあり、その結果、長時間にわたり他の業務に従事できないとの声がある。

こうした状況を踏まえ、宅建業者からは、ビデオ重説について、購入者及び宅建業者双方の利便性を考慮しつつ、重要事項への十分な理解を確保するための措置が講じられていることを前提として、購入者が希望する場合には、宅建士の立会いを不要とする運用を認めるべきとの声がある。

さらに、テレビ会議重説についてはIT重説マニュアルが整備されているものの、ビデオ重説については、宅建士の立会いの要否を規定する統一的な要領やマニュアルなどが整備されておらず、宅建業者からの照会に対する国土交通省の回答にばらつきが生じているとの声がある。

加えて、重説については、テレビ会議重説やビデオ重説といった多様な実施方法が一定程度認められている中、近年、デジタル技術やAI技術が継続的に進歩し、実務において活用が検討される場面が増加していることを背景として、宅建士が、重説に伴う書類作成や説明内容の読み上げなどにもAI技術を活用したいというニーズも高まっている。こうした問題意識の下、令和7年6月の規制改革実施計画において、書類作成や読み上げなど、重説に必要な各業務の場面ごとに、デジタル技術やAI技術を用いたサービスの活用可能性について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化・公表することが明記された。重説におけるAI技術の活用については、その具体的な活用方法や留意点等を引き続き検討していく必要があるが、いまだ整理が十分ではない状況にあり、ビデオ重説と同様に、運用が宅建業者ごとに異なる状況が生じないように、統一的なマニュアル等を策定することが望ましいと考えられる。

こうした状況を踏まえ、購入者等の利益の保護及び宅建業者の業務負担の軽減を図るため、AI技術の活用可能性に関する検討を含む重説の適切な実施環境の整備を推進する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

近年、不動産分野において、不動産取引の担い手となる宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下「宅建業

者」という。)の数が全国で見ると増加しているものの、地方部を中心に半数近くの都道府県において減少しており、今後、高齢化の進展等に伴い必要な人材を確保できず、宅建業者が存在しない地域が増えていく可能性も示唆されるなど、人手不足への対応や生産性の向上が喫緊の課題となっている。

宅地建物取引においては、宅地又は建物の購入者(以下「購入者」という。)等の利益を保護し、並びにその流通の円滑化を図るため、宅建業法に基づき、宅建業者に対する重要事項の説明(以下「重説」という。)の義務が課されており、従来、宅地建物取引士(以下「宅建士」という。)が購入者と対面して実施することを基本として運用されてきた。

こうした中、ITの利活用の進展に伴い、テレビ会議を活用したリアルタイム方式による重説(以下「テレビ会議重説」という。)が、一定の条件下で、対面による重説と同等に取り扱われることとなり、「重要事項説明等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」(令和4年4月国土交通省不動産・建設経済局。以下「IT重説マニュアル」という。)において、その具体的な実施方法や統一的な運用基準が整備されている。また、ビデオを活用した重説(以下「ビデオ重説」という。)も容認され、現在、実務において行われている。

一方、ビデオ重説については、重説時に宅建士の立会いが必要であるかどうか不明確であり、また、一度に2時間から3時間の長時間にわたって視聴する運用が行われているほか、購入者が視聴の速度や順序を調整し、又は、視聴を複数回に分割したりできず、購入者自身の空き時間を活用できないとの声がある。

加えて、宅建業者にとっても、宅建士の業務負担に関する問題が顕在化している。地方部を中心に、多くの宅建業者は小規模・少人数で、限られた宅建士が複数の業務を担うほか、宅建業者の高齢化や後継者不足も深刻化している。一方、ビデオ重説においては、動画による説明が行われているにもかかわらず、宅建士が質疑応答に備えて常時立会う運用が行われてきたこともあり、その結果、長時間にわたり他の業務に従事できないとの声がある。

さらに、ビデオ重説については、宅建士の立会いの可否に関する統一的な要領やマニュアルが整備されておらず、宅建業者からの照会に対する国土交通省の回答にばらつきが生じているとの声がある。

加えて、重説については、テレビ会議重説やビデオ重説といった多様な実施方法が一定程度認められている中、近年、デジタル技術やAI技術が継続的に進歩し、実務において活用が検討される場面が増加していることを背景として、宅建士が、重説に伴う書類作成や説明内容の読み上げなどにもAI技術を活用したいというニーズも高まっている。こうした問題意識の下、令

和7年6月の規制改革実施計画において、書類作成や読み上げなど、重説に必要な各業務の場面ごとに、デジタル技術やA I技術を用いたサービスの活用可能性について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化・公表することが明記された。重説におけるA I技術の活用については、その具体的な活用方法や留意点等を引き続き検討していく必要があるが、いまだ整理が十分ではない状況にあり、ビデオ重説と同様に、運用が宅建業者ごとに異なる状況が生じないように、統一的なマニュアル等を策定することが望ましいと考えられる。

こうした状況を踏まえ、購入者等の利益の保護及び宅建業者の業務負担の軽減を図るため、A I技術の活用可能性に関する検討を含む重説の適切な実施環境の整備を推進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、宅建業法第35条に規定する宅建士による重説について、一定の条件の下でビデオ重説が容認されているが、ビデオ重説においてビデオ視聴時に宅建士の立会いが必要かどうか不明確であり、また、購入者は決められた日時で、場合によっては一度に2時間から3時間の長時間にわたって視聴する運用が行われており、購入者が希望する時間や場所で視聴できないなど、多様化する購入者のニーズに対応できていないという課題があることを踏まえ、購入者の利便性の向上及び宅建業者の業務負担の軽減を図るため、購入者が希望する場合であって、質疑応答の機会の確保、説明内容の保存、購入者の同意の書面取得などの措置が講じられている場合には、ビデオ視聴時に宅建士の立会いが不要であることを明確化する。
- b 国土交通省は、ビデオ重説の実施方法について、統一的なマニュアル等による整理が必ずしも十分ではなく、宅建業者ごとにその運用が異なる場合があるとの声を踏まえ、ビデオ重説の適正な実施及び購入者の利便性の確保の観点から、説明方法、質疑応答の機会の確保の在り方、説明内容の保存の方法など実務上必要となる事項について整理を行い、マニュアル等を整備・公表するとともに、宅建業者に周知する。また、A I技術を活用した重説についても、令和7年7月の規制改革実施計画を踏まえ、説明書等の書類作成、説明内容の読み上げ、説明内容の要約又は補足など、重説に必要な各業務の場面ごとに、A I技術を用いたサービスが活用され、又はその活用が見込まれる具体例や活用方法、活用にあたっての前提条件及び留意点等について検討・整理を行い、その結果を反映したマニュアル等を整備・公表する。

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

1 地域活性化・人手不足対応

ア 遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）

【a：令和8年検討開始、令和8年度上期結論・措置、
b～d：令和8年措置、
e：令和8年度措置】

<基本的考え方>

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）及び「令和6年度食料・農業・農村の動向」及び「令和6年度食料・農業・農村施策」（令和7年5月30日閣議決定）においては、野生鳥獣の生息域の拡大や荒廃農地の増加等を背景として、シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は164億円（令和5年度）となるなど、野生鳥獣による農作物や森林への被害が継続的に発生しており、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等をもたらすなど、農作物被害額に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている中、鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本であり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化等により、対策が十分に実施できていない地域が見られることなどから、ICT等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化や捕獲を強化すべき地点の特定など、先導的なスマート鳥獣被害対策等を行うほか、被害が大きく増加している市町村や大きな被害が継続して発生している市町村等に対しては、農林水産省が中心となり、関係省庁や都道府県と連携して、地域の課題に応じて、先進事例の共有や専門家の派遣等の伴走支援を行うなど、広域的で効果的かつ効率的な対策等を行うとされている。

また、「令和6年度森林及び林業の動向」及び「令和7年度森林及び林業施策」（令和7年6月3日閣議決定）においては、長期にわたるシカの生息頭数の増加及び生息域の拡大等により、シカ、ノネズミ、クマなど野生鳥獣による森林被害面積は前年度から520ha増加し5,160ha（令和5年度）となるなど、野生鳥獣による森林被害は深刻化しており、森林生態系に大きな影響を及ぼす中、野生鳥獣対策として、環境省と農林水産省は、令和10年度までにシカ及びイノシシの個体数を平成23年度比で半減させる捕獲目標の達成に向けて、引き続き捕獲強化が必要であることから、効果的・効率的な

捕獲に向けた I C T等の新技術の普及等を実施しているほか、林野庁は、囲いわな等による鳥獣の誘引捕獲等に対する支援を行うなど捕獲に当たっての条件整備への支援を行っているとしている。

さらに、クマによる死者数が過去最多を更新し、クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている状況を踏まえ、国民の命と暮らしを守り、国民の安全・安心を取り戻すため、「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定。以下「パッケージ」という。）が策定され、パッケージにおいては、令和8年春に向けて短期的に取り組む施策の一つとして、人口減少や高齢化が進む中山間地域等での取組強化に向け、わなの見回り負担軽減等に資する I C T機器の活用を支援するなど、春期のクマの捕獲の推進及び農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底を行うとされている。また、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、パッケージに基づき、クマの個体数管理の強化等について、関係省庁が連携し迅速かつ着実に取り組むとされているほか、「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）においては、パッケージに含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図ることとされている。加えて、農林水産省は、「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和7年10月31日農林水産省農村振興局長通知）により、各地方農政局長を通じ、都道府県知事及び農業者、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の2第1項に規定する協議会等に対して、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等に関する指導及び関連情報の周知等による注意喚起の徹底を図ったが、同通知において、捕獲活動に当たっては、遠隔でわなの状況を監視できる機器など、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な I C T機器の活用も検討することとされている。

こうした政府、都道府県等による、鳥獣捕獲の主要な手段であるわなの見回り負担軽減等に資する取組が進められる一方で、人口減少や高齢化に伴い捕獲の担い手が不足しているとの声がある中、わなの使用においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条第1項に規定する鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年環境省告示

第 69 号) 等により、狩猟者(鳥獣保護管理法第 55 条第 1 項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)等は意図しない鳥獣種の捕獲の防止のために頻繁なわなの見回りが求められるなどとされ、また、狩猟者等が受講する講習においても毎日のわなの見回りが指導されているとの声があるなど、頻繁な見回りが狩猟者等の負担となっている。加えて、わなの見回り中にクマ等と遭遇して負傷した事例があり、遠隔でわなを監視することの重要性が一層高まっている。

こうした状況を踏まえ、狩猟者等のわなの見回りの負担及びリスクを軽減するとともに、農作物や森林に被害を与える鳥獣の捕獲を強化していくためには、遠隔でわなを監視することが可能な I C T 機器を活用する場合における適切なわなの見回りの在り方の明確化及び見直しが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

「食料・農業・農村基本計画」(令和 7 年 4 月 11 日閣議決定)、「令和 6 年度食料・農業・農村の動向」及び「令和 6 年度食料・農業・農村施策」(令和 7 年 5 月 30 日閣議決定)、「令和 6 年度森林及び林業の動向」及び「令和 7 年度森林及び林業施策」(令和 7 年 6 月 3 日閣議決定)、「クマ被害対策パッケージ」(令和 7 年 11 月 14 日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)等を踏まえ、政府、都道府県等による、遠隔でわなを監視することが可能な I C T 機器(以下「遠隔監視 I C T 機器」という。)の活用など、鳥獣捕獲の主要な手段であるわなの見回り負担軽減等に資する取組が進められている。一方、人口減少や高齢化に伴い捕獲の担い手が不足しているとの声がある中、くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな(囲いわなにあっては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。)(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。)第 2 条第 3 号に定めるものをいう。以下「わな」という。)の使用においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第 3 条第 1 項に規定する鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(令和 3 年環境省告示第 69 号。以下「鳥獣保護管理基本指針」という。)等により、狩猟者(鳥獣保護管理法第 55 条第 1 項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)等(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者(市町村が定める被害防止計画に基づ

き捕獲等を行う者を含む。以下同じ。)を含む。以下同じ。)は意図しない鳥獣種の捕獲(以下「錯誤捕獲」という。)の防止のために頻繁なわなの見回りが求められるなどされ、鳥獣(鳥類又は哺乳類に属する野生動物(鳥獣保護管理法第2条第1項に定めるものをいう。)以下同じ。)の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(採取又は損傷をいう。)の許可(鳥獣保護管理法第9条第1項の許可をいう。以下「捕獲許可」という。)に関する事項として、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合等であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合などは狩猟免許を受けていない者も許可対象者としておけることができるとしており、また、狩猟者等が受講する講習においても毎日のわなの見回りが指導されているとの声があるなど、頻繁な見回りが狩猟者等の負担となっている。加えて、わなの見回り中にクマ等と遭遇して負傷した事例があり、遠隔でわなを監視することの重要性が一層高まっている。

以上を踏まえ、狩猟者等のわなの見回りの負担及びリスクを軽減するとともに、農作物や森林に被害を与える鳥獣の捕獲を強化する観点から、遠隔監視ICT機器を活用する場合における適切なわなの見回りの在り方の明確化及び見直しを実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 環境省は、わなの使用においては、鳥獣保護管理基本指針に基づき、①鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項として、頻繁にわなを見回ることなどにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努めることとし、また、②捕獲許可に関する事項として、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合などは狩猟免許を受けていない者も許可対象者としておけることができるとしている一方、以下に掲げる現状などがあることを踏まえ、遠隔監視ICT機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方(餌の補充やわなの周辺の環境整備など捕獲効率を維持することを前提として、毎日の見回りを実施することを求めず、例えばわなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などによって通知された場合に見回ることにより足りるとす

るなどをいう。以下同じ。)を明確化するよう、鳥獣保護管理基本指針の改正を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・遠隔監視 I C T機器を活用する場合における適切なわなの見回りの在り方について明確でないこと。
- ・遠隔監視 I C T機器を活用する場合におけるわなの見回り頻度について、遠隔監視 I C T機器を活用するなど毎日の見回りと同等の効果を有する手段を講ずる場合などには毎日の見回りを実施することを求めない都道府県がある一方、1日1回以上の見回りを実施することを求める都道府県があること。

その際、わなの使用に当たっての許可基準において遠隔監視 I C T機器の性能要件を明確化することとし、当該性能要件は、例えば以下の機能のいずれかを有することなど必要最小限となるよう留意する。

- ・遠隔監視 I C T機器が正常に作動していることを遠隔から一定間隔で確認することが可能な機能
- ・鳥獣がわなにかかるなど、わなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などによって通知される機能

b 環境省は、鳥獣保護管理法第 18 条の 2 の認定を受けようとする者の事業管理責任者（鳥獣保護管理法施行規則第 19 条の 3 に定める事業管理責任者をいう。）及び捕獲従事者（鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）をすする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）において鳥獣の捕獲等に従事する者をいう。）等（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）が受講することが必要な安全管理講習（同施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 9 号イに定める講習をいう。）及び技能知識講習（同施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 9 号ロに定める講習をいう。）の教材である「認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト第 12 版」（令和 6 年 2 月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室発行。以下「講習テキスト」という。）等において、「鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」における記載事項も含め、毎日のわなの見回りの徹底を求めていることなどについて、a の鳥獣保護管理基本指針の改正を踏まえ、遠隔監視 I C T機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化する。

c 環境省は、各都道府県作成の「わな捕獲マニュアル」等において、毎日のわなの見回りの徹底を求めている場合があることなどについて、a の鳥獣保護管理基本指針の改正及び b の講習テキスト等の見直しを踏まえ、遠隔監視 I C T機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化するとともに、講習テキストの見直しに基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に対する指導を行うよう、遠隔監視 I C T機器を活用する場合に

おける合理的なわなの見回りの在り方について、都道府県に通知するなど
の対応を行う。その際、遠隔監視 I C T機器を活用するなど毎日の見回り
と同等の効果を有する手段を講ずる場合などには毎日の見回りを実施す
ることを求めない都道府県の事例を可能な範囲で含むものとする。

- d 農林水産省は、都道府県、市町村等において、a の鳥獣保護管理基本指針
の改正及び b の講習テキスト等の見直しを踏まえ、「野生鳥獣被害防止マ
ニュアル【総合対策編】」（令和 5 年 3 月農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室監修。以下「マニュアル」という。）の
記載内容にかかわらず、遠隔監視 I C T機器を活用する場合における合理
的なわなの見回りの在り方について、農業従事者に対する捕獲指導等に反
映するよう、都道府県に通知するとともに、農林水産省ホームページにお
いて鳥獣保護管理基本指針の改正を周知する。
- e 農林水産省は、マニュアルにおいて、わなの設置上の注意点として、日々
のわなの見回りを欠かさないなど、わなの適正管理を行うことなどを求め
ているが、a の鳥獣保護管理基本指針の改正及び b の講習テキスト等の見
直しを踏まえ、鳥獣被害対策の基本的な考え方、最新の技術、地域での合
意形成の方法等を可能な限り広く掲載した新たなマニュアルを作成し、公
表する。その際、遠隔監視 I C T機器を活用する場合における合理的なわ
なの見回りの在り方を明確化する。

イ 未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進

- 【a：令和 9 年上期までに措置、
b, c, e~h：令和 8 年措置、
d：(①・②) 令和 9 年度上期までに措置、
(③) 令和 8 年度措置、
(④) 令和 8 年措置】

<基本的考え方>

水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現することなど
を目指す漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の令
和 2 年 12 月の施行に伴い、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生
産に関する基本的制度が一体的に見直された。そのうち、漁業法（昭和 24 年
法律第 267 号）第 73 条第 1 項に基づく都道府県知事の免許を受けて、一定
の水面において排他的に特定の漁業（同法第 60 条第 3 項に規定する定置漁
業、同条第 4 項に規定する区画漁業及び同条第 5 項に規定する共同漁業をい
う。）を営む権利（同法第 60 条第 1 項に規定するものをいう。以下「漁業権」

という。)を取得する制度である漁業権制度については、①海区漁場計画(同法第62条第1項及び第2項に規定する、都道府県知事はその管轄に属する海面について、5年ごとに、海区(同法第136条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)ごとに設定する漁業権について、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類等を定めるものをいう。以下同じ。)の作成に当たっては、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴き、聴いた意見について、検討を加え、その結果を公表するとともに、当該検討の結果を踏まえて、海区漁場計画案を作成し、各海区に置く海区漁業調整委員会(同法第136条第1項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止又は解決等のための機関をいう。以下「海区委」という。)の意見を聴いた上で、海区漁場計画を公示することとし、②漁業権の内容たる漁業の免許の付与に当たっては、当該海区漁場計画と同じ内容であることなどを審査し、海区委の意見を聴いた上で、免許を付与することとするなど、他の漁業権を有する者(以下「漁業権者」という。)や周辺で漁業を営む他の漁業者(同法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)と十分に調整するための仕組みを設けるなど、海区漁場計画の作成及び漁業権の付与のプロセスの透明化を促し、地域漁業の安定及び水産資源の持続的利用を重視し、漁業権者に漁場を「適切かつ有効」に活用する責務を課すとともに、既存の漁業権者により漁場が「適切かつ有効」に活用されていると都道府県知事が認める場合には、その者に漁業権を免許し、既存の漁業権者により漁場が「適切かつ有効」に活用されていると都道府県知事が認めない場合や既存の漁業権がない等の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許するなどの見直しが行われた。

当該見直し後の漁業権制度において、既存の漁業権者により漁場が「適切かつ有効」に活用されていると都道府県知事が認めるに当たっては、漁業権又は組合員行使権(同法第105条に規定する権利をいう。以下同じ。)の行使状況、漁場の現況及び利用の状況、周辺における漁場利用の状況及び法令遵守の状況等を総合的に考慮して判断することが求められている。一方、当該判断が適切に行われえない場合、漁場を「適切かつ有効」に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、公正かつ円滑な規模拡大及び新規参入による生産性の向上や漁場の有効活用を図るという漁業権制度の趣旨に沿わず、漁場利用の不合理な固定化を招きかねないことから、同法第90条第1項に基づき、漁業権者による漁場の活用状況等の報告を受け、都道府県知事が既存の漁業権者により当該漁場が「適切かつ有効」に活用されているかを判断する際、チェックシート(「海面利用制度等に関するガイドライ

ン」(令和2年6月30日水産庁長官通知)別紙1、別紙2及び別紙3をいう。以下同じ。)を活用することとされている。

また、漁業協同組合(以下「漁協」という。)に免許された漁業権を行使するには、当該漁協の組合員になり、組合員行使権資格(組合員行使権を有する者の資格をいう。以下同じ。)を付与される必要があり、漁協は各地区の漁業者の協同組織であることから、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第18条第1項第1号及び第3号に基づき、漁協の組合員になるには当該地区内に住所又は事業場を有することなどが求められる。あわせて、組合員行使権資格を定める漁業権行使規則(漁業法第106条に規定する組合員行使権資格等について漁協等が定める規則をいう。以下同じ。)においても、一般に自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区に住所を有することが求められている。漁協に漁業権が免許されている漁場で新たに漁業を行うためには、漁協の組合員の資格及び組合員行使権資格を取得することが必要であり、その要件の一つである所定の地区内に住所又は事業場を有すること(以下「地区要件」という。)が柔軟な要件に見直されていないことが意欲ある事業者の新規参入及び事業拡大を困難にしているとの声がある。

その後、令和5年6月の規制改革実施計画において、漁業者の人口が減少する中、沿岸水域では、未利用漁場(漁業権が設定されているが有効に活用されておらず、又は、漁業権が設定されていない漁場をいう。以下同じ。)も見られるようになり、我が国の水産業を活性化させるためには、未利用漁場の有効活用を図り、漁業における新規参入や漁場の規模拡大を促進するなど、海面の有効活用を一層図ることが重要であるとの問題意識を踏まえ、農林水産省は、都道府県に対して、①漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうか客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて判断を行い、これらの客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行うこと、②団体漁業権(同法第60条第7項に規定する「団体漁業権」をいう。以下同じ。)も含めた未利用漁場について、漁場の全部又は一部が有効に活用されていない場合、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を都道府県が行う際に確認すべき項目を示したチェックシートを活用しつつ必要に応じて指導し、改善されないものは勧告や漁業権の取消し等を行うよう指導を行うこと、③令和5年9月の漁業権の一斉切替え(以下「令和5年漁業権一斉切替え」という。)後に、チェックシートの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じてチェックシートの見直しや運用改善を行うこと、④組合員資格要件について、漁民の場合、「漁業協同組合模範定款例」(令和6年4月1日水産庁最終改正)第4条(地区)

で定める地区は道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう通知を行うとともに、法人の場合、水協法で定める組合員たる資格において、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、漁協を指導する旨助言を行うこと、また、漁業法第106条第1項及び第3項により、団体漁業権を有する漁協又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定し、組合員行使権を有する者（以下「組合員行使権者」という。）の資格、漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項などを規定するものとされる漁業権行使規則について、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運用となるよう通知を行うこと、⑤漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう指導を行うことなどを実施することとされ、当該実施計画に基づく各種取組が行われてきた。

一方、漁業就業者数は平成15年（2003年）の約23.8万人から平成30年（2018年）に約15.2万人、令和5年（2023年）に約12.1万人、令和6年（2024年）に約11.5万人に半減するなど減少傾向にあり、また、令和6年（2024年）の平均年齢は56.9歳であり、高齢者の退職や、これまで我が国の漁業経営体の大半を占めてきた家族を中心に漁業を営む漁家の子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっていることなどにより、令和15年（2033年）には約9.2万人、令和30年（2048年）には約6.7万人まで今後も減少が続くことが想定されている。また、沿岸漁業及び養殖業の経営体数の動向をみると、沿岸漁業の経営体数は、平成15年（2003年）の約12.5万経営体から平成30年（2018年）に約7.4万経営体、令和5年（2023年）に約6.1万経営体に半減するなど減少傾向にあり、これらのうち、海面養殖業の経営体数は、平成15年（2003年）の約2.3万経営体から平成30年（2018年）に約1.4万経営体、令和5年（2023年）には約1.2万経営体に半減するなど減少傾向にある。一方、水産庁の試算によれば、新規漁業就業者のうち、他の産業から新たに漁業就業する者は約7割を占めており、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくない。また、ぶり、たいなどの魚類養殖業や、のり、ほたてがいなどの無給餌養殖業（貝類及び藻類の養殖業をいう。）の1経営体当たりの生産量は、全体の養殖生産量のピーク時の数倍から数十倍に増加している。さらに、我が国の少子高齢化の中で、養殖業の生産性を維持するために、一部の地域では生産活動のグループ化から始

まる協業化の取組、生産性を高める技術導入や収支改善を図るための経営体のグループ化、域外からの企業参入などにより再編や系列化を進める動きが出てきている。

このように、我が国において、漁業の後継者不足が引き続き進行している中、水産資源の適切な管理を前提として、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用し、水産業の成長産業化を実現するためには、漁業の担い手の確保・育成や、意欲ある事業者の新規参入及び事業拡大を公正かつ円滑に進める必要性が一層高まっている。

一方、直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例は確認されており、令和5年漁業権一斉切替えに当たっては、水産庁から都道府県に対し、漁業権の免許状況調査が行われ、漁場の一部又は全部で操業実績がないことから、「適切かつ有効」に活用されていないと判断され、令和3年度から漁業権の切替えまでに同法第91条に基づく指導・勧告が行われた事例は計115件であった。また、令和5年漁業権一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権のうち、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権の件数は437件であった。現在は、令和10年に行われる漁業権の一斉切替えに向けた各種取組が進められているところ、令和7年3月から、水産庁において、都道府県に対し、「適切かつ有効」に活用されているかの判断方法及び判断状況、同法第91条に基づく指導・勧告の件数及び事例、新規漁業権を希望した者の数及び事例を含む新規漁業権の調整状況や調整上の課題について、漁場活用状況に係る調査が行われているところである。

さらに、特に新規参入又は事業拡大を希望する養殖事業者を中心とした漁業者（新たに漁業を営もうとする者を含む。）や有識者からは、漁場の活用状況や都道府県による当該状況の判断等について、以下の声や指摘があり、都道府県が漁場の活用状況を十分に把握できておらず、また、その客観性及び透明性が確保されていないおそれがある。

- ・都道府県知事により、「適切かつ有効」に活用されていると判断され、現に漁業権が設定されている漁場であっても、釣り堀など本来の目的外の用途で使用され、又は、実際には十分に活用されていない場合があるとの声及び指摘。
- ・都道府県がチェックシートを活用する漁場活用状況の確認について、客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて適切に運用されているか外部から把握できず、未利用漁場の柔軟な再配分や意欲ある事業者の新規参入や事業拡大が公正かつ円滑に進んでいるかが明らかではないとの声。

また、農林水産省は、都道府県に対し、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」（令和5年9月14日水産庁漁政部企画課長ほか通知（令和6年3月14日最終改正））を発出し、令和6年からは、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ、地区要件の定める地区の範囲を必要に応じて広げる柔軟な運用を行うよう指導を行っているものの、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理した「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月水産庁制定）等においては、地区要件の柔軟な要件への見直しなどの観点が記載されておらず、依然として、地区要件の柔軟な要件への見直しが十分に行われておらず、新規参入や事業拡大に苦慮しているとの声や、幅広く担い手を確保することが求められるにもかかわらず、新規参入を拒否する理由として地区要件が依然利用されることがあるとの指摘がある。

さらに、新規参入及び事業拡大に当たっては、漁協を含む近隣の既存漁業者との漁業調整（同法第36条第2項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止等のために必要な調整をいう。以下同じ。）が必要であり、漁協の組合員を含め、新たな漁業権の設定を希望する者から、都道府県に直接相談され、その後、関係者・関係機関との調整等を経て、海区漁場計画が変更される場合には、海区委での議論を経て、答申が行われることとなっており、都道府県によっては、海区委の議事録及び用いられた説明資料が公開されているなど漁業調整のプロセスの透明性等が図られているが、以下の課題を挙げる声がある。

- ・都道府県によっては、海区委の議事録の概要のみ公開され、また、用いられた説明資料が公開されておらず、漁業調整のプロセスの透明性を損ねているとの声。
- ・新規参入や事業拡大の希望がある場合、まずは都道府県に相談することになるが、都道府県による漁協や既存漁業者との調整に長期間を要し、また、調整困難とされた理由が必ずしも明らかでないとの声。

さらに、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地を確保することとされているほか、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」が発出され、都道府県は、沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許に資する漁場調査及び関係する漁業者等から得られている漁場環境に関する情報等を可能な限り公表するとともに、併せて養殖適地

として公表することも検討することとされている。なお、沿岸漁業及び養殖業の新規参入の促進に向けて、先進的な取組を行っている高知県においては、県内の全ての沿岸海域などを対象とした本格的な適地調査が行われているが、多くの都道府県では、こうした適地調査は網羅的には行われておらず、未利用漁場の全般的な実態は把握できていないと考えられる。加えて、「養殖業成長産業化総合戦略」（令和3年7月30日水産庁改訂）において、我が国において、沖合漁場での大規模な養殖に関する基本的な技術は既に実証段階であるものの、大型生簀でも市場のニーズに応えることのできるロット管理をすることや一層のコスト削減と省力化に繋がる遠隔自動給餌手法の導入が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、以下のような、新規参入に当たって漁場の適地の把握等に苦慮しているとの声や、漁場に関する詳細な情報の公開を求める声がある。

- ・沿岸海域の適地には既に区画漁業権が設定されていることが多く、又は、過去に養殖が行われていた沿岸海域でも、河川水の流入や台風時のしけなど、再開には課題が多いとの声。
- ・大規模沖合養殖の適地は多いが、費用面及び技術面で課題が多く、養殖の実績がない海域では大企業であっても参入をためらうとの声。
- ・漁場に関する情報が詳細には公開されておらず、漁場調査や新規に漁業権を申請する手続を効率的かつ円滑に行うことができるよう、水深、砂地、岩礁などの漁場の情報を都道府県が公開してほしいとの声。

このほか、養殖業については、養殖を行うことによる施設周辺海域の水質及び底質環境への影響があり得ることから、養殖業成長産業化総合戦略においては、これを最小限にする配慮を求めている。

こうした状況等を踏まえ、水産資源の適切な管理を前提として、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用し、水産業の成長産業化を実現するため、漁業の担い手の確保や、意欲ある事業者の新規参入・事業拡大を公正かつ円滑に進めるためには、漁場活用状況の確認・判断の客観性及び透明性を高めるとともに、地区要件の柔軟な見直し並びに漁業調整のプロセスの透明化及び円滑化を図ることが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

我が国の漁業就業者数は平成15年（2003年）の約23.8万人から平成30年（2018年）に約15.2万人、令和5年（2023年）に約12.1万人、令和6年（2024年）に約11.5万人に半減するなど減少傾向にあり、また、令和6

年（2024年）の平均年齢は56.9歳であり、高齢者の退職や、これまで我が国の漁業経営体の大半を占めてきた家族を中心に漁業を営む漁家の子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっていることなどにより、令和15年（2033年）には約9.2万人、令和30年（2048年）には約6.7万人まで今後も減少が続くことが想定されている。また、沿岸漁業及び養殖業の経営体数の動向をみると、沿岸漁業の経営体数は、平成15年（2003年）の約12.5万経営体から平成30年（2018年）に約7.4万経営体、令和5年（2023年）に約6.1万経営体に半減するなど減少傾向にあり、これらのうち、海面養殖業の経営体数は、平成15年（2003年）の約2.3万経営体から平成30年（2018年）に約1.4万経営体、令和5年（2023年）には約1.2万経営体に半減するなど減少傾向にある。一方、水産庁の試算によれば、新規漁業就業者のうち、他の産業から新たに漁業就業する者は約7割を占めており、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくない。また、ぶり、たいなどの魚類養殖業や、のり、ほたてがいなどの無給餌養殖業（貝類及び藻類の養殖業をいう。）の1経営体当たりの生産量は、全体の養殖生産量のピーク時の数倍から数十倍に増加している。さらに、我が国の少子高齢化の中で、養殖業の生産性を維持するために、一部の地域では生産活動のグループ化から始まる協業化の取組、生産性を高める技術導入や収支改善を図るための経営体のグループ化、域外からの企業参入などにより再編や系列化を進める動きが出てきている。

水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現することなどを旨とする漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の令和2年12月の施行に伴い、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直され、また、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項に基づく都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業（同法第60条第3項に規定する定置漁業、同条第4項に規定する区画漁業又は同条第5項に規定する共同漁業をいう。）を営む権利（同法第60条第1項に規定するものをいう。以下「漁業権」という。）を取得する制度である漁業権制度等について、各種取組が進められている。

一方、直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場（漁業権が設定されているが有効に活用されておらず、又は、漁業権が設定されていない漁場をいう。以下同じ。）の事例は確認されており、令和5年9月の漁業権の一斉切替え（以下「令和5年漁業権一斉切替え」という。）に当たって、水産庁から都道府県に対し、漁業権の免許状況調査が行われ、漁場の一部又は全部で操業実績がないことから、「適切かつ有効」に活用されていないと判

断され、令和3年度から漁業権の切替えまでに同法第91条に基づく指導・勧告が行われた事例は計115件であった。また、令和5年漁業権一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権のうち、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権の件数は437件であった。現在は、令和10年に行われる漁業権の一斉切替えに向けた各種取組が進められているところ、令和7年3月から、水産庁から都道府県に対し、「適切かつ有効」に活用されているかの判断方法及び判断状況、同法第91条に基づく指導・勧告の件数及び事例、新規漁業権を希望した者の数及び事例を含む新規漁業権の調整状況や調整上の課題について、漁場活用状況に係る調査が行われているところである。

また、漁場活用状況の確認・判断の客観性及び透明性、地区要件（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第1項第1号及び第3号並びに漁業権行使規則（漁業法第106条に規定する、組合員行使権資格等について漁協等が定める規則をいう。）に基づき所定の地区内に住所又は事業場を有することが求められる要件をいう。以下同じ。）並びに漁業調整（同法第36条第2項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止等のために必要な調整をいう。以下同じ。）のプロセスの透明性等について、課題を挙げる声や指摘がある。

漁業の後継者不足が引き続き進行している中、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、漁業の担い手の確保・育成や、意欲ある事業者の新規参入及び事業拡大を公正かつ円滑に進める必要性が一層高まっている。

以上を踏まえ、水産資源の適切な管理を前提として、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用し、水産業の成長産業化を実現するため、漁業の担い手の確保や、意欲ある事業者の新規参入・事業拡大を公正かつ円滑に進める観点から、漁場活用状況の確認・判断の客観性及び透明性を高めるとともに、地区要件の柔軟な見直し並びに漁業調整のプロセスの透明化及び円滑化を図るため、以下の措置を講ずる。

- a 農林水産省は、直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例は確認されており、また、都道府県知事により、「適切かつ有効」に活用されていると判断され、現に漁業権が設定されている漁場であっても、本来の目的外の用途で使用され、又は、実際には十分に活用されていない場合があるとの声や、都道府県がチェックシート（「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日水産庁長官通知）別紙1、別紙2及び別紙3をいう。以下同じ。）を活用する漁場活用状況の確認が客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて適切に運用されているか外部か

ら把握できないとの声があることなどを踏まえ、漁業法第 90 条第 1 項に基づき漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）が都道府県知事に対して行う漁場の活用状況等の報告について、都道府県による当該漁場が「適切かつ有効」に活用されているかの判断の客観性、透明性及び公正性を担保する観点から、判断に当たって活用することとされているチェックシートの運用状況について、客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて調査・判断されているか、指導、勧告及び取消し又は行使の停止（以下「指導等」という。）をした件数、指導等の事例などを含め、実態調査を行い、その結果を公表する。

- b 農林水産省は、令和 5 年漁業権一斉切替えに当たって、水産庁から都道府県に対し、漁業権の免許状況調査が行われ、漁場の一部又は全部で操業実績がないことから、「適切かつ有効」に活用されていないと判断され、令和 3 年度から漁業権の切替えまでに漁業法第 91 条に基づく指導・勧告が行われた事例が計 115 件、令和 5 年漁業権一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権のうち、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権の件数は 437 件であるなど、水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例が確認されていること、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が明らかに未利用と思われる漁場を活用していると都道府県に報告している事例があるとの声があることを踏まえ、漁協は組合員行使権（同法第 105 条に規定する権利をいう。以下同じ。）を有している漁業者（同法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に漁場の活用状況を直接確認することを含め、漁場の活用状況の実態を正確に把握しなければならない旨、漁協を指導するよう都道府県に通知した上で、当該通知を公表する。
- c 農林水産省は、①直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例は確認されていること、②都道府県が漁場の活用状況を十分に把握できておらず、また、その客観性及び透明性が確保されていないとの声があることを踏まえ、漁業者等が、漁場の活用状況について都道府県に直接確認を行い、都道府県から、漁業権者による漁場の活用状況等の報告や必要に応じて行う現地確認、実態調査を踏まえた回答を得ることが可能であることを漁業者等に周知する。
- d 農林水産省は、漁協の組合員の資格や組合員行使権資格（組合員行使権を有する者の資格をいう。以下同じ。）に係る地区要件について、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」（令和 5 年 9 月 14 日水産庁漁政部企画課長ほか通知（令和 6 年 3 月 14 日最終改正））により、都道府県に対し、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を

踏まえ、地区要件の定める地区の範囲を必要に応じて広げる柔軟な運用を行うよう指導を行っているものの、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理した「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月水産庁制定）等においては、地区要件の柔軟な要件への見直しなどの観点が記載されておらず、依然として、地区要件の柔軟な要件への見直しが十分に行われておらず、新規参入や事業拡大に苦慮しているとの声や、幅広く担い手を確保することが求められるにもかかわらず、新規参入を拒否する理由として地区要件が利用されているとの指摘があることを踏まえ、現在及び今後の交通事情や住居事情に応じた柔軟な要件への見直しを促進する観点から、以下の措置を講ずる。

- ①農林水産省は、都道府県を通じて全国の漁協に対して実態調査を行い、令和5年漁業権一斉切替え以降に地区要件を見直した事例の件数及び内容、道路や橋の開通等によって速やかに漁場に到着できるようになるなど交通事情が変化したためなどの見直しの要因など調査結果を公表するとともに、都道府県に通知する。
 - ②農林水産省は、①の都道府県への通知の際、現在及び今後の交通事情や住居事情等に照らして当該要件が実態に即していない場合には、地域の実情に応じた柔軟な要件に見直すよう通知する。
 - ③農林水産省は、地区要件に関する相談窓口を設置し、漁業者等へ周知するとともに、地区要件及びその見直しに関する課題等に関する情報・意見収集を行い、地区要件の見直しの状況を公表するなど、所要の措置を講ずる。
 - ④農林水産省は、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」を踏まえ、都道府県がより適切に漁協に対する指導ができるよう、地区要件の柔軟な要件への見直しなどの観点を「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」等に追加する。
- e 農林水産省は、新規参入及び事業拡大に当たっては、漁協を含む近隣の既存漁業者との漁業調整が必要であり、漁協の組合員を含め、新たな漁業権の設定を希望する者から、都道府県に直接相談され、その後、関係者・関係機関との調整等を経て、海区漁場計画（漁業法第62条第1項及び第2項に規定する、都道府県知事はその管轄に属する海面について、5年ごとに、海区（同法第136条第1項に規定するものをいう。）ごとに設定する漁業権について、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類等を定めるものをいう。）が変更される場合には、海区漁業調整委員会（同法第136条第

1項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止又は解決等のための機関をいう。以下「海区委」という。)での議論を経て、答申が行われることとなっており、都道府県によっては、海区委の議事録及び用いられた説明資料が公開されているなど漁業調整のプロセスの透明性等が図られているが、都道府県によっては、海区委の議事録の概要のみ公開され、また、用いられた説明資料が公開されておらず、漁業調整のプロセスの透明性を損ねているとの声があることを踏まえ、漁業調整のプロセスの透明性を高める観点から、海区委における議論の具体的内容が客観的に明らかとなる海区委の詳細な議事録、及び、漁場の活用状況が客観的に判断できる書面を含め海区委で用いられた説明資料を海区委開催後遅滞なく公開するよう、海区委の事務局である都道府県に通知する。

- f 農林水産省は、漁業権の免許に関して、新規参入や事業拡大の希望がある場合、まずは都道府県に相談することになるが、都道府県による漁協や既存漁業者との調整に長期間を要し、また、調整困難とされた場合に、その理由が必ずしも明らかでないとの声があることを踏まえ、漁業調整のプロセスの透明性を高める観点から、都道府県が希望者から相談を受けた案件で長期間を要し、又は、調整困難との結論に至った事例については、希望者に対して結論と併せてその理由（長期間を要した理由を含む。）を教示するよう、都道府県に通知する。
- g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口の認知度を向上させる観点から、当該窓口を漁業者等へ周知する。
- h 農林水産省は、①「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地を確保することとされているほか、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」において、都道府県は、沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許に資する漁場調査及び関係する漁業者等から得られている漁場環境に関する情報等を可能な限り公表するとともに、併せて養殖適地として公表することも検討することとされている。なお、沿岸漁業及び養殖業の新規参入の促進に向けて、先進的な取組を行っている高知県においては、県内の全ての沿岸海域などを対象とした本格的な適地調査が行われているが、多くの都道府県では、こうした適地調査は網羅的には行われておらず、未利用漁場の全般的な実態は把握できていないと考えられること、②漁場に関する情報が詳細には公開されておらず、漁場調査や新規に漁業権を申請する手続を効率的かつ円滑に行うことができるよう、都道府県による漁場の情報（水深、砂地、岩礁などを含む。）

の公開を希望する声があること、③沿岸海域の適地には既に区画漁業権が設定されていることが多く、又は、過去に養殖が行われていた沿岸海域でも、河川水の流入や台風時のしけなど、再開には課題が多いとの声や、大規模沖合養殖の適地は多いが、費用面及び技術面で課題が多く、養殖の実績がない海域では大企業であっても参入をためらうとの声があることなどを踏まえ、未利用漁場の有効活用や漁業調整の円滑化に資する観点から、都道府県内外の事業者を対象に新規参入者の公募を行うなどの好事例を横展開する。その際、例えば、公募の際に事業者が新規参入の適否を判断できる情報を簡易に入手できるよう、海底の地形や潮流等の漁場調査を行った上でその情報を発信するなど、他の都道府県が参考にできる具体的手順等も整理の上、展開する。

ウ 長期相続登記等未了土地解消事業の活用の円滑化

【令和8年措置】

<実施事項>

不動産登記簿上の所有者（以下「登記名義人」という。）の死亡等により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地（以下「所有者不明土地」という。）については、令和6年の国土交通省調査において、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しない所有者不明土地の割合は23%であり、この発生原因として、「土地の相続の際に登記の名義変更が行われないこと」は63%、「所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないこと」は29%となっている。

こうした中、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和7年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）によると、「相続登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。」とされており、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げており、地域経済の活性化の支障となっている。こうした課題への対応として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、長期相続登

記等未了土地解消事業（同法第44条に定めるものをいう。以下同じ。）が創設され、長期間にわたり相続登記が行われていない土地について、長期相続登記等未了土地解消事業の要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」の実施主体からの求めにより、法務局の登記官が法定相続人の探索を行い、その結果を登記簿に反映するとともに、当該法定相続人に関する情報を登記所に備え付けることが可能となり、事業実施主体の所有者探索が簡便化し、所有者探索に係る時間と費用が削減されるとともに、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのための土地の取得等が容易となり、円滑な事業の実施が促進されている。

また、法務省は、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、相続登記の義務化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行い、効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行っており、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）も受けて、長期相続登記等未了土地解消事業の対象範囲の更なる明確化について結論を得るなど、取組を進めている。

さらに、法務省、農林水産省、国土交通省が関係省庁として位置付けられている「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」は、関係省庁の協力も得て、所有者の所在の把握が難しい土地について、所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度、解決事例等を整理した市区町村等の職員向けのガイドラインとして、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～（第4版）」（令和8年4月所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）を策定し、各市町村における措置の適切な実施を支援している。

一方、長期相続登記等未了土地解消事業を実際に活用した地方公共団体からは、以下の声があるなど、所有者の所在の把握が難しい土地における所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度について、地方公共団体では職員の制度活用に当たってのノウハウが十分でなく、対応に苦慮している。

- ・表題部所有者不明土地解消事業（表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記となっている表題部所有者不明土地について、法務局が所有者の探索を行い、その結果を職権で登記する制度であり、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条に定めるものをいう。以下同じ。）と長期相続登記等未了土地解消事業の違いが十分に理解されていないことから、地方公共団体におい

て、本来、表題部所有者不明土地解消事業に要望すべき土地を、誤って長期相続登記等未了土地解消事業に要望する場合があるとともに、地方公共団体が要望する事業を誤っていることについて、法務局から、長期相続登記等未了土地解消事業の利用を要望した土地が当該事業の対象外である旨の連絡があるまで、気付かない場合がある。

- ・長期相続登記等未了土地解消事業において、登記名義人を特定できないなどの理由により対象外となった場合に、その後に講ずべき対応手段が明確でなく、現場において対応に苦慮する場合がある。

したがって、長期相続登記等未了土地解消事業を含め法務局が行う所有者不明土地対策の各制度の趣旨やその違いを一層明確化するとともに、制度間の連携や運用面での改善を図ることにより、地方公共団体が当該制度をより円滑かつ適切に活用できる環境を整備することが必要である。

以上を踏まえ、所有者不明土地に関して、各種事業の円滑な実施を促進し、土地の流動性を確保することで、地域経済の活性化を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 法務省は、地方公共団体において、表題部所有者の欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、本来は表題部所有者不明土地解消事業に要望すべき案件が、長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望として提出された場合であっても、手続の遅延や制度活用上の支障が生じず、地方公共団体において長期相続登記等未了土地解消事業及び表題部所有者不明土地解消事業が円滑に活用されるよう、以下の①又は②を含め、必要な措置を講ずる。

- ①長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望の中に表題部所有者不明土地が含まれている際には、表題部所有者不明土地解消事業に係る要望が提出されたものとみなす取扱いが可能である旨をあらかじめ地方公共団体に周知すること。

- ②①に加えて、地方公共団体の長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望及び表題部所有者不明土地解消事業に係る要望について、法務局から地方公共団体に対する照会を一括して実施すること。

- b 法務省は、地方公共団体等が長期相続登記等未了土地解消事業の対象とするよう要望したものの、法務局による選定結果として同事業の対象とならなかった土地について、地方公共団体等が次に講ずべき対応方針を判断しやすくなるよう、長期相続登記等未了土地解消事業の選定結果を法務局から地方公共団体等に回答する際、戸籍の請求等を通じても登記名義人を特定することができず、当該事業の対象外となる場合には、所有者不明土地管理制度（民法（明治29年法律第89号）第264条の2に基づく、利害

関係人の請求により、地方裁判所が所有者又はその所在が不明な土地について管理人を選任し、管理を行わせる制度をいう。)を含む他の解決手法(所有者の所在の把握が難しい土地について、所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度など)を併せて案内する。

エ 貨物自動車運送事業法における農機の運送の取扱いの明確化

【措置済み】

＜実施事項＞

我が国の農業においては、高齢化と生産年齢人口の減少が急速に進行しており、令和7年2月1日現在、基幹的農業従事者の平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層が最も多く、65歳以上が全体の69.6%を占めている。さらに、農林水産省の試算によれば、令和22年(2040年)には、基幹的農業従事者数が30万人程度まで減少することが見込まれている。こうした年齢構成の変化は、農業分野における担い手の減少を一層深刻化させるのみならず、農業生産基盤の整備・保全にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした中、「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)においては、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。)に基づく農地の集積・集約化により規模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した省力的な栽培体系による適期作業の推進、多収品種の開発・導入等により、生産性の向上を図ることと明記され、農地の大区画化や経営規模拡大により、限られた人数でも効率的に営農可能な環境整備が重要であると考えられている。また、大型の農業機械(以下「農機」という。)を導入し、営農を行う農業者が増加している状況にある。

さらに、これまで担い手への農地の集積を推進してきた結果、農地集積率(耕地面積のうち、認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者(①年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者、②農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経

営面積を維持又は拡大している者のいずれかに該当する経営体(個人・法人)をいう。)が利用している面積の割合をいう。)は6割まで上昇している。一方、作成された18,894地区の目標地図(地域計画の中で、将来の地域農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図をいう。)において、将来の受け手に集約することが明確化されている割合は約1割にとどまっており、引き続き、集約化に向けた更なる対応が求められている。こうした中、分散して存在する複数の圃場を一人の担い手で耕作している場合があるが、これらの大型の農機は、個々の圃場に常置されるものではなく、農機の格納場所と圃場との間又は分散して存在する複数の圃場間を移動させる場合がある。こうした農機の運送作業そのものが営農を行う上で重要な工程の一部となっているが、高齢者や新規就農者、複数圃場を経営する農業者など多様な組合員の中には、安全かつ効率的な農機の操作・搬入出等の確保の観点から、こうした農機の運送を自ら行うことが困難な場合が一定数存在している。

こうした課題に対応するため、農業協同組合がこれまで農業者に対する農機の販売や修理、管理等の事業を行ってきた経緯や、こうした取組を通じて蓄積した農機の使用や管理等に関する知見を活用し、農業者に対する農機の実機を用いた指導・確認を行っている実態を踏まえ、地域によっては、農業協同組合が農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項に定める営農指導の一環として農機の運送を担っている事例も見られる。

一方、他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に基づく許可又は同法第36条に基づく届出を要するところ、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われるとともに、当該運送行為が生業の過程に包摂され、有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可又は同法第36条に基づく届出を要しないとされているが、営農指導の実施に伴う農機の運送に関して、具体的にどのような場合において当該許可又は届出が不要なのかが、必ずしも明確に示されていない。そのため、農業協同組合が、圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導などの営農指導の一環として農機の運送を担う場合には、貨物自動車運送事業法に抵触しないよう、全て無償で対応する状況となっている。その結果、燃料費や人件費、車両の維持管理費等の実費負担が農業協同組合に生じ、こうした負担が継続的に積み重なることにより、農業協同組合において、農機の運送支援を持続することが困難となるおそれがあるとの声がある。

以上を踏まえ、農業における担い手の大幅な減少及び高齢化が進行する中で、限られた人数でも効率的に営農可能な環境を整備するため、国土交通省

は、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可における農機の運送に関する以下の取扱いを明確化する。

- ・農業協同組合が、圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導などの営農指導の一環として農機の運送を担う場合には、当該営農指導において、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該運送行為が営農指導と密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しないと考えられることから、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合には、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可は要しない。
- ・上記について、農業協同組合以外の主体であっても、営農指導と同様の事業を行うに際し、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該事業と密接不可分で、当該事業の過程に包摂され、独立性を有しない形で農機の運送を行うと認められるときには、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合に、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可は要しない。

オ 歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成

【a～c：令和8年度上期措置】

<実施事項>

地方公共団体が魅力ある都市空間の形成に取り組む中で、道路占用制度（行政財産である道路の特別使用（道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）と一般使用（一般交通の用に供することをいう。）との調整を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定に基づき、道路の特別使用をしようとする場合において、道路管理者の許可を必要とする制度をいう。）においては、道路にオープンカフェ等を設置する際に、道路法第33条第1項に定める無余地性の基準（道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可するという基準をいう。以下同じ。）が適用され、賑わい空間の創出に資するものであっても、道路の敷地外での設置が可能であると判断された場合には、許可が与えられないなどの課題があったことを踏まえ、令和2年11月には、道路法等の一部を改正する法律の施行により、歩行者利便増進道路制度（「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指し、道路法第48条の20第1項に基づき、道路管理者が、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資する道路を「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」

として指定する制度をいう。以下同じ。)が創設され、道路法第33条第2項第4号の規定により、歩行者利便増進施設等(同法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第16条の3で定めるものをいう。以下同じ。)であって、同法第48条の20第1項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路(同法第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設置されるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)の占用許可については、無余地性の基準の適用を除外し、歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができる許可基準の特例を新たに認めることとし、令和7年3月末時点で、全国32都道府県、64市区町村で活用されている。

一方、歩行者利便増進道路制度に係る道路法第32条第1項又は第3項の許可(以下「道路占用許可」という。)を申請する者(以下「道路占用許可申請者」という。)にとっては、以下の点が課題となっており、同制度の円滑な活用の妨げになっているとの声がある。

- ・道路管理者が利便増進誘導区域を、賑わい創出のための取組内容に合わせて変更する際には、協議に時間を要することから、道路占用許可申請者が希望する時期に、道路管理者において、利便増進誘導区域を変更することができず、賑わい創出のための取組の実施の妨げになっていること。
- ・許可申請に対する標準処理期間が2週間程度であるにもかかわらず、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等として設置が可能となる工作物、物件又は施設に該当するかが不明確であり、設置の可否の確認に数か月を要するとともに、予見性が乏しいこと。

また、同制度に係る道路占用許可において、例えばイベントにおける露店の設置など、当該道路占用許可に係る行為に関し、道路使用許可(道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項に規定する許可をいう。以下同じ。)も必要となる場合があるが、当該道路使用許可について、当該道路使用許可を申請しようとする者(以下「道路使用許可申請者」という。)が道路の特別使用を希望する期間よりも短い期間しか許可されないことから、短期間に繰り返し申請せざるを得ず、イベントの実施の障害となっているとの声もある。

こうした状況を踏まえ、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築し、地域活性化を促進する観点から、歩行者利便増進道路制度の活用促進並びに

同制度に係る道路占用許可及び道路使用許可の申請手続の円滑化のため、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、警察庁の協力を得て、歩行者利便増進道路制度に係る道路占用許可について、利便増進誘導区域の変更の協議を円滑化し、道路管理者において、道路占用許可申請者からの時期に関する希望等も踏まえて柔軟に利便増進誘導区域を変更できるようにするため、今後変更の可能性がある複数の利便増進誘導区域の案を一括して検討することが可能である旨を、道路管理者や地方整備局等に対する通知において明確化するなど、必要な措置を講ずる。
- b 国土交通省は、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等に含まれることについて、国土交通省ウェブサイトにおいて明確するとともに、道路管理者や地方整備局等に対して通知する。
- c 警察庁は、都道府県警察本部を通じて各警察署に対し、道路使用許可が必要となる場合において、当該道路使用許可に係る行為が、歩行者利便増進道路制度の活用など、地域の活力の創造に資する場合には、当該行為の形態や当該行為が交通に与える影響を考慮した上で、道路使用許可期間を道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間よりも短期間とせざるを得ない合理的な理由がない限り、当該道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間の許可をしなければならない旨を通知するとともに、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等において公表するなど、必要な措置を講ずる。

カ 指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等

【a：措置済み、

b：令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、

c：令和8年度措置】

<実施事項>

道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項により、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、都道府県公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、同法第89条第1項により、免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならないが、同法第97条の2第1項により、同項第2号に該当する指定自動車教習所（同法第99条第1項に基づき、都道府県公安委員会が指定した自動車教習所（同法第98条第1項に規定する、免許を受けようとする者に対

し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。)をいう。以下同じ。)が発行した卒業証明書又は修了証明書を有する者(同法第99条の5第5項に規定する卒業証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。))を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものとし、政令で定めるものを除く。))を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して3か月を経過しないものをいう。以下「指定自動車教習所卒業者」という。)に対しては、運転免許試験(当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る同法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験をいう。)が免除される。

また、同法第90条の2第1項により、免許を受けようとする者は、その種類に応じて、自動車等の運転に関する知識や技能等を習得するための講習を受講することが義務付けられているが、指定自動車教習所卒業者については、これと同内容の教育を受けているものとして、当該講習の受講が免除される。

指定自動車教習所では、免許を受けようとする者に対して、原則として、対面により、自動車の運転に関する知識の教習(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第35条第2項第4号に規定する学科教習をいう。以下「学科教習」という。)が行われている。

また、同法第99条第1項第5号、同令第35条第3項第1号及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第33条第5項第1号ニにより、指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能の教習(同令第32条の6に規定する技能教習をいう。以下「技能教習」という。)については、原則として、自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。))及び普通自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。))を除く。)による教習のうち、当該自動車に、教習指導員(同法第99条の3第4項の教習指導員資格証の交付を受けており、同条第1項により、指定自動車教習所を管理する者が選任する教習指導員をいう。以下同じ。)のほか、教習を受ける者(以下「教習生」という。)一人のみが乗車して行うもの(以下「単独教習」という。)により行うこととされている。

令和7年末現在、指定自動車教習所は1,277か所あるが、令和7年には、平成12年と比べて、年間の指定自動車教習所卒業者数は約25%減少する一方、教習指導員数は約30%減少する中、働き方改革への対応に伴い、特に繁忙期を中心に、教習指導員不足が発生し、主に自動二輪車(大型自動二輪車

及び普通自動二輪車をいう。)や大型自動車(同法第3条に規定するものをいう。)等の運転及び技能に関する教習の受付の一時停止や予約が取りにくいことなどによる入校から卒業までの期間の長期化が生じている指定自動車教習所もある。

こうしたことを背景に、一部の指定自動車教習所においては、教習生の利便性向上等に資するデジタル技術を活用した教習を実施し、業務効率化を進めようとしているが、その際、以下に挙げる課題等への対応が必要であるとの声がある。

- ・学科教習については、対面による学科教習(双方向性が確保された状態で行われる対面による学科教習をいう。)と同等の教習の水準が維持されることを前提として、教習生の利便性を図る観点等からオンラインによる学科教習(以下「オンライン学科教習」という。)が一部の指定自動車教習所で実施されているが、当該オンライン学科教習を実施している指定自動車教習所では、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について」(令和6年7月18日警察庁交通局運転免許課長通達。以下「オンライン学科教習通達」という。)に基づき、教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等が確認することなどが求められることにより、教習指導員等に過大な負担がかかっていること。
- ・技能教習については、無線教習(同規則第33条第5項第1号ニに定める内閣総理大臣が指定する無線指導装置による教習をいう。以下同じ。)等、単独教習以外の方法による教習を実施している指定自動車教習所もある中で、自動補助ブレーキ機能、双方向の音声通話機能、走行データ等から教習生の運転に係る改善点を診断する機能等を複合的に備えたシステム(以下「遠隔教習システム」という。)が開発され、一部の指定自動車教習所における無線教習で活用されている状況であるが、当該遠隔教習システムを活用し、単独教習以外の方法による教習の機会を拡大することができれば、教習指導員の負担軽減等となること。

また、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用が都道府県公安委員会ごとに異なっている事例があり、複数の都道府県において指定自動車教習所を設置し、又は管理する者(以下「指定自動車教習所管理者」という。)の円滑な業務管理に支障が生じているとの声もある。

以上を踏まえ、教習の安全性及び効果を担保しつつ、移動の足の一手段として重要な自動車等の運転に必要な免許の取得に係る教習の円滑化等を図る観点から、教習生の利便性等にも資するデジタル技術を活用した教習の実施により、指定自動車教習所の業務の効率化を実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 警察庁は、都道府県警察及び指定自動車教習所に対して、以下のオンライン学科教習に関する事項について明確化し、通知する。
- ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、動画の視聴途中に教習生の理解度を確認するための小テストを随時挿入させるなど双方向性を担保するよう求めていることについて、小テスト以外の教習生の理解度を確認する手段、具体的には、動画の視聴途中や終了後に、教習生の理解度を確認するための質問フォームを随時挿入させることなどでも差し支えないこと。
 - ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等に確認させるなど教習生が確実に受講したことを担保するよう求めていることについては、長時間離席していることや画面を全く注視できていないことを確認できた際には動画を停止する機能や、小テスト等に一定時間反応しない際には警告した上で教習を中止する機能を備えたシステムを活用することなどでも差し支えないこと。
 - ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、動画に出演している教習指導員の選任が解かれた場合には、当該教習指導員が出演している動画を使用させないことを求めていることについては、動画に出演している教習指導員の選任が解かれた場合には、当該教習指導員が出演している動画を使用させないことを原則としつつ、その選任の解除がやむを得ない事由によるものである場合、当該教習指導員の選任中に録画された動画を、新たに選任された教習指導員が出演している動画に速やかに差し替えるまでの間、引き続き使用させることが可能であること。
 - ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、教習指導員の動画への出演については、動画の中で投影した教本、視聴覚教材の内容や、模型等の教習に必要な教材を用いて示す内容に教習指導員が話しながら解説を加えるなど、音声による出演も含まれるようにすること。
- b 警察庁は、技術の進展等に伴い、遠隔教習システムが開発され、一部の指定自動車教習所において無線教習で活用されていることを踏まえ、教習の安全性及び単独教習と同等の教習効果が担保されることを前提として、教習指導員が遠隔教習システムを用いて教習車に同乗せずに行う技能教習（以下「遠隔教習」という。）を、単独教習の例外として位置付け

られている無線教習等とは異なる技能教習の新たな方法として法令上位置付けることも視野に入れて、遠隔教習の実施に当たって最低限必要な遠隔教習システムの機能・性能等に係る要件や、遠隔教習システムが活用可能な教習項目等について検討し、今後の進め方の方向性に係る結論を得る。

その上で、警察庁は、今後の進め方の方向性として、遠隔教習を新たな方法として法令上位置付けることが見込まれるとの結論を得た場合には、技能教習の新たな方法として法令上位置付けることを目的とする実証を遅くとも令和9年度中に実施するなど、当該結論を踏まえ、必要な措置を講ずる。

- c 警察庁は、教習生が録画配信方式によるオンライン学科教習を受けた日が、当該教習生が当該オンライン学科教習の動画を視聴した日又は教習指導員が当該教習生の当該オンライン学科教習の受講状況を確認した日いずれであるかが統一されていないなど、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用が都道府県公安委員会ごとに異なっている事例があることを踏まえ、都道府県公安委員会及び指定自動車教習所関係団体に対し、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用の実態について調査し、都道府県公安委員会ごとの異なる運用（いわゆるローカルルール）によって指定自動車教習所管理者に非合理的な負担が生じていることが認められる場合には、指定自動車教習所管理者に非合理的な負担が生じるローカルルールを防止するための一定の指針を定め、都道府県公安委員会及び指定自動車教習所に周知するなど、必要な措置を講ずる。

キ 全国における移動の足不足の解消

(1) 全国における移動の足不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進

【直ちに実施】

<基本的考え方>

地域住民や観光客の移動の足不足は全国各地で生じている現在進行形の危機であり、今後、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う免許返納が進むにつれて、更に大きな危機となるおそれがある。こうした中、内閣府及び国土交通省において各種の取組が進められてきたところである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

内閣府及び国土交通省は、全国の移動の不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。

(2) 自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化

【措置済み】

<実施事項>

全国の移動の不足及び地域交通の担い手不足を解消するために令和6年3月末に創設された自家用車活用事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号に基づく許可を受けたものをいう。以下同じ。）に用いる車両の整備管理に関する取扱いについては、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日国土交通省物流・自動車局自動車整備課長通達。以下「車両整備管理通達」という。）において、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第4項に定めるタクシー事業者のうち法人である者（以下「法人タクシー事業者」という。）は、当該事業の用に供する自家用車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）に基づき、以下の点検を行い、当該車両の保安基準（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。）に適合するように維持するために必要な整備を行うこととされている。

- ・ 運行前点検（1日に1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検をいう。）
- ・ 中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検をいう。以下同じ。）
- ・ 年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検をいう。以下同じ。）
- ・ 開始前点検（自家用車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検をいう。以下同じ。）

また、このうち中間点検については、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月当たり15日未満又は40時間未満である場合、次回の間中間点検を、点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）の「3か月ごと項目」に定められた点検項目に代えて、車両整備管理通達別添に基づく簡略化された点検項目（国土交通省において、自家用車における点検項目の故障率や車両の基礎的な安全性を踏まえ、保安上必要であると整理され

た点検項目をいう。)で実施すること(以下「簡略版中間点検」という。)ができるとされている。

一方、簡略版中間点検は、自動車特定整備事業者(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第4項に基づく自動車特定整備事業(同法第77条の自動車特定整備事業をいう。)の認証を受けた者をいう。)だけでなく、自家用車の使用者(以下「自家用車使用者」という。)自ら行うことが可能であることが想定され得るものとしているが、自家用車活用事業を行っている一部の法人タクシー事業者において、以下の要因により、簡略版中間点検であったとしても、認証工場(道路運送車両法第78条第1項に基づく認証を受けた特定整備を行う事業場をいう。以下同じ。)において行うことが必要と認識している実態が確認されている。

- ・車両整備管理通達において、自家用車使用者自ら簡略版中間点検を行うことが可能である旨が明記されていないこと。
- ・自動車運送事業(道路運送法第2条第2項に基づく許可を受けたものをいう。)の用に供する自動車の定期点検整備(特定整備を伴うものに限る。以下同じ。)を反復継続的に行うことができるのは認証工場に限られるため、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者が、当該事業の用に供する自家用車についても同様に定期点検整備を行うことができるのは認証工場に限られると誤認している場合があること。

その結果、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者からは、認証工場に自家用車を持ち込むことなどによる、自家用車使用者、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者や、人手不足が深刻化している自動車整備士(道路運送車両法第55条第1項に基づき行う自動車整備士技能検定に合格した者をいう。以下同じ。)の負担が生じているとの声がある。

以上を踏まえ、国土交通省は、全国の移動の足不足及び地域交通の担い手不足の解消に向けて、自家用車活用事業を促進する観点から、安全性の確保と両立させつつ、自家用車使用者、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者及び自動車整備士の負担を軽減するため、以下の事項について、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者の意見を踏まえつつ、通達等で明確化した上で、法人タクシー事業者等に周知する。

- ・自家用車使用者自ら簡略版中間点検を行うことが可能であること。
- ・認証工場と同様、自家用車使用者自ら適切かつ円滑に行うことが可能な簡略版中間点検の具体的な実施方法。

(3) 自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し

【a, b : 令和8年度措置】

<実施事項>

過疎地域や高齢化が進む地域等で、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスを提供することが困難な場合に、住民の生活を支えるための移動手段を確保するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）など、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）が自家用車を用いて有償にて旅客を運送する制度である自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）については、令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。以下同じ。）に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）の見直し、運行主体の市町村等からの委託を受けた株式会社の参画が可能であることの明確化などの制度改善が逐次なされており、令和8年3月末時点で、681市町村で活用されている。

こうした中、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン等を示した「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国土交通省物流・自動車局長通知）においては、ローカルルールに対する考え方として、客観的な根拠に基づかないものは認められないとされた上で、同規則第4条の2第1項及び第2項に規定する地域公共交通会議の構成員は、不合理なローカルルールが存置されていると考える場合には、その旨を地域公共交通会議に申し出ることができ、当該申出があった場合には、地域公共交通会議において、当該ローカルルールの適切性について改めて検証を行い、適時適切に見直しを行うこととされている。

一方、自家用有償旅客運送者であるNPO法人等は、地域公共交通会議によっては、その構成員ではない場合があることから、①地域公共交通会議において定められたローカルルールの背景や理由を把握できない、②その長が地域公共交通会議を主宰する市町村に問い合わせても十分な回答がなされない、③地域公共交通会議に対し、ローカルルールの見直しを提案することができないなどの声がある。

また、一部の市町村においては、地域交通を担当する職員の不足によって職員一人当たりの業務負担が増大していることや、1～2年程度の短期間での人事異動の影響で地域交通制度に係る情報・知見が蓄積されにくいことな

どにより、同法第 78 条第 2 号を始めとする自家用有償旅客運送に関する規定の趣旨について、正しい理解や知見が不足しており、適切な回答が得られない場合が依然として存在しているとの声がある。

以上を踏まえ、全国の移動の足不足及び地域交通の担い手不足の解消に向けて、持続的かつ合理的な自家用有償旅客運送を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、持続的かつ合理的な自家用有償旅客運送が促進されるよう、地域公共交通会議において定められたローカルルールの見直しを検討する機会を十分に確保する観点から、以下の事項を市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者に周知するよう、各地方運輸局長等に対する関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。
 - ・地域公共交通会議は、自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路運送法施行規則第 4 条の 2 第 1 項において、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている同規則第 49 条に規定する N P O 法人等を構成員とすることとされていること、また、自家用有償旅客運送の円滑な実施や地域の輸送資源を最大限に活用するため、現に地域公共交通会議の構成員ではない自家用有償旅客運送者である N P O 法人等のほか、教育施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の運営者等を含め、より多様な主体により構成することが望ましいこと。
 - ・この場合において、全ての自家用有償旅客運送者を地域公共交通会議の構成員とすることが合理的ではない場合においても、地域公共交通会議において、自家用有償旅客運送を行っている N P O 法人等を含め、より多様な主体から幅広く意見を聴取するなどの機会を設けること。
- b 国土交通省は、不合理なローカルルールの見直し等を促進する観点から、道路運送法施行規則第 51 条の 10 第 2 項に基づき、同条第 1 項に基づく更新登録申請書の提出の際に添付を省略することができることとされている書類について、当該書類の内容に変更がないにもかかわらず、指定都道府県（道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）第 4 条第 1 項に基づき国土交通大臣が指定する都道府県をいう。）や指定市町村（同項に基づき国土交通大臣が指定する市町村をいう。）においてローカルルールとして省略を不可とする運用を行っていないかや、更新登録手続に関する情報提供を行っている市町村において権限行政庁（同規則第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）と異なる情報を提供していないかなど、国土交通省が定める自家用有償旅客運送の規制の運用等の状況に加え、各地域公共交通会議において定められたローカルルールの好事例や不合理なローカルルール

の見直し事例、見直しの進捗等について把握を行い、その結果を好事例等として取りまとめ、市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者を含め、広く周知する。

(4) 自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化【再掲】

【a：令和8年度上期措置、

b：令和8年度措置、

c：令和8年度内を目途に結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国において、自動運転は、交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月16日閣議決定）において、2030年度における自動運転サービス車両（公共交通を担う全国のバス及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。）数を1万台とする数値目標を新たに設定している。

自動運転のプログラムは、従来、エンジニアが作成する「ルールベース」（人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。以下同じ。）で開発されていたが、直近では、路上を走行し、その運転をAIに自己学習させる手法である「AIベース」での開発が急速に進んでいる。AIの学習の速度及びそれによって実現される運転の精度は、エンジニアによるプログラミングの速度及び精度を遥かに上回り、従来の「ルールベース」の開発では対応できなかった自動運転（未知の状況への対応、隘路におけるすれ違い等）がより安価かつ短期間で可能となっている。

さらに、「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案（先行検討分を除く）」（令和8年4月16日戦略分野分科会（令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。））においては、日本の自動車産業は、製造品出荷額等は約72兆円で、輸出額の約16%、就労人口の約8%を占める日本経済の柱であり、販売台数の世界シェアは約25%を占めているが、海外では自動運転関連の巨額投資が進み、米国Waymo社等、多数のプレイヤーがモジュール型AI（認識や経路判断を別々のAIで処理する手法をいう。以下同じ。）を実装し、レベル4（システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同じ。）の無人自動運転タクシーサービス等を開始している一方、我が国の自動運転の多くは実証の

フェーズで、レベル4の無人自動運転タクシーサービスの事業化に至っていない現状がある。また、「AIベース」の中でも、E2E（End to End AI（認識から経路判断までを全て単一のAIで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法）をいう。以下同じ。）について、莫大なコストが必要となる高精度三次元地図が不要であり、様々な環境でも走行可能な革新的アプローチであることから、経路が一定のバスやトラックにおいてはモジュール型AIも有効だが、E2Eが今後の自動運転のコアになる見込みである中で、E2Eの開発に必要な計算基盤・データの不足等の開発環境の整備や、供給側・需要側の中長期的な投資判断やインフラ整備等の関連投資判断のための自動運転の用途ごとの社会実装時期・水準の見通しの提示などの導入環境の整備についての課題が示されている。

こうした中、令和6年度警察庁委託調査研究「令和6年度自動運転の拡大に向けた調査研究報告書」（令和7年3月警察庁公表）においては、自動運転車の開発上課題となる具体的な交通上の場面について、関係規定の法解釈や開発の目安となる事例に関する意見交換を事業者と警察庁との間で継続的に実施していくことが適当であるとの結論が示された。

そこで、警察庁は、令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和7年10月には、道路交通法（昭和35年法律第105号）の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」（以下「意見交換枠組み」という。）を設置するとともに、令和7年11月には、自動運転車の開発に当たって課題となる具体的な場面についての自動運転車の開発事業者等に対する書面ヒアリングの結果に基づき、自動運転車の開発事業者等との意見交換会を開催するなどの対応を行い、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化を図った。

また、国土交通省においては、E2E等のAI搭載を念頭に置いたL2++車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（L2車両）のうち、AIを活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）について、開発事業者の予見可能性を高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車に対する世の中の認知度と社会受容性を高めるため、L2++車が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良L2++車認定制度」という。）の創設に向けた検討を実施している。

一方、これらの取組については、開発事業者等から以下の声などがあり、自動運転の推進に向け、警察庁は意見交換枠組みの周知や対応事例の共有を、

国土交通省は優良L2++車認定制度の創設や、迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方の検討を早急に行う必要がある。

- ・レベル4に相当する自動運転の社会実装に向けて取組を進める中、交通ルールの解釈の明確化については、例えば、第一車線に路上駐車車両が多く存在する際、道路交通法上、道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合は、第二車線を走行し続けることができるかとされている一方、原則としては第一車線を走行することが求められていることから、路上駐車車両に一定の間隔が空いていた場合にどのように対応すべきかが不明確であるという課題が存在しているが、自動運転バスの開発事業者等は意見交換枠組みの役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていない。
- ・国土交通省において検討されている優良L2++車認定制度について、今までにない技術を取り扱うことを踏まえ、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべき。
- ・自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべき。

以上を踏まえ、全国の移動の不足の解消に向けて、レベル4、E2E等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

全国の移動の不足の解消に向けて、レベル4（システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同じ。）、E2E（End to End AI（認識から経路判断までを全て単一のAIで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法）をいう。以下同じ。）等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。

- a 警察庁は、我が国において自動運転が交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月16日閣議決定）において、2030年度における自動運転サービス車両（公共交通を担う全国のバス及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。）数を1万台とする数値目標を新たに設定している一方で、開発事業者等からは、交通ルールの解釈の明確化について、例えば、道路交通法（昭和35年法律第105号）では車両の左側寄り通行について規定されており、第一車

線に路上駐車車両が多く存在する場合における走行方法等に関する課題が存在しているが、令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和7年10月に警察庁が設置した、道路交通法の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」（以下「意見交換枠組み」という。）の役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていないとの声があることなどを踏まえ、レベル4に相当する自動運転車の社会実装を迅速かつ円滑に進めるため、意見交換枠組みについて、以下の措置を講ずる。

- ①警察庁は、警察庁ウェブサイトの意見交換枠組みの掲載箇所に、意見交換枠組みの利用に当たって参考となる事例を掲載するとともに、少なくとも国又は地方公共団体が実施する自動運転関連事業に参画している開発事業者等から意見交換枠組みを通じて要望があった場合には、意見交換枠組みにおける対応事例を共有すること。なお、当該対応事例について、更新があった場合には、更新した内容も含めて共有すること。
 - ②警察庁は、国土交通省及び経済産業省と共に作成している「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（第2版）」（令和7年7月警察庁・経済産業省・国土交通省取りまとめ）等において、上記①の内容も含め、意見交換枠組みの内容を記載することにより、国土交通省及び経済産業省と連携し、両省が実施している自動運転関連事業に参画している開発事業者等に対して、要望があった場合には意見交換枠組みにおける対応事例の共有が可能であることも含めた意見交換枠組みの周知を行うこと。
 - ③警察庁は、意見交換枠組みにおける対応事例について、各都道府県警察に周知し、現場における交通ルールの解釈の明確化及び対応の均質化を図ること。
- b 国土交通省は、自動運転の開発手法について、従来の「ルールベース」（人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。）に加え、「A I ベース」（路上を走行し、その運転をA I に自己学習させる手法をいう。以下同じ。）での開発が急速に進み、さらに「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案（先行検討分を除く）」（令和8年4月16日戦略分野分科会（令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。)) において、「A I ベース」の中でも、E 2 E が今後の自動運転のコアになることが示されていることから、「A I ベース」の自動運転を含む自動運転の推進に当たり、開発事業者の予見可能性を一層高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車両に対する世の中の認知度及び社会受容性を高

める観点から、E2E等のAI搭載を念頭に置いたL2++車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（L2車両）のうち、AIを活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良L2++車認定制度」という。）を創設することとされている一方で、開発事業者から、今までにない技術を取り扱うことから、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべきとの声があることなどを踏まえ、優良L2++車の迅速かつ円滑な普及を実現するため、優良L2++車認定制度に関する手続の円滑化を行う。具体的には、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、安全性を確保した上で、開発事業者に過度な負担がかからない申請手続となるよう、他の制度（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に基づく自動車の検査等）で提出した書類がある場合には再度提出させないようにするほか、申請から認定までに至るまでのフローを図示するとともに、各プロセスにおける主な審査事項、審査基準等を明らかにするなど、優良L2++車の認定に係る審査事項、審査基準等の審査内容及び手続の明確化を図ることで、開発事業者が迅速かつ円滑に申請手続を行うことができる優良L2++車認定制度を創設する。

- c 国土交通省は、自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべきとの声があること、また、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）及び「第3次交通政策基本計画」において、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組を行うこととされていることを踏まえ、交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を勘案し、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、引き続き検討し、令和8年度内を目途に結論を得て、必要に応じて速やかに法案を国会に提出する。

ク 限定訪問特定整備の法定点検の可能化

【a, b：令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

＜実施事項＞

自動車の使用者には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条に基づき、自動車を保安基準に適合するように維持させるため、同法第47

条の2に定める日常点検整備と、同法第48条に定める定期点検整備（以下「法定点検」という。）等が必要とされている。このうち、法定点検において行われるエンジンや制動装置（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第12条第1項に基づき、走行中の自動車が高確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものをいう。以下「ブレーキ」という。）等の取り外し等の安全上重要な整備である特定整備（同法第49条第2項の特定整備をいう。以下同じ。）を伴う事業は自動車特定整備事業（同法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する。自動車特定整備事業を営もうとする者は、同法第78条に基づき、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場（以下「認証工場」という。）ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないが、当該事業の認証を受けるためには、同法第80条に基づき、以下の要件を満たすことが求められている。

- ・事業場の設備について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条で定める要件を満たす場所、作業機械など、体制を有すること。
- ・従業員について、自動車整備士（同法第55条第1項に基づき行う自動車整備士技能検定に合格した者をいう。以下同じ。）等の、同規則第57条第6号及び7号の要件を満たす者を有すること。
- ・申請者が、同法第80条第1項第2号イからニまでに定める欠格事由に該当しない者であること。

こうした中、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）令和8年4月分」によると、令和7年度における自動車整備・修理工（自動車整備士を含む）の有効求人倍率は5.15倍と、全職種平均の有効求人倍率1.10倍を大きく上回っており、その要因として、平成27年から令和7年までの約10年間において、我が国の自動車保有台数は約2.4%増加している一方で、自動車整備士数は、少子化や若者の車離れ等を背景に約2.0%減少していることが考えられる。

こうした自動車整備業界の人手不足に対応するため、国土交通省は、令和7年に道路運送車両法施行規則を一部改正するとともに、「自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程」（令和7年国土交通省告示第255号。以下「実施規程」という。）において、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において以下の特定整備を行うことを可能とする訪問特定整備制度を創設した。

- ・実施規程第2条第1号に基づき、一定の期間に限り、道路運送車両法施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる自動車特定整備事業を行う場

合の事業場の設備基準を満たす設備を設置した場所で特定整備を行うこと（以下「訪問特定整備」という。）。

- ・実施規程第2条第2号に基づき、同号イからハマまでに掲げる訪問特定整備に該当する場所以外の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所で許された特定整備（以下「一部の特定整備」という。）を行うこと（以下「限定訪問特定整備」という。）。

特に限定訪問特定整備については、例えば、故障のため整備が必要な自動車があった場合に、実施規程第2条第2号に定める要件を満たす場合には、認証工場の従業員が、当該自動車を認証工場に移動させることなく特定整備を行うことが可能となり、認証工場の従業員が当該自動車を回送する業務負担の削減につながる。このため、限定訪問特定整備の活用を促進することで、人手不足が深刻化する自動車整備業界における更なる生産性の向上が期待されている。

こうした中、同時期に数十台規模の法定点検を自動車特定整備事業者に依頼する可能性があるリース事業者等においては、当該依頼を行う際に、認証工場を確保できず、適切な時期に点検・修理ができない等のケースが全国的に増加している一方で、以下の理由で限定訪問特定整備を法定点検時に活用することができず、法定点検の都度、自動車特定整備事業者が車両を1台ずつ認証工場に回送するという業務負担が発生していることから、自動車特定整備事業が効率的に実施されていないとの声がある。

- ・限定訪問特定整備で認められている一部の特定整備は、実施規程第2条第2号に基づき、自動車の修理を目的とする場合に限定されていることから、法定点検を目的とする場合においては、制度の対象外とされていること。
- ・限定訪問特定整備で認められているブレーキに関する整備は、同号イに基づき、ディスクブレーキのブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッドの交換に限定されていることから、ドラムブレーキにおいては、制度の対象外とされていること。

以上を踏まえ、リース事業等の物流や移動の足の確保に資する事業において、自動車整備工場の人手不足に対応する観点から、安全性の確保と両立させつつ、自動車整備士の負担を軽減し効率的な自動車整備を促進するため、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、法定点検の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程を改正するなど所要の措置を講ずる。

- b 国土交通省は、ドラムブレーキの交換の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、実施規程における一部の特定整備の対象範囲にドラムブレーキの交換を含めるため、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程第2条第2号イにドラムブレーキの交換を含めるなど所要の措置を講ずる。

2 健康・医療・介護

<基本的考え方>

我が国では、高齢者人口の増加等を背景に、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することや、ケアを必要とする介護サービス利用者が増加することなどが見込まれている一方で、少子化等を背景に、生産年齢人口の減少が見込まれており、現在のみならず将来にわたり、地域を問わず、医療従事者及び介護人材の確保が深刻な課題である。

また、高齢者や人口減少については、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地方部や高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によってそのスピードに大きな差があり、医療・介護サービスの需要と供給の変化に地域差が生じている。

こうした中、人口規模や地理的条件、医療従事者・介護人材の確保の状況等が地域ごとに大きく異なり、地域によっては、必要な医療・介護サービスの提供体制等を維持することが困難となる状況が生じるとともに、将来にわたって医療・介護サービスの持続性を確保することが困難となっている。

こうした課題の解決を図るためには、現場の実態、地域の実情等に応じ、患者・利用者の視点に立った柔軟な対応が可能となるよう、安全性を確保するとともに、医療従事者及び介護人材の負担軽減を考慮しつつ、必要かつ効率的・効果的な医療・介護サービスの提供体制等を持続的に確保することが一層重要であるが、現行の関係法令及びその運用が制約となり、利用者の不利益となっていることがある。こうした状況を踏まえ、医療・介護サービスの提供においては、人材や資源に制約があるとともに、地域における現場は多様であることを前提とした上で、現場の実態、地域の実情等に応じ、患者・利用者の視点に立った柔軟な対応が可能となるよう、安全性を確保するとともに、医療従事者及び介護人材の負担軽減を考慮しつつ、必要かつ効率的・効果的な医療・介護サービスの提供体制等を持続的に確保するため、関係法令及びその運用を不断かつ柔軟に見直す必要がある。

このため、医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直しなどを行っていく必要がある。

また、人口減少や高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や災害の発生した地域など、多種多様な現場があることや働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている。

こうした状況等を踏まえ、実際に医療現場の課題解決を図るためには、患者に恩恵がもたらされるよう、地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化などを行っていく必要がある。

また、これまでの規制改革実施計画における実施事項のうち、規制改革推進会議の評価区分が「解決」となっていないものについては、実施時期を絶対化せず、可能なものから前倒しして速やかに実施することが重要であり、必要に応じて規制改革推進会議で議論等を行うことを含め、引き続きフォローアップを行い、速やかな実現を促すことが必要である。特に、規制改革実施計画の実施時期どおり措置が完了しておらず、規制改革実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるものが生じないよう、今後、令和6年6月の規制改革実施計画の「患者本位のプライマリ・ケアの体制整備」などについても、規制改革推進会議で議論等を行うことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、各実施事項（本答申において、「措置済み」のものを除く。）については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に、規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

ケ 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し

（１）特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等

【a：措置済み、b：令和8年検討開始、令和8年度結論、令和9年上期までに速やかに措置】

<実施事項>

我が国では、生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、令和25年（2043年）には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することなどが見込まれている。一方、高齢化や人口減少については、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地方部や高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によってそのスピードに大きな差があり、介護サービスの需要と供給の変化にも地域差が生じている。

こうした中で、介護職員に加え介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護職等の専門職等といった介護人材の確保ができず介護サービスの提供体制の維持が困難となる地域や、基準該当サービス（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定められる、指定居宅サービス（要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業に係る基準の一部を満たしていないが、所定の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービス等をいう。以下同じ。）を利用してなお必要な介護人材の確保が困難である地域があるなど、一部の地域では既に介護サービス提供体制を維持することが困難となっている実態もある。

さらに、第9期介護保険事業計画に基づき介護職員の必要数を集計すると、令和4年度（2022年度）の約215万人と比較して、令和8年度（2026年度）までに約25万人、令和22年度（2040年度）までに約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計されている一方で、令和5年（2023年）には介護職員数が初めて減少に転じ、令和6年（2024年）はほぼ横ばいで推移し、令和6年10月1日時点で約212万人であった。さらに、介護関係職種の有効求人倍率は恒常的に全職業の有効求人倍率と比較して高い水準にあり、令和7年11月時点で4.12倍であり、介護人材の確保が将来にわたって深刻な課題である。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省は、人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等に向けて、社会保障審議会介護保険部会において検討し、以下の事項を適当であるなどとした「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会。以下「意見」という。）を取りまとめるなど一定程度検討・取組等が進んでいる。

- ・基準該当サービス及び離島等相当サービス（指定居宅サービス及び基準該当サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者に対し、市町村等（保険者）が条例等で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービスをいう。以下同じ。）（以下これらを「特例介護サービス」という。）に加えて、地域特性等の実態を踏まえた対応や異なる介護サービス間の連携による配置基準の柔軟化・合理化（①特例介護サービスの枠組みの拡張（「中山間・人口減少地域」（高齢者

人口が減少し、サービス需要が減少する地域をいう。以下同じ。)における、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行う、施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象とした特例介護サービスの新たなタイプの設置)、②地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み(特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価(月単位の定額払い)を選択可能とすること)、③介護サービスを事業として実施する仕組み(「中山間・人口減少地域」における柔軟な介護サービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が関与する事業(地域支援事業の一類型)により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者が通所介護・訪問介護等(複数のサービスの組合せを含む。)の介護サービス提供を可能とする仕組みを設けること。))

- ・介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し(法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みの廃止等)

また、介護サービスの質を評価する仕組みの見直しについては、厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和9年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会等において引き続き検討を行うこととしている。

さらに、令和6年4月時点で、基準該当サービスの実施保険者数は38都道府県206保険者、離島等相当サービスの実施保険者数は19都道府県31保険者となっている中、意見において、「中山間・人口減少地域」における特例介護サービスの新たなタイプの具体的な要件については介護給付費分科会等において引き続き議論を行うこととされているが、その具体の検討に当たっては、基準該当サービスを実施していない市町村や離島等相当サービスの対象地域ではない市町村等から、以下に掲げる声や指摘など、介護人材の確保が将来にわたって深刻な課題であることなどを踏まえ、介護サービス提供体制を維持するため、柔軟な対応が可能となるような制度設計を求められている。

- ・離島等相当サービスの対象地域ではない市町村(その一部の区域に離島等相当サービスの対象地域を含む市町村を含む。)でもサービス提供体制が困難になりつつあることから、特例介護サービスの新たなタイプの対象地域の設定において、「中山間・人口減少地域」の対象となる地域の範囲は、地域の実情も踏まえて幅広に設定すべきとの声。

- ・介護サービスの担い手不足が深刻な地域にある小規模事業者等においては、特例介護サービスの新たな類型の適用の前提とされているICT機器の活用等が過度な負担になるとの懸念の声。
- ・地域の実情に応じたサービス提供体制を維持するため、まずは、「中山間・人口減少地域」を対象とする特例介護サービスの新たな類型の人員配置基準の緩和等について、介護サービスの質（アウトカムを含む。）を含めて適切に検証・評価を行う必要があるとの指摘。

以上を踏まえ、令和7年6月の規制改革実施計画に基づく、「高齢者の自立した日常生活を支援する」という介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質の確保に留意しながら、介護サービスの提供体制を維持する観点から、既存の配置基準にとらわれない地域の実情に応じたより効率的・効果的な対応が可能となる制度及び運用の見直しなどを早急に進めるため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、現行の基準該当サービスを活用してもなお介護サービス提供体制の維持が困難な地域があるとの指摘があることなどを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、特例介護サービスの新たな類型を設けることを検討し、結論を得る。

その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、令和8年上期の国会に必要な法案を提出する。その際、「中山間・人口減少地域」の対象範囲が人口減少率等の客観的要件等によって過度に限定されないようにする。

- b 厚生労働省は、特例介護サービスの新たな類型の具体的な要件の検討に当たっては、以下の事項を含めて、令和8年度までに社会保障審議会介護給付費分科会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。

- ・「中山間・人口減少地域」の対象範囲について、「大都市部」（高齢者人口が令和22年（2040年）にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域をいう。）及び「一般市等」（高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が令和22年（2040年）までの間に増加から減少へ転じる地域をいう。）においても既に介護サービスの提供が困難となるエリアを有する地域があることから、その範囲を過度に限定しないことや、具体的な対象地域の特定においては、人口減少率等の客観的要件のみならず市町村の意向が反映されるプロセスとすること。
- ・特例介護サービスの新たな類型について、意見において「職員の負担への配慮の観点から、ICT機器の活用等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うこと」などが示されているが、

既にサービスの担い手不足が深刻な地域にある小規模事業者等においては高齢の介護職員が多く、ICT機器の活用等が困難であるとの声があることから、事業者の規模等にかかわらず実効性のある制度とするため、特例介護サービスの新たなタイプの具体的要件については、介護記録ソフトなど必要最小限にすることとし、過度な負担とならないようにすること。

- ・地域の実情に応じたサービス提供体制を維持するため、特例介護サービスの新たなタイプの人員配置基準や包括的な評価の仕組みについて、他の介護サービスに比べ（特例介護サービスの新たなタイプによるサービスと当該サービスと同種の既存の介護サービスとの比較など）、介護サービスの質（人的配置等の構造（ストラクチャー）、サービスの実施内容（プロセス）及びサービスによりもたらされた利用者の状態変化等（アウトカム）に関するものをいう。）が確保されているかを含め、柔軟かつ効率的かつ効果的なサービス提供が行われているかの検証・評価の在り方について検討を行うこと。

（２）特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進

- 【a：(①) 令和 7 年度以降令和 11 年度まで継続的に措置、
(②) 令和 11 年度までに検討・結論、令和 12 年上期までに速やかに措置、
(③・④) 令和 7 年度検討開始、令和 8 年度結論・措置、
b：令和 7 年度検討開始、令和 8 年度結論・措置、
c：令和 9 年上期までに措置】

＜実施事項＞

介護人材の不足が深刻化する中、令和 4 年 6 月及び令和 6 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、厚生労働省は、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、令和 6 年度介護報酬改定、具体的には指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の改正により、高齢者施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準について、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化した。具体的には、令和 6 年度から、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム。以下「特定施設」という。）について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3（要支援者

の場合には 10) 又はその端数を増すごとに 0.9 以上であること」とすることなどを可能とする制度（以下「特例的柔軟化制度」という。）を新設した。

また、厚生労働省は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや I C T 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、令和 6 年度介護報酬改定、具体的には「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）により、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）、インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器も含む。以下同じ。）及び介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する I C T 機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。以下同じ。）のテクノロジーを全て導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、生産性向上の取組の成果を確認した上で、事業年度ごとに 1 回、実績データの報告を行うことを要件とし、生産性向上のための継続的な取組を評価する生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を新設した。

さらに、厚生労働省は、令和 6 年 7 月、「令和 6 年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の解説」（令和 6 年 7 月厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室）を公表し、指定権者、介護事業者等に周知した。

令和 8 年 3 月末時点で、特例的柔軟化制度の適用を受けている施設として厚生労働省に報告があったのは 3 法人 46 施設、令和 7 年 8 月時点で、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の取得割合は全介護事業者の 2.7%、特定施設の 7.9%であり、特例的柔軟化制度や生産性向上推進体制加算を活用した、介護現場における生産性向上の取組が進められている。

一方、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「特定施設通知」という。）及び「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和 6

年3月15日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「生産性向上通知」という。)で示されている、これらの制度や加算の適用要件等について、介護現場における生産性向上に取り組む介護事業者団体や市町村等からは、以下に掲げる声など、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図ることを前提として、介護事業者の負担軽減を求められている。

- ・特例的柔軟化制度の適用要件として、介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる直接介護業務時間の割合が介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後で増加していることが求められるが、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びICT等のテクノロジーの活用、利用者の入退去による直接介護業務時間の変動などにより適用要件を満たさない場合があり、利用者の満足度や介護職員の心理的負担の状況とあわせて、一定程度の裕度を考慮する必要があるとの声。
- ・特例的柔軟化制度の適用要件の確認や生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の生産性向上の取組成果の確認及び事業年度ごとの実績データの報告のために必要となる介護業務に係るタイムスタディ調査について、調査対象項目が24項目と多い上、各項目毎日10分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声。
- ・特例的柔軟化制度及び生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件として、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後1か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさない場合があるが、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、特定施設通知及び生産性向上通知に示されている「試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」等に該当するか否かなど解釈が不明確であるとの声。
- ・介護事業者が生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件（超過勤務時間や年次有給休暇の改善等）を毎年度改善が求められるものと過度に厳しく誤認しているなど、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の制度（適用要件を含む。）を十分理解できておらず、当該制度の活用が進んでいないとの声。

こうした状況やこれらの指摘等を踏まえ、介護事業者の負担軽減及び不適切なローカルルール防止を図りつつ、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、特定施設通知で示されている介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認について、特例的柔軟化制度創設時と比べて直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びICT等のテクノロジーが広く活用されつつあるなどの状況変化や、こうした新たなテクノロジーの活用を促進し介護職員一人当たりの生産性向上を着実に実現する制度に機動的かつ柔軟に見直すべきであるとの指摘や、利用者の満足度や介護職員の心理的負担といったアウトカムで悪化が見られないことで評価すべきであるとの声があることなどを踏まえ、例えば、間接業務時間の削減に資する介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入に限定した効果検証にすることや、介護職員一人当たりの生産性向上に必要な最小限の適用要件となるよう、以下の事項を含め、見直しを検討し、必要に応じて社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴いた上で、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。この検討に当たっては、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を前提として、介護事業者の創意工夫を阻害しないよう配慮する。

①特例的柔軟化制度の適用要件として、主に間接介護業務時間の減少に資する見守り機器、インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器及び介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器のテクノロジーが対象とされているが、特例的柔軟化制度創設時と比べてテクノロジーの活用状況等に変化があることから、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資するテクノロジー活用を行う先進的な特定施設において、生産性向上の取組による業務時間の変化を定量的に取得するなどの実証事業を実施し、介護の質の確保や介護職員の負担軽減についての検証を行うこと。

②介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる直接介護業務時間の割合が介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後で増加していることが求められるが、介護事業者の創意工夫による、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びICT等のテクノロジーの活用を阻害するおそれもあることから、①の検証を踏まえ、直接介護業務時間の減少が認められる結果が出た場合には、直接介護業務の生産性向上に資するテクノロジーの活用を図るため、直接介護業務時間に関する

る要件について所要の見直しを検討するなど、介護現場の実態に合う方向で適用要件を見直すこと。

③介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等による業務時間のタイムスタディ調査について、調査対象項目が24項目と多い上、各項目毎日10分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様等に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声があることから、調査対象項目の簡素化（例えば、直接介護業務、間接介護業務、その他（休憩時間及び余裕時間を含む。））や、介護事業者が導入している介護記録ソフトウェア等の仕様等に合わせた業務項目の柔軟化など、タイムスタディ調査に係る事務負担を軽減すること。

④特例的柔軟化制度の適用要件として、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後1か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさない場合があることから、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、特定施設通知に示されている「試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」に該当することなど総業務時間や超過勤務時間の増加の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については、調査の集計結果を調整できる旨を明確化すること。

b 厚生労働省は、生産性向上通知で示されている、①生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告及び②生産性向上の取組による業務の効率化及び介護サービスの質の確保並びに介護職員の負担軽減に関する成果があることの確認について、こうした新たなテクノロジーの導入を促進し介護職員一人当たりの生産性向上を着実に実現する制度に機動的かつ柔軟に見直すべきであるとの指摘や、利用者の満足度や介護職員の心理的負担といったアウトカムで悪化が見られないことで評価するべきであるとの声があることなどから、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（以下「生産性向上推進体制加算」という。）を適用する事業者から提出される年度ごとの実績報告の分析結果等を踏まえ、生産性向上の取組による生産性向上の効果検証を十分に行った上で生産性向上推進体制加算の在り方について、例えば、間接業務時間の削減に資する介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入に限定した効果

検証にすることや、介護職員一人当たりの生産性向上に必要最小限の適用要件とするなど、新たなテクノロジーの導入を促進し生産性向上を着実に実現する制度となるよう、以下の事項を含め、見直しを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。この検討に当たっては、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を前提として、介護事業者の創意工夫を阻害しないよう配慮する。

- ・介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等による業務時間のタイムスタディ調査について、調査対象項目が24項目と多い上、各項目毎日10分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様等に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声があることから、調査対象項目の簡素化（例えば、直接介護業務、間接介護業務、その他（休憩時間及び余裕時間を含む。））や、介護事業者が導入している介護記録ソフトウェア等の仕様等に合わせた業務項目の柔軟化など、タイムスタディ調査に係る事務負担を軽減すること。
 - ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件として、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後1か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさない場合があることから、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、生産性向上通知に示されている「比較対象の期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」に該当するなど総業務時間や超過勤務時間の増加の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については、調査の集計結果を調整できる旨を明確化すること。
- c 厚生労働省は、a及びbの措置を踏まえ、「令和6年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の解説」を改訂するとともに、「令和6年度介護報酬改定 特定施設における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の柔軟化の解説」を新たに作成し、公表した上で、指定権者、介護事業者等に周知する。

コ 医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進

【a：(前段) 令和8年度検討開始、令和9年度結論、
(後段) 前段の結論を得次第検討開始、令和10年度結論、
結論を得次第速やかに措置、

b：令和8年度検討開始、令和10年結論、令和10年度措置】

＜実施事項＞

我が国では、安全性等への配慮から、法令上、医行為は原則として医療に関する教育を受けた職種が実施することとされており、施設介護や在宅介護などの介護現場においてケアを必要とする介護サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、例えば、PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬、経皮吸収型製剤の貼付、穿刺を伴わない血糖測定、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、目視で便が確認できる場合の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置などについて、看護師等が行っている。一方で、高齢者人口の増加等を背景に、ケアを必要とする利用者が増加する中、関係法令上、介護職員が実施可能な行為には制限があることから、介護事業者や医療職及び介護職員の中から、利用者に必要なケアを適時に提供できない場合があり、利用者の不利益となっている事例があるとの指摘がある。令和6年6月の規制改革実施計画において、厚生労働省は、こうした現場実態等を踏まえ、医療職・介護職間のタスク・シフト／シェアを更に推進し、安全性を確保しつつ利用者本位のサービスを実現するため、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち、①PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬等の行為について、医行為ではないと考えられる範囲の更なる整理、②一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化についてその可否を含めて検討し、結論を得た上で、当該結論に応じ、一定の要件の下、介護職員が実施可能とする行為の実現のために必要な法令、研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずることなど、所要の措置を講ずることとされた。

こうした中、厚生労働省は、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じて個別具体的に判断する必要があるとし、特に介護現場で実施されることが多いと考えられる行為（PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬、経皮吸収型製剤の貼付、穿刺を伴わない血糖測定、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、目視で便が確認できる場合

の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置) について検討を行い、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について (その 3)」(令和 7 年 12 月 26 日厚生労働省医政局長通知) において、介護職員が実施可能と整理されていない行為のうち、お薬カレンダーへ一包化された等の医薬品をセットすること、服薬の直前に PTP シートから薬剤を取り出すこと、専門的な管理が必要無いことを医師若しくは看護師が確認した皮膚に、いわゆる湿布を貼付すること、医師又は看護師の立会いの下で安全に行えることを事前に確認された実施者が、蓄尿バッグの破損等尿漏れを確認した際や、蓄尿バッグが膀胱留置カテーテルから外れた際に、膀胱留置カテーテルと未開封・未使用の蓄尿バッグを接続することについては、医行為ではない行為として整理・明確化を行った。一方、目視で便が確認できる場合の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置については、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 17 条の考え方に照らし、医師又は看護師でなければ実施できない行為として整理すると結論が示された。

一方で、我が国においては、令和 25 年 (2043 年) には 65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、医療と介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増加や人口減少が更に進む見通しである中、利用者が適切に医療と介護のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、効果的かつ効率的な医療と介護のサービス提供体制等を確保することが一層重要であるが、介護現場における看護師等の不足が顕在化する中、一定の要件の下で介護職員が実施可能と考えられる行為について、以下の声や指摘がある。

- ・食道ろうによる経管栄養については、介護職員には認められていないが、介護現場において、介護職員による実施が求められている行為であり、社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 第 2 条第 2 項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号) 第 1 条に基づき現に介護職員が実施可能とされている胃ろうや腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養と異なり、これまで厚生労働省において食道ろうの取扱いに関する検討が行われてこなかったとの声。
- ・現行の介護職員が喀痰吸引や経管栄養を実施するための喀痰吸引等研修について、実地研修に係る時間的負担に加えて、対象者及び指導看護師等の確保が困難なこと並びに登録喀痰吸引等事業者による申請手続の煩雑

さが修了者数増加の妨げとなっているとの声や、介護職員が喀痰吸引等の実施ごとに求められる喀痰吸引等実施状況報告書の作成・提出に係る事務負担が大きいとの指摘。

- ・介護現場において、ICT等の活用により、遠隔での医師等による指示・確認の下で、介護職員が実施可能な行為をより広げられることが見込まれるなど、医療職・介護職員間のタスク・シフト/シェアを更に推進すべきとの指摘。

以上を踏まえ、介護現場の実態等に応じた利用者本位のサービスの実現に向けて、安全性を確保しつつ、持続可能な医療と介護のサービス提供体制を確保するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、介護現場で実施される行為のうち医行為に該当する食道ろうによる経管栄養について、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条に基づき現に介護職員が実施可能とされている胃ろうや腸ろうなどによる経管栄養が実施できず、食道ろうを造設した利用者が適時にサービスが提供されず不利益を被ることがないように、一定の要件の下、介護職員が実施可能な行為として食道ろうによる経管栄養を追加することを検討し、結論を得る。

その上で、厚生労働省は、食道ろうによる経管栄養を介護職員が実施可能な行為に追加するとの結論を得た場合には、一定の要件の下、介護職員が当該行為を実施可能とするために必要な法令や研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- b 厚生労働省は、喀痰吸引等の支援実施の意思があり、必要な提供体制を備えた介護事業所等が円滑に取り組めるよう、介護職員による喀痰吸引等の実施のための制度の運用の在り方について、介護事業所及び介護職員の事務負担、実際の介護現場での事故発生状況等を考慮した上で、研修の実施方法、喀痰吸引等の実施報告に係る手続の見直しなどを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

サ 地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化

- 【a：引き続き検討を進め、令和9年上期までに調査研究結果を取りまとめ、
令和9年結論・措置、
b：令和9年度結論・措置】

<実施事項>

我が国におけるオンライン診療は、医師・患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、

医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。一方、例えば、人口減少や高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や災害の発生した地域など、多種多様な現場があることや働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じていることに対しては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなども踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態、働く人々の受診機会を確保することの重要性等を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。

上記を踏まえ、令和7年6月の規制改革実施計画において、厚生労働省は、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しなどについて検討し、所要の措置を講ずることとされた。その後、厚生労働省は、第217回通常国会へ所要の法案を提出し、同法案は一部修正の上、令和7年12月に第219回臨時国会で医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が成立し、令和8年4月、改正法のうち医療法（昭和23年法律第205号）におけるオンライン診療に関する規定の施行（以下「改正法の一部施行」という。）がされるなど、上記課題への一定の対応が行われた。

一方、改正法の一部施行により、医療法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設において、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）を実施する場合に、看護師等に一般に診療の補助を行わせることが可能とされたが、厚生労働省は、その一部施行に当たって発出した「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日厚生労働省医政局長通知）において、オンライン診療受診施設における診療の補助の実施には整理すべき事項があるとし、今後検討の上、診療の補助に伴い生じる医療廃棄物の処理や看護師等に持込み・使用等させる場合の医療機器の安全管理などに関する留意事項を周知するほか、採血、注射、エコー検査などの個々の行為に関す

るガイドライン等の整備を行う予定である旨を示している。これらの事項について、これまでに厚生労働省は、現状のD to P with Nの運用状況に関する調査研究を進め、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の在り方等に関する検討を行っているが、実際に現場のオンライン診療の取組が普及するとともに円滑化し、患者に恩恵をもたらすことを担保するという観点が引き続き求められる。

以上を踏まえ、引き続き地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化を図るため、患者本位の立場から、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、オンライン診療受診施設でD to P with Nを実施する場合における看護師等による診療の補助について、現状のD to P with Nの運用状況に関する調査研究の結果を取りまとめ、その結果を踏まえつつ、以下の事項を含めて必要な留意事項の周知及びガイドライン等の整備を行う。

- ・オンライン診療受診施設として届出されたオンライン診療専用車両等においても、点滴、注射、血液検査、尿検査、超音波検査、心電図検査などの一定の診療の補助行為が可能であることを明確化すること。
- ・診療の補助行為を行うに当たって、オンライン診療受診施設やオンライン診療を実施する医療機関等に求める設備、体制等については、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限のものとすること。
- ・オンライン診療受診施設において診療の補助行為を行うに当たって前提となる医薬品及び医療機器の看護師等による一時的な保管・運搬を、医師・医療機関の管理責任の下、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限の条件の下で可能であることを明確化すること。

b 厚生労働省は、aの措置等を踏まえ、適正なオンライン診療の更なる普及及び円滑化を実現するため、オンライン診療受診施設におけるD to P with N時の診療の補助行為について診療報酬上の取扱いを明確化することを含め、所要の措置を講ずる。

3 働き方・人への投資

シ シフト制における適正な年次有給休暇の取得等

【a：措置済み、

b, c：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

d：令和8年度措置】

<基本的考え方>

人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、労働日や労働時間を一定期間ごとに調整し、特定するような働き方が取り入れられている。典型的なケースでは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態（以下「シフト制」という。）が取られている。

シフト制には、その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で労働契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争が発生することがある。このため、厚生労働省は、令和4年1月、「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」（令和4年1月7日厚生労働省労働基準局長、厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省雇用環境・均等局長連名通達）を発出し、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を、一覧性をもって示し、使用者においては当該留意すべき事項を踏まえて、適切な雇用管理を行うことが望まれるとしており、留意すべき事項として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項及び第2項に基づき、使用者は、労働者の雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したときは、同法所定の日数の年次有給休暇を与えなければならない、同条第3項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない、また、労働者が年次有給休暇を取得した日については、労働者の就労義務が消滅する一方で、同条第9項に基づき、使用者は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金等、一定の賃金を支払わなければならないが、シフト制労働者（シフト制を内容とする労働契約（以下「シフト制労働契約」という。）に基づき就労する労働者をいう。以下同じ。）の場合であっても同じであることが示されている。

一方、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇について、以下の指摘や声がある。

- ・同条第3項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者に所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない、当該所定労働日数とは基準日（使用者が労働者に年次有給休暇を与える日をいう。以下同じ。）の時点における所定労働日数であり、労働契約において、週によって所定労働日数が定められている場合には当該日数により、週以外の期間によって所定労働日数が定まっている場合には1年間の所定労働日数

により、それぞれ付与日数が定まる一方で、シフト制労働契約では、具体的な労働日や労働時間がその都度確定されるため、年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難い場合があり、実務上の支障が生じている。

- ・「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（平成 16 年 8 月 27 日厚生労働省労働基準局長通達）において、訪問介護労働者の多数を占める「非定型的パートタイムヘルパー」等について、「年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日において予定されている今後 1 年間の所定労働日数に応じた日数であるが、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して 6 箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去 6 箇月の労働日数の実績を 2 倍したものを「1 年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。」とされていることを参考に、シフト制労働者についても、基準日において所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の労働日数の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないとすべきである。
- ・同条第 9 項に基づき、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金については、使用者は就業規則その他これに準ずるものを定めた上で、以下①～③のいずれかを支払わなければならないとされているところ、その賃金が労働した日数又は時間数によって算出されるシフト制労働者の場合等において、①や③の手法がとられたとき、②のときと比べて、計算式上賃金が大きく減額されることがある。
 - ①平均賃金（同法第 12 条第 1 項に規定するものをいう。）
 - ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
 - ③健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額額の 30 分の 1 に相当する金額（当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合（以下「過半数労働組合」という。）がある場合においてはその労働組合、過半数労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合に限る。）
- ・シフト制では、労働条件通知書（労働基準法第 15 条第 1 項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条に基づき、使用者が、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示する書面をいう。）において労働時間として一定の時間が示されていたとしても、その時間とは異なる労働時間が一定期間ごとの勤務割や勤務シフトなどにおいて定められることがある。この場合に、年次有給休暇

の期間又は時間に支払われる賃金の額の算定を行うに当たって、同法第39条第9項に定める「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」が選択され、同令第25条第1項第1号に定める「時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額」が適用されると、いずれの時間を参照して賃金を支払うべきか、判断に迷う。

- 使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても業務・運営に支障が生じることなどを理由に年次有給休暇を与えず、又は、取得させない事例がある一方、シフト制労働者が、使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても年次有給休暇の取得をためらう事例がある。
- 所定労働日数や所定労働時間を定めない働き方が世界的に広がる中、諸外国では、こうした働き方に対応した制度の在り方について議論が進展し、制度化されている国もある。我が国においても、こうした働き方に対応した法制度の在り方を議論する必要がある。

こうした指摘や声を踏まえ、シフト制労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという観点から、シフト制労働者が年次有給休暇を適正に取得することを円滑化するとともに、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇を適正に管理することを円滑化する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、労働日や労働時間を一定期間ごとに調整し、特定するような働き方が取り入れられている。典型的なケースでは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態（以下「シフト制」という。）が取られている。

シフト制には、その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で労働契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかつたり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争が発生することがある。こ

のため、厚生労働省は、令和4年1月、「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」（令和4年1月7日厚生労働省労働基準局長、厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省雇用環境・均等局長連名通達）を発出し、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を、一覧性をもって示し、使用者においては当該留意すべき事項を踏まえて、適切な雇用管理を行うことが望まれるとしており、留意すべき事項として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項及び第2項に基づき、使用者は、労働者の雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したときは、同法所定の日数の年次有給休暇を与えなければならない、同条第3項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない、また、労働者が年次有給休暇を取得した日については、労働者の就労義務が消滅する一方で、同条第9項に基づき、使用者は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金等、一定の賃金を支払わなければならないが、シフト制労働者（シフト制を内容とする労働契約（以下「シフト制労働契約」という。）に基づき就労する労働者をいう。以下同じ。）の場合であっても同じであることが示されている。

一方、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇について、以下の指摘や声がある。

- ・同条第3項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者に対して、基準日（使用者が労働者に年次有給休暇を与える日をいう。以下同じ。）における所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない一方、シフト制労働契約では、年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難い場合があり、実務上の支障が生じている。
- ・「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（平成16年8月27日厚生労働省労働基準局長通達）を参考に、年次有給休暇が比例付与される日数は、シフト制労働者についても、基準日において所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の労働日数の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないとすべきである。
- ・同条第9項に基づき、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金については、以下の①や③の手法がとられたとき、②のときと比べて、シフト制労働者の賃金が大きく減額されることがある。
 - ①平均賃金（同法第12条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）
 - ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
 - ③健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項に規定する標準報

酬月額の 30 分の 1 に相当する金額（当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合（以下「過半数労働組合」という。）がある場合においてはその労働組合、過半数労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合に限る。以下同じ。）

- ・シフト制では、労働条件通知書（労働基準法第 15 条第 1 項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条に基づき、使用者が、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示する書面をいう。以下同じ。）において労働時間として一定の時間が示されていたとしても、その時間とは異なる労働時間が一定期間ごとの勤務割や勤務シフトなどにおいて定められることがあるが、この場合に、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金の額の算定を行うに当たって、同法第 39 条第 9 項に定める「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」が選択され、同令第 25 条第 1 項第 1 号に定める「時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額」が適用されると、いずれの時間を参照して賃金を支払うべきか、判断に迷う。
- ・使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても業務・運営に支障が生じることなどを理由に年次有給休暇を与えず、又は、取得させない事例がある一方、シフト制労働者においても、同様に制度の内容を知らず、若しくは知っていても年次有給休暇の取得をためらう事例がある。
- ・所定労働日数や所定労働時間を定めない働き方が世界的に広がる中、諸外国では、こうした働き方に対応した制度の在り方について議論が進展し、制度化されている国もある。我が国においても、こうした働き方に対応した法制度の在り方を議論する必要がある。

以上の指摘や声を踏まえ、シフト制労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという観点から、シフト制労働者が同法第 39 条に基づく年次有給休暇を適正に取得することを円滑化するとともに、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇を適正に管理することを円滑化するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、シフト制労働契約では、契約締結時点には、具体的な労働日や労働時間が確定していない場合もあり、こうした場合には、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難く、実務上の支障が生じている

との声があることを踏まえ、所定労働日数を定めていないことを理由に、シフト制労働者に適正な日数の年次有給休暇が付与されなくなるのではないよう、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数について、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」において、「予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6箇月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。」とされていることも参考に、シフト制労働者について、基準日において所定労働日数を算出し難い場合における取扱いを都道府県労働局への通達や厚生労働省ウェブサイト等において明確化し、広く周知する。その際、シフト制労働者の取得可能な年次有給休暇の予見可能性の向上及び使用者のシフト制労働者に与える年次有給休暇の算定等に係る実務上の負担軽減の観点も含め、検討する。

- b 厚生労働省は、同条第9項に基づき、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金については、使用者は就業規則その他これに準ずるものを定めた上で、以下①～③のいずれかのものを支払わなければならないとされているところ、その賃金が労働した日数又は時間数によって算出されるシフト制労働者の場合等において、①や③の手法がとられたとき、②のときと比べて、計算式上賃金が大きく減額されることがあることから、労働基準関係法制研究会の報告書において原則として②の手法をとるようにしていくべきではないかとされていることを踏まえつつ、労働者が年次有給休暇を取得する際の賃金の算定方法の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

①平均賃金

②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金

③健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額¹の30分の1に相当する金額

- c 厚生労働省は、シフト制では、労働条件通知書において労働時間として一定の時間が示されていたとしても、勤務割や勤務シフトなどにより異なる労働時間が定められることがあるが、この場合に、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金の額の算定を行うに当たって、労働基準法第39条第9項に定める「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」が選択され、労働基準法施行規則第25条第1項第1号に定める「時間に

よって定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額」が適用されると、いずれの時間を参照して賃金を支払うべきか、判断に迷うとの声があることから、当該賃金額の算定に当たっては後者の時間が参照されることを、都道府県労働局への通達や厚生労働省ウェブサイト等において明確化し、広く周知する。

- d 厚生労働省は、使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても業務・運営に支障が生じることなどを理由に年次有給休暇を与えず、又は、取得させない事例がある一方、シフト制労働者が、使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても年次有給休暇の取得をためらう事例があるとの声を踏まえ、こうした事例を生じさせずシフト制労働者の年次有給休暇の取得率を向上させるため、労働者や使用者などからの意見聴取により、シフト制労働者が年次有給休暇を取得できない要因等を把握する。その際、以下の事項が要因として考えられることにも留意する。

- ・使用者及びシフト制労働者の年次有給休暇制度の認知状況及び理解度
- ・具体的な労働日及び労働時間の確定時期並びに代替要員の確保状況
- ・シフト制労働者の業務の特性、シフトの作成・変更の運用方法

さらに、その結果を踏まえ、都道府県労働局への通達の発出や厚生労働省ウェブサイト等による周知など、シフト制労働者が年次有給休暇を適正かつ円滑に取得できるよう必要な措置を講ずる。また、通達やウェブサイト等において周知を行うに当たっては、労働基準法第39条第1項に基づき、使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の年次有給休暇を与えないが、任意の取組として、その雇入れの日から6か月間継続勤務した労働者に対し、全労働日の8割以上出勤したか否かにかかわらず、継続し、又は分割した10労働日の年次有給休暇を与えることは妨げられないことも併せて示すことを検討する。

ス オンラインによる労働条件の明示方法の見直し

- 【a：令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b：aの結論が出次第、検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

使用者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 1 項に基づき、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとされている。これは、使用者から労働者に対して確実に労働条件が示され、労働者が、使用者から明示された労働条件を踏まえて労働契約を締結するか否か選択できるようにすることで、労働条件が不明確であることによる紛争を未然に防止するという趣旨に基づくものである。

具体的な労働条件を明示する方法としては、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 4 項において、書面の交付によることが原則とされており、労働者が同項第 1 号のファクシミリを利用してする送信の方法、又は、同項第 2 号の電子メール等（電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）をいう。以下同じ。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することによって書面を作成することができるものに限る。）による労働条件明示を希望した場合には、使用者は当該方法により明示できると規定されており、労働条件を一覧性がある状態で確認できるように保管可能な方法で行うものとされている。

労働基準監督署が実施した定期監督等における労働基準法第 15 条の違反率（定期監督等実施件数に対する労働条件明示義務違反件数の割合）は、平成 25 年以降、10%前後で推移している。

上記の電子メール等の送信の方法で労働条件を明示する際の要件に対しては、より円滑に実施できることを求める、以下のような指摘や声がある。

- ・電子メール等の送信の方法により労働条件を明示するために常に労働者の同意を必要とすることはテレワークなどの多様な働き方やデジタル社会にそぐわないことや同意取得に関する業務工数の増加を理由として電子メール等の送信の方法を利用していないとの声。
- ・電子メール等の送信の方法による労働条件の明示をより円滑に実施できるようにすることで、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）で認められている電磁的記録による労働条件通知書の保存と併せて、一連の手続きを電子的に完結可能となり、企業における工数が削減され、生産性の向上、コストの削減及び環境負荷の低減に寄与する一方、労働者においても、書面保管が不要となるなど利便性が向上するとの声。

- ・電子メール等の記録を出力することによって書面を作成することができるものに限らずとも、労働条件が明示されている画面に常時アクセスできれば法目的は達成できるのではないかとの指摘。

電子メール等の送信の方法による労働条件の明示については、労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）における議論を経て、平成31年4月1日から施行された労働基準法施行規則で認められるに至ったが、同分科会での議論では、電子メール等の送信の方法での明示に対応できない労働者の存在や、データの改ざん・消去等のリスクなどについての懸念から、電子メール等の送信の方法での明示を認めることに対して慎重な意見もあった。

また、上記のような分科会での慎重な意見に対しては、以下のような声がある。

- ・現在では、インターネット利用率やスマートフォン保有率が8割を超えており、大多数の労働者は、電子メール等に対応することが可能であると考えられるとの声。
- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第3条第1項においては、業務委託事業者（フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）は、特定受託事業者（フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に対して、業務委託（フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第3項に規定するものをいう。）をした場合には、直ちに、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（公正取引委員会規則第3号。以下「公正取引委員会規則」という。）で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を特定受託事業者に対し、明示しなければならないこととされており、労働者に対して労働条件を電子メール等の送信の方法で明示する際にも、同様に労働者に書面交付請求権を認めることで、労働者の保護を図ることは可能と考えられるとの声。

・データの改ざん・消去等のリスクについては、労働者に書面交付請求権を認めることに加えて、例えば、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）Q&A」（令和8年1月1日時点公正取引委員会）によると、フリーランス・事業者間取引適正化等法においては、クラウドサービス等を利用する場合は、メッセージが削除されてしまったり、環境が変わって閲覧が不可能になってしまったりする可能性を踏まえ、業務委託事業者側・特定受託事業者側双方でスクリーンショット機能等を用いた発注内容の保存を行うことが望まれるとされており、労使に対して、同様にスクリーンショット機能などを用いて労働条件が表示されている画面の保存を推奨することや、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定めるものをいう。）を利用した改ざん防止の仕組みを推奨することなどにより、労使が適切な方法を選択することが考えられるとの声。労働基準法第15条第1項の趣旨を踏まえると、労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に確実に労働条件が示されることを確保する必要があるが、同時に、テレワークなどの多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から現在の電子メール等の送信の方法を用いるための条件に加えて、労働者に対して確実に労働条件が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする方策について検討することが重要である。

また、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）においても、各法令の所定の事項を電子メール等の送信の方法によって明示するためには、労働基準法と同様の条件が規定されている。これらの法令についても、デジタル社会に適合した形で法令を見直すことが重要であり、その際には、各法令の趣旨も踏まえ、労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に確実に所定の事項が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする方策を検討することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、労働条件が不明確であることによる紛争を未然に防止するために労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項に基づき使用者に求められている労働契約の締結の際の賃金、労働時間その他の労

働条件の明示について、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第4項により、労働者が同項第1号のファクシミリを利用してする送信する方法、又は、同項第2号の電子メール等(電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)をいう。以下同じ。)の送信の方法(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することによって書面を作成することができるものに限る。)による労働条件明示を希望した場合には、使用者は当該方法により明示することができる」と規定されているところ、テレワークなど多様な働き方やデジタル社会にそぐわないとの声や書面交付請求権を認めるなど労働者の権利を拡充することで足りるとの指摘があることなどを踏まえ、労働者に確実に労働条件が示されることを確保しつつ、多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から、例えば、労働条件の明示方法に関する労使のニーズ及び実態、電子メール等の送信の方法の条件を見直すことによって不利益が生じる可能性・内容などについて、企業の特性も踏まえて調査の上、電子メール等の送信の方法による通知等に関する他の制度も参照しつつ、現在の電子メール等の送信の方法を利用するための条件に加えて、労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に対して確実に労働条件が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする条件・方策について検討の上、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- b 厚生労働省は、以下①、②及び③の法令に基づく所定の事項の明示方法についても、労働者に確実に各法令の所定の事項が示されることを確保しつつ、多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から、aの検討の結果を踏まえ、同様に労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に対して確実に所定の事項が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする条件・方策を検討した上で、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

①短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第6条第1項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条第3項

②労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第31条の2第2項及び第3項並びに第34条第1項及び第2項並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)
第22条の2第1号及び第25条の15並びに第26条第1項

- ③職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3及び第32条の13並びに職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第4条の2第4項、第17条の7第2項及び第24条の5第2項

セ 育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し

- 【a:(前段)令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
(後段)令和8年度検討開始、令和12年度を目途に結論、
結論を得次第速やかに措置、
b,c:令和8年度検討開始、令和12年度を目途に結論、
結論を得次第速やかに措置、
d,e:令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国に在留する外国人数は、コロナ禍の影響を受けて減少した令和2年末時点及び令和3年末時点を除き、約203万人であった平成24年末時点以降毎年増加し、令和4年末時点で約308万人と初めて300万人を超え、令和7年末時点で約413万人と過去最高を更新するとともに初めて400万人を超え、国籍・地域は平成24年末時点で192か国・地域であったのが令和7年末時点で196か国・地域となり、平成24年末時点で上位4か国であった中国、韓国、フィリピン、ブラジルの割合が令和7年末時点で下がる一方、ベトナムなど他の国の割合が増加するなど、急速かつ大幅に増加するとともに、出身国・地域の多様化が進む中、我が国において、外国人との秩序ある共生社会の実現が重要な課題となっている。

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。)に示されているとおり、我が国に在留する外国人等の増加に伴い、このような社会情勢の変化を前提としていなかった諸制度の在り方について国民の関心が高まり、また、一部外国人によるものであるものの、我が国の法やルールを逸脱する行為や制度の不適正利用について、国民が不安や不公平を感じる状況も生じており、こうした状況に的確に対処する必要がある。

その上で、外国人が我が国社会の一員として責任ある行動をとるためには、我が国の制度・ルールに関する理解の促進が不可欠である。もっとも、これらの取組については、地方公共団体をはじめとする関係機関と連携し、国の

責任において、こうした環境を整備するとともに、外国人を受け入れることで裨益する受入れ機関の果たすべき役割を一層明確化する方策も検討していく必要がある。

また、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会を実現するため、総合的対応策に基づき、国民の安全・安心のための取組とともに、外国人が日本社会に円滑に適応するための取組についても進める必要がある。

こうした中、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）が令和 6 年 6 月に改正され、令和 9 年 4 月に現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設される。新たに創設する育成就労制度は、この制度の対象となる産業上の分野（以下「育成就労産業分野」という。）における 3 年間の就労を通じて、特定技能 1 号（特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格）の在留資格において要求される技能と同水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としている。

一方、現行の技能実習制度において技能実習生の技能評価に用いられている現行の技能検定（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）及び技能実習評価試験（技能実習法第 8 条第 2 項第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）については、その試験内容が、例えば、資材や工具、工法等について、実際の現場で用いる標準的なものではなく、現場ではあまり用いられなくなっているものによって行われているなど、我が国の現場の実務で要求される技能と乖離した内容になっているとの声がある。こうした乖離を放置すれば、本来不要な実習を受講せざるを得ないなどの負担となるだけでなく、外国人材の技能を適正に評価することができず、こうした人材の現場の実務に支障が生じ、ひいては産業活動、経済活動にも影響が及び得るとの声がある。また、試験の実施に係る運営や体制についても、受検申込みのオンライン非対応や検定員の不足・高齢化といった課題があるほか、受検費用が高額である、技能試験の評価に関する相談窓口や一元的に管理・監督する機能が十分に整備されていないなど、多岐にわたる声がある。加えて、試験の実施に係る運営や体制についても、技能検定の実施を担う都道府県ごとに申請手続の様子が異なり、中には、手書き書類の郵送、FAX による日程調整、指定様式への複数回の入力・印刷、実習生の署名取得のための複数回の郵送といった煩雑な手続がいまだに残されており、紙及び押印を前提とした事務処理がデジタル化・効率

化の支障となっているとの声がある。こうした実態は、これまで関係者に大きな負担を強いてきただけでなく、今後、人材の育成・確保の妨げにもなりかねない。こうした観点からも、技能検定及び技能実習評価試験について、より実効性のある見直しを行うとともに、手続の標準化・デジタル化を進め、関係者の負担軽減を図る必要がある。なお、技能検定は国籍を問わず共通の技能評価制度であることから、その実務適合性の確保に当たっては、外国人材のみならず日本人受検者を含めた制度全体の観点から検討する必要がある。

また、育成就労制度に係る技能評価試験について、一部の業務区分で技能検定が引き続き用いられることで、特定技能との接続性及び試験体系全体の整理の観点から制度が複雑化・形骸化するおそれがあるとの声がある。さらに、外国人材の各段階における評価の在り方についても、実務能力のみならず、日本での生活及び就労に必要な基礎的知識の修得状況を適切に評価する観点から検討することが重要であるとの声がある。一方で、技能実習制度においては、こうした知識の修得状況を客観的に把握・評価する仕組みが十分とは言えず、育成就労制度においても同様の懸念があるとの声もある。

こうした声を踏まえ、育成就労産業分野において外国人材が現場で必要とされる技能を着実に修得し、その能力を適切に評価できる仕組みを構築するとともに、特定技能制度への円滑な移行及び受入れ現場における人材育成の実効性向上を図るため、試験内容と実務との整合性確保及び継続的な検証・改善の仕組みの構築、試験の申請手続のオンライン化及び事務処理の効率化・デジタル化並びに外国人材の日本での生活・就労に必要な知識を客観的に確認する仕組みの構築を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）が令和 6 年 6 月に改正され、令和 9 年 4 月に現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設される。新たに創設する育成就労制度は、この制度の対象となる産業上の分野（以下「育成就労産業分野」という。）における 3 年間の就労を通じて、特定技能 1 号（特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格）の在留資格において要求される技能と同水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としている。

一方、現行の技能実習制度において技能実習生の技能評価に用いられている現行の技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び技能実習評価試験（技能実習法第8条第2項第6号に規定するものをいう。以下同じ。）については、その試験内容が、例えば、資材や工具、工法等について、実際の現場で用いる標準的なものではなく、現場ではあまり用いられなくなっているものによって行われているなど、我が国の現場の実務で要求される技能と乖離した内容になっているとの声がある。こうした乖離を放置すれば、本来不要な実習を受講せざるを得ないなどの負担となるだけでなく、外国人材の技能を適正に評価することができず、こうした人材の現場の実務に支障が生じ、ひいては産業活動、経済活動にも影響が及び得るとの声がある。また、試験の実施に係る運営や体制についても、受検申込みのオンライン非対応や検定員の不足・高齢化といった課題があるほか、受検費用が高額である、技能試験の評価に関する相談窓口や一元的に管理・監督する機能が十分に整備されていないなど、多岐にわたる声がある。加えて、試験の実施に係る運営や体制についても、技能検定の実施を担う都道府県ごとに申請手続の様子が異なり、中には、手書き書類の郵送、FAXによる日程調整、指定様式への複数回の入力・印刷、実習生の署名取得のための複数回の郵送といった煩雑な手続がいまだに残されており、紙及び押印を前提とした事務処理がデジタル化・効率化の支障となっているとの声がある。こうした実態は、これまで関係者に大きな負担を強いてきただけでなく、今後、人材の育成・確保の妨げにもなりかねない。こうした観点からも、技能検定及び技能実習評価試験について、より実効性のある見直しを行うとともに、手続の標準化・デジタル化を進め、関係者の負担軽減を図る必要がある。なお、技能検定は国籍を問わず共通の技能評価制度であることから、その実務適合性の確保に当たっては、外国人材のみならず日本人受検者を含めた制度全体の観点から検討する必要がある。

また、育成就労制度に係る技能評価試験について、一部の業務区分で技能検定が引き続き用いられることで、特定技能との接続性及び試験体系全体の整理の観点から制度が複雑化・形骸化するおそれがあるとの声がある。さらに、外国人材の各段階における評価の在り方についても、実務能力のみならず、日本での生活及び就労に必要な基礎的知識の修得状況を適切に評価する観点から検討することが重要であるとの声がある。一方で、技能実習制度においては、こうした知識の修得状況を客観的に把握・評価する仕組みが十分と言えず、育成就労制度においても同様の懸念があるとの声もある。

こうした声を踏まえ、育成就労産業分野において外国人材が現場で必要と

される技能を着実に修得し、その能力を適切に評価できる仕組みを構築するとともに、特定技能制度への円滑な移行及び受入れ現場における人材育成の実効性向上を図るため、試験内容と実務との整合性確保及び継続的な検証・改善の仕組みの構築、試験の申請手続のオンライン化及び事務処理の効率化・デジタル化並びに外国人材の日本での生活・就労に必要な知識を客観的に確認する仕組みの構築を図るため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、技能検定及び技能実習評価試験について、厚生労働省及び法務省は、技能実習制度から育成就労制度への移行後の育成就労評価試験について、関係省庁の協力を得て、それらの試験内容が現場の実務で求められる技能と乖離している、試験制度が実務能力の適切な評価につながっておらず外国人材の活躍や産業活動に支障が生じ得る、特定技能制度との接続性を踏まえた一体的な制度設計が十分でないなどの声を踏まえ、実務適合性や効率性向上、制度運用の信頼性確保の観点から、技能検定に関する窓口について関係者へ周知するとともに、関係者の意見を聴きつつ、試験問題に求められる技能と実務内容との乖離がないかを網羅的に精査し、必要な見直しを行う。その際、技能検定試験が国籍を問わず技能水準を評価する制度であることを踏まえ、技能士として身に付けるべき技能及び知識について、外国人材向け試験のみならず日本人受検者も含め職種内での一体性を確保する。

また、分野所管行政機関は、試験内容について、産業現場における技能育成にふさわしい実務に即したものとなるよう継続的に検証・改善する観点から、特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針（令和7年3月法務省・厚生労働省）に基づき、概ね3年ごとに行うこととされている試験実施結果及び運営状況についての自主点検結果に係る報告書において、育成就労評価試験の内容と現場実務との適合状況並びに見直しの実施状況の点検を含めて、法務省及び厚生労働省を通じて特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議に提出するとともに、当該点検等を踏まえ、見直しの要否を含めて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

b 厚生労働省は、法務省その他関係省庁とともに、育成就労制度に係る技能評価試験について、一部の業務区分で技能検定が引き続き用いられることで、特定技能との接続性及び試験体系全体の整理の観点から制度が複雑化・形骸化するおそれがあるとの声があることなどを踏まえ、業務区分に応じた実務適合的な試験の在り方について検討し、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）附則第26条第1項の

検討規定に定める育成就労制度運用開始3年後の見直しのタイミングも見据え、現場実態を踏まえた人材育成が可能となる適切な仕組みを構築するなど、必要な措置を講ずる。

- c 法務省及び厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、日本での生活及び就労に必要な基礎的知識を評価する仕組みが十分でなく、外国人材が日本社会で円滑に生活・就労するために必要な知識の定着状況を適切に把握できていないとの声があることなどを踏まえ、令和9年4月から運用が開始される育成就労制度において、外国人材が自立して日本社会で活躍できるよう、生活マナー、税・年金・健康保険、行政手続、在留資格・労働関係法令、安全衛生管理、医療機関での会話、交通ルール及び災害時の対応等の日本での生活習慣や基礎知識（以下「生活・就労知識」という。）をより実効性のある形で修得させるための機会の確保について、修得状況を客観的に確認できる仕組みとするとともに、修得した生活・就労知識が生活・就労の実践につながる内容とし、継続的な学習の契機となるよう配慮しつつ、実務的な負担を考慮しながら、また、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において今後の課題とされている「我が国の制度・ルール等を学習するプログラム」の検討状況にも留意しつつ、当該プログラムの活用も含めて検討し、結論を得次第、必要に応じて所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、都道府県が担う試験の運営・実施体制において、受検申請手続の手順や事務処理が煩雑であることや、紙及び押印を前提とした非効率な事務処理が残存し、デジタル化・効率化の支障となっているとの声を踏まえ、受検申請手続等のデジタル化を推進する際には、単なるデジタル化にとどまらず、都道府県ごとに異なる受検申請手続の様式を統一し、原則としてオンラインで完結する簡易な仕組みの構築を促すとともに、関係機関が連携し、可能な限りワンストップで受検申請手続が完了する仕組みの整備を検討し、必要な措置を働き掛ける。
- e 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度運用要領（令和8年4月出入国在留管理庁・厚生労働省編。以下同じ。）に掲載されている参考様式について、紙及び押印を前提とした事務処理が依然として残存し、手続の迅速化・効率化や電子化の妨げとなっているとの声を踏まえ、技能実習制度の効率化及びペーパーレス化を推進する観点から、「技能実習制度運用要領」における参考様式のうち、押印欄のある様式について、押印省略化及び電子化を検討し、必要な措置を講ずる。

また、法務省及び厚生労働省は、技能実習制度運用要領における参考様

式について、制度上は使用が義務付けられているものではないものの、実務上は申請・報告等の場面において事実上の標準様式として広く用いられている実態があることを踏まえ、使用は必須ではない旨の明記が無い様式も含め、全ての様式に使用が義務ではない旨を明記し、運用上の誤解が生じないように周知することを検討し、必要な措置を講ずる。

ソ 外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直し

【a：令和8年度措置、

b：令和9年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

現在、我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、今後もその傾向は加速度的に進んでいくと予想される中、労働力人口の不足が深刻化の一途をたどり、また国際的な人材獲得競争も一層激化している現状を踏まえれば、我が国が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立ちつつ、専門的・技術的分野における人材の育成・確保を行っていくことが必要不可欠である。

平成31年4月に創設された特定技能制度は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するという意義を有しており、令和7年末時点において、在留資格「特定技能」をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）は、約39万人となっている。

このうち、1号特定技能外国人（特定技能外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行うものをいう。以下同じ。）に対しては、日本語教育の参照枠（令和3年10月文化審議会国語分科会）A2（ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解でき、簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができるとされる基礎段階の言語使用者）相当以上を基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。もっとも、1号特定技能外国人を対象とした企業の求人では、B1（仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解でき、身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができるとされる自立した言語使用者）相当以上

を求めるものも存在する。

一方で、B 1 相当以上の日本語能力水準を客観的に測定できる代表的な試験は J L P T（日本語能力試験）が中心であるが、その実施回数は年 2 回にとどまるとともに C B T（Computer-Based Testing：コンピューター試験方式）に対応していないことから、受験時期の制約や定員超過等により、必要なタイミングで受験できないケースが生じており、また、J F T－B a s i c（国際交流基金日本語基礎テスト）については特定技能制度等における日本語能力の測定を目的として開発されたものである一方、現時点では B 1 相当以上の水準を測定する試験が存在しない。このように、B 1 相当以上の日本語能力水準を測定する試験の受験機会が限られているために、企業における B 1 相当以上の日本語能力を有する人材への需要に対して、人材が適切に供給されていないとの声がある。さらに、令和 9 年 4 月から、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の改正により、新たに特定技能 2 号の在留資格で上陸しようとする外国人については、B 1 相当以上の日本語能力水準が求められることとなることから、B 1 相当以上の日本語能力水準を測定する試験への需要が一層増加することが見込まれる。しかしながら、前述のとおり、B 1 相当以上の日本語能力水準を測定できる試験の受験機会は限られており、現在の試験実施体制の下では、今後の需要増加に対応しきれないおそれがある。

こうした状況の下、特定技能制度による外国人の適正な受入れに向けて、必要となる日本語能力を確認する機会を確保し、外国人との秩序ある共生社会の実現につなげるためには、日本語能力を確認する試験について、必要な時期に適切に受験できる環境を整備することが不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

平成 31 年 4 月に創設された特定技能制度は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するという意義を有しており、令和 7 年末時点において、在留資格「特定技能」をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）は、約 39 万人となっている。

このうち、1 号特定技能外国人（特定技能外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行うものをいう。以下同じ。）に対しては、日本語教育の参照枠（令和 3 年 10 月文化審議会国語分科会）A 2（ごく基本的

な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解でき、簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができるとされる基礎段階の言語使用者) 相当以上を基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。もっとも、1号特定技能外国人を対象とした企業の求人では、B1 (仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解でき、身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる) とされる自立した言語使用者) 相当以上を求めるものも存在する。

一方で、B1相当以上の日本語能力水準を客観的に測定できる代表的な試験はJLPT (日本語能力試験) が中心であるが、その実施回数は年2回にとどまるとともにCBT (Computer-Based Testing: コンピューター試験方式) に対応していないことから、受験時期の制約や定員超過等により、必要なタイミングで受験できないケースが生じており、また、JFT-Basic (国際交流基金日本語基礎テスト) については特定技能制度等における日本語能力の測定を目的として開発されたものである一方、現時点ではB1相当以上の水準を測定する試験が存在しない。このように、B1相当以上の日本語能力水準を測定する試験の受験機会が限られているために、企業におけるB1相当以上の日本語能力を有する人材への需要に対して、人材が適切に供給されていないとの声がある。さらに、令和9年4月から、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 (平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。) の改正により、新たに特定技能2号の在留資格で上陸しようとする外国人については、B1相当以上の日本語能力水準が求められることとなることから、B1相当以上の日本語能力水準を測定する試験への需要が一層増加することが見込まれる。しかしながら、前述のとおり、B1相当以上の日本語能力水準を測定できる試験の受験機会は限られており、現在の試験実施体制の下では、今後の需要増加に対応しきれないおそれがある。

こうした状況の下、特定技能制度による外国人の適正な受入れに向けて、必要となる日本語能力を確認する機会を確保し、外国人との秩序ある共生社会の実現につなげる観点から、以下の措置を講ずる。

- a 法務省、外務省及び関係省庁は、企業においてB1相当以上の日本語能力を求めるニーズが多い一方で、B1相当以上の日本語能力水準を確認できる試験の受験機会が限られており、また、令和9年4月から、上陸基準省令の改正により、新たに特定技能2号の在留資格で上陸をしようとする

外国人については、B 1 相当以上の日本語能力水準が求められることとなることなどから、今後、試験需要が一層増加するとの声があることなどを踏まえ、以下①及び②を行うこと。

①法務省は、今後の 2 号特定技能外国人の数について、調査等を行うことを通じて算出するとともに、算出された計数を外務省に提供すること。

②外務省は、必要に応じて関係省庁と連携し、企業における B 1 相当以上の日本語能力を求めるニーズ等の把握に努めるとともに、法務省から提供される計数も勘案して、全体の受験ニーズを推計すること。

b 外務省は、a の①及び②の結果を踏まえ、法務省及び文部科学省と連携し、J F T－B a s i c における B 1 相当以上の試験の新設及び J L P T における C B T 方式の試験開発を含めた B 1 相当以上の試験の実施回数の増加といった対応について検討を行い、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

タ 在留管理制度の運用の適正化

【a, b : 令和 8 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国に在留する外国人数は、令和 7 年末時点で 400 万人を超えて過去最高を更新し、平成 25 年末と比較すると約 2 倍となり、国籍・地域の数も 196 か国・地域となっている。在留資格別には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」（理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものを指す。以下「技人国」という。）の在留者数が増加しており、令和 7 年末時点で約 48 万人に達している中、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案があるとの指摘がある。

その背景としては、従来、技人国によって従事することのできる業務範囲が曖昧であるとの指摘がなされている中、我が国の深刻化する人手不足に対応するため、特定の産業分野において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」によって認められた活動内容の違いを含め、外国人の受入れ制度への理解が必ずしも十分ではない受入れ企業等も見受けられるほか、外国人の採用に関与する仲介者が、受入れ企業や就労予定外国人に対して不正確な説明を行うなど、その関与の在り方に問題がある場合には、双方が技人国で認められる活動を正確に理解しないまま、結果として資格該当性のない業務に従事

させる事例があると指摘されている。

これらの課題のうち、特に業務範囲の曖昧さ及び受入れ企業等における制度理解への対応として、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（平成 20 年 3 月出入国在留管理庁。以下「ガイドライン」という。）において、技人国で受け入れた外国人が従事可能な業務範囲や許可事例、不許可事例などが示されているが、ガイドラインにおいても、掲載されている業種が限定的であるとともに、各事例の説明が実用的でなく、実務上の判断に資する内容とは言い難いため、企業の解釈と法務省の判断との間で齟齬が生じやすい。その結果、技人国を有する外国人を意図せず在留資格に該当しない業務に従事させてしまうリスクがあるほか、こうした不確実性が、企業において技人国を有する外国人の採用をためらう要因ともなっているとの声がある。

一方、在留申請手続等の場面においては、厚生労働省「外国人雇用実態調査」によると、令和 6 年 9 月末時点では、入職前の居住地が日本以外であった技人国を有する外国人の入職に当たり、紹介会社等を利用した割合は全体の 78.9%であるなど、技人国を有する外国人と受入れ企業との間には仲介者の関与が広範に及んでいるが、仲介者の中には、本来、技人国に係る出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）に定める基準を満たしていない外国人について、虚偽の申請によって技人国の在留資格を不適正に取得させるなど、不正な仲介により入職させる事例があるとの指摘がある。

こうした状況は、受入れ企業等においては出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 73 条の 2 第 1 項各号に定める不法就労助長罪に、また、技人国を有する外国人においては同法第 22 条の 4 第 1 項第 3 号に定める在留資格の取消しにつながる可能性があり、結果として我が国における人材確保や企業活動にも影響を及ぼしかねないことから、対応が求められる課題となっている。このように、技人国での適正な受入れに努めることは、外国人との秩序ある共生社会の実現のために重要な取組であることを踏まえ、受入れ企業等における技人国への理解を一層促進する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

我が国に在留する外国人数は、令和 7 年末時点で 400 万人を超えて過去最高を更新し、平成 25 年末と比較すると約 2 倍となり、国籍・地域の数も 196 か国・地域となっている。在留資格別には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」（理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社

会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものを指す。以下「技人国」という。)の在留者数が増加しており、令和7年末時点で約48万人に達している中、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案があるとの指摘がある。

こうした課題のうち、特に業務範囲の曖昧さ及び受入れ企業等における制度理解への対応として、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について(平成20年3月出入国在留管理庁。以下「ガイドライン」という。)において、技人国で受け入れた外国人が従事可能な業務範囲や許可事例、不許可事例などが示されているが、ガイドラインにおいても、掲載されている業種が限定的であるとともに、各事例の説明が実用的でなく、実務上の判断に資する内容とは言い難いため、企業の解釈と法務省の判断との間で齟齬が生じやすい。その結果、技人国を有する外国人を意図せず在留資格に該当しない業務に従事させてしまうリスクがあるほか、こうした不確実性が、企業において技人国を有する外国人の採用をためらう要因ともなっているとの声がある。

一方、在留申請手続等の場面においては、厚生労働省「外国人雇用実態調査」によると、令和6年9月末時点では、入職前の居住地が日本以外であった技人国を有する外国人の入職に当たり、紹介会社等を利用した割合は全体の78.9%であるなど、技人国を有する外国人と受入れ企業との間には仲介者の関与が広範に及んでいるが、仲介者の中には、本来、技人国に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)に定める基準を満たしていない外国人について、虚偽の申請によって技人国の在留資格を不適正に取得させるなど、不正な仲介により入職させる事例があるとの指摘がある。

こうした状況は、受入れ企業等においては出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項各号に定める不法就労助長罪に、また、技人国を有する外国人においては同法第22条の4第1項第3号に定める在留資格の取消しにつながる可能性があり、結果として我が国における人材確保や企業活動にも影響を及ぼしかねないことから、対応が求められる課題となっている。このように、技人国での適正な受入れに努めることは、外国人との秩序ある共生社会の実現のために重要な取組であることを踏まえ、受入れ企業等における技人国への理解を一層促進するため、以下の措置を講ずる。

- a 法務省は、従来、技人国によって従事することのできる業務範囲が曖昧であるとの指摘がなされている中、ガイドラインにおいても、掲載されて

いる業種が限定的であるとともに、各事例の説明が実用的でなく、実務上の判断に資する内容とは言い難いことから、企業の解釈と法務省の判断との間で齟齬が生じやすく、結果として技人国を有する外国人を意図せず在留資格に該当しない業務に従事させてしまうリスクがあることや、こうした不確実性が、企業において技人国を有する外国人の採用をためらう要因ともなっているとの声を踏まえ、受入れ企業等が、技人国で受け入れた外国人に従事させることができる業務範囲をより正確に把握できるよう、ガイドラインにおける許可事例や不許可事例の記載を拡充するとともに、例えば、在留資格「特定技能」との相違に係る記載を拡充することや、業種ごとに事例を整理して掲載することを含めて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その上で、法務省は、関係府省の協力を得て、ガイドラインを含め、技人国で外国人を受け入れるに当たって参考となる情報について、企業や関係団体などへ広く周知する。

- b 法務省は、在留申請手続等において、技人国を有する外国人と受入れ企業との間には仲介者の関与が広範に及んでいるが、仲介者の中には、本来は技人国に係る上陸基準省令に定める基準を満たしていない外国人について、虚偽の申請によって技人国の在留資格を不適正に取得させるなど、不正な仲介により入職する事例があるとの指摘を踏まえ、厚生労働省の協力を得て、技人国を有する外国人を受け入れる場合には、雇用契約の適正な履行及び適正な在留管理の確保の観点から、業務内容が在留資格で認められた活動に該当することを十分に説明できる仲介者を利用することなど、適切な仲介者の選択に資する内容をガイドラインに明記する。

また、厚生労働省は、法務省と連携し、職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定するものをいう。）に対し、技人国を有する外国人の職業紹介を行う場合における出入国管理関係法令の遵守について周知する。あわせて、法務省は、厚生労働省の協力を得て、以下の点を含め、在留申請手続等の見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- ・在留資格で認められた活動内容に該当しない就労へのあつせんを防止する観点から、求人票や仲介契約に関する資料等を在留審査において確認する方法について、法務省の審査要領に具体的に示すこと。
- ・雇用主に対して、不正な仲介の排除を図る観点から、適切に就労へのあつせんを行う仲介者を利用することについての責任及び認められた活動内容に該当しない就労へのあつせんを受けないことに関する責任を明確化するための方策を講ずること。

4 スタートアップ・イノベーション促進

チ 緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化

【措置済み】

<基本的考え方>

緊急通行車両（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両をいう。）は、都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、同項の規定による車両の道路における通行の禁止又は制限が行われたときであっても道路における通行が可能である。

災害時等における迅速かつ円滑な支援物資等の供給を可能とする体制を構築するため、同法第 50 条第 2 項の規定により災害応急対策を実施しなければならない指定公共機関（同法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）等は、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を実施するために使用する車両について、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項及び第 2 項に基づき、都道府県知事又は都道府県公安委員会に対する申出により、当該都道府県知事又は都道府県公安委員会から、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても、緊急通行車両（同令第 32 条の 2 第 2 号に掲げるものに限る。以下同じ。）として使用されるものであることの確認を受け、同令第 33 条第 3 項に基づき、緊急通行車両確認標章（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条の 2 第 1 項に定める様式の標章をいう。）及び緊急通行車両確認証明書（同条第 2 項に定める様式の証明書をいう。）の交付（以下「事前交付」という。）を受けすることができる。さらに、緊急通行車両の確認に係る申出の手續については、同規則第 6 条第 1 項及び第 2 項により、同令第 33 条第 1 項及び第 2 項の申出は同規則別記様式第 3 の申出書を同規則第 6 条第 2 項に掲げる添付書類とともに提出して行うものとされている。

令和 5 年 7 月、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について」（令和 5 年 7 月 18 日警察庁交通局交通規制課長通達）（以下「令和 5 年課長通達」という。）により、警察庁から都道府県警察等に対し、災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における都道府県公安委員会等の負担軽減にもつながるこ

とから、都道府県公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある旨が示達された。

一方、令和5年課長通達において、緊急通行車両の確認に係る申出をオンラインによることが可能であることなどが示されておらず、申出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出して行うものとされていたことなどから、事前交付を受けるためには、例えば、一部の指定公共機関においては、約7,000台の緊急通行車両の確認を受けるため、128か所の所轄警察署に対して書面による申出（以下「書面申出」という。）を行っており、多いところでは一度に300台を超える書面申出を行っているとの声がある。また、緊急通行車両の確認に係る申出は書面により行うことが必要であることや、都道府県によって記載方法や運用方針が異なり、提出書類の部数・種類・書式・記載内容等について都道府県ごとに差があることなどから、法令とその運用に乖離があるとともに、指定公共機関の過大な事務負担となっており、災害時等における緊急通行車両の確認に係る申出の手續の電子化・統一化・簡素化を図るべきであるとの声があった。

このため、令和7年12月15日、事前交付を効率化し、災害時等における迅速な支援物資の供給体制を構築するため、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）も踏まえ、緊急通行車両の確認に係る都道府県公安委員会に対する申出をe-Govを通じてオンラインで行うことが可能となり、それに先立ち、令和7年12月8日、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について」（令和7年12月8日警察庁交通局交通規制課長通達）により、警察庁から都道府県警察等に対し、都道府県公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある旨が改めて示達されるとともに、緊急通行車両の確認に係る都道府県公安委員会に対する申出をe-Govを通じてオンラインによる申出が可能であることを含め、様式、添付書類、記載方法等の申出に関する具体的な運用方針等が示達された。

一方、事前交付を受けるためには、都道府県公安委員会に対する申出と異なり、一部の県においては、災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画に基づく防災協定を締結している指定公共機関に対し、県知事に対する申出を引き続き求めているが、当該申出をオンラインで行うことができない状況が続いている。こうした県においても、事前交付を効率化し、災害時等における迅速な支援物資の供給を可能とする体制を強化する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

緊急通行車両確認標章（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条の 2 第 1 項に定める様式の標章をいう。）及び緊急通行車両確認証明書（同条第 2 項に定める様式の証明書をいう。）の交付（以下「事前交付」という。）を受けるためには、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急通行車両（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両（同令第 32 条の 2 第 2 号に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）の確認に係る申出は書面により行うことが必要であることや、都道府県によって記載方法や運用方針が異なり、提出書類の部数・種類・書式・記載内容等について都道府県ごとに差があることなどから、法令とその運用に乖離があるとともに、指定公共機関（同法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）の過大な事務負担となっており、災害時等における緊急通行車両の確認に係る申出の手続の電子化・統一化・簡素化を図るべきであるとの声があったことを踏まえ、令和 7 年 12 月、事前交付を効率化し、災害時等における迅速な支援物資の供給体制を構築するため、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）も踏まえ、同令第 33 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急通行車両の確認に係る都道府県公安委員会に対する申出を e-Gov を利用してオンラインで行うことが可能となった。

一方、事前交付を受けるために、一部の県においては、災害対策基本法第 40 条第 1 項に規定する都道府県地域防災計画に基づく防災協定を締結している指定公共機関等に対し、県知事に対する申出を求めているが、都道府県公安委員会に対する申出と異なり、当該申出をオンラインで行うことができない場合がある。

内閣府及び消防庁は、こうした状況を踏まえ、災害時等における迅速な支援物資の供給等を可能とする体制を強化するとともに、指定公共機関等の事務負担を軽減する観点から、各都道府県に対し、指定公共機関等が同令第 33 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急通行車両の確認に係る申出を情報システム（e-Gov 等）を通じて、若しくは電子メール等によってオンラインで行うことを可能とするとともに、その旨を周知するよう要請する通知を発出する。あわせて、内閣府ウェブサイトで当該通知を公表する。

ツ 法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善

【a：(①・④) 令和 8 年度速やかに措置、

- (②・③・⑤) 令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b : 令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

近年、デジタル社会の進展に伴い、SNS（Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷が問題となっており、SNS上で個人情報を拡散されたり、見知らぬ者が自宅に訪問したりするなどの事態への懸念が高まっている。特に、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）や、株式会社の代表取締役等以外の者であって、商業登記又は法人の登記に自らの住所を登記することが法令上義務付けられる者（以下「代表者」という。）については、登記事項証明書（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する書面をいう。以下同じ。）又は登記事項要約書（同法第 11 条に規定する書面をいう。以下同じ。）を取得することで誰でも容易に住所を把握することができるため、これらの者の住所が公になることを懸念する声がある。さらに、こうした懸念により、様々な社会課題の解決、新しい社会の創造並びに我が国及び地域における成長・イノベーションの担い手となる多種多様な法人の設立や活動が阻害されているとの声もある。

こうした状況を受け、法務省は、商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）を改正し、令和 6 年 10 月には、株式会社の代表取締役等の住所に限り、一定の要件の下、登記事項証明書及び登記事項要約書（以下「登記事項証明書等」という。）に行政区画以外のものを記載しないこととする代表取締役等住所非表示措置（以下「非表示措置」という。）を創設した。

一方、非表示措置の対象が株式会社の代表取締役等に限られることから、その他の法人等の代表者についても非表示措置の対象とすべきであるとの声があり、特に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号の公益社団法人をいう。）、公益財団法人（同条第 2 号の公益財団法人をいう。）や特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）等の社会課題の解決に取り組む団体は、意見の対立が生じ得る問題を取り扱うことがあり、非難の対象となることも少なくないことから、誰もが取得可能な登記事項証明書等において代表者の住所が表示されることにより、第三者に代表者の住所が特定され、SNS上での代表者の住所の拡散や、見知らぬ者が代表者の自宅に訪問するなどの事態が生じ得るほか、代表者本人やその家族に対して直接的な危害を加えられるおそれがあることから、代表者に心理的な負担を

生じさせたり、法人等の活動を萎縮させたりしているとの声がある。民間団体の調査でも、以下のような被害例が寄せられている。

- ・寄付者から好意を寄せられた際に、自宅まで押しかけられないか不安を感じた。また、代表者の住所がSNS上で公開された。
- ・脅迫・暴力的なメッセージが記載された文書が代表者の自宅に届いた。
- ・若者支援を行う際に、支援する若者と敵対する攻撃的な集団が代表者の自宅の前で張り込みや偵察を行うようなことがあった。

また、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する法人をいう。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）などの法人においても、代表者の住所が登記事項証明書等に表示されていることに不安を抱えているとの声があり、特に医療機関の代表者は、診療時間や経歴を公開し広く地域に伝えるという事業の性質上、他の業種と比較して本人の自宅不在時や年齢等の個人情報に第三者に容易に把握されるリスクが高く、過去には強盗等の被害が発生しているとの声がある。

非表示措置の利用に関しては、その他にも以下の課題を訴える声や指摘がある。

- ・非表示措置の対象は商業登記規則第31条の3に定める登記によって登記簿に住所を記録すべき代表取締役等の住所とされており、当該登記の前に登記されている代表取締役等の住所は同制度の対象外であるため、当該代表取締役等が在任中かどうにかかわらず、非表示措置を講ずる前に登記された住所は表示され続けることになり、表示されている住所と現在の住所が同じである場合、非表示措置を講じても、代表取締役等のプライバシー侵害等のおそれが続くことになる。
- ・非表示措置の申出は、株式会社の設立の登記や代表取締役等の就任の登記など、商業登記規則第31条の3に定める代表取締役等の住所を登記簿に記録すべき登記の申請と同時に行うものとされており、住所を非表示とする希望が生じた際に、直ちに非表示措置を講ずることが困難となっている。
- ・非表示措置を講じた場合、代表取締役等本人であっても、非表示措置を終了しない限り、自らの住所が記載された登記事項証明書等を取得することができないことから、非表示措置を利用している株式会社については、代表取締役等の住所を登記事項証明書等によって証明できず、当該株式会社の取引先や金融機関における与信判断等の際に不都合が生じるなど一定の影響が生じる懸念がある。
- ・法務省ウェブサイトにおいて、非表示措置の利用により与信判断等に影響を与える可能性がある旨が記載されていることから、非表示措置の利用を

相談した司法書士から同制度の利用については慎重に考えるよう助言を受けた事例がある。

また、株式会社の現存数が約 220 万件（令和 7 年 12 月末時点）であるのに対して、令和 8 年 3 月時点における非表示措置の利用実績は 19,112 件であり、非表示措置を利用している株式会社は全体の 1%にも満たず、その背景として、上記の課題があるほか、同制度の周知が十分に行われていないとの指摘がある。

一方、代表取締役等及び代表者（以下「代表者等」という。）の住所は、民事訴訟手続において、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 4 条第 4 項に基づく普通裁判籍の判断や、同法第 103 条第 1 項に定める送達などに重要な役割を果たしており、また、民事訴訟手続に至る前の段階においても、例えば、悪徳商法による消費者被害等において、消費者被害等を起こした法人の営業所等が不明又は架空の場合には、代表者等の住所宛てに被害回復を求める書面を送付するといった対応が行われているが、非表示措置が講じられているときには、代表者等の住所を迅速に把握できず、消費者被害等の被害回復が困難となるおそれがあり、非表示措置の対象拡大及び運用の改善により、その利用が拡大すれば、代表者等の住所が必要な場合に、当該住所を確認できなくなることを危惧する声がある。また、商業登記法第 11 条の 2 に基づく附属書類の閲覧請求（以下「閲覧請求」という。）によって非表示とされた代表者等の住所を確認することは同制度上可能とされているが、商業登記規則第 21 条第 3 項第 2 号に定める利害関係を証する書面の提出が負担となっており、迅速な住所の把握が困難となっているとの声や、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 に基づく報告の請求については、弁護士会内の手続に時間や費用がかかることから、利便性が低いとの声、第三者の住所を確認可能な制度である戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 に定める戸籍謄本等の交付や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 3 第 1 項に定める本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付においては、弁護士等が受任している事件のために必要な場合には、閲覧請求に比べて、迅速かつ容易に住所を確認することが可能とされているとの声がある。

こうした状況を踏まえ、非表示措置の対象を拡大し、その運用を改善するとともに、非表示措置の利用拡大に対する懸念を解消することにより、様々な社会課題の解決、新しい社会の創造並びに我が国及び地域における成長・イノベーションの担い手となる多種多様な法人を誰もが安心して設立又は運営できる環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

近年、デジタル社会の進展に伴い、SNS（Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷が問題となっており、SNS上で個人情報や住所を拡散されたり、見知らぬ者が自宅に訪問するなどの事態への懸念が高まっている中、代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第31条の3に基づき、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）の住所に限り、一定の要件の下、登記事項証明書（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する書面をいう。）及び登記事項要約書（同法第11条に規定する書面をいう。）（以下「登記事項証明書等」という。）に、行政区画以外のものを記載しないこととする制度をいう。以下「非表示措置」という。）について、以下のような声がある。

- ・非表示措置の対象が株式会社の代表取締役等に限られることから、株式会社の代表取締役等以外の者であって、商業登記又は法人の登記に自らの住所を登記することが法令上義務付けられる者（以下「代表者」という。）について、第三者に代表者の住所が特定され、SNS上での代表者の住所の拡散や、見知らぬ者が代表者の自宅に訪問するなどの事態が生じ得るほか、代表者本人やその家族に対して直接的な危害を加えられるおそれがあり、代表者に心理的な負担を生じさせたり、法人等の活動を萎縮させているとの声。
- ・非表示措置の対象は商業登記規則第31条の3に定める登記によって登記簿に住所を記録すべき代表取締役等の住所とされており、当該登記の前に登記されている代表取締役等の住所は同制度の対象外であることから、当該代表取締役等が在任中かどうにかかわらず、非表示措置を講ずる前に登記された住所は表示され続けることになり、表示されている住所と現在の住所が同じである場合、非表示措置を講じても、代表取締役等のプライバシー侵害等のおそれが続くことになるとの声。
- ・非表示措置の申出は、株式会社の設立の登記や代表取締役等の就任の登記など、商業登記規則第31条の3に定める、代表取締役等の住所を登記簿に記録すべき登記の申請と同時に行うものとされており、住所を非表示とする必要が生じた際に、直ちに非表示措置を講ずることが困難となっているとの声。
- ・非表示措置を講じた場合には、代表取締役等本人であっても、非表示措置を終了しない限り、自らの住所が記載された登記事項証明書等を取得することができないことから、非表示措置を利用している株式会社については、

代表取締役等の住所を登記事項証明書等によって証明できず、当該株式会社の取引先や金融機関における与信判断等の際に、不都合が生じるなど一定の影響が生じる懸念があるとの声。

- ・非表示とされた代表者等の住所を確認するために、現行法上、利用可能な制度である閲覧請求（商業登記法第 11 条の 2 に基づく附属書類の閲覧請求をいう。以下同じ。）については、「商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）」（平成 28 年 6 月 23 日法務省民事局商事課長通知。以下「通知」という。）において、商業登記規則第 21 条第 3 項第 2 号に定める利害関係を証する書面の例として訴状の案の写しが挙げられているのみであり、それ以外の書類によって利害関係を証することができるか否かについて明確な基準が示されておらず、結果として準備に時間を要する訴状の案の写しの提出を求められる傾向にあるとの声。また、その結果、非表示措置が講じられた場合には、迅速な代表取締役等の住所の把握が困難となっており、悪徳商法による消費者被害等の被害回復が困難となることを懸念する声。
- ・弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 に基づく報告の請求については、弁護士会内の手続きに時間や費用がかかることから、利便性が低いとの声。
- ・第三者の住所を確認可能な制度である戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 に定める戸籍謄本等の交付や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 3 第 1 項に基づく本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付においては、弁護士等が受任している事件のために必要な場合には、閲覧請求に比べて、迅速かつ容易に住所を確認することが可能とされているとの声。

こうした声を踏まえ、様々な社会課題の解決、新しい社会の創造並びに我が国及び地域における成長・イノベーションの担い手となる多種多様な法人を誰もが安心して設立又は運営できる環境を整備するため、以下の措置を講ずる。

- a 法務省は、非表示措置の対象の拡大及び運用の改善（商業登記規則の改正、登記情報システム及び登記・供託オンライン申請システムの整備などを含む。）に資する以下の事項について検討し、結論を得次第、可能なものから速やかに所要の措置を講ずる。
 - ①必要に応じて各種の法人制度を所管する省庁の意見を聴取し、非表示措置の対象とした際に重大な懸念があると認められた法人等を除き、非表示措置の対象を全ての法人等における代表者に拡大すること。

- ②非表示措置を講ずる前に登記された代表者等の住所についても非表示措置の対象とすること。
 - ③代表者等の住所について、非表示措置の申出を登記申請と同時でなくとも可能とすること。
 - ④非表示措置により、一定の影響が生じると懸念されている取引（金融機関からの融資や不動産取引など）に関して、実態を聴取し、その結果を踏まえ、金融機関、司法書士及びその他の関係事業者に対して、例えば、非表示措置の制度趣旨や非表示措置を講じた後に代表者等の住所を確認できる書類を周知するなど、必要な情報提供を行うこと。あわせて、代表者等の非表示措置に関する理解に資するよう、法務省ウェブサイト等において、同制度の案内を強化するとともに、非表示措置の利用により与信判断等に影響を与える可能性があるとの記載など同制度の利用をためらわせる可能性のある案内は見直すこと。
 - ⑤代表者等本人又はその委任を受けた者が、当該代表者等の住所が記載された登記事項証明書等の取得を可能とすること。
- b 法務省は、a の措置により、非表示措置の利用が拡大することも見据え、これに対する懸念を解消する観点から、閲覧請求や弁護士法第 23 条の 2 に基づく報告の請求の利用状況等を勘案しつつ、以下①及び②の実現を求める声も踏まえ、代表者等の住所を確認する正当な理由を有する者が、迅速かつ容易に当該代表者等の住所を確認できるようにするために必要な対応策について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- ①閲覧請求に必要な利害関係を証する書面について、訴状の案の写し以外の書面であっても利害関係を証することが可能であることを明確にするための通知の改正等を行うこと。
 - ②住民基本台帳法第 12 条の 3 に定める本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付や戸籍法第 10 条の 2 に定める戸籍謄本等の交付の仕組みなども参考に、非表示とされた代表者等の住所を確認する正当な理由を有する者及びその者から依頼を受けた弁護士等が、当該代表者等の住所を表示した登記事項証明書等を迅速かつ容易に取得できるようにすること。

テ 災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件の明確化

【令和 8 年度上期措置】

<基本的考え方>

我が国は災害が起こりやすい国土であることに加え、近年、気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震及び首都直下地震等の大規模地震の発生も切迫している。こうした大規模災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組を平時から切れ目なく推進することが不可欠であり、特に、事前防災の取組や、災害発生後の応急対策等が喫緊の課題となっている。これらの取組の実効性を確保するためには、物流の観点からも、災害時等における国民の安全・安心を確保する体制を構築することが重要である。

こうした中、一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づき、一般貨物自動車運送事業（同法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）について国土交通大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、平時における物流を担う基幹的な社会インフラであるとともに、災害時等においても支援物資等の貨物運送を通じて、経済社会を維持させるという重要な役割を果たしているが、被災地等における一般貨物自動車運送事業者（以下「派遣先事業者」という。）の運転者（事業用自動車の運転者をいう。以下同じ。）が被災した場合、トラック等に乗務できない場合があるため、被災地等での支援物資等の貨物運送に支障が生じる。このため、派遣先事業者及びその関係事業者においては、臨時的な措置として、被災地等以外に所在する一般貨物自動車運送事業者の運転者に対して、派遣先事業者のトラック等を利用した貨物運送の代行を依頼するニーズが存在するが、この臨時の運転者による貨物輸送の代行が適法であるかが不明確であるとの声がある。

この点について、国土交通省は、規制改革ホットラインへの回答（令和 7 年 12 月 18 日公表）を通じて、以下に掲げる一定の場合、適法であることを明らかにしている。まず、前提として、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「安全規則」という。）第 3 条第 1 項に基づき、事業計画（同法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業計画をいう。以下同じ。）に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならないとされており、また、安全規則第 3 条第 2 項に基づき、当該運転者は日々雇い入れられる者等であってはならないとされている。加えて、一般貨物自動車運送事業者は、安全規則第 9 条の 5 に基づき、運転者等台帳を作成し、当該運転者の属する営業所に備えて置くこと、また、安全規則第 10 条に基づき、運転者に対して指導及び監督することその他の同法及び安全規則に基づく一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項を遵守することが求

められている。その上で、国土交通省は、現行制度上、派遣先事業者において、安全規則第3条第1項に基づき、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されており、かつ、当該運転者が同条に掲げる事項に適合する場合には、派遣先事業者が臨時派遣運転者（派遣先事業者が選任している運転者以外の運転者をいう。以下同じ。）を派遣先事業者の常時選任以外の運転者として選任することが可能であるとしている。ただし、この場合、派遣先事業者が安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し当該台帳を営業所に備え付けておくことや、臨時派遣運転者に対して安全規則第10条に定める必要な指導及び監督を行うことその他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について、遵守することが必要であるとしている。

一方、災害時等に運転者に欠員が生じた場合であっても、安全規則第3条第1項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数が確保されていないと判断されないこと、また、他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において指導及び監督が行われていれば足りることが示されておらず、結局は、派遣先事業者が臨時派遣運転者として選任ができず、被災地等での支援物資等の貨物運送を行う必要があっても、臨時派遣運転者が、自らが運転者として選任されている事業所のトラック等を遠方から運転しながら被災地等に向かうことを余儀なくされ、結果として、交通規制や渋滞等によって被災地等に到着するまでに相当な時間を要し、迅速な貨物運送に支障を来してしまうとの声や、派遣先事業者において臨時派遣運転者が選任できたとしても、派遣先事業者において再度の指導及び監督が必要となり、被災地等における迅速な貨物運送が実現できないとの声がある。

こうした状況を踏まえ、臨時派遣運転者が派遣先事業者のトラック等の車両を適法に使用できる要件を明確化し、災害時等において、臨時派遣運転者が遠方から公共交通機関等を利用して速やかに被災地等へ駆けつけ、直ちに派遣先事業者のトラック等の車両を使用して貨物運送を代行することを可能とすることにより、災害時等における支援物資等の供給体制の強化を図るべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

災害時等において、一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づき、一般貨物自動車運送事業（同法第2

条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)について国土交通大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の運転者(事業用自動車の運転者をいう。以下同じ。)が被災した場合、被災地等で支援物資等の貨物運送を行うためには被災地等での運転者の確保が課題となる。現行制度上、被災地等における一般貨物自動車運送事業者(以下「派遣先事業者」という。)において、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第3条第1項に基づき、事業計画(同法第4条第1項第2号に定める事業計画をいう。以下同じ。)に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されており、かつ、当該運転者が安全規則第3条に掲げる事項に適合する場合は、派遣先事業者が臨時派遣運転者(派遣先事業者が選任している運転者以外の運転者をいう。以下同じ。)を派遣先事業者の常時選任以外の運転者として選任することが可能とされている。ただし、この場合、派遣先事業者が安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けておくこと、臨時派遣運転者に対して安全規則第10条に定める必要な指導及び監督を行うことその他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について遵守することが必要になる。

一方、災害時等に運転者に欠員が生じた場合であっても、安全規則第3条第1項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数が確保されていないと判断されるものではないこと、また、他の一般貨物自動車運送事業者(例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者)からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者(派遣元事業者)において指導及び監督が行われていれば足りることが必ずしも明確に示されていないため、派遣先事業者において臨時派遣運転者の選任ができず、被災地等での支援物資等の貨物運送を行う必要があっても、臨時派遣運転者が、自らが運転者として選任されている事業所のトラック等を遠方から運転しながら被災地等に向かうことを余儀なくされ、結果として、交通規制や渋滞等により被災地等に到着するまでに相当な時間を要し、迅速な貨物運送に支障を来しているとの声や派遣先事業者において臨時派遣運転者が選任できたとしても、派遣先事業者において再度の指導及び監督が必要となり、被災地等における迅速な貨物運送が実現できないとの声がある。

国土交通省は、こうした声を踏まえ、災害時等における支援物資等の供給体制の強化を図る観点から、以下の事項について、通知等で明確化した上で、地方運輸局に対して周知する。

- ①派遣先事業者が、以下の点について法令を遵守した上で、派遣先事業者が臨時派遣運転者を派遣先事業者の常時選任以外の者として選任することが可能であること。
 - ・派遣先事業者が安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けること。
 - ・臨時派遣運転者に対して安全規則第10条に定める必要な指導及び監督を行うこと。
 - ・その他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について遵守すること。
- ②災害時等に運転者に欠員が生じたとしても、安全規則第3条第1項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されていないと判断されないこと。
- ③他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において指導及び監督が行われていれば足りること。
- ④これらの措置は災害時等の緊急を要する状況に限り適用される措置であること。

ト 消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げ

【a, b：令和8年度検討開始、令和9年結論、結論を得次第、速やかに措置】

＜基本的考え方＞

事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）は、値引き販売、セット販売、キャッシュバック、アフターサービスなど様々な販売促進活動を行っている。この販売促進活動の一つとして、事業者は一般消費者に対し、景表法第2条第3項に規定する景品類（顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、内閣総理大臣が指定するものをいう。）を提供することがある。

「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（平成21年公正取引委員会告示第13号）第1項においては、景品類は、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業

者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、①物品及び土地、建物その他の工作物、②金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券、③きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）、④便益、労務その他の役務が指定されている。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は含まないとされている。

消費者庁は、景表法第4条に基づき、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

また、景品類のうち、一般消費者に対して懸賞（懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（平成8年公正取引委員会告示第1号）第1項に規定するものをいう。）によらないで提供する景品類（以下「総付景品」という。）の価額は、当初、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号。以下「昭和52年告示」という。）に基づき、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には100円、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円以上50万円未満の場合は取引価額の10分の1、総付景品の提供に係る取引の価額が50万円以上の場合には5万円の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならないとされていた。

その後、昭和52年告示は改正され、平成8年公正取引委員会告示第2号（以下「平成8年告示」という。）により、総付景品の提供に係る取引の価額が50万円以上の場合に関する基準が撤廃された。

さらに、値引き販売の活発化、景品とセット販売・値引きの区別がなくなりつつあるなど、一般消費者の商品選択を取り巻く状況の変化がある中で、総付景品の過度な規制は適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害し、一般消費者利益を損なうことにもなりかねないとされ、事業者の販売促進活動の多様化並びに昭和52年告示制定以降の物価水準の変化及び一般消費者の購買態度や価値観の変化などを考慮し、平成19年3月、平成8年告示を改正し、平成19年公正取引委員会告示第9号により、総付景品の提供に係る取引の価額の20%（当該金額が200円未満の場合は200円）の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならないと、上限額が2倍に引き上げられており、これによ

り総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には200円、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円以上の場合には取引価額の10分の2が上限額とされた（平成28年内閣府告示第123号）。

現在、上記の総付景品の上限額の見直しから20年近くが経過し、一般消費者の商品選択を取り巻く状況は更に変化している。

まず、デジタル形式のクーポンの配信や送料込み表示、ダイナミックプライシング（商品やサービスの需要と供給の状況に応じて価格を変動させる仕組み）、フリーミアム（Free（「無料」の意）にPremium（「上質な」の意）を組み合わせた造語で、基本的なサービスを無料で提供し、付加的なサービスを有料で提供して収益を得るビジネスモデルを指す。）など、事業者の販売促進活動は更に多様化している。

加えて、消費者物価指数（総合）は令和4年以降、毎年2%以上の上昇が継続している一方で、総付景品の価格は、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には200円で固定されているとの問題があり、事業者からは提供できる総付景品のラインアップが限定されつつあるとの声もある。

さらに、インターネットやSNS（Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の発達などによって情報収集や商品比較を行った上で商品を選択するなどの一般消費者の購買態度の変化、エシカル消費（地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）やフェアトレード（開発途上国の生産者と、先進国の販売業者・消費者とがお互い対等であったなら当然達成されているはずの取引関係を目指そうという運動をいう。）などを重視した購買行動など、一般消費者の意識や価値観の変化も見られるとの声もある。

また、米国、ドイツ、英国、フランス、カナダ、オーストラリア、などの先進国では、現在、総付景品の上限額を定める規制（以下「総付規制」という。）に相当する法規制は定められていないとの声もある。

法執行の面では、消費者庁が創設され、景表法が公正取引委員会から同庁に移管された平成21年9月以降、同庁によって総付規制違反を理由とする行政処分はなされておらず、さらに、行政指導の数も令和5年度は2件、令和6年度は0件、令和7年度は3件と極めて限定的であり、弁護士による消費者相談の現場でも総付景品をきっかけとした消費者被害に関する相談も見受けられない状況にあるとの指摘もある。また、これらを踏まえ、総付景品にのみ限度額を設けることが合理的なのか、限度額を設けることが必要な場合であっても、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には200円の定額部分を引き上げるべきとの声や、総付景品の提供に係る取引

の価額が 1,000 円以上の場合には取引価額の 20%の定率部分を引き上げるべきなどの声、総付規制の再点検が必要との声がある。

また、総付景品は、購入した商品又は役務と景品類との組合せによって消費者の利便性を高めるものであり、過度な規制は消費者の利益を阻害する可能性があるため、消費者保護と総付景品によるメリットのバランスを図る必要があり、そのためには、消費者被害が生じるプロセスなどの調査が必要であるとの声もある。

こうした声や指摘を踏まえ、例えば、幅広い業界における、総付景品を含む事業者の販売促進活動の実施状況、一般消費者の購買行動・価値観の変化、総付景品の上限額の引上げによって生じる事業者のメリット・デメリット、海外の制度、予想される消費者被害の内容・プロセス（景品類が付いている商品を必要な分量以上に購入する等）などについて調査・把握を行った上で、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保しつつ、事業者の競争を促進し、消費を活性化する観点から、総付景品の上限額を引き上げるとともに、総付景品の上限額の引上げの趣旨を広く事業者及び一般消費者に浸透させる中で、消費者庁による景表法の適正な執行につなげる必要がある。

加えて、様々な経済・社会の変化に応じた総付規制の在り方の定期的な見直しが必要であるとの指摘を踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 29 号）附則第 5 条などの規定のように、例えば、総付規制の再点検から一定の年数が経過した場合には、再点検後の制度の施行状況などについて検討などを加え、必要があると認めるときにはその結果に基づいて所要の措置を講ずるための方策を検討する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景表法」という。）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。）の販売促進活動、物価水準、一般消費者の価値観が変化中、総付景品（景表法第 2 条第 3 項に規定する景品類（顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、内閣総理大臣が指定するもの。以下同じ。）のうち、一般消費者に対して懸賞（懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（平成 8 年公正取引委員会告示第 1 号）第 1 項に規定するものをいう。）によらないで提供する景品類）に関し、一般消費者に対する景品類の提供に関する事

項の制限（平成 28 年内閣府告示第 123 号）の定める上限額の引上げが必要であるとの指摘を踏まえ、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保しつつ、事業者の競争を促進し、消費を活性化する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 消費者庁は、例えば、総付景品を含む事業者の販売促進活動の実施状況、一般消費者の購買行動・価値観の変化、総付景品の上限額の引上げによって生じる事業者のメリット・デメリット、海外の制度、予想される消費者被害の内容・プロセス（総付景品が付いている商品を必要な分量以上に購入する等）などに関する調査（以下「調査」という。）を、幅広い業界の事業者・事業者団体、消費者団体、研究者・実務家などを対象に実施し、総付景品の上限額の引上げについて、総付景品の提供に係る取引の価額が 1,000 円未満の場合には 200 円の定額部分と取引価額の総付景品の提供に係る取引の価額が 1,000 円以上の場合には 20%の定率部分のいずれも検討を行い、結論を得次第、当該結論を調査結果の概要等と併せて事業者及び一般消費者が分かるように適切に公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 消費者庁は、総付景品の上限額を定める規制（以下「総付規制」という。）の在り方については定期的な見直しが必要であり、経済・社会が更に変化した場合には総付景品の上限額を更に見直すことや総付規制の廃止に対しても社会的に理解が得られるような状態になった場合には廃止することも検討すべきとの指摘を踏まえ、上記の措置を講じてから一定の年数が経過した際には総付規制の再点検を行えるよう、再点検の実施やその時期について検討を行い、結論を得次第、速やかに当該結論の公表その他の必要な措置を講ずる。

ナ 消費者の適切な商品選択に向けた不実証広告規制の見直し

【a, b：令和 8 年度検討開始、令和 9 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景表法」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）は、商品パッケージや、ウェブ・テレビ・ラジオなどに掲載する広告、自社のホームページなど様々なところに、自己の供給する商品又は役務の取引についての説明を記載している。こうした販売促進活動に関し、景表法第 5 条第 1 号において、事業者は、自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示

し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（以下「優良誤認表示」という。）をしてはならないと規定されている。

このうち「著しく優良であると示す表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（平成15年10月28日公正取引委員会。以下「不実証広告ガイドライン」という。）において、実際のものや他の事業者が供給する同種又は類似のものと、一般消費者が当該表示から受ける印象・認識との間に差が生じ、これが社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合とされ、「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となるとされている。

消費者庁は、景表法第7条第1項に基づき、景表法第5条の規定に違反する行為等があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な事項などを命ずること（以下「措置命令」という。）ができる。そして、同庁は、景表法第7条第2項に基づき、当該事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料（以下「合理的根拠資料」という。）の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該行為は優良誤認表示とみなすものと規定されている（以下「不実証広告規制」という。）。この不実証広告規制に関して、令和4年3月8日最高裁判所第三小法廷判決は、一般消費者は、事業者と商品等の取引を行うに当たり、当該事業者がした表示のとおり品質等が当該商品等に備わっているものと期待するのが通常であって、実際にこれが備わっていなければ、その自主的かつ合理的な選択を阻害されるおそれがあるといい得るため、当該商品等の品質等を示す表示をする事業者は、その裏付けとなる合理的な根拠を有してしかなるべきであると判示している。

不実証広告ガイドラインにおいて、当該事業者から提出された資料が合理的根拠資料と認められるためには、「提出資料が客観的に実証された内容のものであること」及び「表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること」の2つの要件を満たす必要があるとされている。また、同ガイドラインにおいて、「客観的に実証された内容のもの」

とは、「試験・調査によって得られた結果」又は「専門家、専門家団体もしくは専門機関の見解又は学術文献」のいずれかに該当するものであるとされている。

消費者庁は、優良誤認表示の疑いのある表示を発見すると、通常、事業者に対して、事前調査を実施した上で、景表法第7条第2項に基づき、資料の提出を正式に求めるとの声がある。その際には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第7条第1項第1号、第2号及び第3号に基づき、①事業者の氏名又は名称、②資料の提出を求める表示及び③資料を提出すべき期限及び場所を記載した書面を交付する。

事業者は実務上、上記の消費者庁による事前調査及び合理的根拠資料の提出の求めに対して、個別の表示ではなく、消費者庁が表示内容全体から考える一般消費者が当該表示から受け、又は受けるであろう印象・認識についての合理的根拠資料を提出しなければならないとの声がある。一方、事業者からは、消費者庁から、それらの時点で消費者庁が考えている一般消費者が当該表示から受け、又は受けるであろう印象・認識の内容やその認定理由などについて十分に説明されないとの声がある。

消費者庁は、事業者が提出した資料が合理的根拠資料に該当しないと認める場合には、弁明の機会を付与した上で、景表法第7条第1項に基づき、当該当事者に対し、措置命令を行うが、措置命令書や消費者庁ウェブサイト上の公表文に合理的根拠資料に該当しないと判断した具体的な理由が示されていない事例も存在する。

こうした中、事業者からは、当該理由を適切に把握できなければ、将来、類似の表示において経験を活かすことができないとの声や、新たな技術や性能を製品に盛り込む場合の性能検査の評価方法が分からず、表示の裏付けとなる製品の価値を証明することが難しいといった声がある。

また、事業者が過度に萎縮し、商品効果等の具体的な数値を記載しない事態や、同業他社においても類似商品の市場投入の時期が遅れる事態なども生じており、結果として、事業者のイノベーションや、一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を阻害しているとの声がある。さらに、消費者団体からは、事業者と一般消費者の情報の非対称性が存在する中、一般消費者の権利保護において、消費者庁による調査結果の情報は有益であることから、措置命令書などの記載内容の充実は重要であるとの声もある。

さらに、景表法第7条第1項に基づく措置命令書の記載内容について、総務省行政不服審査会は、令和3年度答申第72号や令和3年度答申第74号において、これらの事案についての理由提示の記載は行政手続法（平成5年法律第88号）の要請を満たしていないとは言えないとしている一方で、「本件

理由提示において、なぜ本件提出資料を合理的根拠資料と認めなかったのかの理由が理解しやすく記載されているとはいいい難く、そのような記載が具体的になかったことにより、審理手続の長期化を招いた面が否定できない。」「仮にその際に本件措置命令の理由についても何らかの説明をしていたとしても、処分を書面でするときは、同時にその理由を書面により示さなければならぬことはいうまでもない。」「本件運用指針上の要件の充足関係を含め、審査請求人の提出した資料について行った評価を、理由として具体的に記載することが望まれる。」などと指摘している。

以上を踏まえ、表示の適正化及び一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を促進する観点から、景表法第7条第2項に基づき資料の提出を求める際やこれに当たっての事前調査において、事業者との意思疎通を向上させるとともに、景表法第7条第1項に基づき措置命令を行う際にも、当該命令の理由を十分に説明することが不可欠である。

また、措置命令の事実を消費者庁ウェブサイトで公表するに当たっても、当該処分の対象事業者のみならず、事業者全体の表示の適正化に資すべく、より充実した情報開示を行うべきである。ただし、消費者庁による事実認定には、実験の具体的な手法や商品の成分など事業者の営業秘密が含まれると考えられることから、当該営業秘密に対して十分に配慮する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）は、景表法第5条第1号により、自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（以下「優良誤認表示」という。）をしてはならないとされている。

その上で、消費者庁は、景表法第7条第1項に基づき、景表法第5条の規定に違反する行為等があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な事項等を命ずること（以下「措置命令」という。）ができるとともに、景表法第7条第2項に基づき、当該事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定め

て、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料（以下「合理的根拠資料」という。）の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者がした表示は優良誤認表示とみなすものとされている（以下「不実証広告規制」という）。なお、消費者庁は通常、不実証広告規制に基づく合理的根拠資料の提出要求に先立ち、事業者に対し、事前調査を実施しているとの声がある。

消費者庁は、事前調査、景表法第7条第2項に基づく資料提出要求、措置命令の各措置において、消費者庁から「一般消費者が当該表示から受け、又は受けるであろう印象・認識」などや事業者が提出した資料が合理的根拠資料に該当しない理由又は不十分な理由が十分に示されていないとの声や、事業者が過度に萎縮することによるイノベーションの阻害や、一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択の阻害が生じているとの声、一般消費者の権利保護において、消費者庁による調査結果の情報は有益であることから、措置命令書などの記載内容の充実は重要であるとの声を踏まえ、事業者との意思疎通の向上を通じた表示の適正化及び一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を促進する観点から、不実証広告規制の運用に係る事業者・一般消費者等の意見・要望等を幅広く聴取した上で、以下の事項（「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―」（平成15年10月28日公正取引委員会）の改正などを含む。）を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- a 景表法第7条第2項に基づき合理的根拠資料の提出を求める時点、及びそれに先立つ事前調査の各時点で、当該事業者がした表示から一般消費者が受ける、又は受けるであろう印象・認識について、消費者庁の考え方を事業者の説明すること。なお、消費者庁の考え方を事業者の説明する際は、説明の明確化の観点から、可能な限り書面により行うこと。
- b 措置命令時において、事業者の提出した資料が合理的根拠資料に該当しないと認定した理由を具体的に説明するとともに、その理由を事業者の営業秘密に配慮しつつ公表すること。

5 デジタル・AI

ニ 政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係 手続のワンストップサービス等）

<基本的考え方>

国土交通省等が運営する「自動車保有関係手続のワンストップサービス」（以下「自動車OSS」という。）は、全国全ての地域において、新車購入、定期車検、引越し、中古車売買、廃車、自動車の輸出・解体等に当たって必要な自動車保有関係手続を、24時間365日いつでもオンラインで一括して行うことを可能としたシステムであり、その利用によって、以下の利点がある。

- ①自動車の所有者、自動車販売事業者や行政書士は、運輸支局、警察署、都道府県税事務所等に出向くことなく、自宅やオフィス等において、スマートフォン、PC等から自動車保有関係手続を、24時間365日いつでもオンラインで一括で行うことができ、時間や労力の負担が大幅に軽減されること。
- ②自動車の所有者、自動車販売事業者や行政書士は、手数料及び税をオンラインで納付できるため、現金や印紙を用意し持ち歩く必要がなくなること。国土交通省及び警察庁を含む関係省庁は、令和2年7月、令和3年6月及び令和4年6月の規制改革実施計画等に基づき、自動車OSSの利用率の更なる向上のため、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（警察庁、令和3年10月4日策定）、「オンライン利用率引上げに係る基本計画（警察庁、総務省及び国土交通省、令和2年12月4日策定、令和3年12月10日改定）」等において様々なオンライン利用率の目標利用率及び目標達成期限を設定した上で、自動車OSSの利用促進策を講じてきている。

自動車OSSの利用状況については、直近の実績（令和6年度実績）で見ると、新車の新規登録手続の申請件数は168.4万件（全体（総申請件数297.0万件）の56.7%）、継続検査（車検）の申請件数は1,099.3万件（全体（総申請件数2,150.6万件）の51.1%）であり、自動車OSSの利用が伸びて約5割以上を占める一方、中古車の新規登録手続の申請件数は0.3万件（全体（総申請件数102.0万件）の0.3%）、中古車の移転登録手続の申請件数は22.7万件（全体（総申請件数655.5万件）の3.4%）、中古車の変更登録手続の申請件数は5.4万件（全体（総申請件数122.2万件）の4.4%）、中古車の抹消登録手続の申請件数は18.9万件（全体（総申請件数406.2万件）の4.6%）、中古車の記載事項変更手続の申請件数は0.4万件（全体（総申請件数5.6万件）の8.0%）であり、中古新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録等における自動車OSSの利用率が低い水準となっている。

こうした中、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、自動車OSSについて、縦割りを排してBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）を推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で

利便性の向上に取り組むこととされていることに加え、自動車O S Sを利用した場合でも、一部の手続において書類への押印や書面提出を求められるなど、デジタル完結がなされていないとして、国土交通省及び警察庁は、令和7年6月の規制改革実施計画の「自動車保有関係手続のDX」において、自動車保有関係手続のデジタル完結を実現することとされているが、自動車O S Sの一般の利用者からは、この他にも、申請が却下されていることが分かりにくい、クレジットカードでの支払方法の案内が分かりにくいなど、利便性に課題があるとの声が挙がっていることから、行政書士等、自動車保有関係手続を業として行う者のみならず、一般の利用者の意見も踏まえながら、早急に改善を図ることが必要である。

また、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条第2項第17号の規定により、デジタル庁は国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理することとされており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、デジタル社会を目指すに当たっては、政府全体として、利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげることで、「行政サービスは使いにくい」という既成概念を払拭し、デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要であることとされている。

一方、政府情報システムの利便性を利用者中心の視点に立って恒常的に改善する仕組みについては、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、デジタル庁は、以下の事項を実施することとされているが、政府情報システム全般において十分整備されていないことから、自動車O S Sのみならず政府情報システム全般において利用者の声を吸い上げ、改善につなげる仕組みをデジタル庁主導で速やかに構築することが重要である。

- ・各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行うこと。
- ・各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見や各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特성에応じた有用な情報提供等を行うこと。
- ・ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開すること。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

(1) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利便性向上

【a, b : 措置済み、

c : 令和7年度検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、

d : 令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

国土交通省等が運営する「自動車保有関係手続のワンストップサービス」(以下「自動車OSS」という。)は、全国全ての地域において、自動車の保有等のために必要な、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に基づく自動車の保管場所証明の交付申請や道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車の登録等の諸手続を、24時間365日いつでもオンラインで一括して行うことを可能としたシステムであり、その利用によって、自動車の所有者等の負担軽減といった利点があるが、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、国土交通省及び警察庁を含む関係省庁は、自動車OSSについて、縦割りを排してBPR(Business Process Re-engineering:業務改革)を推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組むこととされていることに加え、自動車OSSを利用した場合でも、一部の手続並びに手数料及び税の納付において書類への押印や書面提出を求められるなど、デジタル完結がなされていないとして、令和7年6月の規制改革実施計画の「自動車保有関係手続のDX」において、自動車保有関係手続のデジタル完結を実現することとされているが、自動車OSSの一般の利用者からは、この他にも、申請が却下されていることが分かりにくい、クレジットカードでの支払方法の案内が分かりにくいなど、利便性に課題があるとの声が挙がっていることから、行政書士など、自動車保有関係手続を業として行う者のみならず、一般の利用者の意見も踏まえながら、早急に改善を図ることが必要である。

以上を踏まえ、自動車の所有者等の負担軽減の観点から、利用者目線で、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省及び警察庁は、デジタル庁の協力を得て、自動車OSSについて利用者目線での恒常的な改善を図るため、一般の利用者から自動車OSSの利便性に関する情報提供(改善提案を含む。)を常時受け付ける仕組みを設ける。
- b 国土交通省は、自動車OSSの画面表示に関し、利用者が当該手続又はシステム仕様を誤認するおそれのある自動車OSSの画面上の案内及び

表示について、利用者に誤認を生じさせないよう、以下の措置を含む所要の措置を講ずること。

- ①登録の申請に不備がある場合には、当該申請が審査中ではなく却下されていることを利用者が確実に認知でき、かつ、必要な対応をとることができる表示等に変更すること。
 - ②手数料や税の納付に用いるクレジットカードの事前登録なしに手数料や税の納付の申請の手続を進めることができないことを利用者が確実に認知でき、かつ、確実に必要な対応をとることができる表示等に変更すること。
 - ③検査及び登録の申請後に申請内容を確認するためには当該申請の際に申請内容を保存する必要があることを、利用者が確実に認知でき、かつ、必要な対応をとることができる表示等に変更すること。
- c 国土交通省は、自動車OSSの利便性の更なる向上の観点から、ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック、行政機関の情報提供や行政手続を目的としたウェブサービス等に活用するためのデジタル庁デザインシステムやガイドライン等、ウェブサービス等のUI（User Interface：ユーザーインタフェース）を開発する際に参照すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を踏まえ、自動車OSSのユーザーインタフェースを柔軟に修正しやすいシステム構成へ将来的に見直すことも視野に、以下の事項について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずること。
- ①自動車OSS専用のアドオン（既存のブラウザの機能を拡張するために追加するソフトウェアをいう。）のインストールについて、技術的な必要性及び妥当性の再検証を行った上で、その結果を踏まえ、自動車OSSにおいて、マイナポータルを用いた公的個人認証電子証明書や、事業者等（法人及び個人事業主）が様々なサービスにログインできる認証機能であるGビズIDの利用等も候補に、システムの機能を見直すこと。
 - ②自動車OSSにおいて、自動車の登録等の申請を行う場合には、添付書類をPDF等の電子データによってオンラインで提出することを可能とすること。
- d 警察庁は、自動車OSSの利便性の更なる向上の観点から、自動車OSSを利用して行う保管場所証明申請の添付書類（契約書の写し、車両保管場所の見取図等）について、電磁的方法をもって提出可能なファイル形式が画像形式に限定されていること、その容量も1ファイル当たり100KBに限定されていることなど、現在一般に使用されるスマートフォンやPC等

から提出しにくい仕様であることから、現在の自動車OSSの利用環境に合わせた仕様に変更されるよう、必要な措置を講ずること。

(2) 政府情報システム全般における利用者目線での利便性向上

【a, c, e : 令和7年度から令和10年度まで継続的に措置、
b : (前段) 措置済み、
(後段) 令和8年度から令和10年度まで継続的に措置、
d : 令和7年度検討開始、令和8年度措置】

デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)第4条第2項第17号の規定により、デジタル庁は国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理することとされており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、デジタル社会を目指すに当たっては、政府全体として、利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげることで、「行政サービスは使いにくい」という既成概念を払拭し、デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要であることとされている。

一方、政府情報システムの利便性を利用者中心の視点に立って恒常的に改善する仕組みについては、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、デジタル庁は、以下の事項を実施することとされているにもかかわらず、政府情報システム全般において十分整備されていないことから、自動車OSSのみならず政府情報システム全般において、利用者の声を吸い上げ、改善につなげる仕組みをデジタル庁主導で速やかに構築することが重要である。

- ・各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行うこと。
- ・各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見や各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行うこと。
- ・ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開すること。

以上を踏まえ、政府情報システム全般における利便性向上の観点から、利用者目線で、以下の措置を講ずる。

- a デジタル庁は、各府省庁において、政府情報システムの利用者からの当該情報システムの利便性等に関する評価、提案、指摘等（以下「フィードバック」という。）に基づき、当該政府情報システムの点検と見直しを機動的かつ柔軟に短期間で繰り返し行い、その利便性を迅速かつ継続的に向上させるサイクルが定着するよう、利用者中心の視点に立ち、誤操作を起こしにくく安全で、利用ニーズに合致した使いやすい政府情報システム及びユーザーインターフェースを提供するに当たって考慮すべき設計及び評価の指針についてまとめた「DS-670.1 ユーザビリティガイドライン」（令和7年9月30日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「ユーザビリティガイドライン」という。）や利用者中心の視点に立ち、誤操作を起こしにくく安全で、利用ニーズに合致した使いやすい政府情報システム及びユーザーインターフェースを提供するための基本的な原則や手法を紹介する「DS-671.1 ユーザビリティ導入ガイドブック」（令和7年10月16日技術検討会議サービスデザインタスクフォース。以下「ユーザビリティ導入ガイドブック」という。）等の活用を推進するとともに、これらの改善活動が円滑に進むよう各府省庁を支援するため、各省庁との情報共有を行うためのツールの整備その他の環境を整備する。
- b デジタル庁は、a の取組を推進するため、政府情報システムの利用者から統一的な指標に基づいた定量的な満足度と利便性等に関するフィードバックを直接収集・分析することができる仕組みを整備するとともに、各府省庁に対して、所管する政府情報システムに当該仕組みを組み込むよう要請し、改善状況を定期的に確認し、必要に応じ、改善を促す。
- c デジタル庁は、利用者に直接確認し、統一的な指標に基づき定量的に測定した満足度（以下「利用者満足度」という。）の高い政府情報システム（利用者満足度が大きく向上したものも含む。）を定期的に優良事例として公表し、各府省庁に共有する。あわせて、デジタル庁は、政府情報システムの開発、運用・保守等について、各府省庁において政府情報システムの利便性の向上に実効性ある取組が自律的かつ継続的に行われるよう、以下の方策を含め、必要な方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。
- ①政府情報システムの運用・保守契約（その他の契約と一体となったものを含む。以下同じ。）において、請負事業者等が当該政府情報システムの利便性を恒常的に向上させることを内容とした標準的な記述事項を検討し、デジタル社会推進標準ガイドライン群（サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたものをいう。）の関連箇所を変更すること。

- ②利用者満足度の低い政府情報システムについては、当該政府情報システムの開発、運用・保守等の請負事業者等に対して、速やかな改善を要請すること。
- d デジタル庁は、政府情報システムの利便性向上の必要性及び重要性が認識されるよう、政府情報システムの開発又は運用・保守を請け負う事業者に対して、例えば、利用者の満足度の高い政府情報システムを優良事例として紹介すること、調達の実績として利用可能とすること又は満足度の低い政府情報システムには改善を要請することなどの方策について検討し、結論を得次第、速やかに措置する。
- e 各府省庁は、所管する政府情報システムの実際の利用者からの当該情報システムの利便性等に関する直接的なフィードバックに基づき、当該政府情報システムの点検と見直しを機動的かつ柔軟に短期間で繰り返し行い、その利便性を迅速かつ継続的に向上させるサイクルが定着するよう、所管する政府情報システムについて、ユーザビリティガイドラインやユーザビリティ導入ガイドブック等を踏まえ、必要に応じて、a のデジタル庁の支援も活用しつつ、以下の措置を講ずる。
- ①b のデジタル庁の要請も踏まえ、当該政府情報システムに関して、実際の利用者から定量的な満足度と利便性等に関する直接的なフィードバック等の収集・分析を行う仕組み等を整備の上、定期的に当該収集・分析を行うこと。
- ②c の方策も踏まえ、政府情報システムの利便性の向上に実効性ある取組を自律的かつ継続的に行うこと。

ヌ 自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化

【a：令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b：令和8年措置】

<基本的考え方>

令和3年時点の国内自転車保有台数は約5,700万台（推計）、令和7年の年間国内自転車販売台数は約467万台（推計）、令和7年度の自転車利用率（自転車を月に数日程度以上の頻度で利用する者の割合をいう。）は37.3%であるなど、自転車は、買物、通勤・通学等の日常利用を始めとする移動において、性別や年代を問わず、国民にとって極めて身近な移動手段である。一方、自転車の盗難は令和7年に年間約17万件発生しており、その一部は放置自転車として発見されるものの、自転車の利用者（以下「自転車利用者」

という。)を保護する観点から、自転車の盗難被害の防止及び早期回復が必要であることは言うまでもない。

自転車の盗難被害の防止及び早期回復、自転車の駐車対策等のため、自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。)第12条第3項に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「防犯登録規則」という。)で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者(以下「指定団体」という。)の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない、また、防犯登録に係る業務(防犯登録規則第1条第1項第1号及び第2号に掲げる業務をいう。以下「防犯登録業務」という。)は指定団体により行われることが規定されており、令和7年には年間約520万件の防犯登録が行われている。

各都道府県に一又は二の団体が指定団体として指定されており、各指定団体は防犯登録規則第2条第1項、第2項及び第4項に基づき、防犯登録業務の実施要領(以下「実施要領」という。)を定め、当該防犯登録業務を行う都道府県の区域を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、指定の申請書に添付し提出しなければならない。

同規則第2条第4項において、実施要領の記載事項として、登録事項に関する事項、登録カードの様式及び作成の方法に関する事項、登録番号標の様式及び表示の方法に関する事項などが定められており、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項について(令和2年11月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長通達)などにより一部の事項に関する解釈は示されているものの、「自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること。」(自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案に対する第128回国会附帯決議)を踏まえて、指定団体ごとの運営による継続実施が維持され、防犯登録の具体的な運用は各指定団体が自らの裁量でそれぞれの実施要領に定めていることから、登録事項(項目、登録番号の桁数など)、登録カードの様式及び作成の方法(記入フォーム、用紙サイズなど)、登録番号標の様式及び表示の方法(貼付位置など)、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し又は通知する方法(送付の頻度、データの受渡し方法など)、登録事項に係る情報の管理のために講ずる措置(有効期間、登録カードの保存期間など)、その他登録業務の実施に関し必要な事項(登録手数料の額、登録の変更及び抹消の取扱い、会計処理)等が指定団体ごとに異なり、いわゆ

るローカルルールとなっている。これらのローカルルールの存在によって、例えば、以下に掲げる声などがある。

- ・自転車利用者が有効期間を他の都道府県のものと誤認し気付かないうちに防犯登録の有効期限切れとなっているなどの不利益が生じているとの声。
- ・複数の都道府県を営業区域としている自転車販売事業者においては、地域ごとに異なる指定団体の防犯登録の運用に対応したマニュアルを策定するとともに、都道府県をまたぐ人事異動や店舗応援の都度、当該従業員等に対する教育が必要となるため、過度な負担が生じているとの声。

また、ローカルルールの中でも登録の変更及び抹消については、自転車法及び防犯登録規則を含め法令等に規定されていることが必ずしも明確ではなく、指定団体により当該手続の要否が異なる上、当該手続を必要とする指定団体において独自に運用され、自転車利用者が都道府県を越えて転居する際の登録の抹消の要否並びに登録の変更及び抹消の申請時に必要な書類等が指定団体によって異なるなどのローカルルールが生じていることから、例えば、登録の抹消を不要としている都道府県から必要な都道府県に自転車利用者が転居する場合に、登録の抹消が行われていないために転居先の都道府県で申請が受理されず、転居先の都道府県において防犯登録が行われなかったといった事例が発生している。

さらに、近年の個人間取引の拡大に伴い、個人間取引により取得した自転車の防犯登録の需要が増加している。自転車の個人間取引は自転車利用者が変更となることから、自転車を譲渡した者（以下「自転車譲渡者」という。）による登録の抹消や当該自転車を譲り受けた者（以下「自転車譲受者」という。）による防犯登録が行われるが、自転車の譲渡証明書又は売買証明書のみで防犯登録が行われた事例がある一方で、指定団体によっては防犯登録の申請に当たって登録の抹消の確認を行う場合もあるが、個人間取引を仲介する事業者によっては、自転車譲渡者等の匿名性を重視し、自転車譲受者が抹消事実を確認することができず、その結果、防犯登録ができなかった事例がある。

また、防犯登録は、一般に、指定団体から委託を受けた自転車販売店が、防犯登録業務を行う防犯登録所（防犯登録規則第1条第2項第3号に定める防犯登録所をいう。以下同じ。）として、当該業務を行っており、自転車販売店は防犯登録に伴い作成した紙の登録カードを各指定団体が定める実施要領に基づき、指定団体に郵送等によって送付している。指定団体は当該登録カードのデジタル化等を行った上で、都道府県警察へ通知等を行っている。通知等を受けた都道府県警察は、都度、警察共通基盤システムへ当該登録カ

ードのデータを登録することにより、全国の警察において、自転車防犯登録データの照会が可能となる。登録カードが紙であること、自転車販売店から指定団体への郵送等、指定団体における防犯登録情報のデジタル化等の複数のプロセスが必要であることなどから、自転車利用者が登録カードを記入してから警察共通基盤システムへデータが反映され全国の警察において自転車防犯登録データの照会が可能となるまで、長ければ3か月程度を要する事例が確認されている。防犯登録には紙の登録カードが用いられていることから、登録カードの郵送等における事故による個人情報紛失等や、指定団体において、その職員が登録カードに記載された手書きの文字を見てデジタル化して登録することによる判読の誤りや文字確認のための登録遅延等が生じるリスクが避けられない。警察庁は、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第7号）に基づき、登録カードの電磁的記録による作成を可能とし、これを受けて、一部の指定団体において、防犯登録業務の迅速化や正確性向上のために防犯登録手続のデジタル化の運用を開始している。しかし、指定団体によってその実施要領が異なる上、デジタル化に関する共通仕様が示されていないことから、各指定団体が個別にデジタル化を検討しており、たとえデジタル化が進んだとしてもローカルルール等による運用の非効率化が懸念される。

さらに、自転車防犯登録の照会に関して、市区町村から、以下に掲げる声がある。

- ・防犯登録情報は市区町村が撤去した放置自転車の利用者の特定に活用されており、市区町村は撤去した自転車の利用者情報について、防犯登録番号等を基に都道府県警察へ資料の提供を依頼し、判明した自転車の利用者に返還等の通知を行っている。自転車法第6条第6項により、都道府県警察は、市区町村から同条第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提出を求められたときは、速やかに協力するものとされているが、一部の都道府県警察において、当該都道府県の防犯登録のみの照会に対応しており、当該都道府県内の市区町村は、依頼先の都道府県警察が複数ある場合や当該都道府県以外の都道府県警察に照会を行う場合には、各都道府県警察へ別々に依頼することを依頼先の都道府県警察から求められるなどの事例があるとの声。
- ・市区町村から都道府県警察への依頼方法が都道府県警察によって電子メールや郵送等と異なることから、依頼手続が煩雑化し、迅速な自転車利用者への返還等に支障を来しており、特に、郵送で依頼した場合は自転車利用者の特定までに1か月程度を要することもあり、市区町村から自転車利

用者への自転車の返還の通知が遅れ、盗難自転車の返還率の低下の一因となっているとの声。

- ・令和6年度に全国の防犯登録情報が警察庁が運用する警察共通基盤システムに登録されることとなったものの、従前の対応が継続されており、解決に至っていないとの声。

加えて、盗難自転車、放置自転車等の利用者の特定に当たっては、防犯登録の際に防犯登録番号と共に登録される自転車の車体番号に基づく確認依頼も活用されているが、自転車の車体番号は自転車メーカー等が独自に附番しており、「O」と「0」等の目視判別が困難な文字が使われていることから、登録時の誤りが生じる可能性があり、また、車体番号の重複が生じ、利用者特定に至らなかったとの声がある。

こうした状況を踏まえ、全国の自転車利用者が防犯登録の恩恵を最大限に享受するためには、全体最適の観点から、合理性に乏しいローカルルールを見直し、また、防犯登録や資料の提供依頼などに要する手続きが、共通仕様に従って全国的にデジタル化されることで防犯登録の迅速化及び効率性向上が高まること、さらに、登録の変更及び抹消について、自転車利用者の利便性を高め、必要な申請が行われることが重要である。

また、各指定団体の実施要領の記載事項を変更しようとするときは、防犯登録規則第3条第2項に基づき、その変更の内容、時期及び理由を記載した書面を公安委員会に提出して、その承認を受けなければならない、指定団体の一存で実施要領を変更することは困難との声があるため、防犯登録に係るローカルルールの解消には、警察庁、公安委員会及びその管理下にある都道府県警察は、実施要領を含め、防犯登録に係る事項について、警察庁通達の発出等により全国共通の認識を持った上で各指定団体と協議を行うことが重要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

自転車の防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「防犯登録規則」という。）で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者（以下「指定団体」という。）の行う防犯登録をいう。以下「防犯登録」という。）及びその業務（防犯登録規則第1条第1項第1号及び第2号に掲げる業務をいう。以下「防犯登録業務」という。）のローカルルール等により、自転車の利用者（以下「自転

車利用者」という。)の不利益及び事業者の過大な負担となっているとの指摘や声があることなどを踏まえ、自転車の盗難被害の防止及び早期回復、自転車の駐車対策等の観点から、自転車の防犯登録業務のローカルルール見直し及びデジタル化により、防犯登録等の即時性の実現及び効率性の向上、盗難自転車、放置自転車等の利用者の迅速な特定、個人間取引における防犯登録等に要する手続の円滑化を促進するため、以下の措置を講ずる。

- a 警察庁は、①防犯登録規則第2条第4項において、同条第1項、第2項及び第4項に基づき各指定団体が定める、防犯登録業務の実施要領(以下「実施要領」という。)の記載事項として、登録事項に関する事項、登録カードの様式及び作成の方法に関する事項、登録番号標の様式及び表示の方法に関する事項などが定められており、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項について(令和2年11月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長通達)などにより一部の事項に関する解釈は示されているものの、防犯登録の具体的な運用は各指定団体が自らの裁量でそれぞれの実施要領に定めていることから、登録事項(項目、登録番号の桁数など)、登録カードの様式及び作成の方法(記入フォーム、用紙サイズなど)、登録番号標の様式及び表示の方法(貼付位置など)、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し又は通知する方法(送付の頻度、データの受渡し方法など)、登録事項に係る情報の管理のために講ずる措置(有効期間、登録カードの保存期間など)、その他登録業務の実施に関し必要な事項(登録手数料の額、登録の変更及び抹消の取扱いや会計処理)等は指定団体ごとに異なり、いわゆるローカルルールとなっていること、②登録の変更及び抹消は自転車法及び防犯登録規則を含め法令等に規定されていることが必ずしも明確ではなく、指定団体により当該手続の要否が異なる上、当該手続を必要とする指定団体において独自に実施されていること、③個人間取引を仲介する事業者によっては登録の抹消の要否及び防犯登録の可否が異なること、④各指定団体の実施要領の記載事項を変更しようとするときは、防犯登録規則第3条第2項に基づき、その変更の内容、時期及び理由を記載した書面を都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出して、その承認を得なければならない、指定団体の一存で実施要領を変更することは困難との声があること、⑤防犯登録に要する手続において、全国的に、指定団体から委託を受けた自転車販売店等が防犯登録業務を行う防犯登録所(防犯登録規則第1条第2項第3号に定める防犯登録所をいう。以下同じ。)として、防犯登録に伴い作成した紙の登録カードを各指定団体が定める実施要領に基づき指定団体に郵送等によって送付しており、指定団体は当該登録カードをデジタル化等し、都道

府県警察へ通知等を行っている。通知等を受けた都道府県警察は、都度、警察共通基盤システムへ当該登録カードのデータを登録することにより、全国の警察において、自転車防犯登録の照会が可能となるまでに長ければ3か月程度を要すること、⑥防犯登録には紙の登録カードが用いられており、登録カードの郵送等における事故による個人情報の紛失等や、指定団体において、登録カードのデジタル化の際の誤りや登録遅延等が生じるリスクが避けられないこと、⑦市区町村が撤去した放置自転車の利用者の特定に活用される防犯登録情報等を基に、市区町村が撤去した自転車利用者の情報について、都道府県警察に資料の提供を依頼し、判明した自転車の利用者に返還等の通知を行っているが、都道府県警察によって対応が異なり、過大な負担が生じるとともに、盗難自転車の返還率の低下の一因となっていること、⑧防犯登録の際に登録される自転車の車体番号は自転車メーカーが独自に附番したものであるが、目視判別が困難な文字が使用される場合があり、防犯登録時の誤りが生じていることなどを踏まえ、利用者目線での防犯登録の在り方について全体最適の観点から見直し、防犯登録の即時性の実現及び効率性の向上、盗難自転車、放置自転車等の利用者の迅速な特定、個人間取引における防犯登録等に要する手続の円滑化を促進するため、以下の事項について検討し、結論を得次第、速やかに、警察庁通達の発出等を含め、必要な措置を講ずる。警察庁は、自ら行う当該検討の際に、警察庁、指定団体、防犯登録業務を受託した自転車販売事業者等、自転車メーカーなどの関係者による検討の場を設けるものとする。

- ・警察庁は、関係者と協力し、各指定団体における実施要領及び運用実態（登録事項（項目、登録番号の桁数など）、登録カードの様式及び作成の方法（記入フォーム、用紙サイズなど）、登録番号標の様式及び表示の方法（貼付位置など）、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し又は通知する方法（送付の頻度、データの受渡し方法など）、登録事項に係る情報の管理のために講ずる措置（有効期間、登録カードの保存期間など）、その他登録業務の実施に関し必要な事項（登録手数料の額、登録の変更及び抹消の取扱いや会計処理等をいう。)) について、調査を行い、その結果（ローカルルール状況等）を踏まえ、防犯登録等のデジタル化の支障となり、又は、自転車利用者の視点を含め全体最適の観点から十分な合理性が認められないローカルルールを解消すること。

具体的には、

- ・警察庁は、関係者と協力し、指定団体及び警察庁における防犯登録情報の連携並びにそれに必要な過程を全国的にデジタル化し、都道

府県警察、指定団体及び市区町村が防犯登録情報を迅速かつ円滑に活用可能とするために必要となる登録事項の共通化の基準及び登録カードの様式等の共通仕様の基準を定めること。

- ・警察庁は、関係者と協力し、都道府県を越える転居及び個人間取引等により自転車を譲り受けた場合において、転居前及び譲渡者の防犯登録の抹消を必須とせず、自転車利用者の申出に応じて防犯登録や登録の変更などを迅速かつ柔軟に行うことができるよう、必要な具体的要件及び方法等を定めるなど、申請に必要な書類等の種類の基準及び標準様式の基準を定めること。
 - ・警察庁は、自転車の車体番号により、盗難自転車、放置自転車等の利用者の特定の際に生じている問題を踏まえ、関係者と協力し、車体番号に判読しにくい文字の使用を避けること及び車体番号の重複が発生しない附番の仕組みなど、車体番号による利用者の特定の可能性を高めるための方法について検討し、結論を得次第、当該方法を速やかに講じるよう、関係団体等への要請等を行うこと。
- b 警察庁は、自転車法第6条第6項により、都道府県警察は、市区町村から同条第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提出を求められたときは、速やかに協力するものとされているが、市区町村が撤去した放置自転車の利用者を特定するために都道府県警察に行っている資料の提供依頼（以下「資料提供依頼」という。）について、市区町村から以下の声があることを踏まえ、都道府県警察において管轄内の市区町村からの資料提供依頼に応じていない場合は、その解消に向けた取組を推進し、資料提供依頼に迅速かつ円滑に対応するよう、都道府県警察に周知すること。
- ・防犯登録情報は市区町村が撤去した放置自転車の利用者の特定に活用されており、市区町村は、撤去した自転車の利用者情報について、防犯登録番号等を基に都道府県警察へ資料の提供を依頼し、判明した自転車の利用者に返還等の通知を行っているが、令和6年度に警察庁が運用する警察共通基盤システムに全国の防犯登録情報が登録されることとなったものの、一部の都道府県警察において、当該都道府県の指定団体による防犯登録のみ対応しており、当該都道府県内の市区町村は、依頼先の都道府県警察が複数ある場合や当該都道府県以外の都道府県警察である場合には、各都道府県警察へ別々に依頼することを依頼先の都道府県警察から求められるなどの事例があるとの声。
 - ・市区町村から都道府県警察への依頼方法が都道府県警察によって電子メールや郵送等と異なることから、依頼手続が煩雑化し、迅速な自転車

利用者への返還等に支障を来しており、特に、郵送で依頼した場合は自転車利用者の特定までに1か月程度を要することもあり、市区町村から自転車利用者への自転車の返還の通知が遅れ、盗難自転車の返還率の低下の一因となっているとの声。

6 その他経済対策関連事項

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策においては、規制改革実施計画の関連として、以下の7つの施策が盛り込まれた。

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

- ①長期相続登記等未了土地解消事業の対象の更なる明確化
- ②地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組
- ③光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の一元的な情報公開とワンストップ化等

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

- ④緊急通行車両の申請のオンライン化
- ⑤全国がん登録の更なる利活用に向けた整備
- ⑥第一類医薬品の販売区分の定期的見直し
- ⑦非上場株式の発行・流通の活性化

このうち、第1節の①は本答申の2. 1ウ、第2節の④は本答申の2. 4チ、⑤は本答申の1. 2エ(1)、⑥及び⑦は同経済対策に内容が記載されているが、第1節の②及び③の内容については以下のとおりである。

ネ 地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組

【措置済み】

地方公共団体の入札参加資格審査手続に係る全国共通システムについて、利用者の利便性を一層向上させる観点などから、令和7年度内に、地方公共団体の既存システムの現状分析を深掘りした上で、全国共通システムの詳細な機能の在り方等について一定の結論を得る。

ノ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の一元的な情報公開とワンストップ化等

【措置済み】

光ファイバーのインフラ整備等を進めるための手続に要する時間・費用を抑制するため、散在する河川・道路の光ファイバーや光ファイバーを収容している施設の位置情報や管理者の情報を集約化し、一元的な情報公開とワンストップ申請等を可能とするプラットフォームを令和7年度内に構築する。

Ⅲ 今後の検討の方向性

人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるためには、絶え間ない規制改革の取組が重要であり、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせた利用者目線の規制・制度改革を徹底するため、引き続き、スピード感を持って具体的な審議を進めるとともに、必要に応じて関連する会議との連携に努めていく。

特に、「強い経済の実現」に向けては、日本成長戦略本部と引き続き連携し、各ロードマップ・各戦略を含む日本成長戦略の内容も踏まえ、規制・制度改革の観点で、成長戦略に資する新たな議論を行うとともに、決定事項に対するフォローアップに取り組んでいく。

また、A I の社会実装を通じて社会課題を解決し、社会・経済の更なる発展を図るためには、著しいA I の進化速度に対応し、先んじてA I の利用・開発に係る障害を把握することが重要である。このため、人工知能戦略本部やデジタル行財政改革会議を含め、府省庁横断の連携により、A I 分野の規制・制度改革に対応する体制を強化しながら、A I の社会実装を促進するため、本答申に盛り込んだ「A I 時代に対応する規制・制度改革の在り方」の実現に取り組むとともに、引き続き、様々な局面における規制・制度を利用者目線で積極的に見直していく。

(参考資料1) 規制改革推進会議 委員名簿 (令和8年6月29日時点)

<敬称略>

議長	富田 哲郎	東日本旅客鉄道株式会社 相談役
議長代理	富山 和彦	株式会社日本共創プラットフォーム (JPiX) 代表取締役会長
議長代理	林 いつみ	桜坂法律事務所 弁護士 (創立パートナー)
	芦澤 美智子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長 ・シニアパートナー弁護士
	川邊 健太郎	LINEヤフー株式会社 顧問
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科 教授
	杉本 純子	日本大学法学部 教授
	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	間下 直晃	株式会社ブイキューブ 取締役会長
	御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役社長

(参考資料2) 規制改革推進会議専門委員名簿 (令和8年6月29日時点)

■ 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ

青山 浩子	新潟食料農業大学 教授
秋元 里奈	食ベチョク 代表、株式会社ビビッドガーデン 代表取締役社長
有路 昌彦	近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野 教授
井上 岳一	株式会社日本総合研究所創発戦略センター チーフスペシャリスト
國峯 孝祐	國峯法律事務所 弁護士
小針 美和	株式会社農林中金総合研究所 主席研究員
永岡 里菜	株式会社おてつたび 代表取締役CEO
原 忠之	セントラルフロリダ大学ローゼンホスピタリティ経営学部 テニユア付准教授

■ 健康・医療・介護ワーキング・グループ

伊藤由希子	慶應義塾大学大学院商学研究科 教授
印南 一路	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 副所長
大石佳能子	株式会社メディヴァ 代表取締役社長
紀伊 信之	株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
桜井なおみ	一般社団法人全国がん患者団体連合会 副理事長
佐々木 淳	医療法人社団悠翔会 理事長
高山 義浩	沖縄県立中部病院地域診療科 部長
時田佳代子	社会福祉法人小田原福祉会 理事長

■ 働き方・人への投資ワーキング・グループ

安中 繁	ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員
宇佐川邦子	株式会社インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター上席主任研究員
工藤 勇一	学校法人堀井学園横浜創英中学・高等学校 元・校長
鈴木 俊晴	早稲田大学社会科学総合学術院 教授
水町勇一郎	早稲田大学法学学術院 教授
山田 久	法政大学人間環境学部 教授 兼 経営大学院 教授

■ スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ

岩崎 薫里	株式会社日本総合研究所調査部 上席主任研究員
梅田 靖	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻 教授
大橋 弘	東京大学 副学長、大学院経済学研究科 教授
川本 明	慶應義塾大学経済学部 特任教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員グループ CoPA、 マネーフォワード総合研究所長
原田 文代	日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
藤本あゆみ	一般社団法人スタートアップエコシステム協会 代表理事、 FoundersNation 株式会社 代表取締役社長
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
宮下 和昌	I G P I 弁護士法人 代表弁護士、株式会社経営共創基盤 ジェネラル・カウンセラー
森澤 充世	環境学博士、ESG投資・環境専門家

■ デジタル・AIワーキング・グループ

片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
住田 智子	フューチャー株式会社 執行役員
田中 良弘	一橋大学大学院法学研究科 教授
戸田 文雄	株式会社国際社会経済研究所 研究主幹
村上 将一	株式会社Praxis 代表取締役
村上 文洋	DXアドバイザー (元・三菱総合研究所 主席研究員)

(参考資料3) ワーキング・グループの構成員 (令和8年6月29日時点)

		構成員									
■地域活性化・ 人手不足対応 ワーキング・グループ	林 づみ 座長	青山 浩子 専門委員	井上 岳一 専門委員	小針 美和 専門委員	秋元 里奈 専門委員○	有路 昌彦 専門委員○	國峯 孝祐 専門委員○	永岡 里菜 専門委員○	原 忠之 専門委員○		
	芦澤 美智子 委員	川邊 健太郎 委員	佐藤 主光 委員	富山 和彦 委員	御手洗 瑞子 委員						
■健康・医療・介護 ワーキング・グループ	佐藤 主光 座長	印南 一路 専門委員	大石 佳能子 専門委員	佐々木 淳 専門委員	伊藤 由希子 専門委員○	紀伊 信之 専門委員○	桜井 なおみ 専門委員○	高山 義浩 専門委員○	時田 佳代子 専門委員○		
	杉本 純子 委員	間下 直晃 委員									
■働き方・人への投資 ワーキング・グループ	間下 直晃 座長	宇佐川 邦子 専門委員	工藤 勇一 専門委員	鈴木 俊晴 専門委員	水町 勇一郎 専門委員	安中 繁 専門委員○	山田 久 専門委員○				
	富山 和彦 委員	中室 牧子 委員	堀 天子 委員								
■スタートアップ・ イノベーション促進 ワーキング・グループ	落合 孝文 座長	大橋 弘 専門委員	瀧 俊雄 専門委員	岩崎 薫里 専門委員○	梅田 靖 専門委員○	川本 明 専門委員○	原田 文代 専門委員○	藤本 あゆみ 専門委員○	増島 雅和 専門委員○	宮下 和昌 専門委員○	森澤 充世 専門委員○
	芦澤 美智子 委員	堀 天子 委員	御手洗 瑞子 委員								
■GX・ サステナビリティ サブワーキング・グループ	落合 孝文 座長	梅田 靖 専門委員○	川本 明 専門委員○	原田 文代 専門委員○	森澤 充世 専門委員○						
	芦澤 美智子 委員										
■デジタル・AI ワーキング・グループ	中室 牧子 座長	住田 智子 専門委員	田中 良弘 専門委員	戸田 文雄 専門委員	村上 文洋 専門委員	片桐 直人 専門委員○	村上 将一 専門委員○				
	落合 孝文 委員	川邊 健太郎 委員	杉本 純子 委員	林 づみ 委員							

(注) 氏名の右に「○」を記載の専門委員は、特定の議題に参画するテーマ別構成員を指す。

(参考資料4) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

■規制改革推進会議

第24回	令和7年10月3日	・規制・制度改革の更なる発展・深化について
第25回	令和7年10月16日	・議長互選
第26回	令和7年12月24日	・規制・制度改革の今後の検討課題について
第27回	令和8年2月26日	・規制改革推進に関する中間答申(案)について ・規制改革実施計画のフォローアップについて
第28回	令和8年6月29日	・規制改革推進に関する答申(案)について

■地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ

第5回	令和8年1月15日	・限定訪問特定整備制度における自動車の法定点検の実施について ・移動の不足の改善状況についての検証及び利用者目線での検証結果の評価について ・規制改革ホットライン処理方針について
第6回	令和8年1月26日	・地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについて
第7回	令和8年2月17日	・植物工場の促進に向けた規制等の在り方について
第8回	令和8年4月14日	・地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについて ・規制改革ホットライン処理方針について
第9回	令和8年5月13日	・未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進について(フォローアップを含む) ・規制改革ホットライン処理方針について
第10回	令和8年5月14日	・自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化について ・移動の不足の改善状況についての検証及び利用者目線での検証結果の評価について
第11回	令和8年5月19日	・地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについて ・規制改革ホットライン処理方針について

■健康・医療・介護ワーキング・グループ

第6回	令和7年10月29日	・全国がん登録及び院内がん登録の更なる利活用に向けた整備について(フォローアップを含む) ・規制改革ホットライン処理方針について
-----	------------	---

第7回	令和7年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化などの推進について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について
第8回	令和7年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・基準該当居宅サービス・離島等相当サービスの導入促進やサービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等について（フォローアップを含む）
第9回	令和8年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による画像読影等におけるAI活用の促進について ・規制改革ホットライン処理方針について
第10回	令和8年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療等データの利活用の促進（本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方等）について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について
第11回	令和8年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化について（フォローアップを含む）
第12回	令和8年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進について（フォローアップを含む） ・医療等データの利活用の促進（本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方等）について（フォローアップを含む）

■働き方・人への投資ワーキング・グループ

第5回	令和8年1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・シフト制における適正な年次有給休暇の取得等について
第6回	令和8年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる労働条件の明示方法の見直しについて ・規制改革ホットライン処理方針について
第7回	令和8年4月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直しについて ・外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直しについて
第8回	令和8年4月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間法制に係る政策対応の在り方について
第9回	令和8年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革ホットライン処理方針について

■スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ

第7回	令和7年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機（ドローン）の更なる活用の拡大に向けた環境整備について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について
第8回	令和8年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直しについて

第9回	令和8年2月5日	・法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善について
第10回	令和8年3月2日	・会社法の見直し（株式対価M&A、実質株主確認制度等）について
第11回	令和8年3月10日	・スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討について（フォローアップを含む）
第12回	令和8年3月19日	・電波利用規制（技術基準適合証明等）の見直しについて
第13回	令和8年4月13日	・消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げについて
第14回	令和8年4月22日	・電波利用規制（ワイヤレス電力伝送システム）の見直しについて ・規制改革ホットライン処理方針について
第15回	令和8年6月17日	・規制改革ホットライン処理方針について

■GX・サステナビリティ サブワーキング・グループ

第2回	令和8年1月14日	・太陽光発電設備の使用前自己確認の見直しについて ・蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化について
第3回	令和8年5月26日	・次世代型太陽電池の普及促進について ・規制改革ホットライン処理方針について

■デジタル・AIワーキング・グループ

第5回	令和7年11月7日	・自動車保有関係手続のワンストップサービスの利便性向上について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について
第6回	令和8年1月9日	・弁護士法におけるAI活用の更なる明確化について
第7回	令和8年2月13日	・自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化について ・AI等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化について
第8回	令和8年4月16日	・政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入促進について
第9回	令和8年4月30日	・フィジカルAIを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進について ・規制改革ホットラインの処理方針について
第10回	令和8年5月15日	・次世代AIデータセンターの国内立地の加速について ・規制改革ホットラインの処理方針について